

第1章 人口減少社会

本章では、第1節で我が国の人口の概況、第2節で我が国の人口に関わる施策の変遷について振り返った後、第3節では「人口減少社会」に対する国民の意識について、厚生労働省の委託調査の結果などを見ながら分析する。その後、第4節で諸外国の動きを概観し、最後に第5節で第1章全体をまとめ、人口減少克服のための取組みのあり方について考えていく。

第1節 我が国の人口の概況

本節では、我が国の人口の概況について、人口の長期的な推移を振り返った後、人口の自然動態（出生及び死亡の動向）と社会動態（国際人口移動及び国内人口移動の動向）について概観していく。

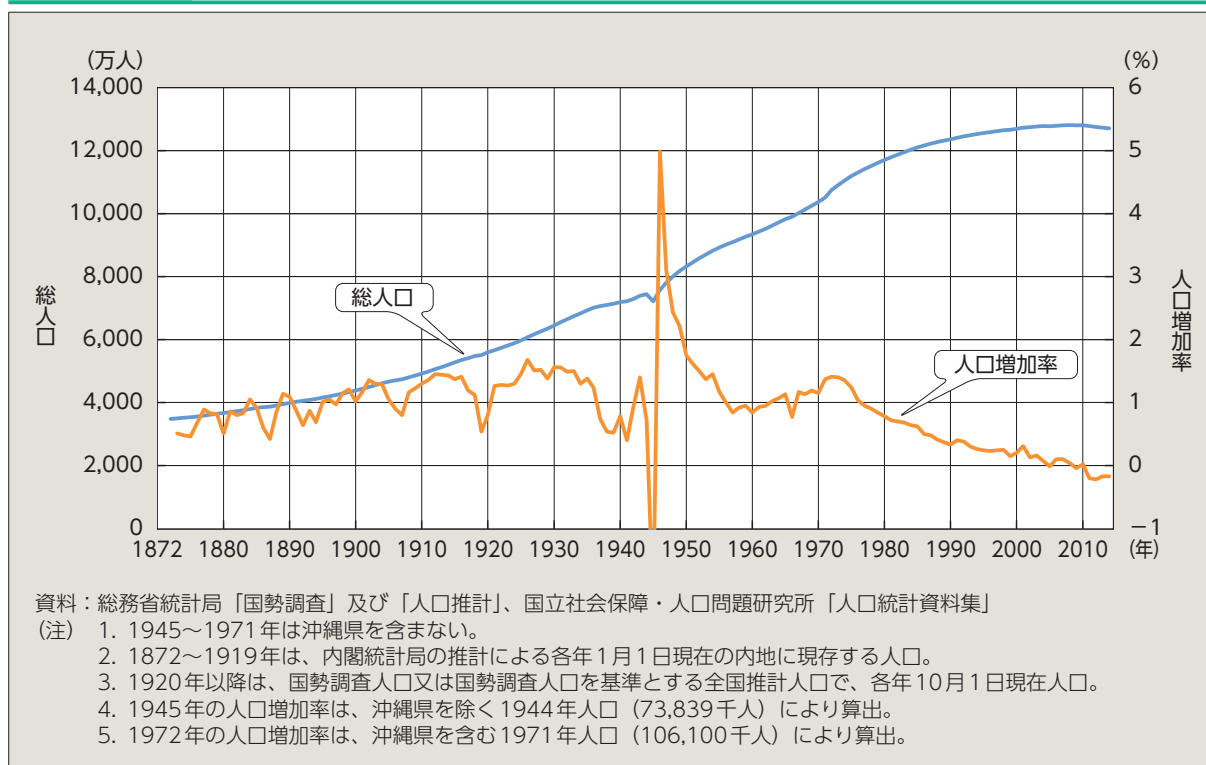
1 人口の長期的な推移

(21世紀初頭より、我が国は人口減少社会へと突入)

総務省「人口推計」によると、2014（平成26）年の我が国の総人口は約1億2,708万人となり、前年比で約21万5千人の減少となった。

我が国の総人口は、江戸時代後半期より3千万人強でほぼ安定していたとされる^{*1}が、明治時代に入ってから急激な人口増加が始まった。明治時代以降の総人口及び人口増加率の推移を示すと図表1-1-1のようになる。

図表1-1-1 日本の総人口及び人口増加率の推移



*1 「人口から読む日本の歴史」(鬼頭宏著)より。

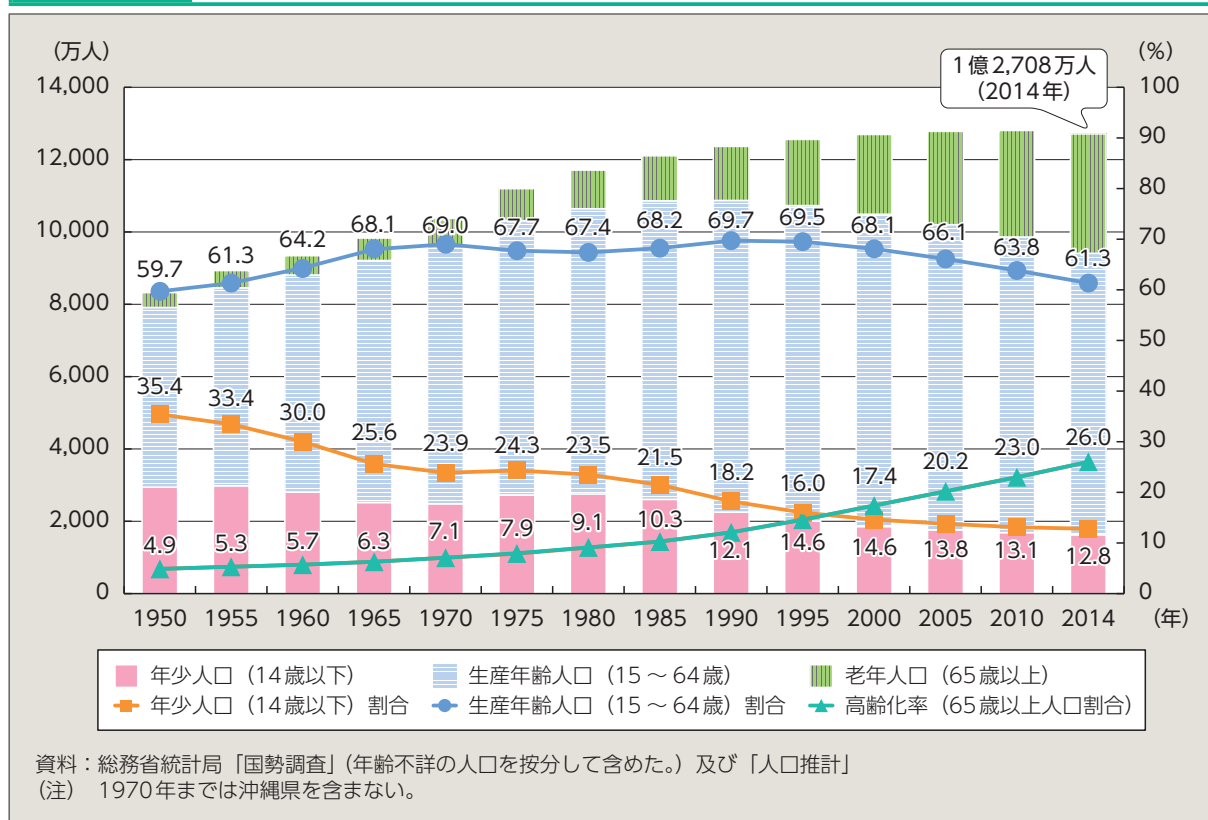
これを見ると、1872（明治5）年における総人口は3,481万人であった*2が、その後、人口増加率年平均1%前後を保ちながら急速に増加し、第1回国勢調査が実施された1920（大正9）年には5,596万人へと、およそ50年間で総人口が約1.6倍となった。その後も、人口増加率年平均1%～1.5%前後を保ちながら、戦後直後の1948（昭和23）年には8,000万人台に、そして1967（昭和42）年には1億人の大台に到達した。

しかしながら、1970年代後半以降人口増加率は低下し、2004（平成16）年から2005（平成17）年の人口増加率は、飢饉や戦争といった特殊要因を除き、近代的な人口統計が開始されてから初めてマイナスを記録した。翌2006（平成18）年より人口はプラスに転じたが、2009（平成21）年には再びマイナスに転じ、2011（平成23）年以降はマイナスで推移している。

（少子高齢化は急速に進展している）

次に我が国の人口構成の推移について、年齢3区分別人口で推移を示すと図表1-1-2のとおりとなる。

図表 1-1-2 年齢3区分別人口及び人口割合の推移



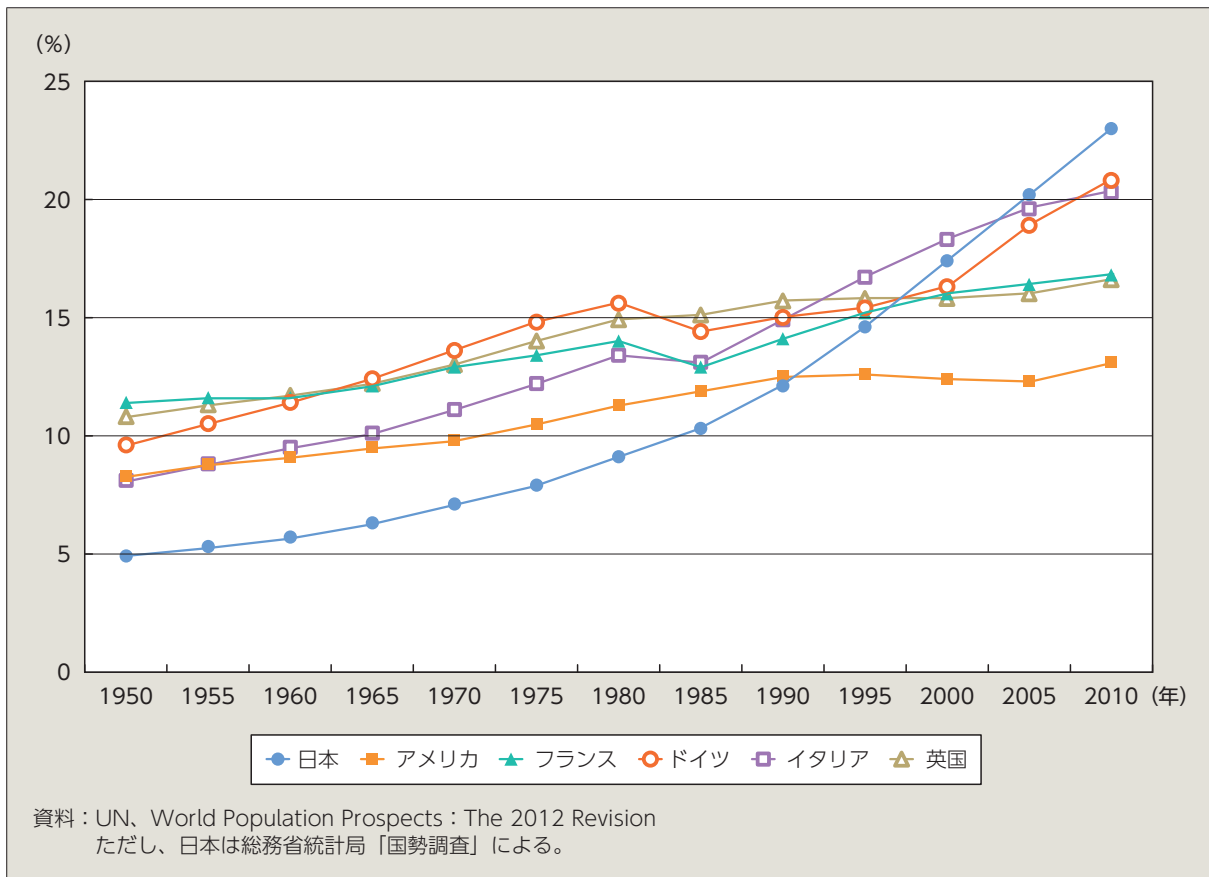
これを見ると、年少人口（14歳以下）割合は、1950（昭和25）年以降、第2次ベビーブームの影響により微増している1975（昭和50）年を除き低下し続けており、2014年は12.8%と過去最低となっている。また、生産年齢人口（15～64歳）割合についても、図には示していないが、1992（平成4）年の69.8%をピークに現在まで低下し続けている。

*2 我が国の近代的な統計は、1871（明治4）年の太政官布告に基づく戸籍法が施行され、翌年の1872年から戸籍簿に基づく人口が調べられた。

一方で、高齢化率（総人口に占める老年人口割合（65歳以上人口割合））は、1950年以降一貫して増加している。1950年時点では4.9%であったのが、1985（昭和60）年には10.3%、2005（平成17）年には20.2%と急速に上昇しており、2014（平成26）年は26.0%と過去最高となっている。

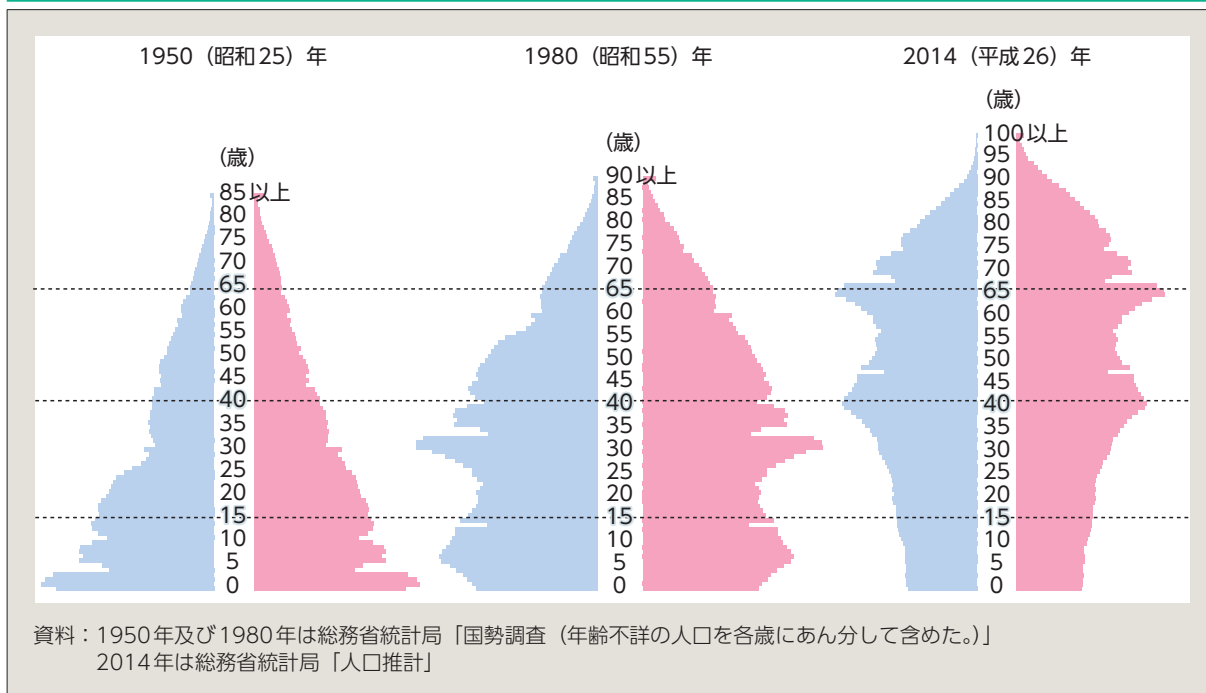
高齢化率の推移について主要国と比較してみると、我が国の高齢化率が最高水準であるのみならず、高齢化のスピードが著しく速いことが分かる（**図表1-1-3**）。

図表1-1-3 主要国における高齢化率の推移



さらに、人口構成の変化を人口ピラミッドで見ると、1950年時点では、若い年齢ほど人口が多いいわゆる富士山型であった。1980年時点になると、第二次ベビーブーム以降の出生数の減少傾向が見られる。また、中高年の死亡率の低下が反映され、上半分が円みを帯びて釣鐘に似た形へと変化している。2014年時点の人口ピラミッドでは、団塊ジュニア世代以降の少子化や平均寿命の延伸等による少子高齢化が反映されひょうたん型に近い形へと変化している（**図表1-1-4**）。

図表 1-1-4 人口ピラミッドの変化



2 出生及び死亡動向の概況（人口の自然動態）

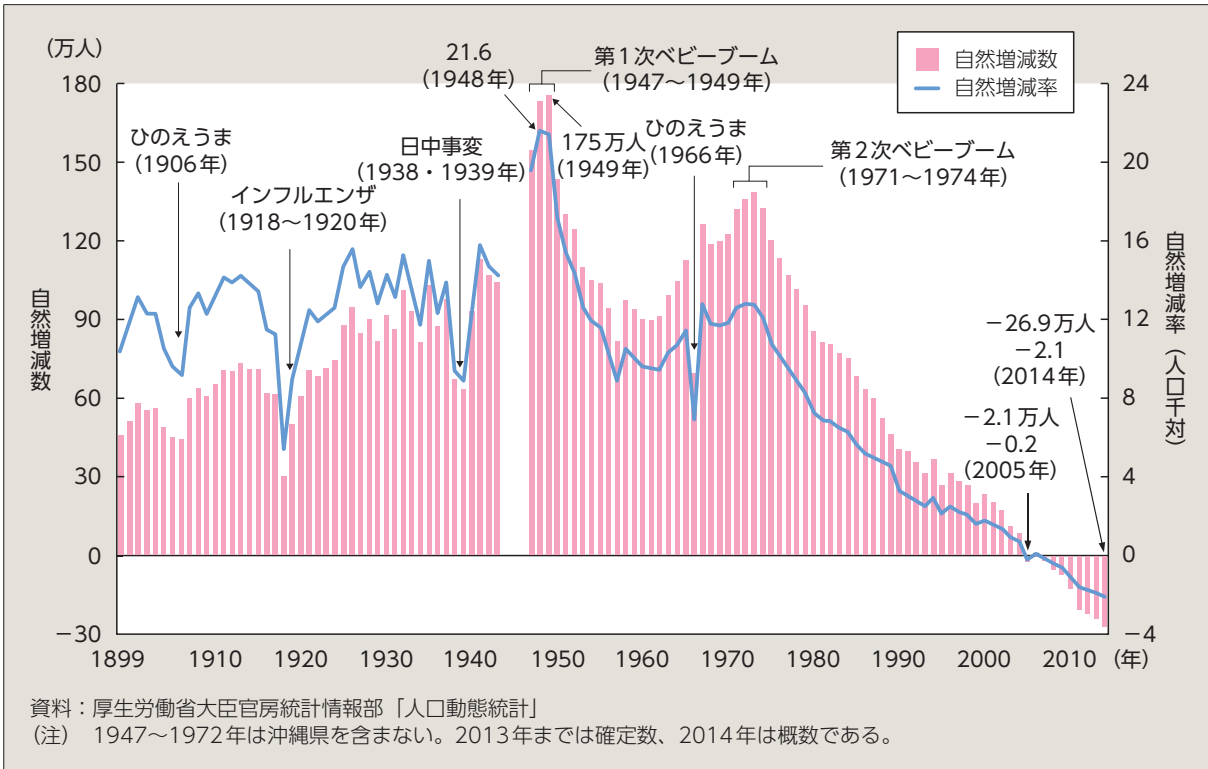
ここでは、人口の自然動態（出生及び死亡）について、はじめに自然増減の長期的な推移を振り返った後、出生及び死亡の動向について概観していく。

(1) 自然動態の長期的推移

(21世紀初頭より、死亡数が出生数を上まわり自然減少に転じる)

厚生労働省「人口動態統計」によると、2014（平成26）年の我が国の自然増減数（出生数から死亡数を減じたもの）は▲26万9千人（前年比31千人の減）、自然増減率（人口千対）は▲2.1（前年比0.2の減）となり、自然増減数・自然増減率ともに統計の得られていない1944（昭和19）年から1946（昭和21）年を除き、1899（明治32）年の人口動態調査開始以降、最大の減少となった。遡って我が国の自然増減数及び自然増減率の推移を示すと図表1-1-5のようになる。

図表 1-1-5 自然増減数及び自然増減率の年次推移



これを見ると、第2次世界大戦前は増加傾向であったが、戦後は第1次ベビーブーム期の1949（昭和24）年の175万人をピークに減少した。その後、1962（昭和37）年に再び増加に転じ、1971（昭和46）～1974（昭和49）年の第2次ベビーブーム期には130万人を超えていたが、1975（昭和50）年以降は、出生数の減少により自然増減数も減少し、1989（平成元）年に50万人を割った。

1990（平成2）年からは出生数は横ばいであったが、人口の高齢化による死亡数の増加により自然増減数は減少し、1999（平成11）年には20万人を割った。2000（平成12）年には増加したものの、2001（平成13）年以降は出生数の減少と死亡数の増加の双方により減少し、2004（平成16）年には10万人を割り、2005（平成17）年には、統計の得られていない1944～1946年を除き、1899年の人口動態調査開始以降、初めて出生数が死亡数を下回りマイナスとなった。2006（平成18）年はプラスとなったものの、2007（平成19）年からは8年連続でマイナスとなっている。

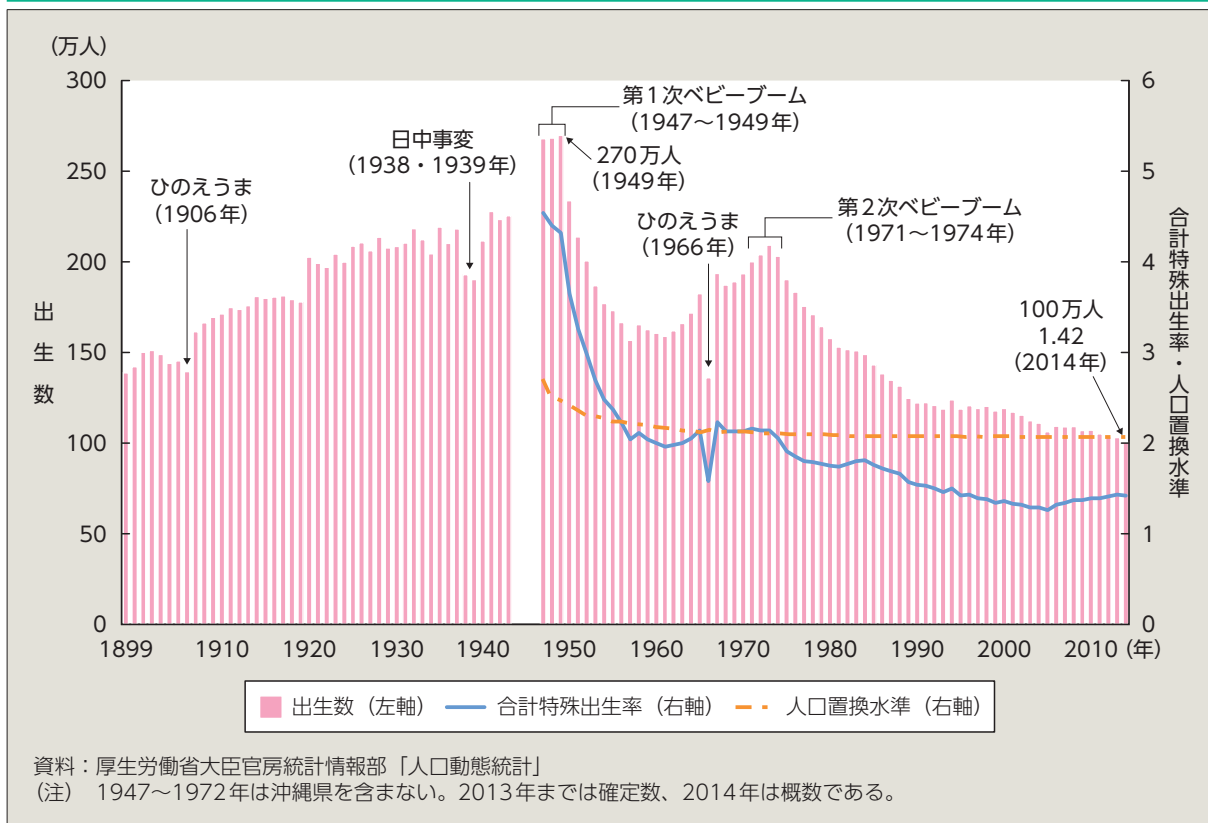
(2) 出生動向の概況

1 出生の長期的な推移

(1970年代半ば以降、合計特殊出生率は人口置換水準を下回って推移している)

厚生労働省「人口動態統計」によると、2014（平成26）年の我が国の出生数は約100万人（前年比26千人の減）、合計特殊出生率は1.42（前年比0.01の減）となった。遡って我が国の出生数及び合計特殊出生率の推移を示すと図表1-1-6のようになる。

図表 1-1-6 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



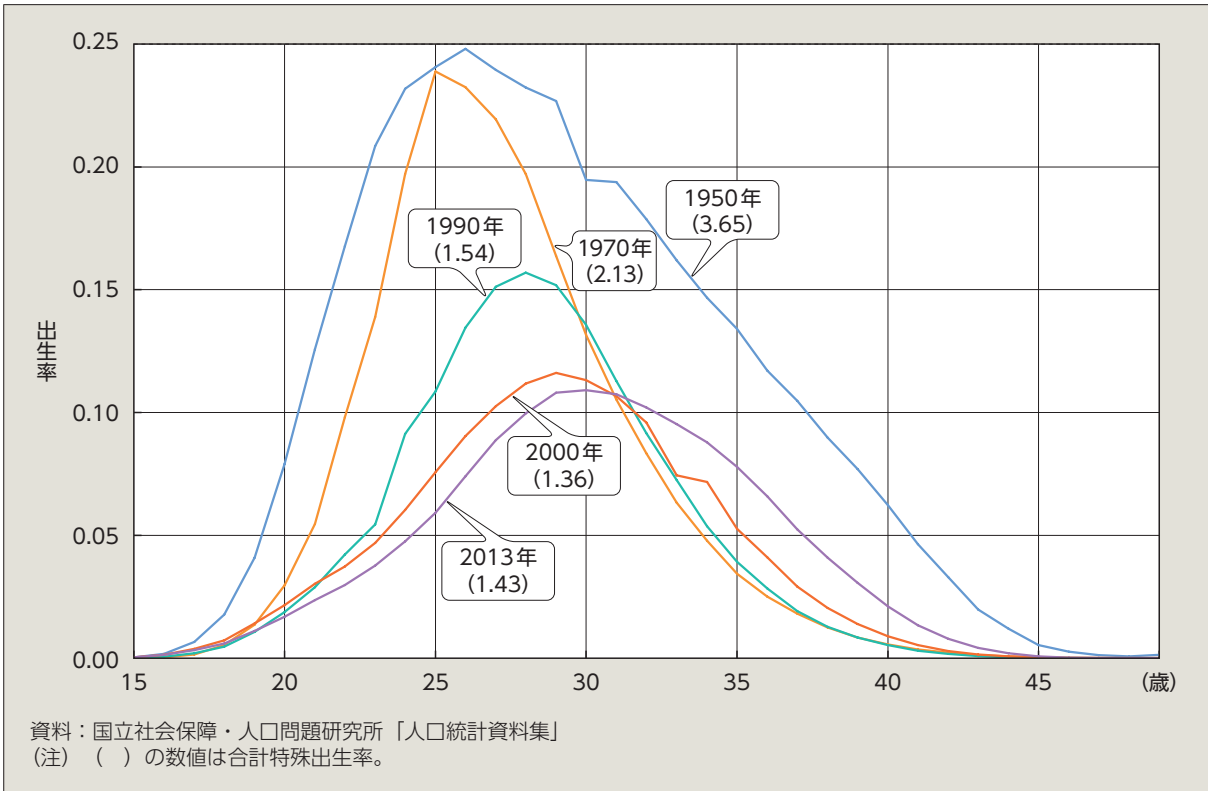
これを見ると、出生数は第2次世界大戦前までは概ね増加していたが、戦後は、終戦直後の第1次ベビーブーム期（1947（昭和22）～1949（昭和24）年）と、その時期に生まれた女性による第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）～1974（昭和49）年）に200万人を超えたのを除いて減少傾向にあった。1989（平成元）年以降は120万人前後で推移してきたが、2001（平成13）年から5年連続で減少し、その後増減を繰り返した後、2011（平成23）年以降は減少が続いている。

次に合計特殊出生率の推移を見てみると、第1次ベビーブーム期には4を超えていたが、1950（昭和25）年以降急激に低下し、1956（昭和31）年には2.22となり、当時の人口置換水準（2.24）を初めて下回った。その後、1966（昭和41）年の「ひのえうま^{*3}」前後の特殊な動きを除けば、2前後の水準で比較的安定して推移していたが、1974（昭和49）年に再び当時の人口置換水準を下回って以降は低下傾向に転じ、2005（平成17）年には1.26と過去最低を記録した。2006（平成18）年以降は緩やかな上昇傾向である。

さらに、合計特殊出生率の推移について女性の年齢別出生率の変遷を用いて表すと図表1-1-7のようになる。この図表において、それぞれの山の面積はその年における合計特殊出生率を表しており、近年になるほど面積（合計特殊出生率）が減少していることが確認できる。また、近年になるほど山の頂点（出産のピーク）は右にずれており、「晩産化」が進行していることも確認することができる。

*3 ひのえうまとは、干支（えと）の1つ。この年に生まれた女性は気性が激しいという迷信から、この年に子どもを生むのを避けた夫婦が多いと考えられている。

図表 1-1-7 女性の年齢別出生率の変遷



2 出生動向の変動要因

次に我が国の出生動向の変動要因について、概ね、①1940年代後半～1970年代半ばまで、②1970年代半ば～2000年代半ばまで、③2000年代半ば以降、と三つの時期に区分して見ていく。

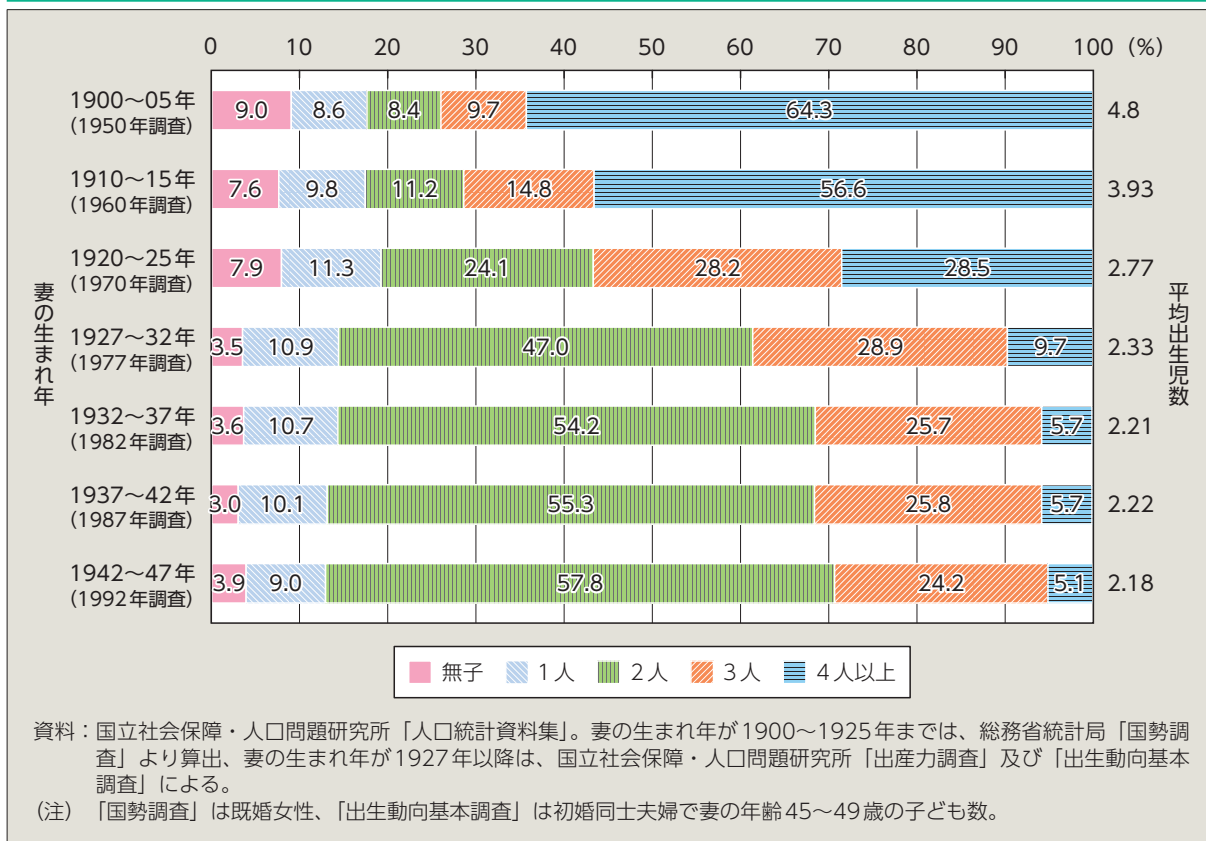
①1940年代後半～1970年代半ばまで（戦後～第2次ベビーブーム期まで）

（1950年代以降、一夫婦あたりの出生数が減少。子ども2人の夫婦が大勢を占めるようになる）

終戦直後の1940年代後半の合計特殊出生率は、戦争により繰り延べられていた結婚・出産が本来の出生と重なることにより、4を超える高い水準を示していた（第1次ベビーブーム）。しかし、1950年代に入ると急激に減少し、1956（昭和31）年には2.22となり、当時の人口置換水準（2.24）を初めて下回り、1960（昭和35）年には2.00となった。

1950年代における合計特殊出生率の低下の要因は、終戦直後の繰り延べられていた結婚・出産の重なりが解消された影響とともに、一夫婦あたりの出生数が減少したことによるものである。妻の世代（生まれ年）別に平均出生児数を見てみると、この時期以降に家族形成を行った世代（概ね、1927～1932年生まれ以降の世代）では、それ以前の世代と比べて大きく減少している。また、出生児数割合で見ても、1927～32年生まれ以降は子ども3人以上の割合が大きく低下し、子ども2人の夫婦が大勢を占めるようになった（**図表 1-1-8**）。

図表 1-1-8 妻の世代（生まれ年）別にみた出生児数割合及び平均出生児数



(1960年以降は「ひのえうま」前後を除き、合計特殊出生率は安定的に推移)

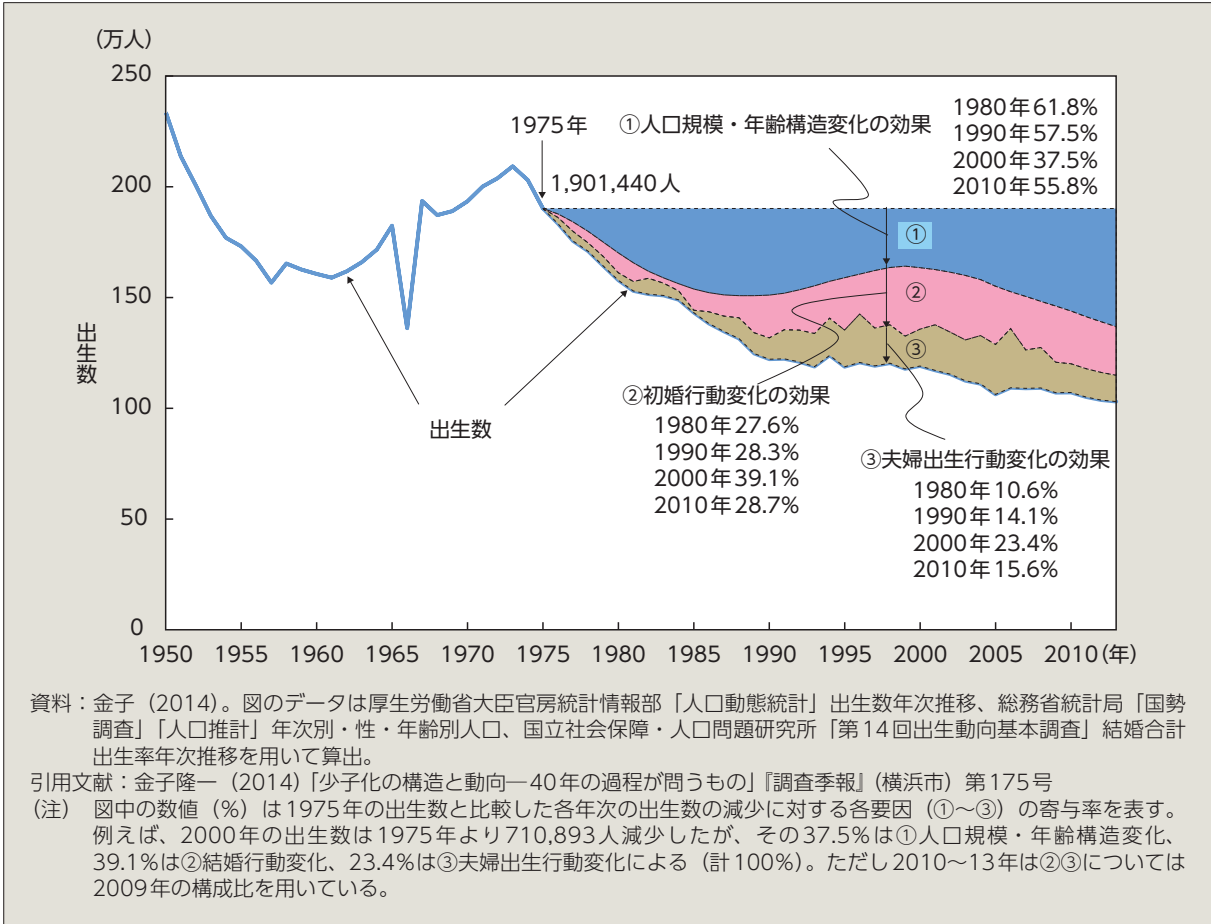
次いで1960年以降の出生動向を見てみると、合計特殊出生率は、1966（昭和41）年の「ひのえうま」の前後を除けば2前後の水準で比較的安定して推移していた。その後、出生数は1960年代末から1970年代前半にかけて大きく増加した。これは、第1次ベビーブーム世代が結婚・出産の盛んな時期に入ったためである。特に1971～1974年には年間200万人超の出生数を記録し、第2次ベビーブームを形成した。

② 1970年代半ば～2000年代半ばまで

ここでは、第2次ベビーブーム終息後の1970年代半ばから2000年代半ばまでの少子化の構造について見ていく。

婚外子の少ない我が国において、出生数が変動していく直接の要因は、①人口規模・年齢構造の変化（親となる年齢層の人口の変化）、②結婚行動の変化（出生の主力となる結婚した人々の数の変化）、③夫婦の出生行動の変化（結婚した人々の持つ子どもの数の変化）の3要因に分けることができる。図表1-1-9は、1975（昭和50）年以降に生じた出生数の減少が、①～③のどの要因によってどれだけ生じていたのかを示したものである。

図表 1-1-9 出生数推移の構造分析

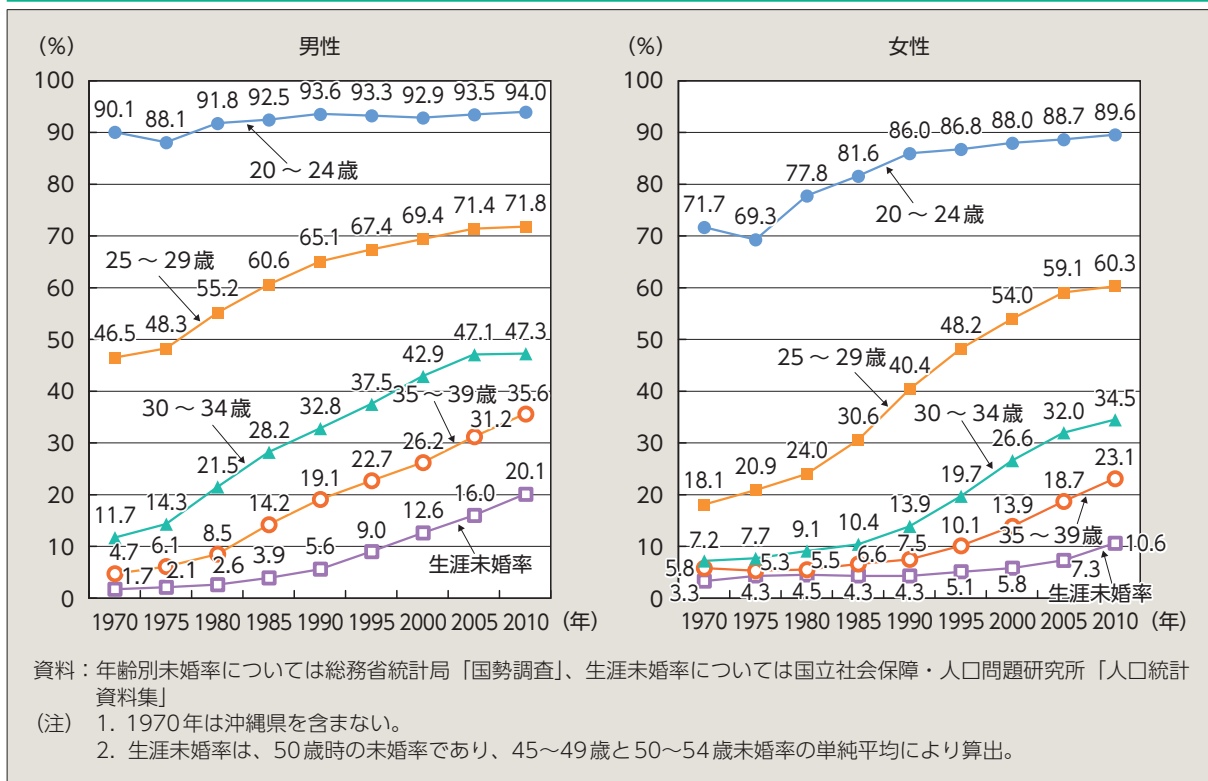


（1980年代半ばまでの出生数減少の主な要因は、親となる年齢層の人口の減少によるもの。一方で、晩婚化に伴う若年層の未婚化も出生減に影響）

これを見ると、1980年代半ばまでの出生数の減少は、主に「①人口規模・年齢構造の変化」（親となる年齢層の人口の減少）によるものであったことが分かる。これは、この時期における出生の担い手が、団塊の世代からその後の世代へと急速に交代したことによるものである。

一方で、「②結婚行動の変化」についても出生減に対して一定程度の寄与が見られ、晩婚化とそれに伴う若年層の未婚化が当初から出生減に一定の影響を及ぼしていた。年齢別未婚率の推移を見てみると、1975（昭和50）年以降、特に女性の若年層で大きく上昇していることが見てとれる（図表1-1-10）。

図表 1-1-10 年齢別未婚率及び生涯未婚率の推移



(1980年代半ば以降になると、それまで比較的安定していた夫婦あたりの出生数も減少)

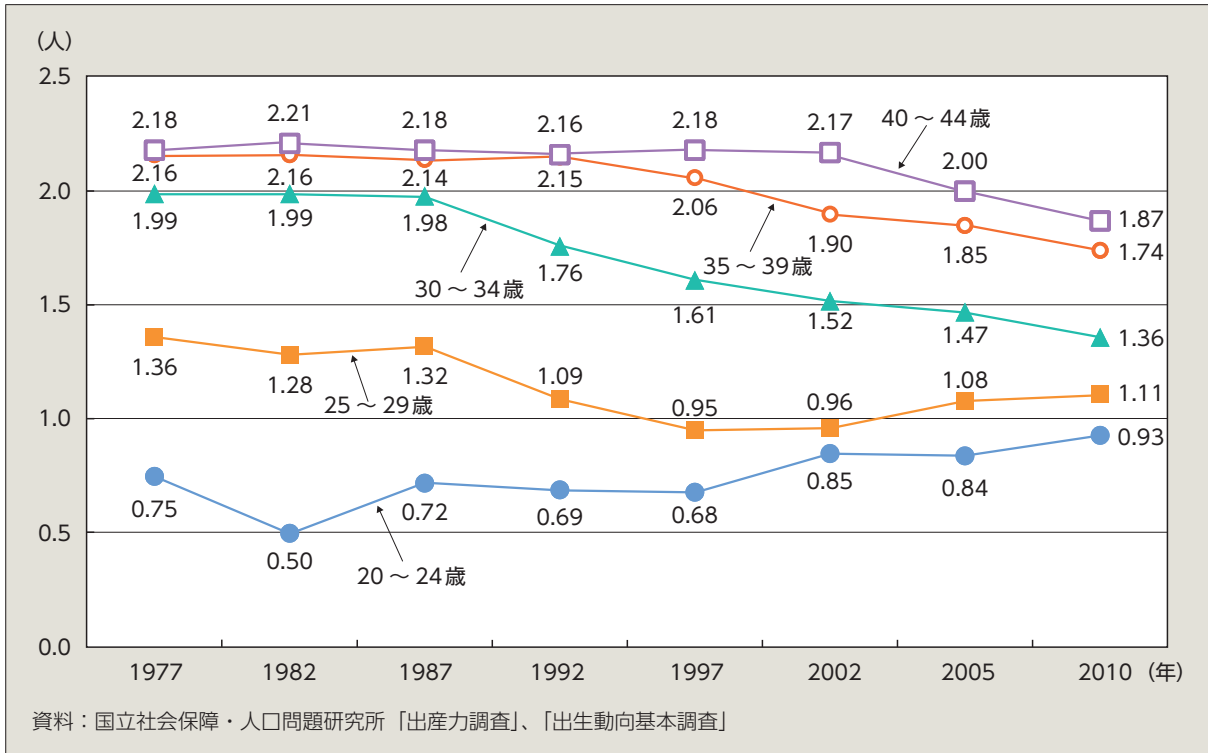
1990年代に入ると、団塊ジュニア世代が出生の担い手となってきたことにより、「①人口規模・年齢構造の変化」が出生数回復の方向へ働いている。これはこの時期に第3次ベビーブームの到来が期待される状況であったことを示している。

しかしながら、年齢別未婚率は1990年代以降も全世代において継続して上昇しており、「②結婚行動の変化」は引き続き出生を減らす方向へ働いた。また、1990年以降では生涯未婚率*4も上昇しており、1940年生まれ（1990年当時で50歳）以降の世代では、晩婚化とともに未婚化も同時に進行していたことが分かる（図表1-1-10）。

さらにこれまで出生数の減に対して比較的影響が少なかった「③夫婦の出生行動の変化」についても、1980年代後半以降、出生を減らす方向へ働くようになった。妻の年齢別に夫婦あたりの平均出生児数の推移を見てみても、1987（昭和62）～1992（平成4）年の調査の間に、20歳代後半～30歳代前半（概ね、1960年代生まれ前後）の妻の平均出生児数が減少していることが見てとれる（図表1-1-11）。また、それまで長らく2.2人前後で安定していた40～44歳の平均出生児数も2005（平成17）年の調査以降で減少しており、1960年代以降に生まれた女性世代の夫婦で、夫婦あたりの出生数が減少していることが見てとれる。

*4 生涯未婚率とは、50歳時の未婚率であり、45～49歳と50～54歳未婚率の単純平均により算出。

図表 1-1-11 妻の年齢別にみた夫婦あたりの平均出生児数の推移



このように、1990年代に入って「①人口規模・年齢構造の変化」が好転したことにより、いわば第三次ベビーブームの到来が期待される状況となったが、「②結婚行動の変化」及び「③夫婦の出生行動の変化」が出生を減らす方向に働き、結果として第3次ベビーブームは起きなかった。

③ 2000年代半ば以降

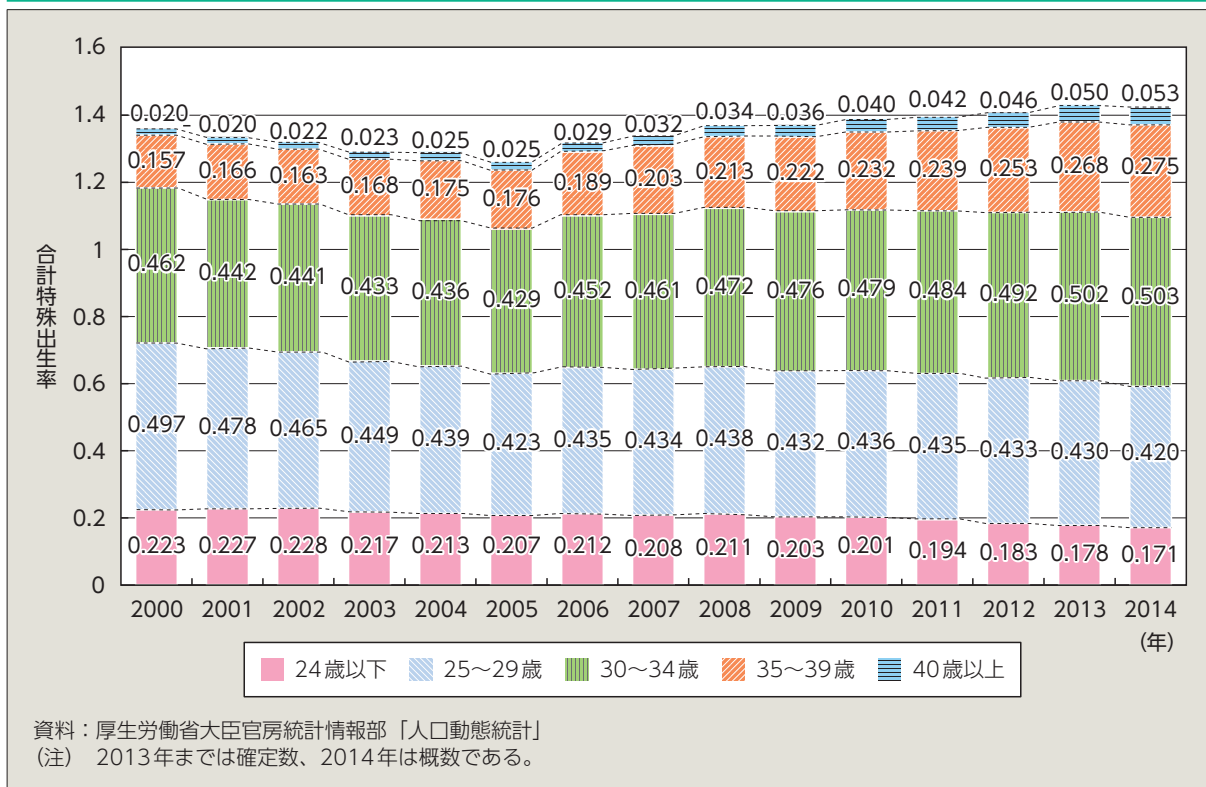
(2000年代半ば以降、合計特殊出生率は緩やかな上昇傾向。特に30代以降の層で大きく上昇している)

最後に、2000年代半ば以降の出生動向について見ていく。

合計特殊出生率は、2005（平成17）年に過去最低の1.26を記録した後は、緩やかな上昇に転じている。合計特殊出生率の推移を年齢階級別で見ると、上昇に貢献しているのは30代以降であることが見てとれる（図表1-1-12）。30代以降の合計特殊出生率の動きを見てみると、2000～2005年までは0.63前後で推移していたのが、2006（平成18）年では0.670へと上昇し、その後2010（平成22）年には0.751、2014（平成26）年には0.831と一貫して上昇している。

一方で、20代以下の若年層の合計特殊出生率の動きを見てみると、2000～2005年にかけて減少が続いていたが、2006年以降では下げ止まりほぼ横ばいとなっている。つまり、若年層の出生動向は、2000～2005年までは合計特殊出生率を押し下げる方向に働いていたが、2006（平成18）年以降では押し下げる要因ではなくなっている。ただし、合計特殊出生率を押し上げる要因とまでには至っていない。

図表 1-1-12 合計特殊出生率とその年齢階級別内訳の変化



合計特殊出生率は2006年以降上昇傾向である一方で、2006年以降の出生数は減少傾向で推移している。これは1970年代半ば以降に生まれた、いわば「少子化世代」が2000年を過ぎた頃より出生の担い手となってきたことにより、親世代が縮小した影響によるものである。今後も出生の担い手は、より縮小した世代へと交代していくため、合計特殊出生率が現在の水準を維持したとしても、出生数の減少を止めることは困難となる。

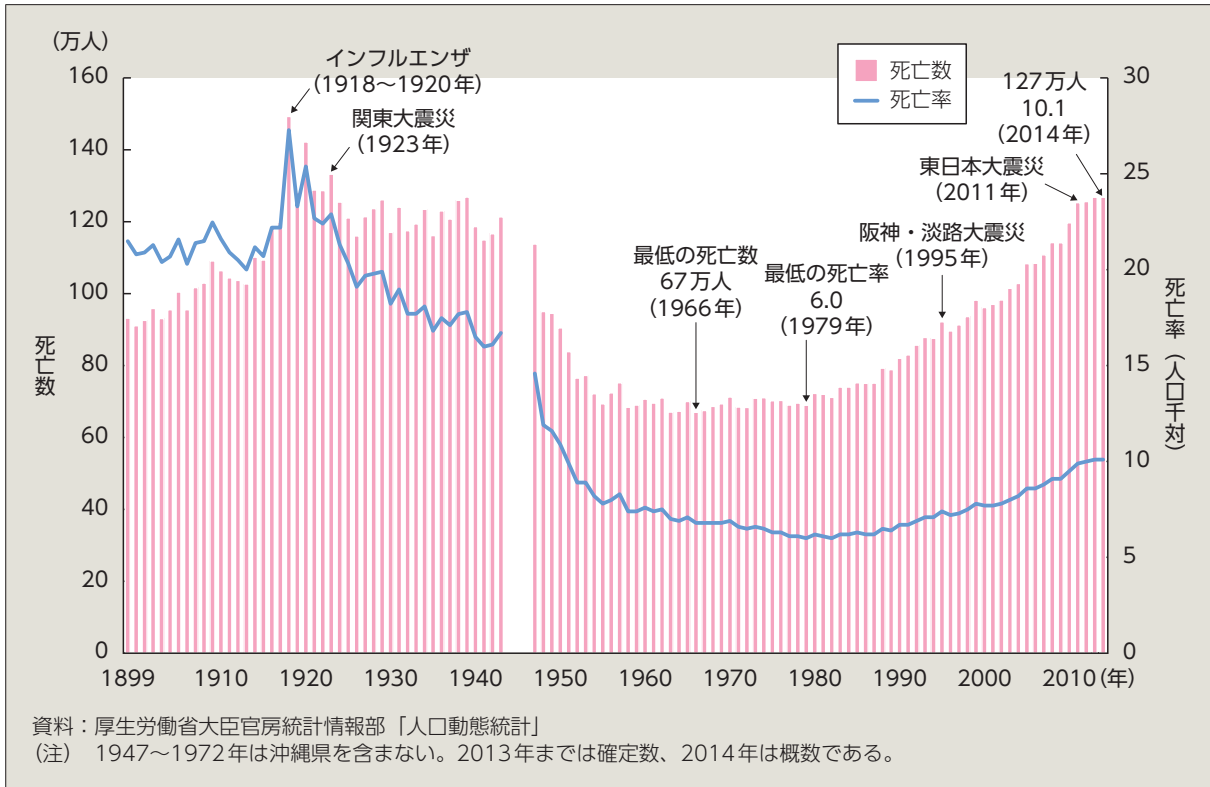
(3) 死亡動向の概況

1 死亡の長期的な推移

(人口の高齢化に伴い、死亡数・死亡率は上昇している)

厚生労働省「人口動態統計」によると、2014（平成26）年の我が国の死亡数は127万3千人（前年比5千人の増）、死亡率（人口千対）は10.1（前年比0.0）となった。遡って我が国の死亡数及び死亡率の推移を示すと図表1-1-13のようになる。

図表 1-1-13 死亡数及び死亡率の年次推移



明治から大正にかけての推移を見ると、死亡数は増加傾向だったのに対して死亡率（人口千対）は20台で推移してきたが、昭和に入って初めて20を割り、1941（昭和16）年に死亡数は115万人、死亡率は16.0まで低下した。第2次世界大戦後の1947（昭和22）年に死亡数は114万人、死亡率は14.6であったが、医学や医療の進歩及び公衆衛生の向上などにより死亡の状況は急激に改善され、1966（昭和41）年には死亡数が最も少ない67万人、1979（昭和54）年には死亡率が最も低い6.0となった。

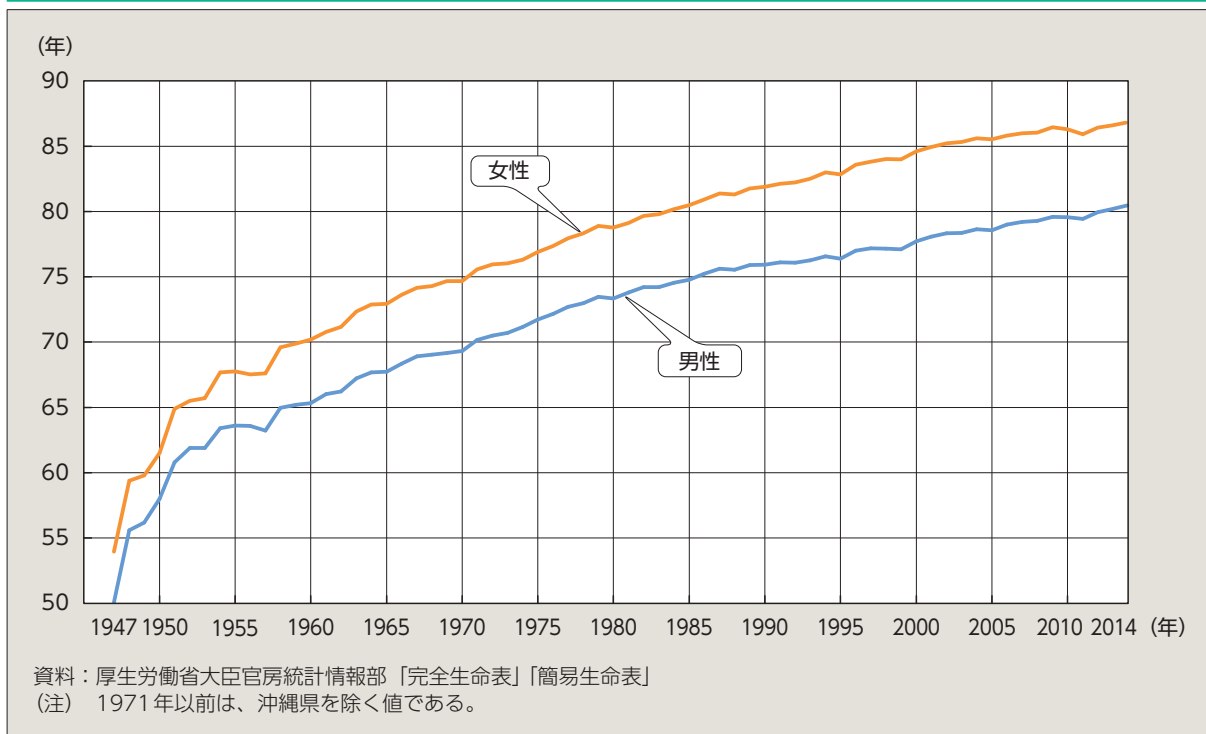
その後、人口の高齢化を反映して死亡数は緩やかな増加傾向に転じ、2003（平成15）年に100万人を超え、死亡率も上昇傾向にある。

2 平均寿命の長期的な推移

(戦後、平均寿命は急速に延伸。1980年代以降、世界トップクラスの長寿国を維持)

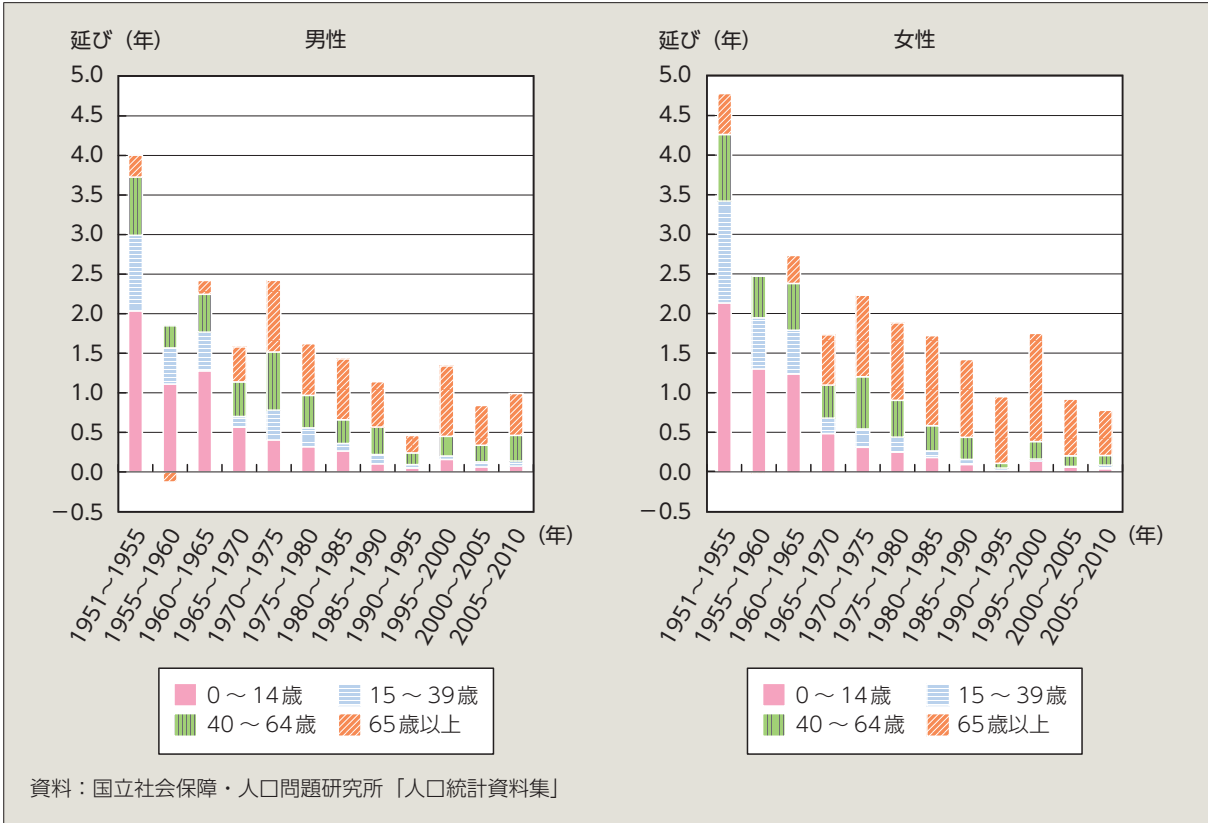
次に我が国の平均寿命の推移を示すと図表 1-1-14 のようになる。これを見ると、戦後直後の1947（昭和22）年時点では、男性50.06年、女性53.96年であったが、その後、寿命は急速に伸び続け、女性は1960（昭和35）年、男性は1971（昭和46）年に平均寿命は70年を超えた。1980年代に入ると、平均寿命は女性で80年、男性で75年を超え、男女とも世界トップクラスの長寿国となった。その後も世界トップクラスの平均寿命を維持し、2014（平成26）年では、女性は86.83年、男性は80.50年となっている。

図表 1-1-14 平均寿命の推移



平均寿命の伸びを年齢階級別に要因分解してみると図表 1-1-15 のとおりとなる。これは、それぞれの期間における平均寿命の伸びについて、年齢区分別の死亡率変動がどれ位寄与しているかをあらわしたものである。これを見ると、戦前から1960年代までは乳幼児と子どもの死亡率低下が寿命の伸びに大きく貢献していたのに対し、1960年代以降は徐々に青年期・中年期、そして高齢死亡率の改善による貢献が大きくなってきていることが分かる。現代における寿命の伸びの多くは、特に女性ではそのほとんどが65歳以上の高齢者の死亡率低下によってもたらされている。これは、当初は乳幼児の感染症、ついで成人の結核、そして最近では脳血管疾患などによる高齢者の死亡率の低下という、我が国における死因構造の歴史的な変化に応じて寿命の改善が起きてきたことと深い関係がある。

図表 1-1-15 平均寿命の伸びの要因分解



3 国際人口移動及び国内人口移動の概況（人口の社会動態）

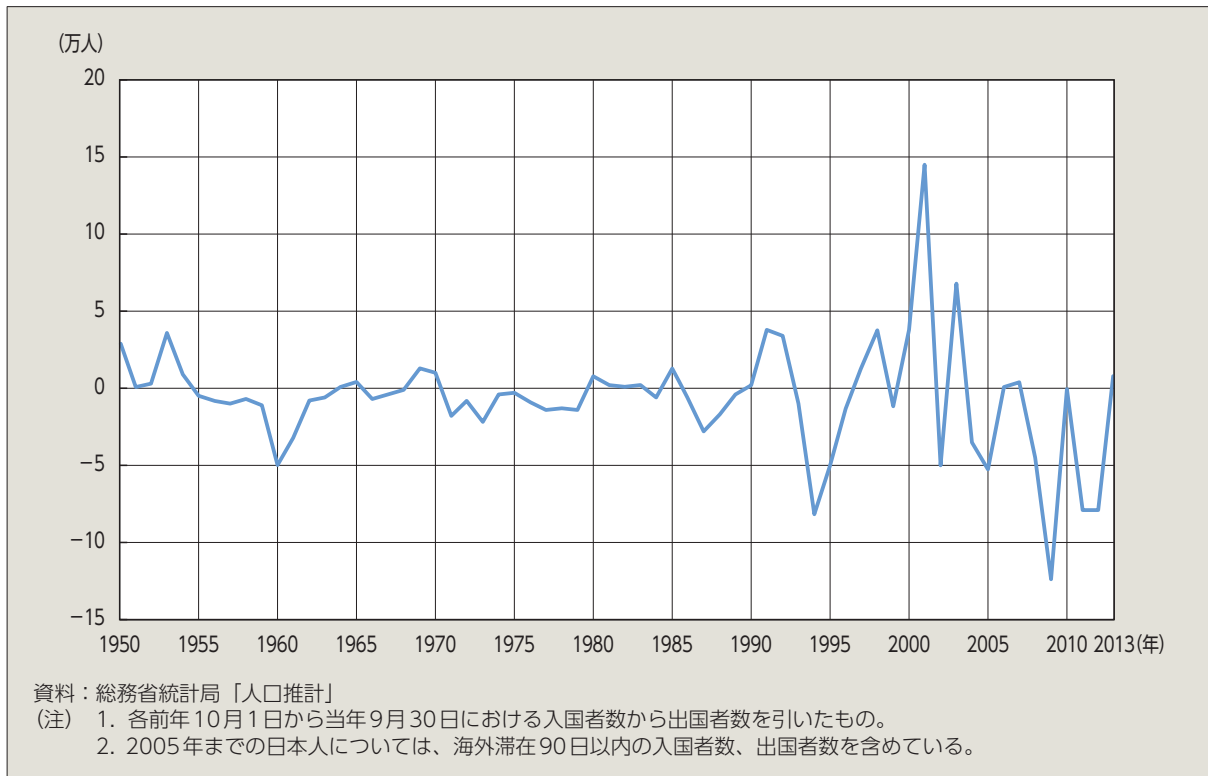
(1) 我が国の国際人口移動の概況

1 国際人口移動の推移

(1980年代後半以降、国際人口移動の変動は大きくなっている)

国際人口移動とは国境を越える人の移動であることから、その動向は、人口の自然増減（出生数－死亡数）の動向とともに、我が国の人口増減要因となる。人口の社会動態を示す国際人口移動の動向は、国際化の進展や社会経済情勢の変化等によって影響を受けるとともに、内外における社会経済事象や災害の発生等によっても大きく変動する。我が国の国際人口移動の状況について、入国超過数（入国者数－出国者数）の推移を示すと図表 1-1-16 のとおりとなる。

図表 1-1-16 入国超過数の推移

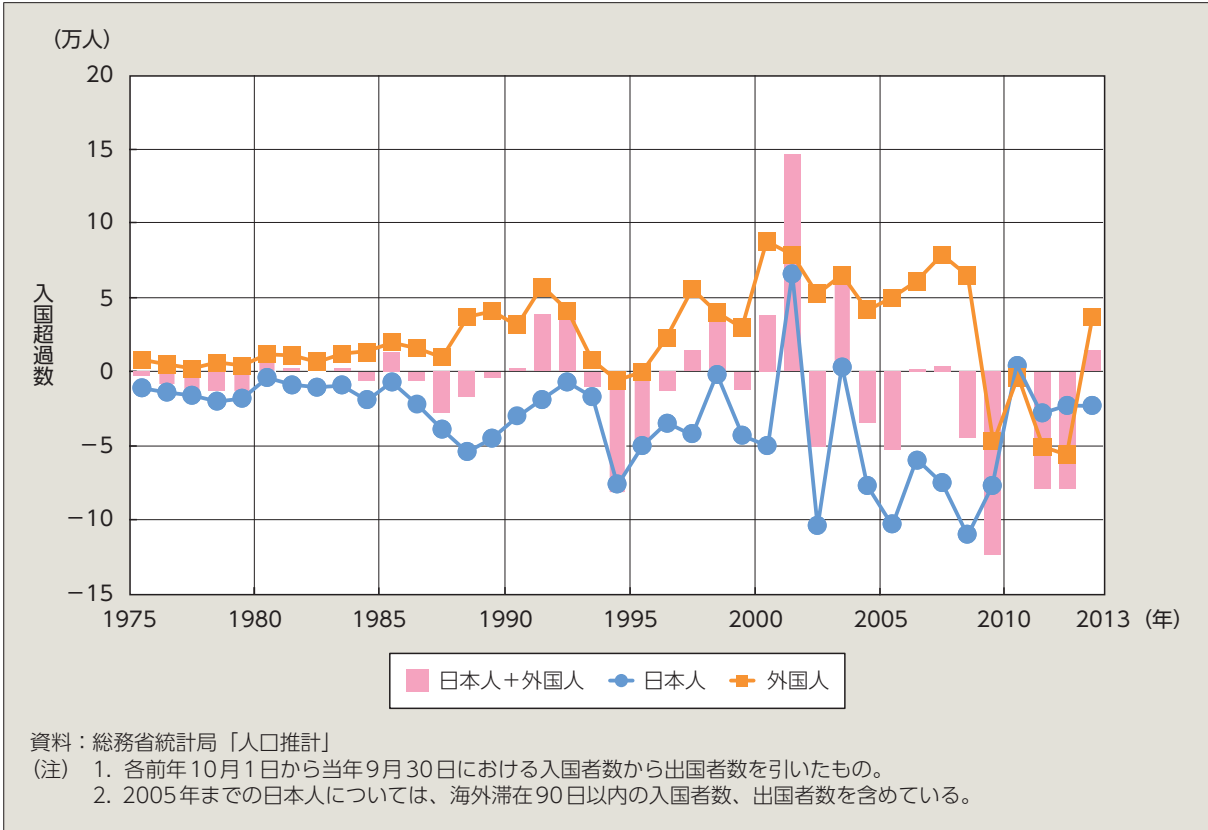


これを見ると、1953（昭和28）年では中国からの引揚げによる日本人の入国超過、1960（昭和35）年前後では北朝鮮への帰還による外国人の出国超過により、大きな動きが生じた年があるものの、1980年代半ばまでは概ね±1.5万人以内での動きで安定的に推移をしてきた。一方で、1980年代の半ば以降については、それまでと比べて急激な変化を示すようになり、2001（平成13）年では約15万人の入国超過、2009（平成21）年では約12万人の出国超過と10万人以上の国際人口移動が生じている。

（概ね、日本人は「出国超過」、外国人は「入国超過」傾向である）

次に、我が国の国際人口移動の推移を日本人・外国人別に示すと図表1-1-17のとおりとなる。

図表 1-1-17 日本人・外国人別入国超過数の推移



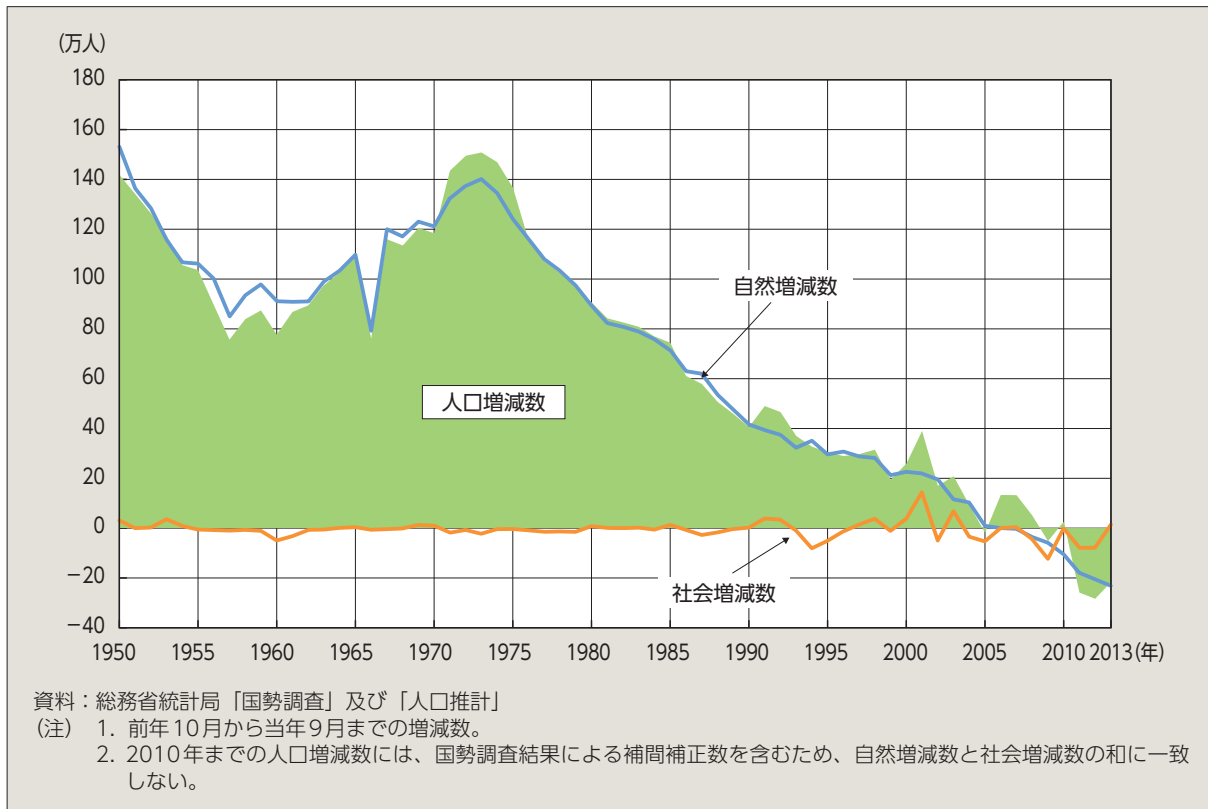
これを見ると、日本人については、概ね出国超過の傾向が見られる。日本人の出国超過は、社会経済の国際化を背景にしたものであり、企業の海外進出のもとで日本人の出国が拡大しているものである。なお、2000（平成12）年以降、対前年比で10万人を超える大きな増加が2度見られるが、これはそれぞれ2001（平成13）年に米国で起こった同時多発テロ、2003（平成15）年に顕在化し中国等を中心に広がった新型肺炎（SARS）により、日本人の帰国ラッシュが起こったことによるものである。

一方で、外国人については、概ね入国超過の傾向が見られるが、1990年代半ばには「バブル景気の崩壊」、2009（平成21）年には「世界同時不況（リーマンショック）」、2011（平成23）年には「東日本大震災」に起因する急激な減少が見られる。

(国際人口移動が我が国の人口動態に与える影響は小さい)

なお、我が国においては、国際人口移動（社会増減）の動向が人口の増減に与える影響は小さく、自然増減（出生－死亡）の動向によってほぼ人口の動向が決定されるという特徴がある（図表 1-1-18）。

図表 1-1-18 人口増減数、社会増減数、自然増減数の推移

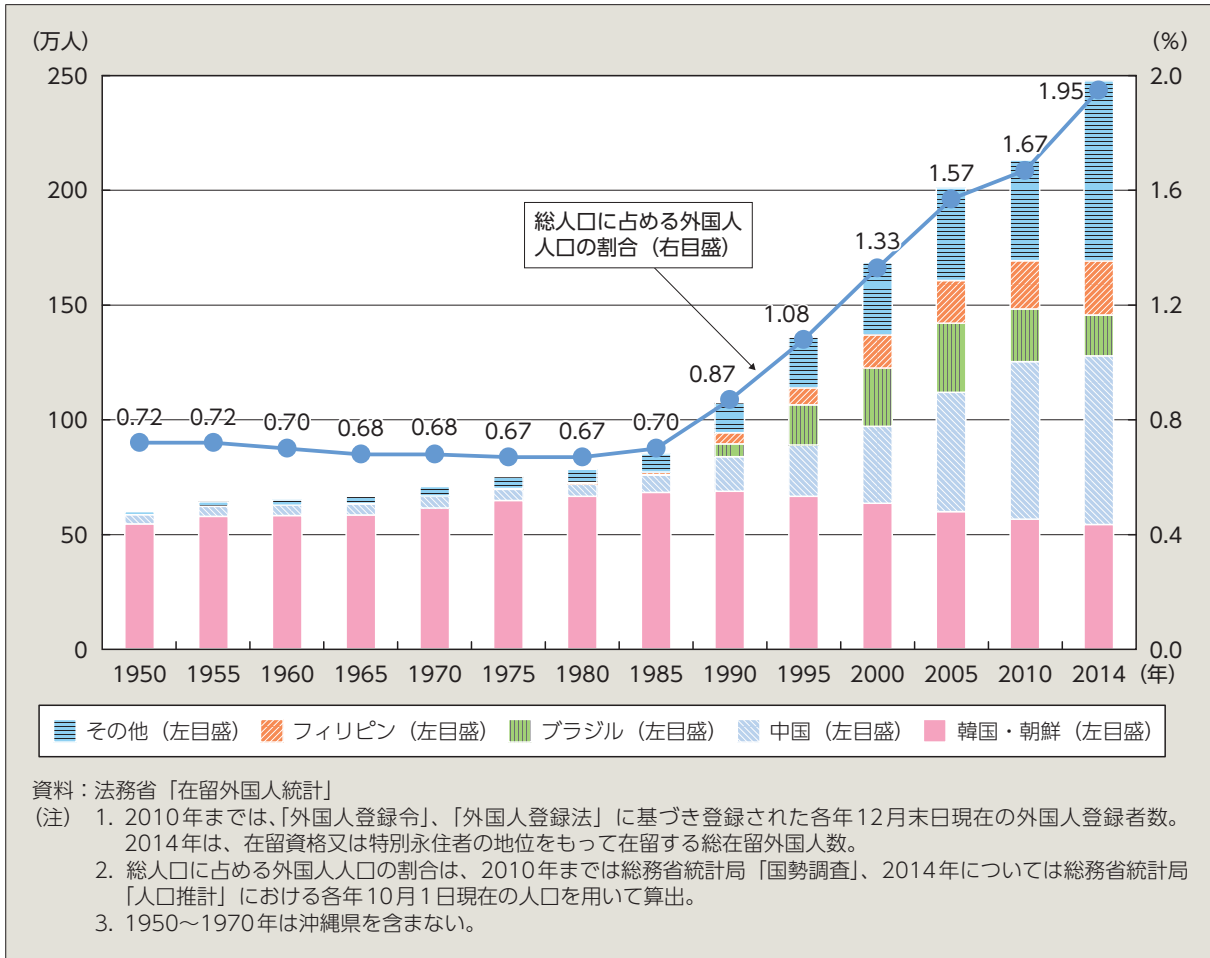


2 外国人人口の推移

(我が国の人口に占める外国人人口の割合は少ない。ただし、1980年代半ば以降、急激に増加している)

次に、これまで見てきた国際人口移動の変化、特に外国人の入国超過の増加によって、我が国の外国人人口がどのような変動を示してきたかを見ていく。我が国の外国人人口及び総人口に占める割合の推移を示すと図表 1-1-19 のとおりとなる。

図表 1-1-19 外国人人口及び総人口に占める割合の推移



これを見ると、1980年代半ばまでは、外国人人口は微増傾向を示しているものの、総人口に占める割合で見れば0.7%前後で安定的に推移してきた。しかし、1980年代半ば以降急激に増加し、1990（平成2）年には外国人人口が100万人、2005（平成17）年には200万人を上回った。それに伴い、総人口に占める外国人人口割合も急増し、1985（昭和60）年には0.70%であったが、1995（平成7）年には1.08%となり、2014年では1.95%と1985年当時と比べると、およそ2.8倍となっている。

また、外国人の国籍について見てみると、1980年代までは、ほぼ韓国・朝鮮国籍の人が占められていたが、1990年代以降になると、中国、ブラジル、フィリピン国籍の人が増加し始め、2010（平成22）年以降では、中国国籍の人口が最も多くなっている。

(2) 我が国の国内人口移動の概況

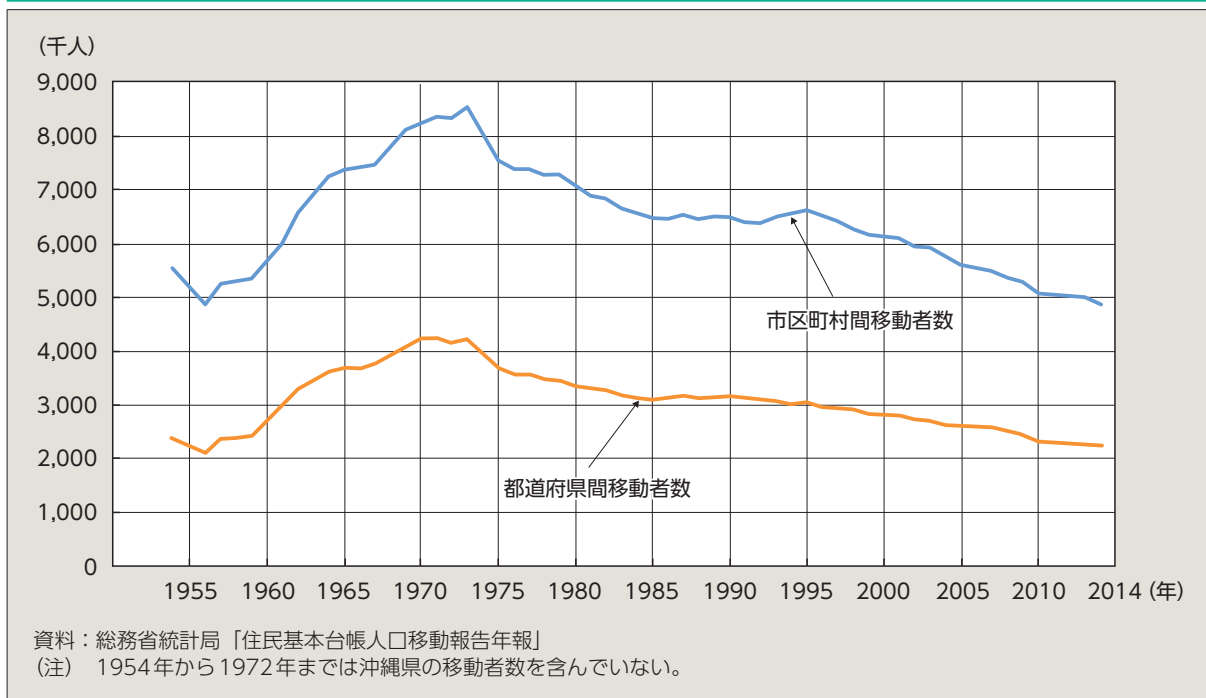
1 広域的な人口移動者数の推移

(高度経済成長期以降、広域的な人口移動者数は減少が続いている)

総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」によると、2014（平成26）年の市区町村間移動者数（市区町村をまたいで住所を移した者の数）は約490万8千人で、前年に比べ約10万8千人（2.1%）の減となった。また、都道府県間移動者数（市区町村間移動者数のうち、都道府県をまたいで住所を移した者の数）は約226万人で、前年に比べ約4万2千人（1.8%）の減となった。

遡って我が国の市区町村間移動者数及び都道府県間移動者数の推移を示すと図表1-1-20のようになる。

図表 1-1-20 市区町村間移動者数及び都道府県間移動者数の推移



これを見ると、市区町村間移動者数、都道府県間移動者数ともに、1960年代から1970年代前半の高度経済成長期にかけて急速に増加してきたが、1974（昭和49）年に境に現在に至るまで長期的な減少傾向へと転じている。市区町村間移動者数については、2004（平成16）年以降減少が続いており、都道府県間移動者数についても、1991（平成3）年以降は減少傾向が続いている。

2 三大都市圏^{*5}・地方圏^{*6}の人口移動の推移

(1980年代以降、東京圏への人口一極集中が続いている)

次に、三大都市圏・地方圏の人口移動の推移を示すと図表1-1-21のとおりとなる。これを見ると、地方圏から大都市圏への人口移動には三つの山があることが見てとれる。

一つ目の山は、1960年代の高度経済成長期である。この時期では、地方圏で大きな転出超過となっている一方、三大都市圏はそろって転入超過となっている。1973（昭和48）年の石油ショック以降、人口移動は一時沈静化した。

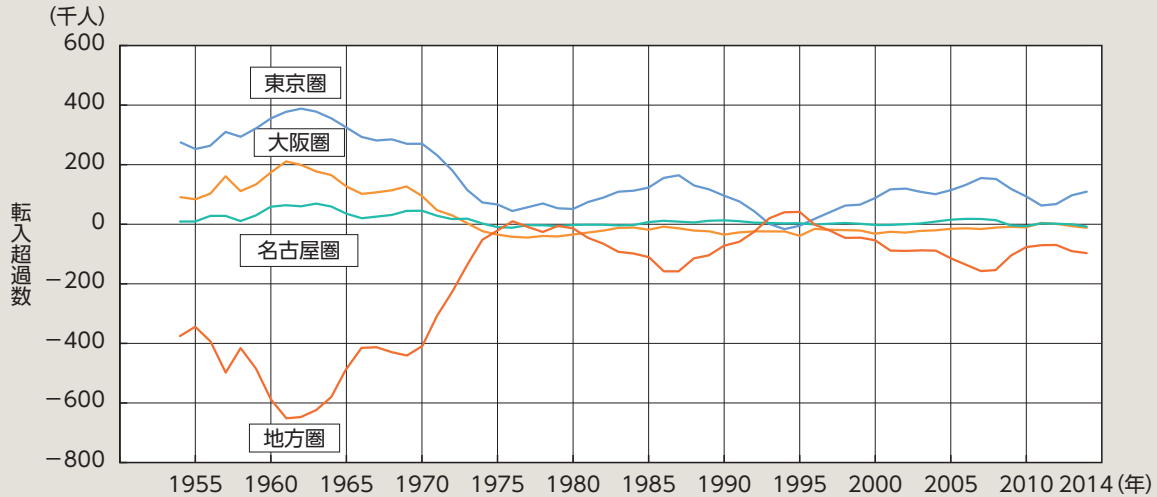
二つ目の山は、1980年代半ばから1990年代前半にかけてのバブル期である。高度経済成長期と比べると人口移動の規模は小さくなっているものの、地方圏では大きな転出超過となっている。一方で、三大都市圏を見てみると、東京圏では大きな転入超過となっているのに対し、名古屋圏は若干の転入超過、大阪圏は若干の転出超過となっており、東京圏への人口の一極集中が起きていたことが見てとれる。こうした東京圏への人口の一極集中は、1990年代前半のバブル崩壊とともに一時終焉し、一時的に東京圏は若干の転出超過となった。

1990年代後半になると、再び東京圏への転入超過の山が見られるようになり、東京圏への人口の一極集中傾向は、現在まで続いている。

*5 三大都市圏とは、東京圏、名古屋圏、大阪圏のことをいう。
 東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県
 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

*6 地方圏とは、三大都市圏以外の地域のことをいう。

図表 1-1-21 三大都市圏・地方圏の人口移動の推移



資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

(注) 上記の地域区分については以下のとおり。

東京圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 大阪圏：京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

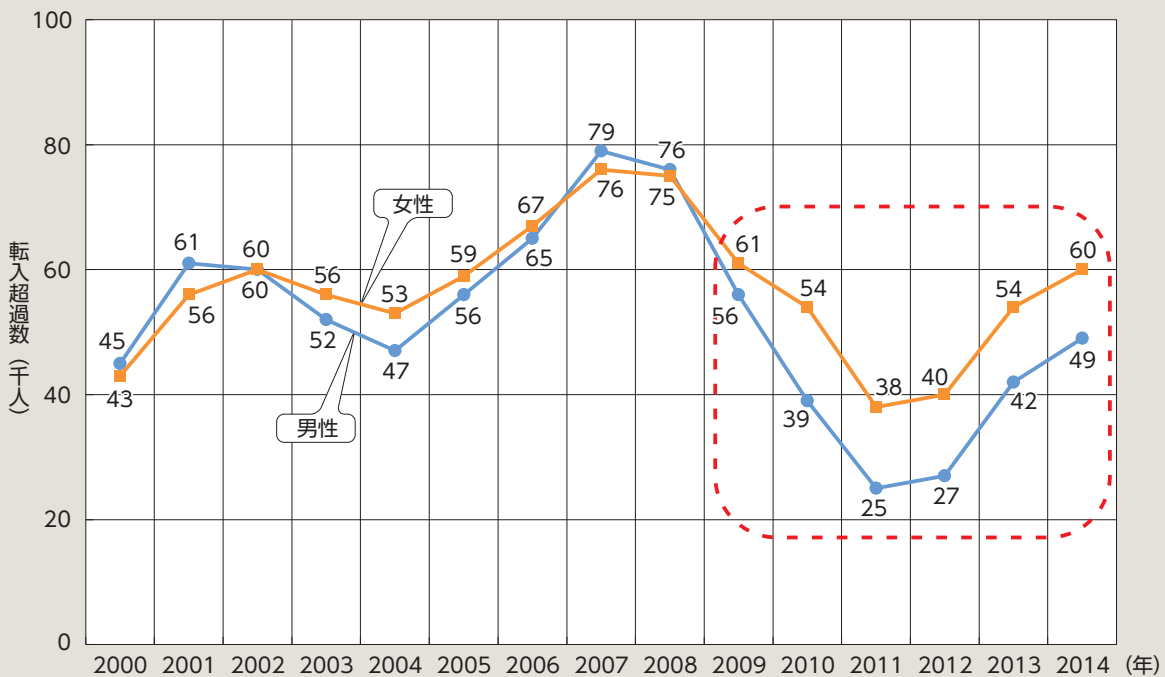
名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県

地方圏：三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）以外の地域

(近年、東京圏への人口移動は女性が男性を大きく上回って推移している)

さらに、東京圏の転入超過数の推移を男女別に見てみると、2000年以降、男女の転入超過数は概ね同水準で推移していたが、近年、女性が男性を上回って推移するようになり、2014年では、女性が約6万人、男性が約4万9千人となっている（図表 1-1-22）。

図表 1-1-22 東京圏における男女別転入超過数の推移



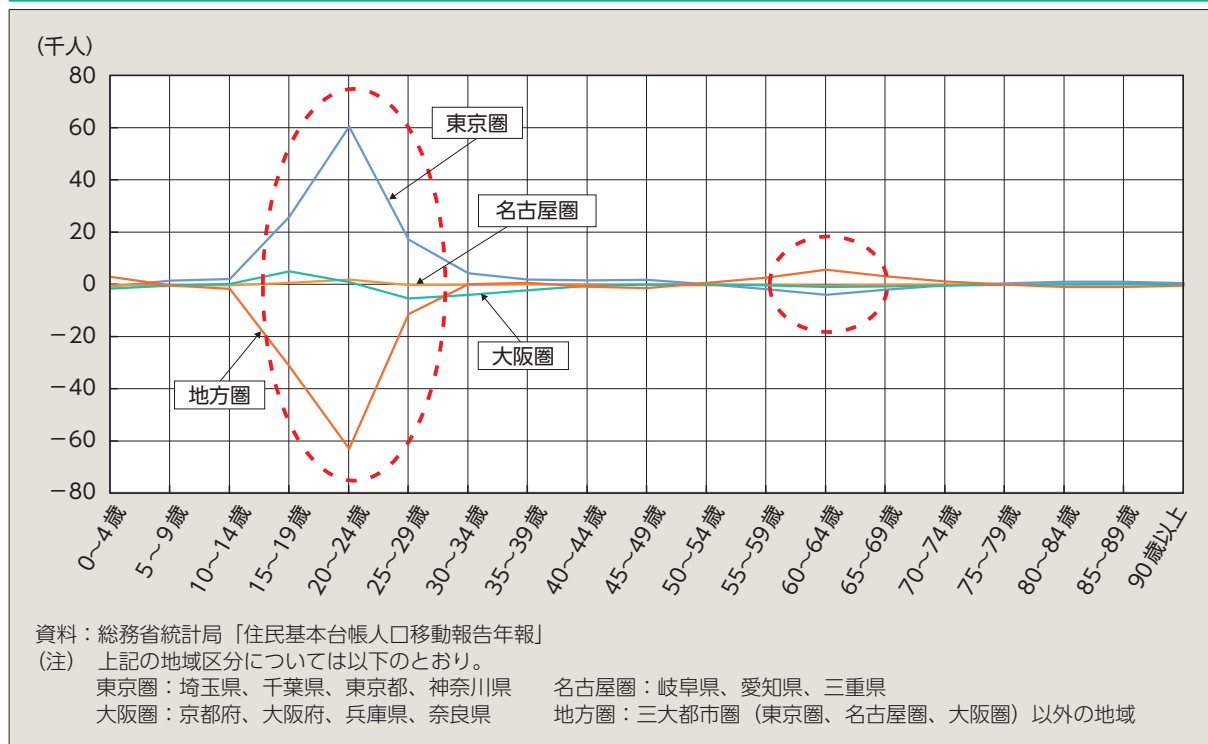
資料：総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」

(注) 東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のみを指す。

(東京圏への人口の一極集中は、若者が中心)

また、2014（平成26）年における三大都市圏・地方圏の年齢別転入超過数の状況を見てみると、若年層を中心に東京圏は転入超過、地方圏は転出超過となっている。一方で、60歳代では、東京圏が転出超過、地方圏が転入超過となっており、東京圏への人口の一極集中は、若者が中心であることが見てとれる（図表1-1-23）。

図表1-1-23 三大都市圏・地方圏の年齢別転入超過数の状況（2014年）



第2節 我が国の人口に関わる施策の変遷

第1節で述べたとおり、我が国の人口は、第2次世界大戦後一貫して増加傾向にあったが、近年の高齢化と少子化によってそのペースは鈍化し、2008（平成20）年12月に1億2809万9千人になったのをピークとして、それ以降減少傾向にある。

一方、合計特殊出生率をみると、人口を維持するために必要となる「人口置換水準」について、1974（昭和49）年から一貫して下回り続けている状況にある。

我が国では人口問題に対し、どのような施策がとられてきたのだろうか。以下、本節では我が国の戦後これまでの人口に関わる施策、とりわけ平成元年以降は少子化対策について、①戦後～第1次ベビーブームの収斂（1945～1970年）、②第2次ベビーブーム～昭和末期（1971～1989年）、③1.57ショック～少子化社会対策大綱（1990～2004年）及び④2005年以降、の4つの時期に分けて説明していく。

1 戦後～第1次ベビーブームの収斂（1945～1970年）

(終戦直後、出生数増加と海外からの引揚げにより人口は急増。第1次ベビーブームの到来)

第2次世界大戦当時、我が国は人口増加を国是としており、1941（昭和16）年に閣議

決定された人口政策確立要綱では、「東亜共和圏の建設と発展のために、昭和35年に1億人を目標」とされていた。

戦後直後には、出生数の増加と海外からの引揚げによる社会移動による増加が相まって、1945（昭和20）年から1950（昭和25）年までの5年間に総人口は15.6%、1,000万人以上も増加した。特に出生数が多かった1947（昭和22）年から1949（昭和24）年は「第1次ベビーブーム」と言われる。その後は出生数は減少し、人口増加率も低下していくこととなる。

(1) 第1次ベビーブーム・出生抑制

(この時期は、人口増加に対する問題意識から増加抑制が課題との認識)

当時の人口急増は国会でも議論されており、1949（昭和24）年に衆議院において「人口問題に関する決議」がされている。その決議は、当時の人口が著しく過剰であるという認識を示し、人口増加の抑制のため、家族計画（受胎調整思想）の普及、将来の移民の研究・準備^{*7}を行うこと等を内容としていた。

このような厳しい人口問題に直面し、我が国の人口問題に関し、調査、審議するため、1949年、内閣に人口問題審議会が設置され、この審議会は、産業振興・国土開発・食糧増産等の必要性を提言した「人口収容力に関する建議」及び受胎調整思想の普及の必要性を提言した「人口調整に関する建議」の2つの建議を政府に提出した。

その後も、引き続き人口の急増を背景として、1953（昭和28）年に厚生省（現在の厚生労働省）に常設の審議機関として人口問題審議会が設置され、この審議会は1954（昭和29）年に、人口増加を抑制する観点から、「人口の量的調整に関する決議」を採択し、人口の増加を抑制する政策をとることや、受胎調整を普及することの必要性を提言した。

なお、これら避妊を含む受胎調整に関しては、1952（昭和27）年の「優生保護法」の改正により、都道府県知事の指定を受けた助産婦、保健婦又は看護婦は受胎調整指導員として受胎調整を指導することが認められており、受胎調整の普及が促進されている。

さらに、1955（昭和30）年に、増大する人口をいかに養うかという観点から「人口収容力に関する決議」が採択され、経済の計画化と産業構造の改編、生産年齢人口の激増を踏まえた就業対策の樹立の必要性を提言し、また経済力に比べて過剰な人口に起因する劣悪な労働問題として、1958（昭和33）年に「潜在失業対策に関する決議」が採択され、特に中小企業等における低賃金や低生産性の就業が多くある潜在失業の問題の解決がうたわれた。

(2) 第1次ベビーブームの収斂

(第1次ベビーブームは終わり、高齢化に伴う変化や大都市への人口移動も問題に)

このように第1次ベビーブームを迎え、人口増加が課題として認識されるなか、出生数は、1949（昭和24）年の269.6万人をピークに1957（昭和32）年には156.6万人にまで低下し、また合計特殊出生率も、1947（昭和22）年の4.54から低下し、2.00前後で推移するようになった。この背景の一つとして、避妊の普及や人工妊娠中絶の増加が指摘

^{*7} 「移民により過剰人口を解決することは困難であるが、将来移民が認められることは単に国民生活の向上に役立つのみならず（中略）わが国の再建に寄与することが多大である。従ってこのためには過去におけるわが国の移民には相当欠点があったことに対し深い反省を加え、日本国民が今後は真に世界に歓迎せられ、且つ世界の福祉増進に寄与することのできるような移民たり得よう、国民自らが今から準備をし努力することが必要である」（「人口問題に関する決議」より）

されている*⁸。

このような出生数の急激な低下の後、昭和30年代から昭和40年代にかけて人口動向は落ち着いた一方で、この時期、多産多死型から少産少死型への移行や高齢化に伴う問題や、農村地域から大都市地域への人口移動に伴う問題が指摘されるようになった。

昭和37年版厚生白書では、この時期の短い時間で成し遂げられた多産多死型から少産少死型への変動により、第1次ベビーブームの収斂に伴った若年労働力の急激な縮小、高齢人口の増大、中高年齢労働人口比率の増大等が見込まれ、若年労働力が豊富に供給されていた人口年齢構造と密接な関係にある諸々の社会体制は、その基盤を大きく揺るがされるに至り、幾多の社会的問題が予測される旨が示されている。

また、年によっては合計特殊出生率が人口置換水準を下回るという新たな状況が生じるに至り、1971（昭和46）年に人口問題審議会は「最近における人口動向と留意すべき問題点について」を答申し、合計特殊出生率の減少に寄与していると見られる要因の解消を目指す方向が示されるとともに、老年化の急速な進行が予想される中で、老人福祉の向上が喫緊の課題であるとしている。

さらに、経済の高度成長とともに、著しい人口移動が発生し、働き盛りの人口が農村地区から大都市地域に移動し、都市では過密問題、農村では過疎問題を発生させたことを背景として、1963（昭和38）年に人口問題審議会は「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項」についての意見を取りまとめている。この意見では、人口構造化に伴う生産年齢人口増加の縮小と中高年問題や、社会保障の充実と保健福祉の推進などが重視されるべきであると指摘されている。

2 第2次ベビーブーム～昭和末期（1971～1989年）

(1) 当時の人口の動向の変化

(1974年以降、合計特殊出生率は人口置換水準を下回る状態に)

第1次ベビーブーム後、合計特殊出生率は急減し、2.0前後で推移していたが、第1次ベビーブーム期に生まれた女子の出産する時期に入り1971（昭和46）～1974（昭和49）年の「第2次ベビーブーム」の後、1974年から、合計特殊出生率が恒常的に人口置換水準を下回る状態となった。その後、昭和50年代後半の一時期を除き、合計特殊出生率は減少を続けた。

この結果、高齢者の死亡率の低下とあいまって、人口の高齢化は以後、急速に進むこととなり、高齢年齢人口比率は、1975（昭和50）年には7.9%、1980（昭和55）年には9.1%、そして1985（昭和60）年には10.3%となった。

(2) 当時の人口の動向に関する認識

(人口に対する問題意識は、増加抑制から高齢化対策へ。出生力の動向に対しては静観)

このような中で当時の人口動態に対する認識をみると、1974（昭和49）年の国際人口会議開催に合わせ、人口問題審議会在「日本人口の動向—静止人口をめざして—」を公表した。この中で、石油ショックによって「高度経済成長による繁栄がいかにも根の浅い

*⁸ 避妊については、毎日新聞社人口問題調査会によると、1950（昭和25）年には、「避妊を一度も実行していない」人の割合が64%であり、「現在実行している」または「前に実行したことがある」人の割合は29%であったが、1960年代以降では前者は約2割に減少し、後者が約8割となった。また、人工妊娠中絶については、1949年には10万件であったが、1950年代半ばには毎年100万件を超え、1960年代以降、徐々に減少していった。

ものであるかを思い知らされた」とした上で、天然資源の多くを輸入に依存する我が国が人口をいかにして扶養すべきか、という観点から「出生抑制にいつそうの努力を注ぐべき」と述べるなど、人口増加の抑制が目標として求められるとの考えの下、将来の人口問題に関して、人口増加抑制のための人工妊娠中絶の減少、人口資質向上対策、地域人口対策の着実な実施などが提言されている。

また、1976（昭和51）年に母親世代を対象に行われた調査^{*9}によると、当時の我が国の人口（約1億1千万人）について、「多い」と答えた人が55.3%、「ちょうどよい」と答えた人が10.6%、「少ない」と答えた人は0.8%であった。また、今後の我が国の人口の動向について「もっと早く人口の伸びが止まる方が望ましい」と答えた人が29.8%、「現在の動向のままでよい」と答えた人が28.7%、「もっと増えつづけることが望ましい」と答えた人は1.6%であった。この当時の母親世代の意識として、人口の増加を懸念している様子が見えてくる。

1980（昭和55）年になると、この時期の合計特殊出生率の低下について、人口問題審議会は「出生率動向に関する特別委員会報告書」において、夫婦が生涯に産む子どもの数には変化なく、女子の進学率・就学率の上昇により結婚・出産が遅れているためと分析し、出生力低下の問題については「一応静観が許される」としている。さらに、1984（昭和59）年にはこの審議会の編集書^{*10}の中でも、この時期の出生率の低下は、結婚・出産適齢期の女子の総人口に占める割合が小さくなったことと、結婚年齢の上昇によるもので、夫婦の子どもの産み方そのものにはあまり大きな変化はみられないため、今後、結婚年齢の上昇が止まるとともに、出生率は下げ止まり、やがて上向くことが考えられるとしている。

なお、同年6月に国際人口会議開催に合わせて人口問題審議会が作成した報告書においては、我が国の現在及び将来の人口問題について、高齢者を単に扶養すべき人口と考えず高齢者の多様な社会参加を促進し「自立した高齢者」を目指すべきこと、人口高齢化が進む中で社会の活力維持のため、人口資質の向上や総合的な地域開発を行う必要性等が提言されている。

この報告書の中では人口増加抑制に関する提言はなく、昭和50年代の人口問題の議論は人口増加抑制から高齢化対策に変わっていき、人口の高齢化に対する危機感が高まっていくこととなった。

(3) 当時の将来人口推計

この時期の人口問題研究所における将来の人口推計は、合計特殊出生率が人口置換水準を下回った1974（昭和49）年以降、平成元年までの間では計3回行われている（昭和51・56・61年）。

(当時の将来人口推計は、人口増加を示すものから、静止人口・人口減少を示すものへ)

これらにより推計された人口をみると、まず1976（昭和51）年中位推計では人口増加が続くものの、2010年1億3,810万人となる頃から頭打ちとなり2050年では1億4,001万人と推計されていた。ただし、低位推計では、2014年1億3,650万人を頂点として以

*9 厚生省大臣官房統計情報部「昭和51年度人口動態社会経済面調査報告」より。

*10 人口問題審議会編『日本の人口・日本の社会』（1984年、東洋経済新報社）

降は減少するとされた。(実際には、年次人口のピークは2008年1億2,808万人であり、その後減少に転じており、2014年1億2,708万人となっている。)

次に行われた1981(昭和56)年中位推計では、2008年に1億3,036万人でピークを迎え、以後約60年間にわたり人口減少が続き、2075年以降は1億1,840万人で静止人口というものであった。しかし低位推計は、2006年に1億2,772万でピークとなり、以後減少の一途を辿るとされている。その次の1986(昭和61)年中位推計では、2013年1億3,603万をピークに減少を開始する。

1976(昭和51)年低位推計から、いずれの推計でも2006~2014年の間に人口はピークを迎えた後に減少することが推計されていた。しかし、推計された人口規模は1981(昭和56)年低位推計を除けば、実際よりかなり多く、現実には生じている人口減少は当時の想定より厳しいものである。これは出生率の低下、すなわち少子化の進行が当時はまだ顕在化しておらず、十分に予見されていなかったことによる(図表1-2-1)。

図表 1-2-1 過去の将来推計人口による総人口の推移

年次	実績	1976(昭和51)年 11月推計 (1975年基準)		1981(昭和56)年 11月推計 (1980年基準)		1986(昭和61)年 12月推計 (1985年基準)	
		中位推計	低位推計	中位推計	低位推計	中位推計	低位推計
2000年	1億2,693万人	1億3,368万人	1億3,262万人	1億2,812万人	1億2,657万人	1億3,119万人	1億3,002万人
2010年	1億2,806万人	1億3,810万人	1億3,629万人	1億3,028万人	1億2,707万人	1億3,582万人	1億3,350万人
2050年	—	1億4,001万人	1億3,403万人	1億2,079万人	1億 212万人	1億2,868万人	1億1,853万人
合計特殊出生率の 長期仮定値		2.10	2.05	2.09	1.73	2.00	1.85
人口ピーク	1億2,808万人 (2008年)	—	1億3,650万人 (2014年)	1億3,036万人 (2008年)	1億2,772万人 (2006年)	1億3,603万人 (2013年)	1億3,351万人 (2011年)

具体的には、合計特殊出生率の仮定を見るといずれの中位推計においても長期的な仮定値はほぼ人口置換水準に置かれており、長期に継続する少子化の流れは想定されていなかった。その主な理由は次の様なものであった。

- ・当時、1986年推計時点で、おおむね出産を終える35歳の累積出生率(当時35歳であった世代が、35歳までに出生した平均子ども数に相当)の数値は1.96であり、36歳以上の出生率0.06(1985(昭和60)年実績)を足すと2を超えると考えられていたこと
- ・若い世代の出生率は低下してきていたが、これは晩産化により出産年齢が上昇している影響と捉えていたこと
- ・当時のデータからは、晩婚化によって、結婚する女性の生涯に産む子どもの数に変化を与えるとの兆候は明確には見られなかったことや、30代の未婚率の状況などから、晩婚化が非婚化に結びつくとの判断は自然なものとは認識されていない面があったこと
- ・また、夫婦の完結出生児数についても大きな変動がなかった。このため、合計特殊出生率の低下は、当時のデータからは、コーホートの累積出生水準(各世代での最終的な平均出生数に相当)に変化を与えるとの傾向が見られず、出生の繰り延べによるものと認識されていたこと

なお、これらの推計の後の1992（平成4）年推計では、国勢調査の結果から30歳代についても未婚化の上昇傾向が観察されるようになり、ここで初めて晩婚化が非婚化に結びつく兆候が見られることとなったため、出生率の仮定値の設定に当たっても生涯未婚率の上昇を織り込み、人口置換水準を下回ることとされたため、結果として長期的な人口の見通しにおいても人口は一貫して減少する見通しが示された。

(4) 当時の施策

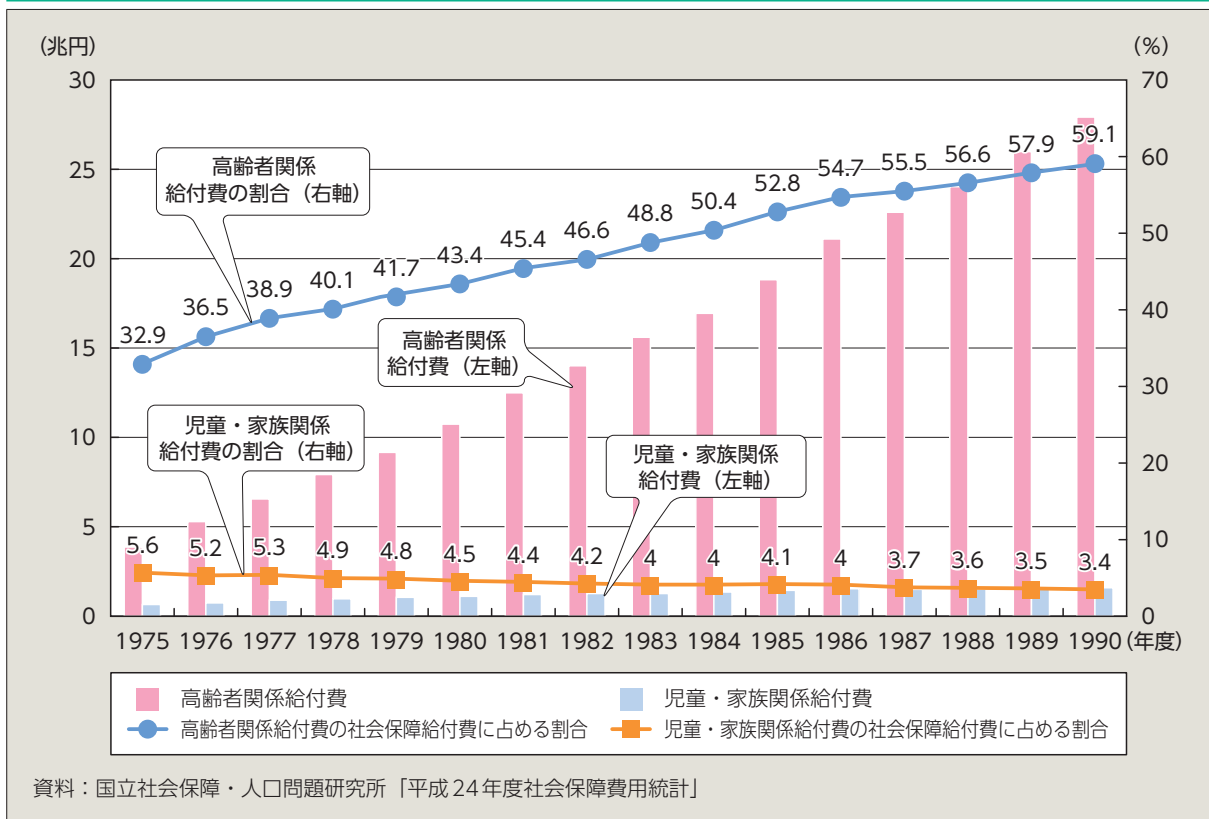
(この時期、高齢化問題への対応として、高齢者福祉が進展)

この時期、このような認識や将来推計のなかで、1970（昭和45）年には「豊かな老後のための国民会議」が開催され、老後問題が国民的課題であることが強調された。

1973（昭和48）年には、老人医療費支給制度が創設され（いわゆる「老人医療無料化」）、また年金制度について、物価スライド導入等による年金給付の大幅な改善等の見直しが行われ、この年は「福祉元年」と呼ばれた。その後、1986（昭和61）年には「長寿社会対策大綱」が閣議決定され、政府を挙げて老後問題に取り組んでいた。

図表1-2-2をみると、1970年代以降、児童・家族関係給付費がほぼ横ばいで推移している一方で、高齢者関係給付費が右肩あがりで増加を続けきたことがうかがえる。また、社会保障給付費全体に占める両給付の割合の変化をみても、同様のことがうかがえる。

図表1-2-2 高齢者関係給付費と児童・家族関係給付費の推移（1975～1990年度）



(この時期、女性の労働者増大等への対応として、保育所整備も進む)

一方、この時期の保育所の整備を概観すると、昭和30年代、経済の高度成長に伴って女性の労働者の増大、人口の都市集中化、核家族化の進行等がみられ、保育需要が増大、

多様化したことから、保育所制度は進展を続けていた。また、昭和40年代に入ってから、都市への人口の集中、核家族化の進行に伴い家庭の扶養能力が減退し、その上に女性の職場進出が急増したため、保育所に対する需要はますます高まり、これに応じて保育所の設置が進められた。これに関して、1967（昭和42）年には保育所の緊急整備計画、1971（昭和46）年には社会福祉施設緊急整備5カ年計画の一環として保育所の整備計画が策定されている。

その後、1974（昭和49）年以降に続いた出生率の低下の影響により、保育所の入所措置児童数は1980（昭和55）年をピークに減少していき、昭和59年版厚生白書によれば、人口急増地域等の特定の地域を除き、全国的には施設不足の状況はほぼ解消されていると言える状態となった。また、1981（昭和56）年7月に政府の第二次臨時行政調査会が出した「第一次答申」では、保育所の新設については、地域の実情に配慮しつつ、全体として抑制する旨が示されている。

このほか、家庭生活の安定への寄与と児童の健全な育成を図ることを目的として、1972（昭和47）年に児童手当が創設された。

なお、その後、1990（平成2）年6月に、前年の1989（平成元）年の合計特殊出生率1.57が発表され、いわゆる「1.57ショック」として注目されることとなるが、平成元年厚生白書においては、「これまでのところ、我が国の出生率は、人口推計で前提としたようには回復していない。これからも下がり続けるか、それとも回復がやや遅れているのにすぎないのかについては現時点では断定できず、今後の慎重な検討を要する」とされていた。

コラム 世界の人口問題への対応

○戦後の人口爆発と国際的な議論

世界の人口は、先進地域では増加が落ち着きを見せる一方で、発展途上地域では今も高い増加を続けており、2014年はおよそ72億人となった。特に第二次世界大戦後、発展途上国において死亡率の急低下などを背景とした人口の爆発的増加が始まり、世界でも人口問題は大きな課題となった。こうした中で、世界の人口問題について国際的な会議が開催され、問題解決のための議論もなされてきた。

例えば世界規模の会議としては、1954（昭和29）年に初の世界人口会議がローマで開催され、また国連が世界人口年と定めた1974（昭和49）年には、政府間レベルで人口問題をテーマにした初の国際会議がブカレストで開催され、「世界人口行動計画」が採択された。

1984（昭和59）年にメキシコ・シティ

で開催された国際人口会議では、世界人口行動計画の継続実施のための勧告と人口と開発に関するメキシコ市宣言を採択した。

さらに1994（平成6）年にカイロで開催された国際人口開発会議では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」*の概念を盛り込んだ行動計画が合意されるなど、本会議を通じて世界の人口政策の焦点が国レベルから個人レベルへとシフトしていった。

また、アジアにおいても、1963（昭和38）年に第1回のアジア人口会議がニューデリーで開催された。第2回は1972（昭和47）年に日本政府がホストとなって東京で開催された。

○国内でも世界の人口問題を議論

これらの国際会議への対応は、国内でも人口問題の関心が高まる契機となり、またその開催に当たっては、人口問題審議会が政府に

* 子どもを産む産まない、産むとすればいつ、何人産むかを女性が自己決定する権利を中心課題とし、広く女性の生涯にわたる健康の確立を目指すもの（生涯を通じた女性の健康施策に関する研究会報告書（平成11年7月厚生省児童家庭局母子保健課）より）

対して意見書を提出するなどしてきた。例えば、1974年のブカレストでの世界人口会議に当たって示された「国連世界人口会議対処方針についての意見」では、次のように示されていた。

- ・開発途上国には人口爆発という人口の量的重圧があり、先進国には人口増加はゆるやかでも、大量の資源消費という人口の質的圧力がかかって、これらがともに人類にのしかかる深刻な世界の人口問題となったこと
- ・日本の将来人口は、現在の一夫婦当たり平均2.1人の子ども数が続けば、2030年以降1億3,500万人の人口規模を維持することになり、資源等の観点から問題があること
- ・日本政府が人口増加抑制政策への提案国となることを期待する。わが国の人口増加抑制政策に対する進路を示すことこそ、国際舞台での積極的発言に説得力を与えることになること
- ・人口増加抑制政策は人口政策の重要な一環として政府施策の中で強力に推進されなければならない、なかでも家族計画の普及がはからなければならないこと

○世界の人口問題に対して我が国は国際的な支援に取り組んできた

これらの国際会議において、我が国は、世界の人口問題が深刻な状況にあることを指摘し、この問題を解決するために、当事国が自ら努力することが基本的に重要であることを強調するとともに、世界各国が資金的、技術的に協力・援助を行うべきことを述べてきた。

そして、戦後の我が国の人口分野における国際協力は、1969（昭和44）年に国際家族計画連盟（IPPF）に対して政府が10万ドルを拠出した頃から拡充され、1970（昭和45）年からは国連人口活動基金（UNFPA。今の国連人口基金）に対する拠出を続けており、今日においても主要な資金拠出国である。

さらに、我が国は戦後、このような国際機関への協力のほか、1969（昭和44）年にインドネシアに対して家族計画のための機材供与等を実施したことをはじめ、二国間協力も進めてきた。

3 1.57ショック～少子化社会対策大綱（1990～2004年）

(1) 1.57ショックと少子化社会対策

(1990年の「1.57ショック」を契機に政府の少子化対策の検討が始まる)

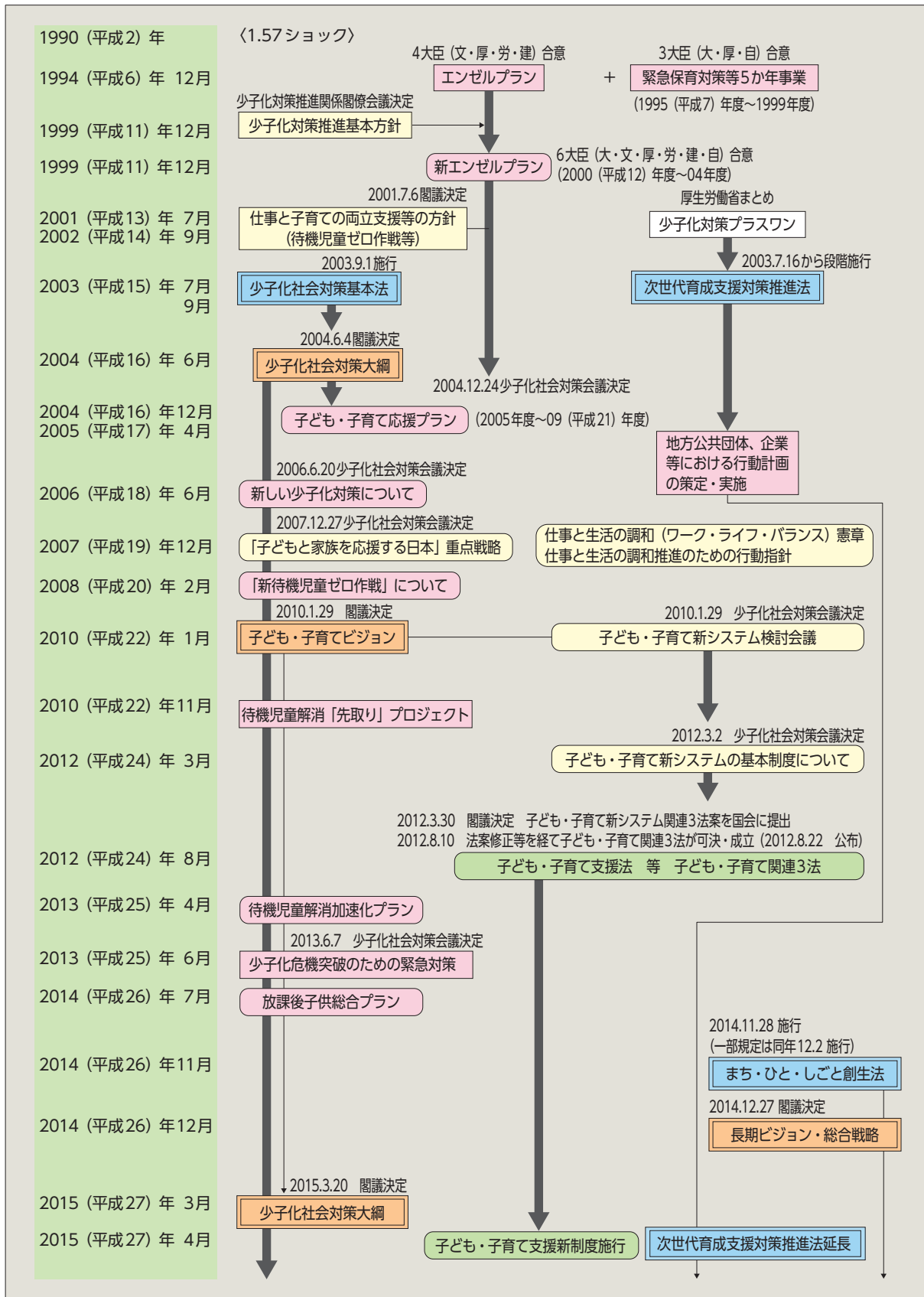
1990（平成2）年の「1.57ショック」*¹¹を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少していく少子化への問題認識を強め、国として、少子化社会への対応を重要な政策課題として位置づけて取り組んでいくために、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めた。

政府では早速、「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置（1990（平成2）年8月）や、「ウェルカムベビーキャンペーン」（1992（平成4）年4月）などが行われた。「少子社会」という言葉を一般化させる契機となった「平成4年度国民生活白書」もこの時期（1992年11月）刊行された。

以下、この時期の政府の人口に関わる施策、とりわけ少子化対策の取組みをみていく。（大きな流れについて、[図表 1-2-3](#)を参照）

* 11 1990年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

図表 1-2-3 少子化対策に関する閣議決定等の変遷



(2) エンゼルプラン・緊急保育対策等5か年事業の策定

(1994年に「エンゼルプラン」・「緊急保育対策等5か年事業」を策定)

少子化対策の本格的な取組の第一歩が、1994（平成6）年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣合意により策定された「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）であった。エンゼルプランでは、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策が定められた。

図表 1-2-4 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」
（平成6年12月16日）概要

基本的視点	
<ul style="list-style-type: none"> ①「子どもを持ちたい人が持てない状況」を解消し、安心して子どもを生み育てることができるような環境を整備 ②家庭における子育てが基本であるが、家庭における子育てを支えるため、あらゆる社会の構成メンバーが協力していくシステムを構築 ③子育て支援のための施策については、子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮 	
基本的方向	重点施策
<ul style="list-style-type: none"> ①子育てと仕事の両立支援の推進 ②家庭における子育て支援 ③子育てのための住宅及び生活環境の整備 ④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進 ⑤子育てコストの軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備 ②多様な保育サービスの充実 ③安心して子どもを生み育てることができる母子保健医療体制の充実 ④住居及び生活環境の整備 ⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実 ⑥子育てに伴う経済的負担の軽減 ⑦子育て支援のための基盤整備

エンゼルプラン策定後、次に述べる保育サービスの充実をはじめ、育児休業給付の実施（1995（平成7）年）、週40時間労働制の実施（1997（平成9）年）、児童福祉法改正による保育所入所方法の見直し（1998（平成10）年）等、エンゼルプランに掲げられた施策が実現された。

また、エンゼルプランの策定とあわせ、エンゼルプランの施策の具体化の一環として、保育の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」（大蔵、厚生、自治3大臣の合意）が策定され、1999（平成11）年度を目標年次として、整備が進められることとなった。

(3) 新エンゼルプラン

(1999年「新エンゼルプラン」策定。保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等も対象に)

このように1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に少子化対策が講じられるようになったものの、合計特殊出生率は、1990年代半ばになっても、減少を続けた。1997（平成9）年1月の、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口においても、将来の合計特殊出生率について、5年前の推計よりも低い1.61と仮定されている。

このように少子化が進行し、人口減少社会の到来が現実のものとなる中で、人口問題審議会は、1997年10月、「少子化に関する基本的考え方について——人口減少社会、未来への責任と選択——」という報告書を取りまとめた。この報告書は、政府の審議会としては初めて少子化の問題を正面から取り上げ、少子化の影響、原因とその背景について総合的な分析を行うとともに、少子化への対応の必要性を明示した。

また、平成10年版厚生白書においても、少子社会について問題提起を行っている。

その後、1999（平成11）年5月からは少子化対策推進関係閣僚会議が開催され、同年12月に「少子化対策推進基本方針」が同会議で決定された。さらに、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン。大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治の6大臣合意）が策定された。この新エンゼルプランは、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直したもので、2000（平成12）年度を初年度として2004（平成16）年度までの計画となっている。目標値を設定した項目には、これまでの保育サービス関係ばかりでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加わり、幅広い実施計画となっている。

図表 1-2-5

「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」
（平成11年12月19日）概要

趣旨

- ①少子化対策については、これまで「エンゼルプラン」や「緊急保育対策等5か年事業」等に基づき、その推進を図ってきたところ
- ②このプランは、「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定

主な内容

- ①保育サービス等子育て支援サービスの充実
- ②仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備
- ③働き方についての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正
- ④母子保健医療体制の整備
- ⑤地域で子どもを育てる教育環境の整備
- ⑥子どもたちがのびのび育つ教育環境の実現
- ⑦教育に伴う経済的負担の軽減
- ⑧住まいづくりやまちづくりによる子育ての支援

（4）次世代育成支援対策推進法

（2003年「次世代育成支援対策推進法」制定。国・自治体・企業が取組みの主体に）

2003（平成15）年7月には、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定された。同法は、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。

なお、同法は、2015（平成27）年3月31日までの時限立法であったが、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第28号）により、その期限を10年間延長して2025（平成37）年3月31日までとされ、また、その改正により、認定を受けた事業主のうち特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度の創設等がなされた。

図表 1-2-6 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)の概要

基本理念
次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならないこととする。
行動計画の策定等
<p>①国の行動計画策定指針 主務大臣は地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定</p> <p>②地方公共団体の行動計画 市町村及び都道府県は、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定</p> <p>③事業主の行動計画 ・事業主については、国の行動計画策定指針に即し、労働者の仕事と家庭の両立を図るために必要な雇用環境の整備等に関し、目標及び目標達成のための対策等を定めた一般事業主行動計画を策定（101人以上の労働者を雇用する事業主は義務づけ、100人以下は努力義務） ・事業主からの申請に基づき、行動計画に定めた目標を達成したこと等の基準に適合する事業主を認定</p>
<p>※本法は当初、平成27年3月31日までの時限立法であったが、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第28号)により、その期限が10年間延長された。(平成37年3月31日まで)</p> <p>※またその改正により、認定を受けた事業主のうち特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、厚生労働大臣による新たな認定(特例認定)制度が創設された。</p>

(5) 少子化社会対策基本法、少子化社会対策大綱及び子ども・子育て応援プラン

(2003年「少子化対策基本法」制定。少子化対策の総合的な推進が図られる。)

また、2003(平成15)年7月、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」(平成15年法律第133号)が議員立法によって制定され、同年9月から施行された。そして、同法に基づき、内閣府に、内閣総理大臣を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置された。

(2004年「少子化社会対策大綱」閣議決定。少子化の流れを変えるための集中的取組みへ)

また、少子化社会対策基本法は、少子化に対処するための施策の指針としての大綱の策定を政府に義務づけており、2004(平成16)年6月、「少子化社会対策大綱」が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。

この少子化社会対策大綱では、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととされた。そして、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように社会全体で応援するとの基本的考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を、国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置づけ、「3つの視点」と「4つの重点課題」、「28の具体的行動」を提示した。

なお、少子化社会対策基本法に基づく大綱については、その後、2010(平成22)年1月に「子ども・子育てビジョン」が、2015(平成27)年3月には「少子化社会対策大綱」が、それぞれ直前の大綱を廃止した上で新たに閣議決定されることとなる(詳細は、第2章序節1(2)を参照)。

(2004年「子ども・子育て応援プラン」で、大綱の具体的な施策内容と目標を掲げる)

2004年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を少子化社会対策会議において決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005（平成17）年度から2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた（図表1-2-7）。

図表 1-2-7 「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）（平成16年12月24日閣議決定）概要

- 少子化社会対策大綱（平成16年6月4日閣議決定）の掲げる4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示
- 「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかが分かるよう、概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、5年間に施策を重点的に実施

重点課題と目標など

4つの重点課題	平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）	目指すべき社会の姿（例）
若者の自立とたくましい子どもの育ち	若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用など	若者が意欲を持って就業し経済的にも自立【若年失業者等の増加傾向を転換】など
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及など	希望する者すべてが安心して育児休業等を取得【育児休業取得率男性10%、女性80%】など
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供など	多くの若者が子育てに肯定的な（「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」）イメージを持てるなど
子育ての新たな支え合いと連帯	地域の子育て支援の拠点づくり（市町村の行動計画目標の実現）など	全国どこでも保育サービスが利用できる【待機児童が50人以上いる市町村をなくす】など

4 2005年以降の少子化対策について

(1) 新しい少子化対策について

(2005年、合計特殊出生率は過去最低の1.26を記録。少子化対策の推進へ)

上述したような取組みが進められる中、2005（平成17）年、我が国は1899（明治32）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録した。こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006（平成18）年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。

「新しい少子化対策について」では、「家族の日」・「家族の週間」の制定などによる家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、親が働いているかいないかにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するという視点を踏まえつつ、子どもの成長に応じて子育て支援のニーズが変化することに注目して、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げた。

(2) 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

(就労と出産・子育ての二者択一構造の解決に向けて「ワーク・ライフ・バランスの実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を目指す)

「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通しや社会保障審議会の「人口構造の変化に関する特別部会」の議論の整理等を踏まえ、2007（平成19）年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられた。

重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。

働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現については、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が政労使の代表等から構成される仕事と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。なお、これらの憲章や行動指針は、その後の施策の進歩や経済情勢の変化を踏まえ、2010（平成22）年6月に新たな視点や取組みを盛り込んだ内容に改定し、取組みを推進している。

また、重点戦略を踏まえ、2008（平成20）年2月に、政府は、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消を始めとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。

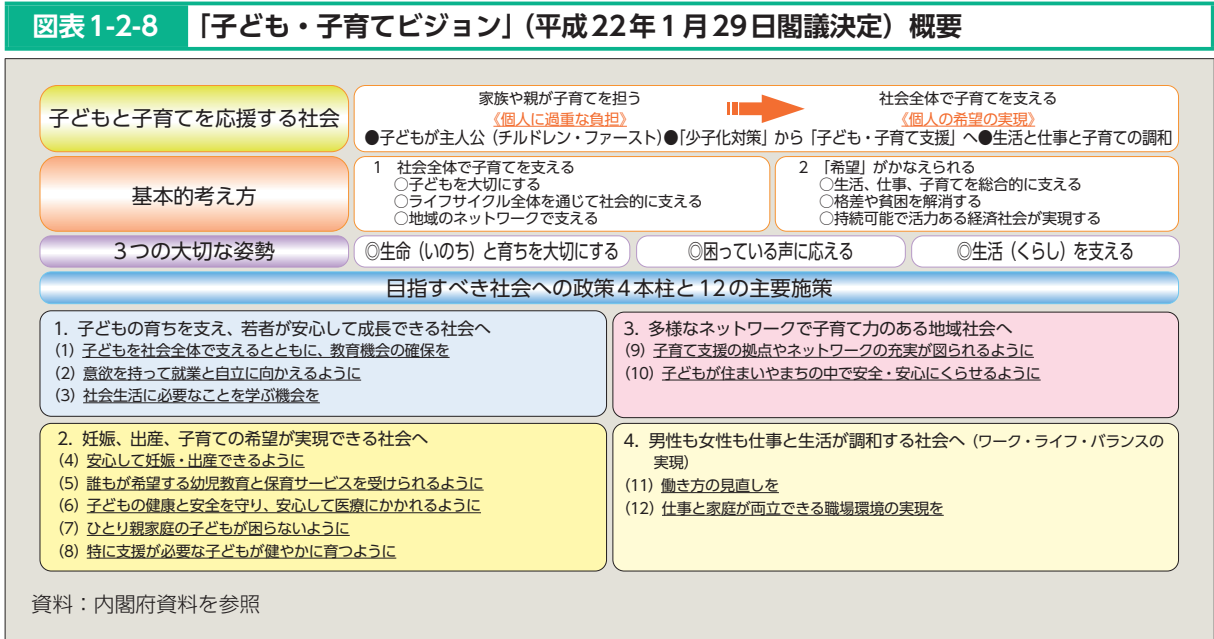
(3) 少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱（子ども・子育てビジョン）の策定

(2010年、「子ども・子育てビジョン」を閣議決定。子ども・子育て支援の3つの姿勢)

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（2008年12月、少子化社会対策会議決定）を受け、2009（平成21）年1月、内閣府に「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」を立ち上げ、少子化対策担当大臣の下、全10回の会合、地方での懇談、大学生との公開討論会を開催し、同年6月には提言（“みんなの”少子化対策）をまとめた。

その後、2009年10月、内閣府の少子化対策担当の政務三役（大臣、副大臣、大臣政務官）で構成する「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」を立ち上げ、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集などを行い、2010（平成22）年1月29日、少子化社会対策会議を経て、少子化社会対策基本法に基づく二度目となる新たな大綱として「子ども・子育てビジョン」を閣議決定した。この中で、子ども・子育て支援策を行っていく際の三つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」が示され、この三つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策4本柱」と「12の主要施策」に従って、具体的な取組みを進めることとされた（[図表1-2-8](#)）。

図表 1-2-8 「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) 概要



(4) 待機児童の解消

(2010年以降、保育所の待機児童の解消に向けた取組みが加速)

都市部を中心に深刻な問題となっている保育所の待機児童の解消を図るため、2010(平成22)年に「子ども・子育てビジョン」において、潜在的な保育需要を含めた数値目標を設定し、同年より「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」が推進された。さらに、待機児童解消のための取組みを加速化させるため、2013(平成25)年4月、新たに「待機児童解消加速化プラン」が策定され、同年度から5年間で約40万人分の保育の受皿を確保するため、2015(平成27)年度を予定している子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対して、それを全面的に支援することとされた。(詳細は、第2章を参照)

(5) 「子ども・子育て支援法」の成立と「子ども・子育て支援新制度」

(社会保障・税一体改革のなかで、2015年から「子ども・子育て支援新制度」が開始)

2012(平成24)年3月に、政府が平成24年通常国会(第180回国会)に提出した「子ども・子育て関連3法案」は、国会審議による修正等を経て、同年8月10日に成立し、8月22日に公布された。子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度は、社会保障・税一体改革の一項目として、消費税率の引上げによる財源の一部を得て実施されるものであり、2015(平成27)年度から本格施行されている。(詳細は、第2章を参照)

(6) 児童手当制度の見直し

(児童手当は1972年に創設され、少子化対策として見直しが進められてきた)

1972(昭和47)年に創設された児童手当については、累次見直しが行われてきたが、2000(平成12)年以降は支給対象となる児童の拡大、支給額の引上げが行われてきた。その後、2010(平成22)年度、2011(平成23)年度に子ども手当が支給され、2012(平成24)年度から、現行の児童手当が支給されている(図表1-2-9)。

図表 1-2-9 児童手当制度の主な変遷

時期	見直し等
1972 (昭和47) 年	児童手当制度創設 (第3子以降の児童を対象) (対象年齢は、義務教育修了前まで)
1986 (昭和61) 年	第2子以降の児童に対象を拡大 (対象年齢は、義務教育就学前まで)
1992 (平成4) 年	第1子まで対象を拡大 (対象年齢は、3歳未満に重点化)
2000 (平成12) 年	義務教育就学前まで対象を拡大
2001 (平成13) 年	所得制限を緩和
2004 (平成16) 年	小学校第3学年修了前まで対象を拡大
2006 (平成18) 年	小学校修了前まで対象を拡大。所得制限を緩和
2007 (平成19) 年	3歳未満児 (第1子、第2子) の手当額を引上げ (乳幼児加算)
2010 (平成22) 年	中学校修了前まで対象を拡大
2010 (平成22) 年～ 2011 (平成23) 年度前半	子ども手当の創設 (平成22年度子ども手当支給法) 中学校修了前まで対象を拡大
2011 (平成23) 年後半	手当月額の見直し (平成23年度子ども手当支給特別措置法)
2012 (平成24) 年	新たな児童手当制度の構築 中学校修了前まで対象を拡大、所得制限を改正 手当月額の増額 特例給付の導入

(7) 育児休業制度の経過

(1992年に創設された育児休業制度は、育児休業給付とともに改善が続く)

上述した1995 (平成7) 年の育児休業給付に関し、ここで育児休業制度の経過を概観してみる (図表 1-2-10)。

我が国の育児休業制度は、1992 (平成4) 年に育児休業法の施行により育児休業制度が創設されたところから始まる。その後、育児休業給付の創設がされ、1999 (平成11) 年には、介護に関する休業ともあわせた育児・介護休業法となり、そのほか幾度もの改正が繰り返され、制度の改善が進められている。

最近では2014 (平成26) 年に、育児休業給付の給付率の引上げ (育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%) が行われ、両立支援の一翼を担っている。

図表1-2-10 育児休業制度の主な変遷

時期	見直し等
1992 (平成 4) 年	育児休業法施行 (30以下事業所適用外)
1995 (平成 7) 年	改正育児休業法施行 → 育児休業給付創設 (休業前賃金の25%)、全事業所適用、社会保険料の労働者負担分免除
1999 (平成11) 年	育児・介護休業法施行 → 深夜業の制限の創設
2000 (平成12) 年	厚生年金保険料の事業主負担分免除
2001 (平成13) 年	・健康保険料の事業主負担分免除 ・育児休業給付の引上げ (休業前賃金の40%)
2002 (平成14) 年	改正育児・介護休業法施行 ・時間外労働の制限 ・子の看護休暇制度創設 (努力義務) ・所定労働時間の短縮措置の拡充
2005 (平成17) 年	・育児休業制度の拡充 ・子の看護休暇制度の義務化
2010 (平成22) 年	改正育児・介護休業法 改正 (※について、100人以下企業は2012 (平成24) 年施行) ・所定外労働の制限 (※) ・短時間勤務制度の義務化 (※) ・子の看護休暇制度の拡充 (※) ・パパ・ママ育休プラス ・父親の育児休業の再取得を可能とする 等
2014 (平成26) 年	育児休業給付の引上げ (育児休業を開始してから180日目までは、休業開始前の賃金の67%)

5 「1.57ショック」のあとの取組みの進展と最近の動き

これまでに述べたように、1990 (平成2) 年の「1.57ショック」の後、上述のように、政府は地方公共団体や企業とともに、様々な取組みを進めてきた。

以上で紹介したもののほか、直近の政府の取組みとして、2013 (平成25) 年3月から内閣府特命担当大臣 (少子化対策) の下で発足した「少子化危機突破タスクフォース」での議論や提案を踏まえ、同年6月7日には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のため緊急対策」が決定された。また、少子化社会対策基本法に基づく大綱については、2015 (平成27) 年3月に3度目となる「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、各種目標が設定されたところである (詳細は第2章を参照)。

〔「少子化社会対策会議」の設置や取組方針等の閣議決定など、政府全体で対応へ〕

政府の検討体制を振り返ってみると、1999 (平成11) 年には「少子化対策推進関係閣僚会議」が設置され少子化対策に関して閣僚が出席する会議が設けられ、その後2003 (平成15) 年には、少子化社会対策基本法に基づき内閣総理大臣を会長として全閣僚が委員に任命される「少子化社会対策会議」が設置されて、政府全体での検討体制が確保されるに至った。

また、政府の取組方針等の位置づけ等についても、「1.57ショック」を契機とする検討を通じて1994 (平成6) 年に策定された「エンゼルプラン」及び「緊急保育対策等5か年事業」は、関係大臣間の合意であった。しかしその後、少子化社会対策基本法に基づく大綱として、2004年に「少子化社会対策大綱」が、2010年に「子ども・子育てビジョン」がそれぞれ閣議決定される等、政府全体での取組みに向けて閣議決定での策定が続い

ている。

(取組方針の設定目標は、より広範かつ詳細な項目へ)

これらの取組みに関する方針における目標の設定についても、進展がみられる。

図表1-2-11は、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降の各種取組方針の策定期間ごとに、特徴的な主な取組み（数値目標設定の項目）と当時の実績をまとめたものである。

政府の取組方針等で設定された数値目標の項目をみると、1994年に策定された「緊急保育対策等5か年事業」では、保育所の受入枠数や放課後児童クラブの箇所数など保育サービスに関する項目の設定に限定されていたが、1999年に策定された「新エンゼルプラン」では、保育サービスに関する項目に加え、働き方、母子保健、相談、教育、まちづくり等の事業も加えられた。また、「新エンゼルプラン」では、親の就労の有無にかかわらず全ての子育て家庭を対象に子どもの預かり等の支援を行う「ファミリー・サポート・センター事業」も目標項目に入った。

さらに、2004年に策定された「子ども・子育て応援プラン」では、働き方の見直しの観点で「男性の育休取得率」や、若者の生活基盤の強化を図る視点から「若年者試行雇用の活用」での常用雇用移行率や「新規学卒就業者」の就職後の離職率なども目標設定の項目とされた。

そして、2010年に策定された「子ども・子育てビジョン」での目標項目では、「乳児家庭全戸訪問事業」といった出産に関して全ての子育て世代を対象とした目標や、「第1子出産前後の女性の継続就業」といったより具体的な目標が設定されるとともに、社会的養護の充実に係る項目などが追加されるなど、広範な目標設定を試みていることがわかる。

図表 1-2-11 緊急保育対策等5か年事業の策定以降の目標設定項目（主なもの）と実績推移

	1994年12月 「緊急保育対策等5か年事業」策定	1999年12月 「新エンゼルプラン」策定	2004年12月 「子ども・子育て応援プラン」策定	2010年1月 「子ども・子育てビジョン」策定	2015年3月 「少子化社会対策大綱」策定
子育て関係					
保育所定員	194万人 「緊急保育対策等5か年事業」から目標項目 (※)	192万人 (※)	203万人	215万人	234万人
放課後児童クラブ	5,300箇所 「緊急保育対策等5か年事業」から目標項目	10,200箇所	14,500箇所	81万人	94万人
地域子育て支援拠点	118箇所 「緊急保育対策等5か年事業」から目標項目	1,500箇所	2,954箇所	5,199箇所	6,233箇所
ファミリー・サポート・センター事業	—	62箇所 「新エンゼルプラン」から目標項目	368箇所	570市町村	738市町村
出産関係					
乳幼児全戸訪問事業	—	—	—	1,512市町村 「子ども・子育てビジョン」から目標項目	1,660市町村
働き方関係					
第1子出産前後の女性の継続就業	39.3%	38.1%	39.8%	38.0% 「子ども・子育てビジョン」から目標項目	38.0%
男性の育休取得率	—	0.42%	0.56%	1.72%	2.03% 「子ども・子育て応援プラン」から目標項目

注) 記載した数値は、5つの時期（年月）において把握されていた直近の実績値。
 ※ 保育所定員については、「緊急保育対策等5か年事業」・「新エンゼルプラン」で設定されていた目標項目は、3歳児未満の定員である。（記載した実績値は、いずれも全体の定員）

(保育の受け皿確保や地域の子育て支援体制整備など、個々の取組みは着実に前進してきた)

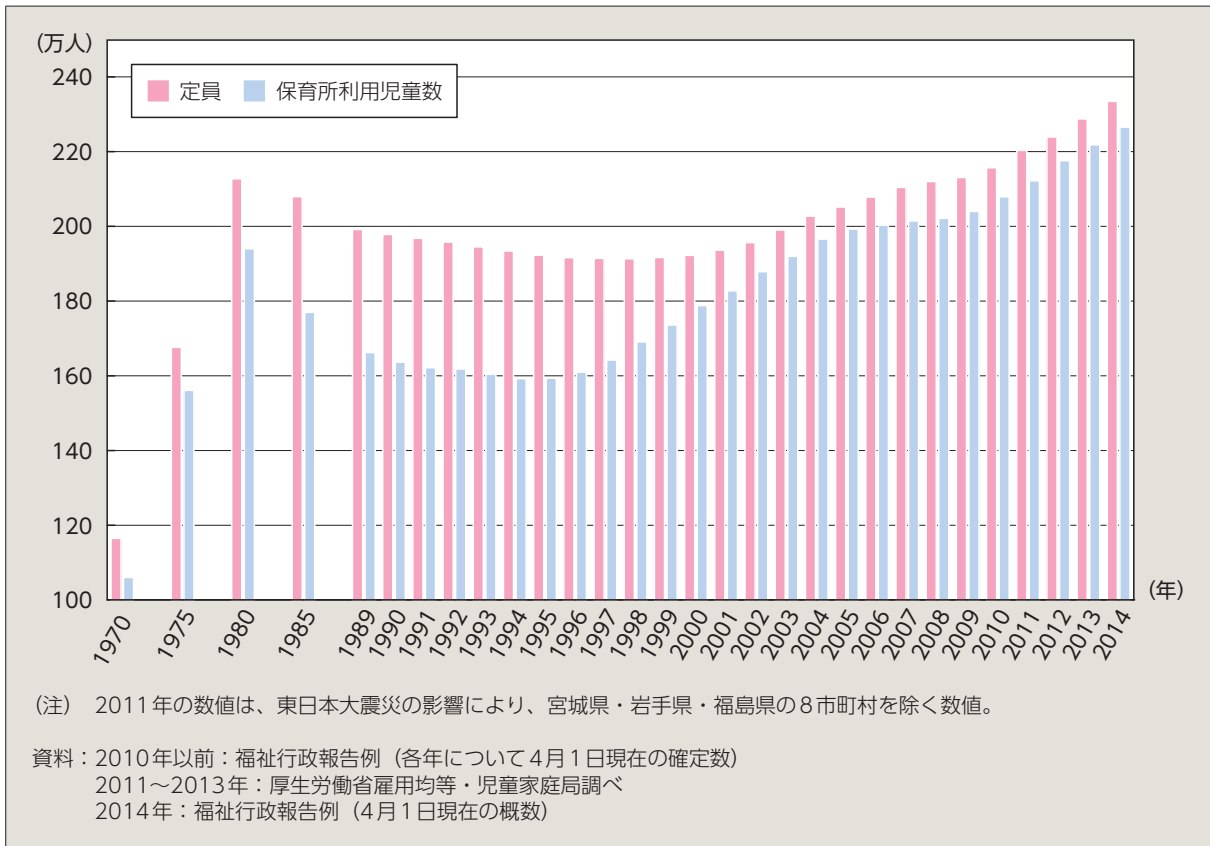
このような中、取組方針等で目標に設定された項目も含め各種の指標の推移をみると、例えば、保育所の定員については、利用児童数の変動も踏まえて増加が図られてきており、近年の待機児童数については、2010（平成22）年をピークに減少傾向にある（図表 1-2-12、図表 1-2-13）。

また、上の図表 1-2-11 でみた目標設定項目の実績の推移をみると、「放課後児童クラブ」については、1994（平成6）年には約5,300箇所であったが、2015（平成27）年には約94万人が利用するに至り、また「ファミリー・サポート・センター」は1999（平成11）年に62箇所であったが、平成26年度の交付決定ベースでは738市町村で取り組まれていることがわかる。

2015（平成27）年3月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」の目標設定でも更な

る推進が目指されていることからわかるように、少子化対策に関わる取組みは、「1.57ショック」以降、着実に一定の前進がなされてきた。

図表 1-2-12 保育所の定員・利用児童数の推移



図表 1-2-13 待機児童数の推移（2007年以降）



(出生率は近年やや回復傾向がみられるものの、依然、人口置換水準を下回る水準が続いている)

合計特殊出生率については、2005年には過去最低の1.26であったのに対し、2014（平成26）年には1.42^{*12}と、近年はやや回復傾向がみられる。

しかしながら、依然として合計特殊出生率は人口置換水準を下回る水準が続いており、少子化の流れが変わったとまでは言えず、日本が人口減少局面に入った今、引き続き、多岐にわたる少子化対策の総合的な推進を継続し、強化していくことが、極めて重要となっている。

* 12 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年人口動態統計（概数）」より。

第3節 人口減少社会を取り巻く背景・現状と国民の意識

前節までにおいて、これまでの我が国における人口、出生等の動向や、人口に関わる施策の変遷についてみてきた。我が国では、出生のほとんどは婚姻関係にある男女から生じるため、非婚化・晩婚化は出生率の低下に直結することとなる。このような中、結婚、出産、子育てに関わる若者の理想や希望を着実に実現していけるようにすることが重要であり、そのためには、これらを取り巻く家族、社会、地域の環境や在り方が重要な要素となる。そこで、本節では、結婚・出産・子育てという一連のライフイベントと、それを支える家族や地域について、様々なデータや意識調査の結果を取り上げつつ、考察していきたい。

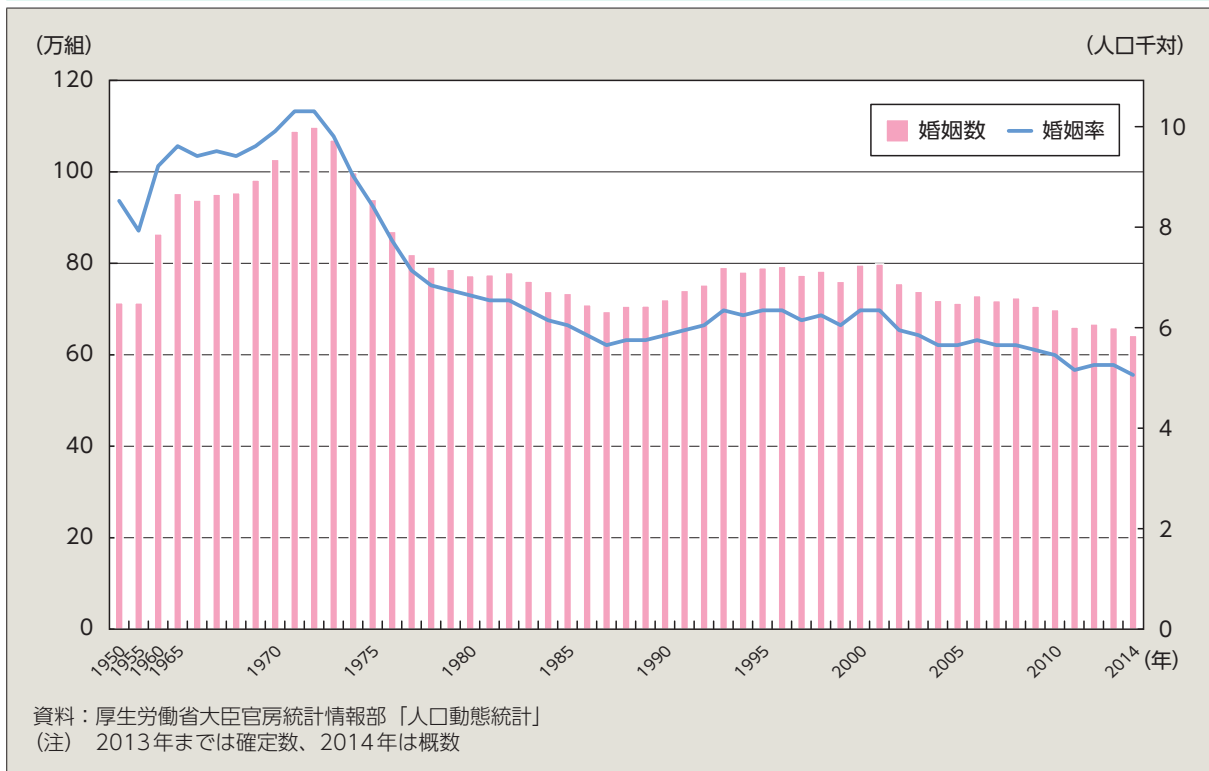
1 結婚をめぐる状況と意識

(1) 我が国の結婚の状況

(我が国の婚姻件数は減少傾向にある)

2014（平成26）年に、我が国では、約64万組が結婚しており、そのうち初婚の割合は男女とも8割強となっている。婚姻件数は、第1次ベビーブーム世代が結婚適齢期を迎えた1970年代前半には年100万組を突破していたが、若者人口の減少とともに大幅に減少して1978年には80万件を割り込み、さらに減少を続けた。その後、1990年代には第2次ベビーブーム世代の結婚の影響もあってやや持ち直したものの、長期的に減少傾向にある。また、婚姻率^{*13}も、1970年代前半と比較すると、半分程度になっている（図表1-3-1）。

図表 1-3-1 婚姻数と婚姻率の推移



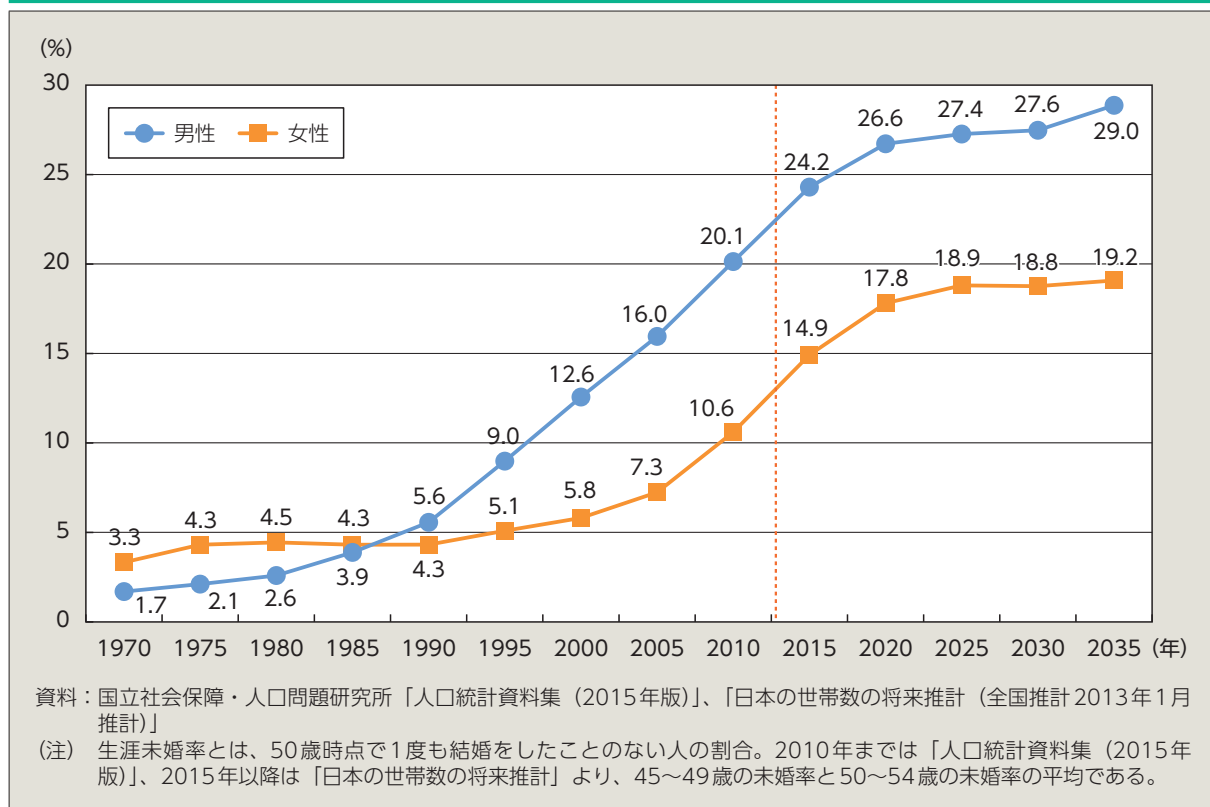
* 13 人口1000人当たりの婚姻件数。人口構造の変化の影響も受ける。

(男性の2割、女性の1割が「生涯未婚」であり、その割合は増えていくと推計)

こうした状況の背景となっているのが、若者人口の減少による人口構造の変化に加え、未婚化、晩婚化の流れである。本章第1節でみたとおり、結婚する男女の間でも初婚年齢が上昇して晩婚化が進んでいるのに加え、そもそも結婚しない人の割合も増えており、50歳時点での未婚率である生涯未婚率は、2010（平成22）年時点で男性の2割、女性の1割に達している。

今後も、これまでの未婚化、晩婚化の流れが変わらなければ、生涯未婚率はさらに上昇すると推計されている（**図表1-3-2**）。

図表 1-3-2 生涯未婚率の推移（将来推計含む）



(2) 未婚者の結婚に関する希望

(未婚者の大半が結婚を望んでいる)

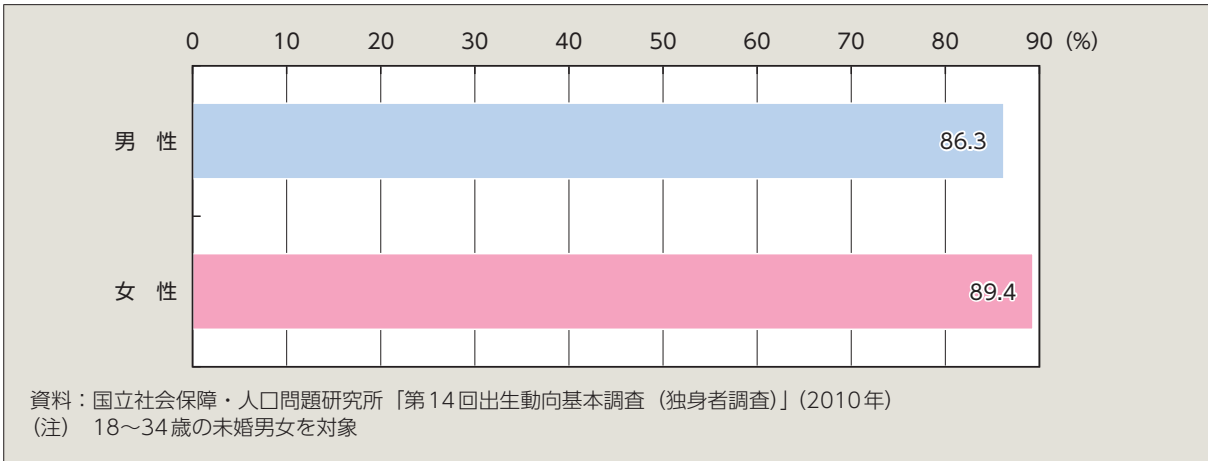
非婚化・晩婚化が少子化の大きな要因とされる中で、若者たちの結婚に関する意識はどのようになっているのだろうか。

2010（平成22）年に国立社会保障・人口問題研究所が行った調査で、未婚者を対象に一生を通じての結婚に対する考えを聞いたところ、「いずれ結婚するつもり」と答えた人が、18～34歳の未婚者において、男性で86.3%、女性で89.4%となっており、未婚の若者の多くは将来的な結婚の希望を抱いている（**図表1-3-3**）。

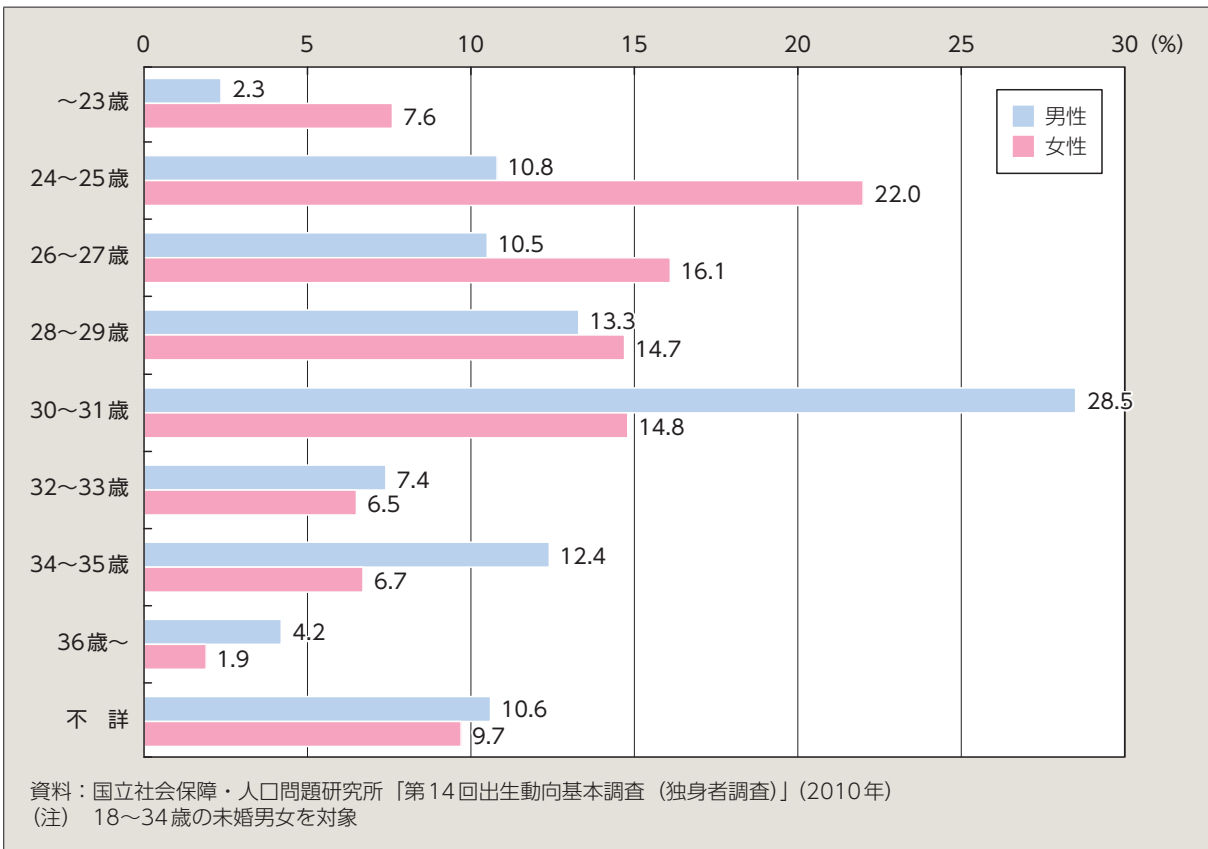
また、18～34歳の未婚者における希望する結婚の年齢については、女性の約6割が2代のうちに、また男性については約65%が31歳までに結婚したいと考えている（**図表1-3-4**）。

その一方で、2010年における20代後半での未婚率は女性で60.3%、男性で71.8%に上り（**図表1-1-10**）、希望する結婚年齢と実際との乖離が生じている状況にある。

図表 1-3-3 独身者の結婚意向

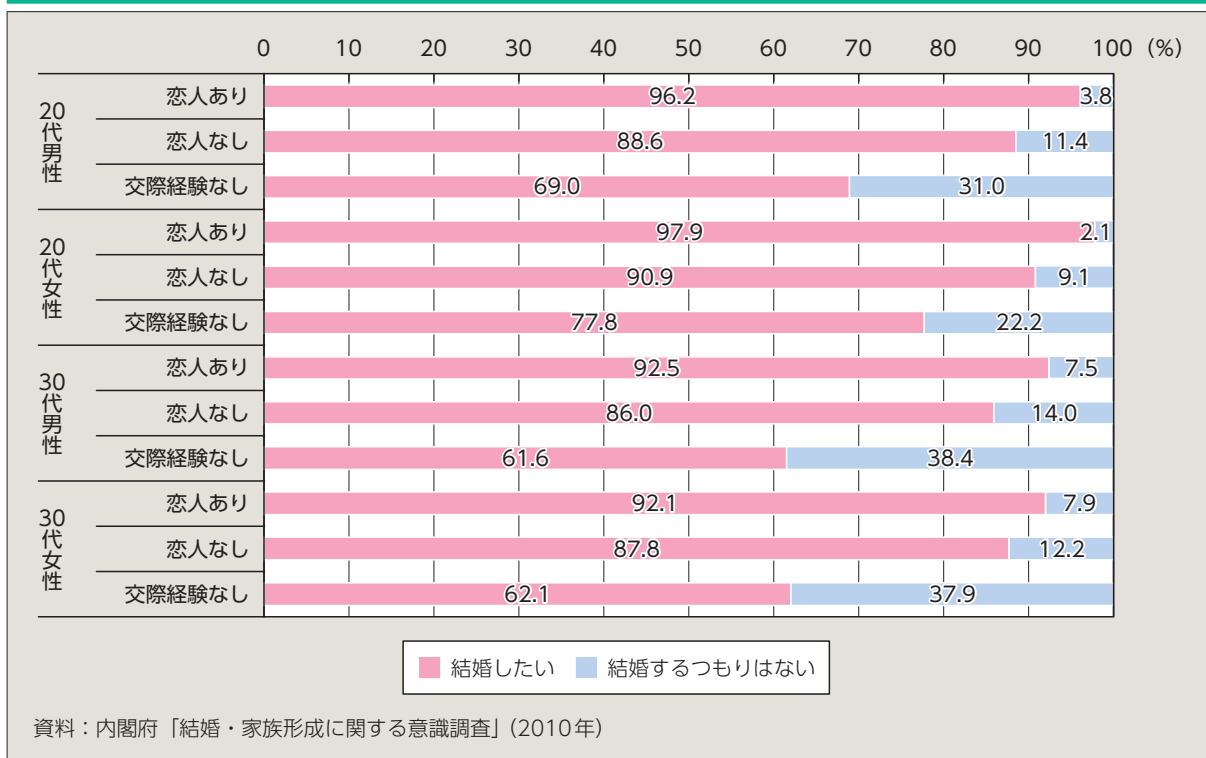


図表 1-3-4 希望結婚年齢



また、別の調査において、20代及び30代の未婚男女の結婚の意向について、恋人や交際経験の有無別に集計したところ、「恋人あり」の人の方が「恋人なし」の人や「交際経験なし」よりも結婚の意向がより強い傾向にあった。もっとも、30代で交際経験のない人においても、その6割以上が「結婚したい」との希望を抱いている（図表1-3-5）。

図表 1-3-5 恋人の有無／交際経験別の若者の結婚意向



(3) 未婚者が結婚に至っていない背景

1 結婚できていない・していない理由

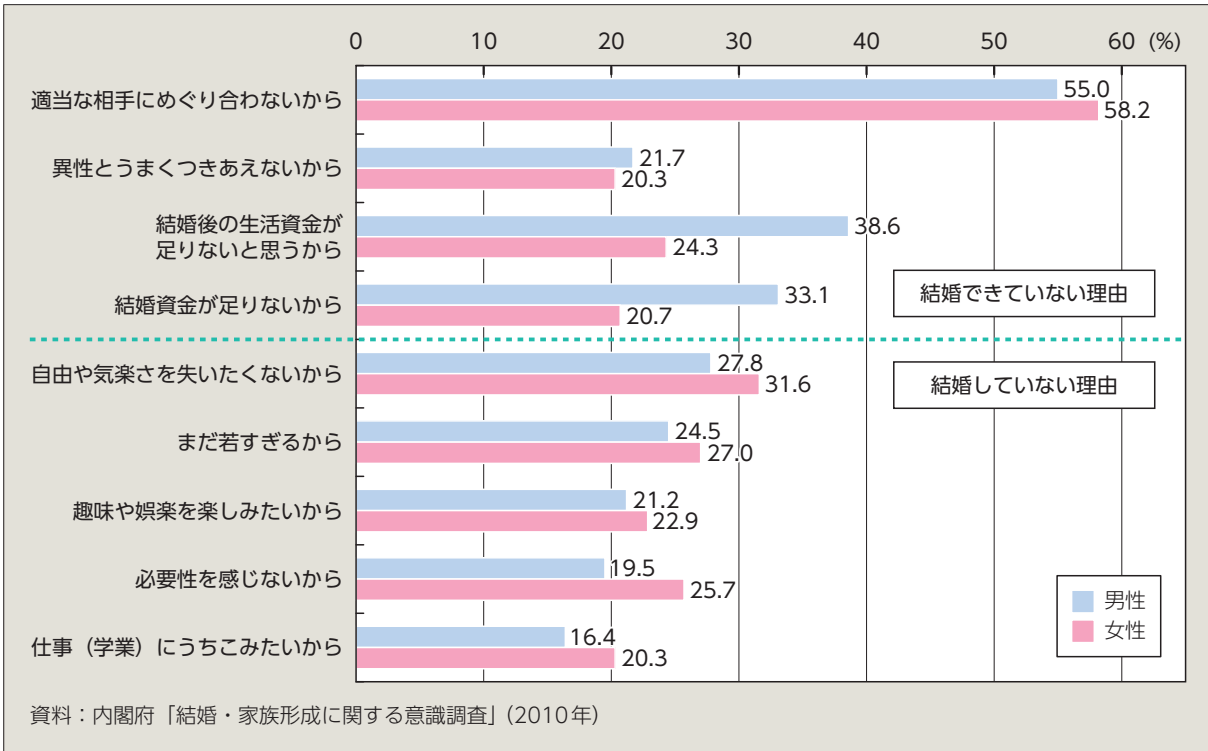
(未婚者が結婚できていない主な理由は「適当な相手にめぐり合わない」「結婚資金・生活資金が足りない」)

では、未婚の若者が独身にとどまっている理由はどのようなものであろうか。内閣府が行った意識調査で、20代・30代の結婚を希望する未婚者に「今まで結婚していない理由」を尋ねた結果を「結婚できていない理由」と「結婚していない理由」とに区分したのが図表1-3-6である。これを見ると、「結婚できていない理由」としては、男女とも「適当な相手にめぐり合わないから」と答えた人が最も多く（男性55.0%、女性58.2%）、次いで、「結婚後の生活資金が足りないと思うから」「結婚資金が足りないから」を選んだ人が多かった。こうした経済的な理由を挙げる人は、特に男性で多い状況にあった。

また、「結婚していない理由」としては、「自由や気楽さを失いたくないから」が男女とも多く、女性では「必要性を感じないから」「仕事（学業）にうちこみたいから」と答えた人が男性よりも多かった。

男性は経済面を懸念し、女性は自分の自由な時間が失われることを懸念する傾向があるが、その背景として、若者を取り巻く厳しい雇用の状況や（本節1(5)参照）、依然として、女性が家事・育児の多くを負担し、仕事と家庭の両立が容易ではない状況にあること（本節3(2)、4(4)参照）も影響しているものと思われる。

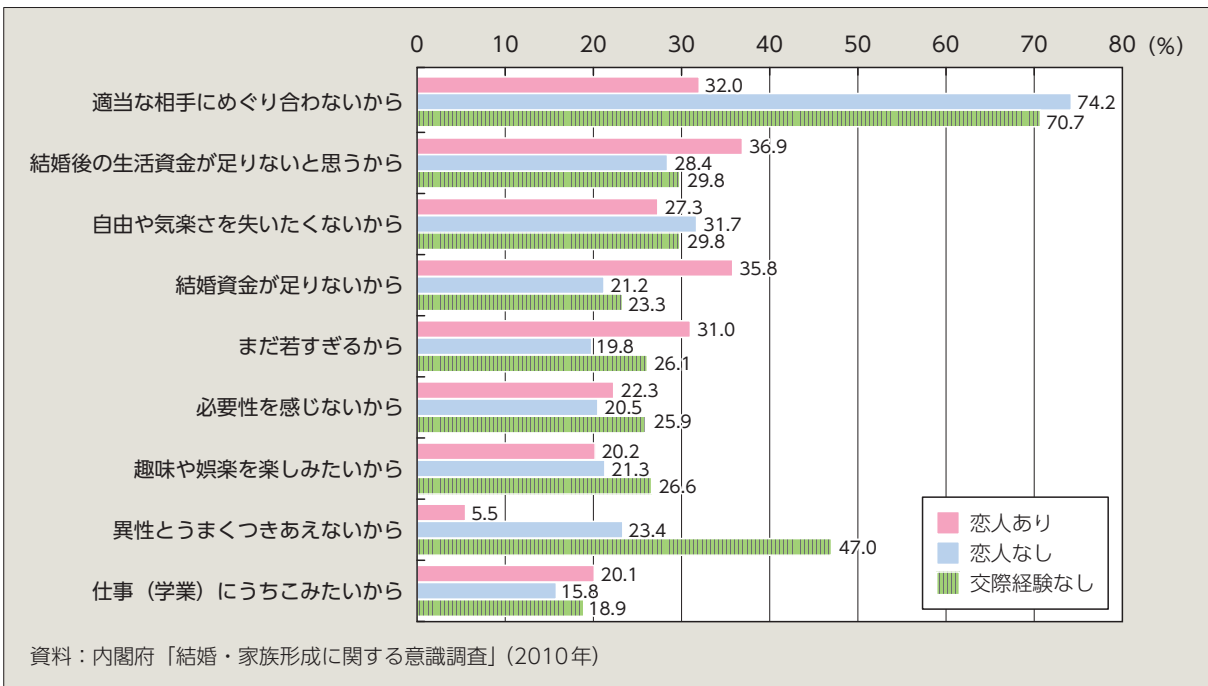
図表 1-3-6 今まで結婚していない理由 (20代・30代)



(恋人のいる人では、経済的な懸念から結婚に踏み切れない人が最多)

また、未婚者が結婚していない理由について、恋人や交際経験の有無別にみると、「恋人あり」の人では「結婚後の生活資金が足りないと思うから」など経済的な事情を懸念する傾向にあるのに対し、「恋人なし」の人や「交際経験なし」の人では、「適当な相手にめぐり合わないから」と答えた人が最も多く、また「交際経験なし」の人では「異性とうまくつきあえないから」と答えた人も47.0%いた(図表1-3-7)。

図表 1-3-7 今まで結婚していない理由 (恋人の有無・交際経験別)



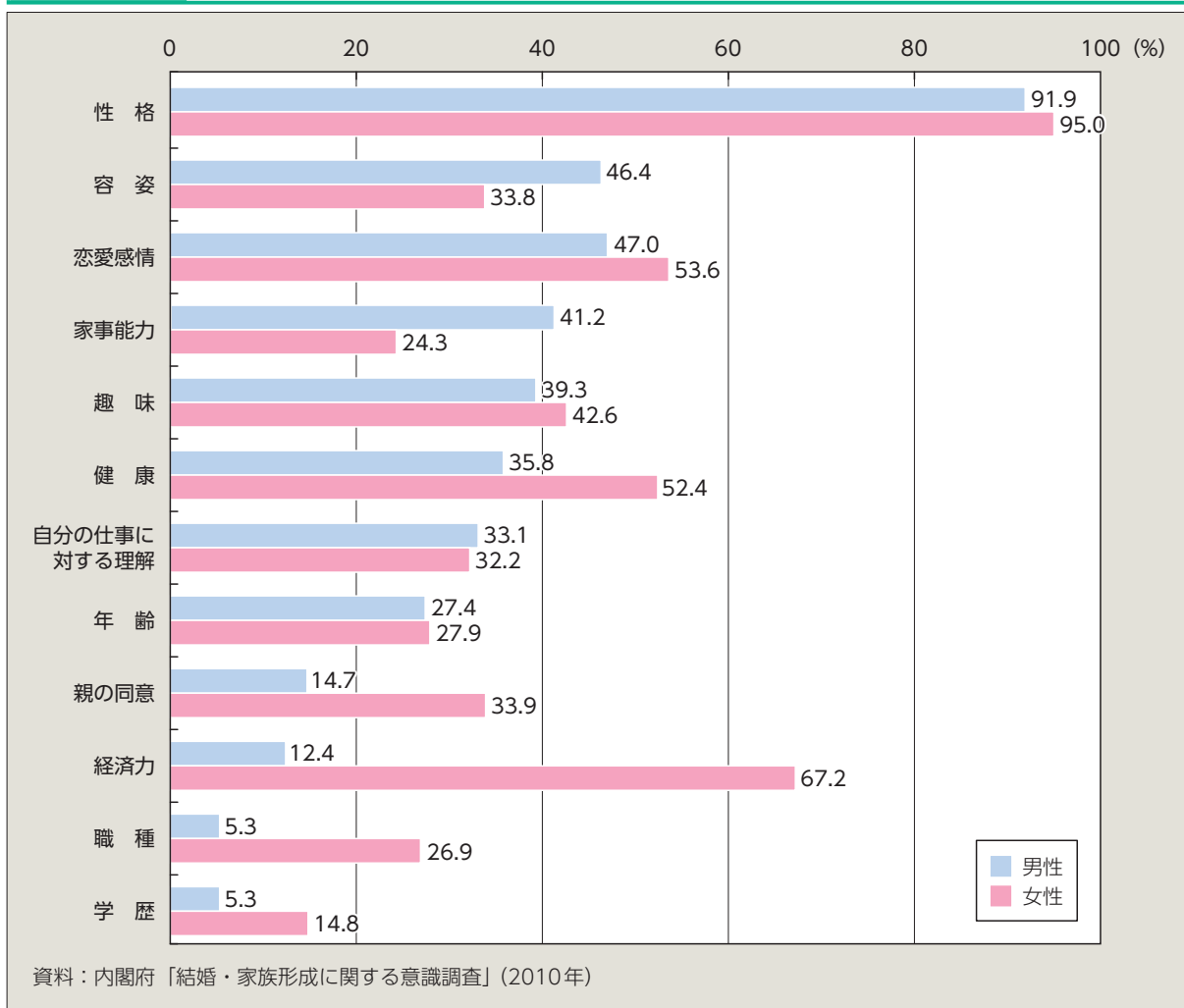
2 結婚相手に求める条件

(男女とも性格重視。男性は女性に家事能力を、女性は男性に経済力を求める傾向も)

次に、20代・30代が「結婚の決め手となった条件」や「結婚相手に求める条件」としては、未婚・既婚を問わず、男女とも「性格」を挙げた人が最も多かった（男性91.9%、女性95.0%）。

一方で、男女で傾向が異なる項目としては、女性は相手の「経済力」をとりわけ重視しているほか、「職種」「学歴」「親の同意」を重視し、また、男性は「容姿」「家事能力」を重視する傾向にあり、従来からの性別役割分担意識（本節4(3)参照）にも通ずるものがある。そして、このような男女それぞれが結婚相手に求める要素が、先の図表1-3-6でみたような、男性の経済面の懸念、女性の自由を失う懸念という、結婚に至っていない要因にも影響を及ぼしていることがうかがえる（図表1-3-8）。

図表 1-3-8 結婚相手に求めること



(4) 結婚に至るまでのプロセス

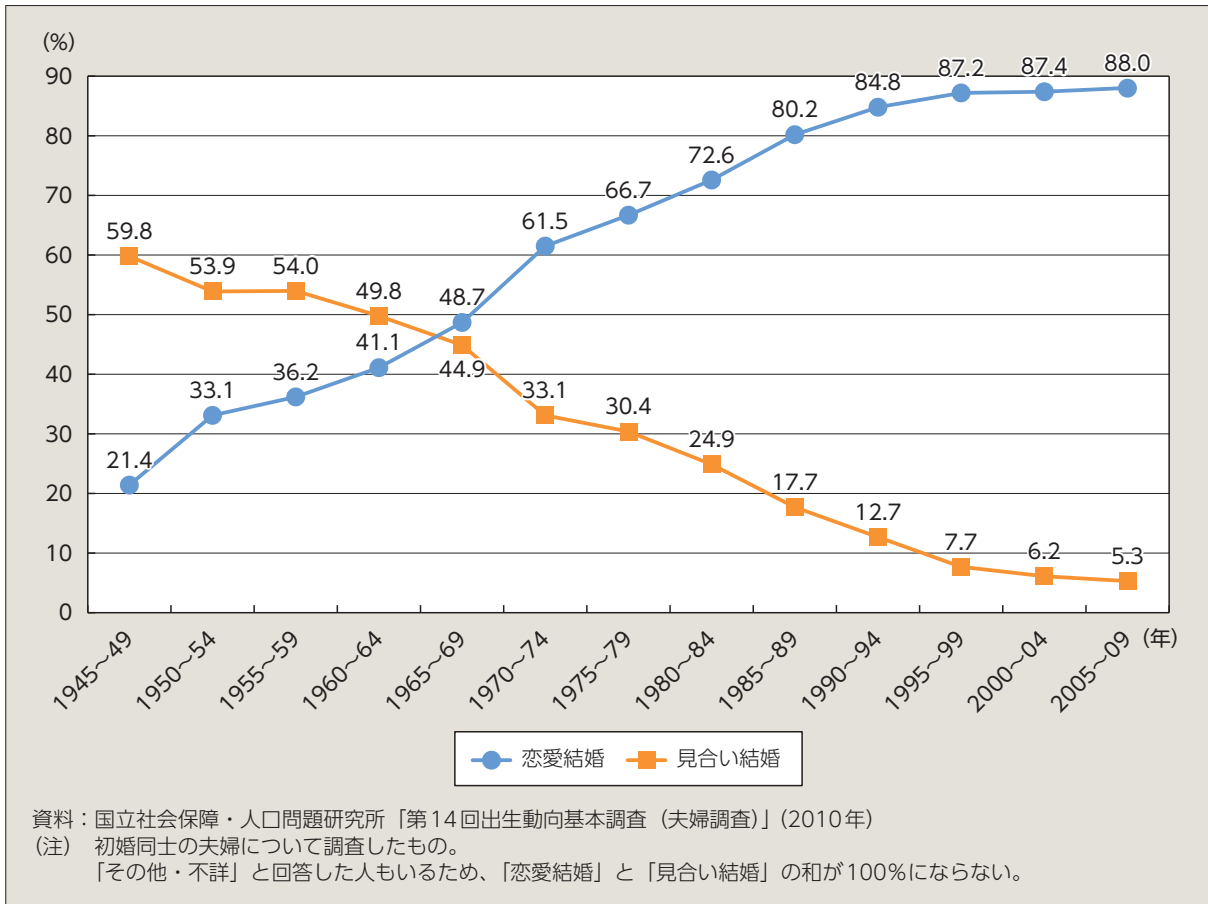
1 恋愛結婚と見合い結婚

(結婚している人のほとんどは恋愛結婚)

先に図表1-3-6で見たとおり、若者が独身にとどまっている理由として最も多かったのは「適当な相手にめぐり合わないから」であった。

では、そもそも現代の若者はどのようなプロセスを経て結婚に至っているのだろうか。国立社会保障・人口問題研究所の調査では、2005（平成17）年から2009（平成21）年に結婚した夫婦の88.0%が恋愛結婚で、見合い結婚は5.3%に過ぎなかった。恋愛結婚と見合い結婚の割合は、1965（昭和40）年ころに逆転し、その後、見合い結婚による夫婦の割合は年々減少している（図表1-3-9）。

図表1-3-9 恋愛結婚と見合い結婚の割合の推移



2 交際プロセス

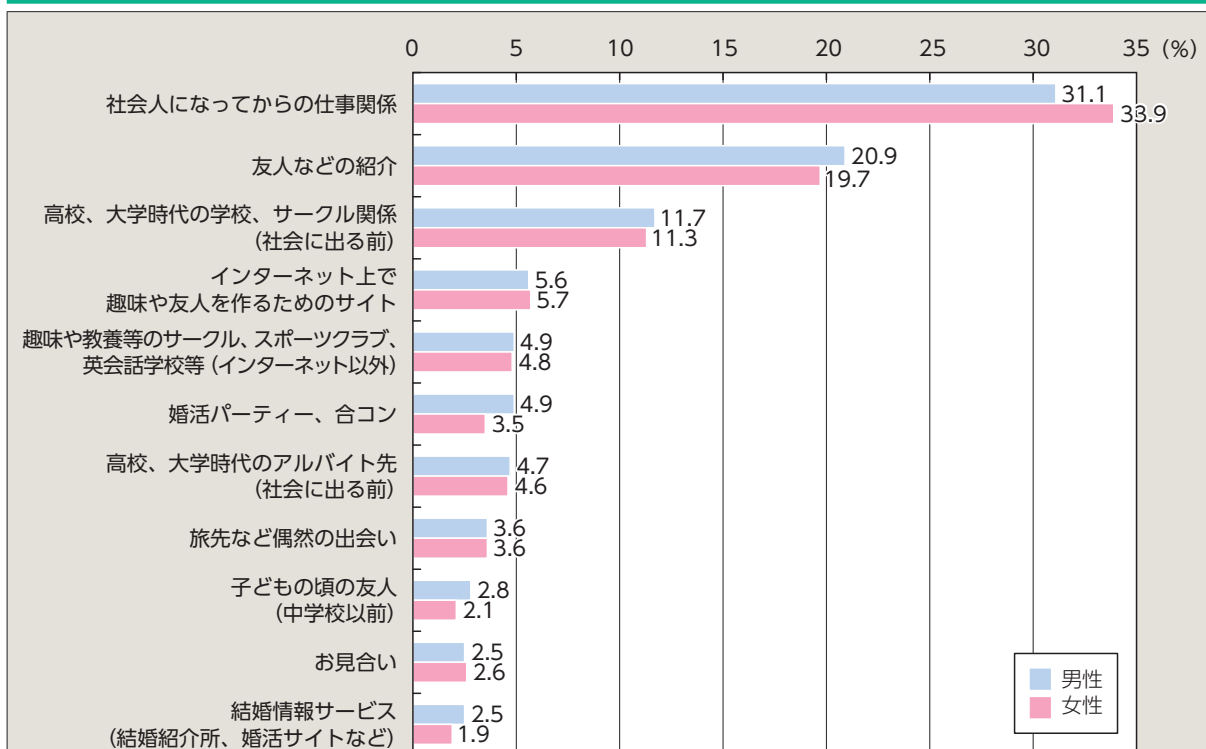
(結婚相手と知り合ったきっかけは、仕事関係や友人関係が多い)

では、恋愛結婚に至るまでの交際プロセスはどのようになっているのか。

そもそも、男女はどのようなきっかけで知り合い、結婚に至っているのだろうか。内閣府が行った調査では、20代から40代の既婚男女が結婚相手と知り合ったきっかけとしては「社会人になってからの仕事関係」と答えた人が最も多く、男女とも3割を超えていた。職場のつながりが薄くなったと言われる中においても、職場や仕事関係における出会いが結婚に結びつくきっかけとなることは、まだ多い現状にある。次いで「友人などの紹介」「高校、大学時代の学校、サークル関係（社会に出る前）」が続き、友人関係からの出会いが多いことがわかる（図表1-3-10）。

出会いのきっかけは多様なものがある一方で、仕事関係や友人関係などが、結婚に至る出会いの多くを占め、これら以外の機会から結婚に至る交際に発展するケースは、相対的には少ない状況となっている。

図表 1-3-10 結婚相手と知り合ったきっかけ



資料：内閣府「少子化と夫婦の生活環境に関する意識調査」(2012年)

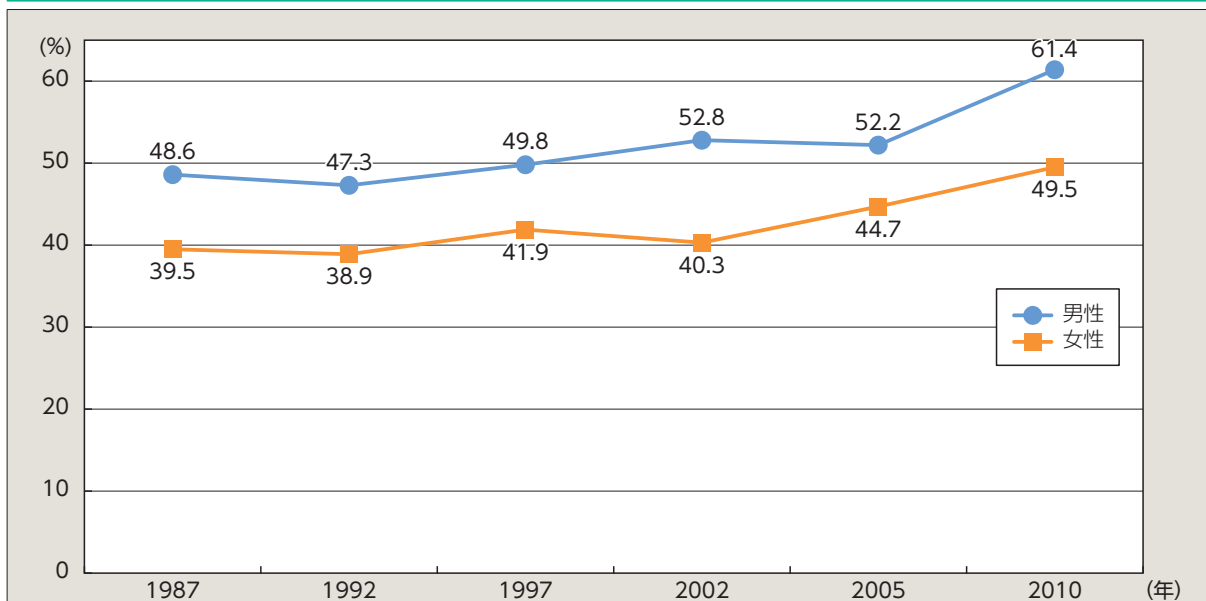
3 交際の現状

(交際している異性がない人が増えている)

では、このような結婚に至るような出会いのない若者の現状はどのようになっているのか。

国立社会保障・人口問題研究所の調査では、18歳から34歳の未婚者のうち、男性の61.4%、女性の49.5%が「交際している異性はいない」と答えており、この割合は増加傾向にある(図表1-3-11)。

図表 1-3-11 交際している異性はいない人の割合の推移

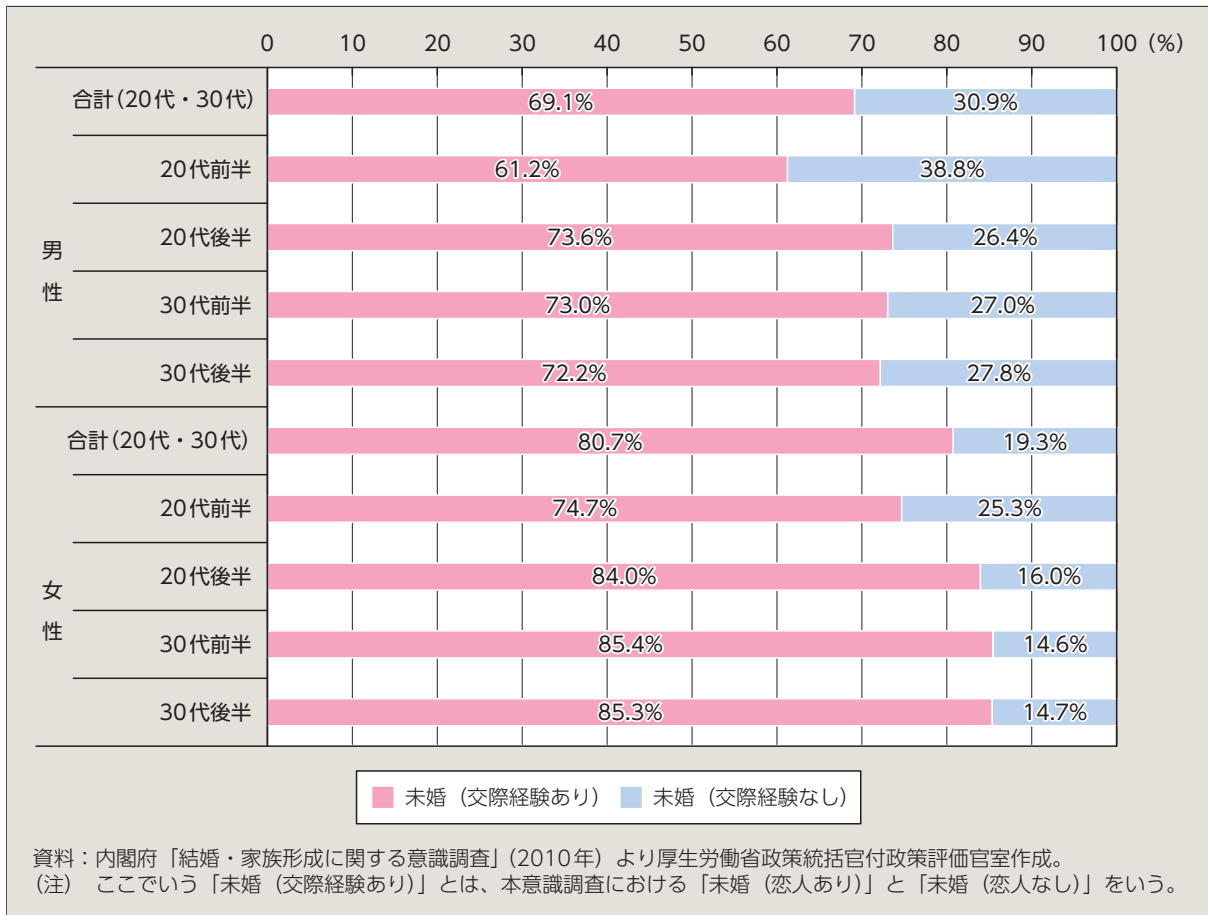


資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(独身者調査)」(2010年)

(注) 18~34歳の未婚男女を対象

また、別の調査では、未婚の20代・30代で「交際経験なし」の人は男性30.9%、女性19.3%に上っている。これを年齢別に見ると、20代前半の時点で男性の38.8%、女性の25.3%いた「交際経験なし」の人の割合は、20代後半になって大幅に減少する（男性で2割強、女性で1割強）も、20代後半以降は割合に大きな変化はみられない（**図表1-3-12**）。

図表1-3-12 年齢別の交際経験なしの人の割合

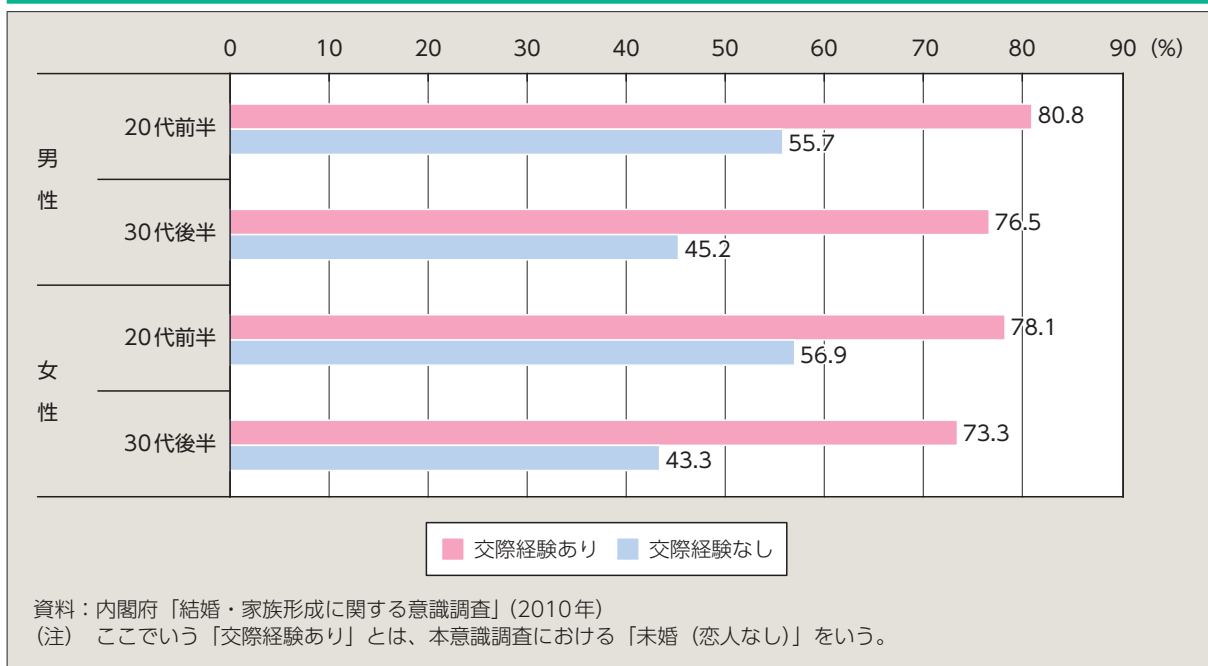


4 恋人が欲しい人の割合

(独身者の多くは、恋人を求めている)

では、現在独身で恋人がいない人は、特段交際相手を求めているのだろうか。内閣府の調査で、現在恋人がいない人に対して「今、恋人が欲しいか」を尋ねたところ、20代では男女とも「交際経験あり」の人の約8割、「交際経験なし」の人の5割強が、「恋人が欲しい」と答えていた。30代後半では、「交際経験あり」の人では「恋人が欲しい」人の割合に大きな変化はないが、「交際経験なし」の人では4割強となっている（**図表1-3-13**）。交際経験が無い人の場合、年齢が上がるにつれて恋人を欲しいと思う人は減る傾向にある。

図表1-3-13 「恋人が欲しい」と思う人の割合

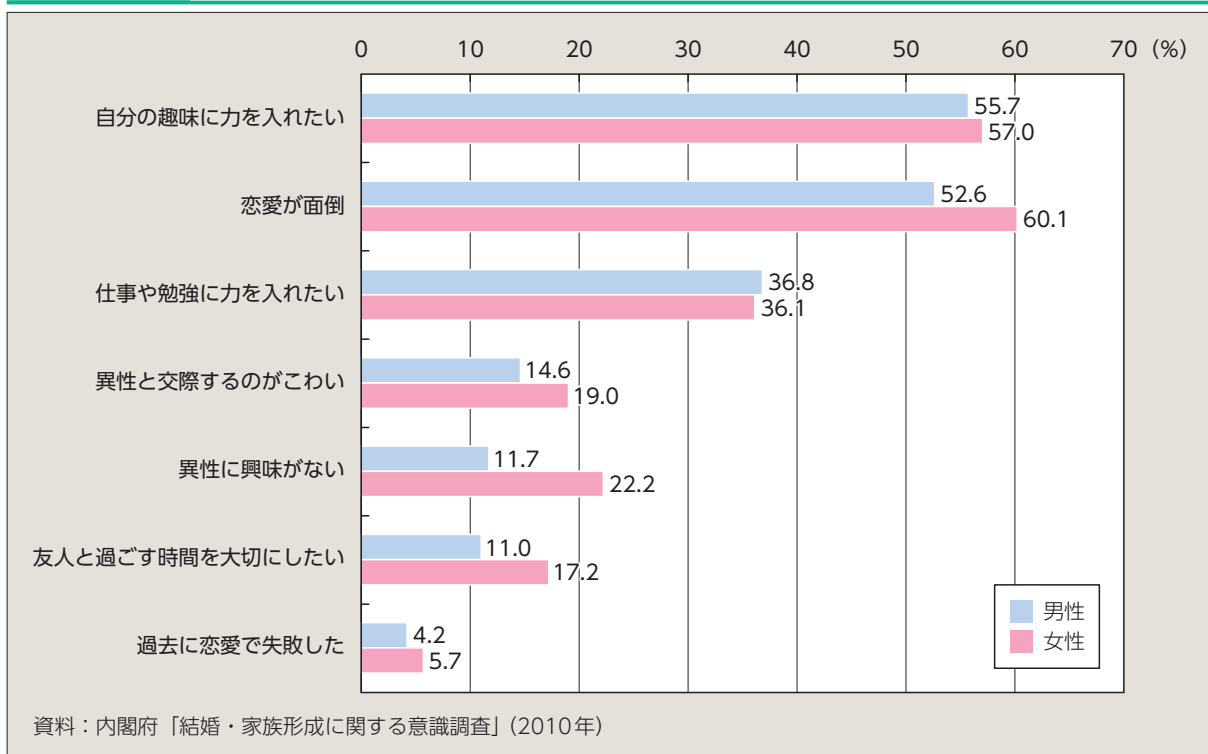


5 恋人が欲しいと思わない人の理由

(恋人が欲しいと思わない人は、「趣味に力を入れたい」「恋愛が面倒」と考えている)

では、逆に恋人が欲しいとは思わない人の場合、その理由は何か。20代・30代の現在恋人がいない人を対象に尋ねたところ、男性では「自分の趣味に力を入れたい」を挙げる人が55.7%（女性57.0%）と最も多く、女性では「恋愛が面倒」と答えた人が60.1%（男性52.6%）と最も多かった（図表1-3-14）。また、一部には「異性と交際するのがこわい」や「異性に興味がない」と答えた人もいた。

図表1-3-14 「恋人が欲しい」と思わない人の理由



6 異性と交際する上での不安

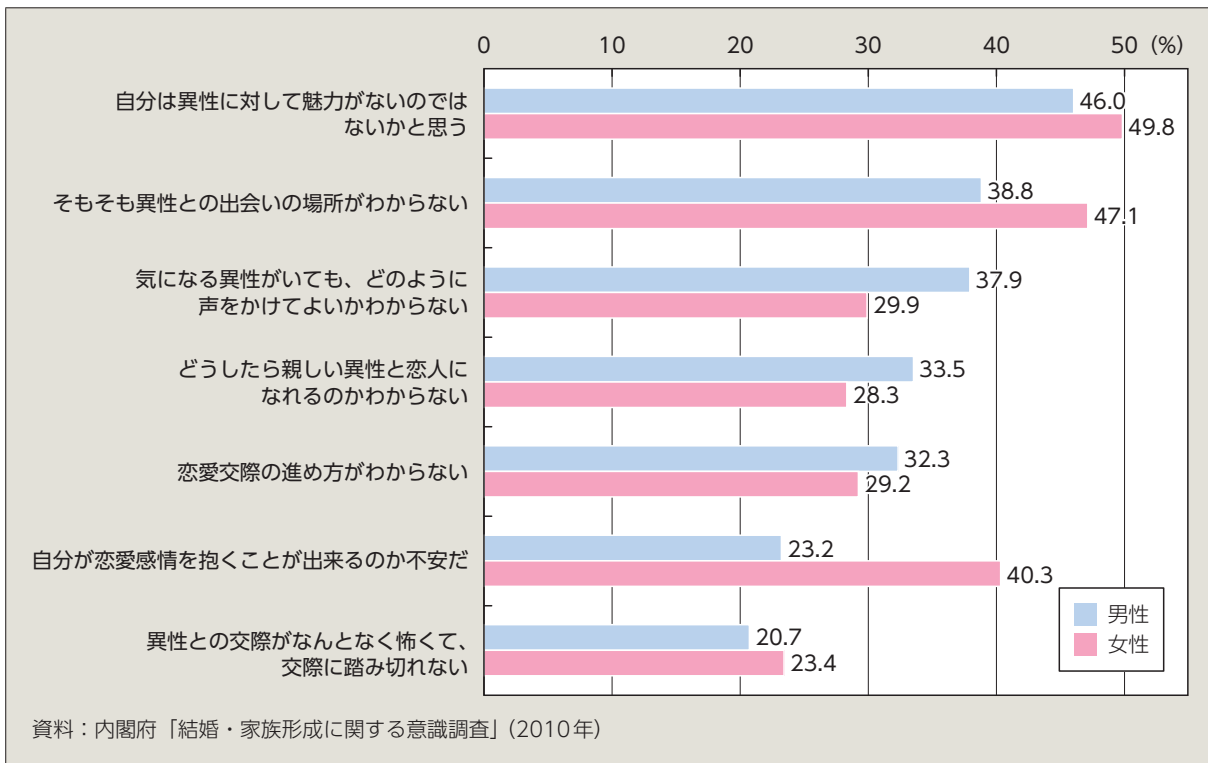
(異性と交際する上での不安を抱きつつも結婚を希望する若者を支援する取組みが求められる)

先に見たとおり、未婚の若者の多くが、いずれ結婚することを希望している一方で、交際している異性がない若者は、男性で約6割、女性で約5割に上る。

そこで、異性と交際する上での不安について、現在恋人がいない人に聞いたところ、男女とも「自分は異性に対して魅力がないのではないかと思う」と答えた人の割合が最も多かった(男性46.0%、女性49.8%)。

性別では女性の方が男性よりも「そもそも異性との出会いの場所がわからない」(女性47.1%、男性38.8%)、「自分が恋愛感情を抱くことが出来るのか不安だ」(女性40.3%、男性23.2%)と答えた人の割合が多い一方で、男性では「気になる異性がいても、どのように声をかけてよいかわからない」と答えた人の割合が多かった(男性37.9%、女性29.9%)(**図表1-3-15**)。

図表1-3-15 異性と交際する上での不安



将来的な結婚の希望を抱きながら、このように交際を進めるにあたっての様々な不安や課題を抱えている若者も、多いのではないだろうか。

先に**図表1-3-9**や**図表1-3-10**でもみたように、見合い結婚が大幅に減少し、出会いのきっかけは多様で自由なものとなっている反面、交際やコミュニケーションの進めづらさを抱える若者にとっては、かえって交際の機会が確保しづらくなっているように思われる。

このような不安や課題を抱きつつも、出会い、交際のステップを経て結婚を目指していく若者の希望が実現できるよう、支援していく取組みを進めていくことが求められる。

コラム 大学における「婚育」教育～明治大学における「婚育」講義

本編でも述べたとおり、人口減少の大きな要因の1つとして、晩婚化と非婚化が挙げられる。この流れを食い止めるべく、各地の大学で「結婚」をテーマとした講義が開講されている。本コラムでは、そうした「結婚」をテーマとした講義を、早い段階から行ってきた、明治大学の「婚育」講義を取り上げる。

（必要なコミュニケーション能力を育てる「婚育」講義）

明治大学（本部：東京都千代田区）は、1881（明治14）年に法律学校として神田駿河台に設置された私立大学で、現在では4つのキャンパスと10の学部で約3万人の学生が学ぶ総合大学である。「婚育」の講義は、文学部の諸富祥彦（もろとみよしひこ）教授が2008（平成20）年から、文学部の1・2年生を対象に「こころの科学」という授業の中で、和泉キャンパス（東京都杉並区）で行っている。

諸富教授は、カウンセリングの専門家であり、学生の不登校・退学予防と卒業後に就職先でいきいきと働くための力を養うために、前任校の千葉大学時代から、授業の一環で「人間関係育成プログラム」を行ってきた。しかし、授業の中で、特に、男子学生が女子学生と比較しておとなしいことが多く、総じてコミュニケーション能力、特に異性とのコミュニケーション能力が低い傾向がみられた。そのため、仲間との人間関係を構築する力のみならず、将来の結婚にもつながる異性とのコミュニケーション能力を育成することが必要であると考え、本講義で結婚のために必要なコミュニケーション能力を育てようとしている。

諸富教授は、最近の生涯未婚率の上昇の原因として、若者の経済力や自尊感情、コミュニケーション能力の低下を挙げている。特

に、若年男性については、コミュニケーション能力の低下に危機感を感じている。

そこで、本講義では、受講者が毎回男女混合6人のグループを組みグループワークを実施し、その中で、①「質問力」などを用いた人間関係構築力、②自分が他人に与える印象を意識する力、③会話をつなげて2者間の関係を深める力、④相手の良いところを見つけて積極的に伝える力、⑤相手の話を「傾聴」する力、⑥相手のことも大切に配慮しながら自分の言いたいことを上手に伝えていく力（アサーティブな関係の構築力）などの、若者の結婚に関する希望の実現にもつながるコミュニケーション上の資質・能力（コンピテンシー）が身につけられるように図っている。

（豊かな人生のためには家庭生活について考える機会も大切）

諸富教授は、「何も大学でそこまでしてあげなくても」と思う人がいることも理解はしつつも、職業生活にフォーカスしたキャリア教育が行われている一方で、家庭生活について考える機会がないことに危機感を覚えており、若者が今後の人生について考えるきっかけ作りとしてこのようなプログラムが有用であると考えている。また、高校段階から「婚育」教育が必要であるとも指摘している。



写真：明治大学和泉キャンパス

(5) 経済的な余裕がなく結婚に踏み出せない若者

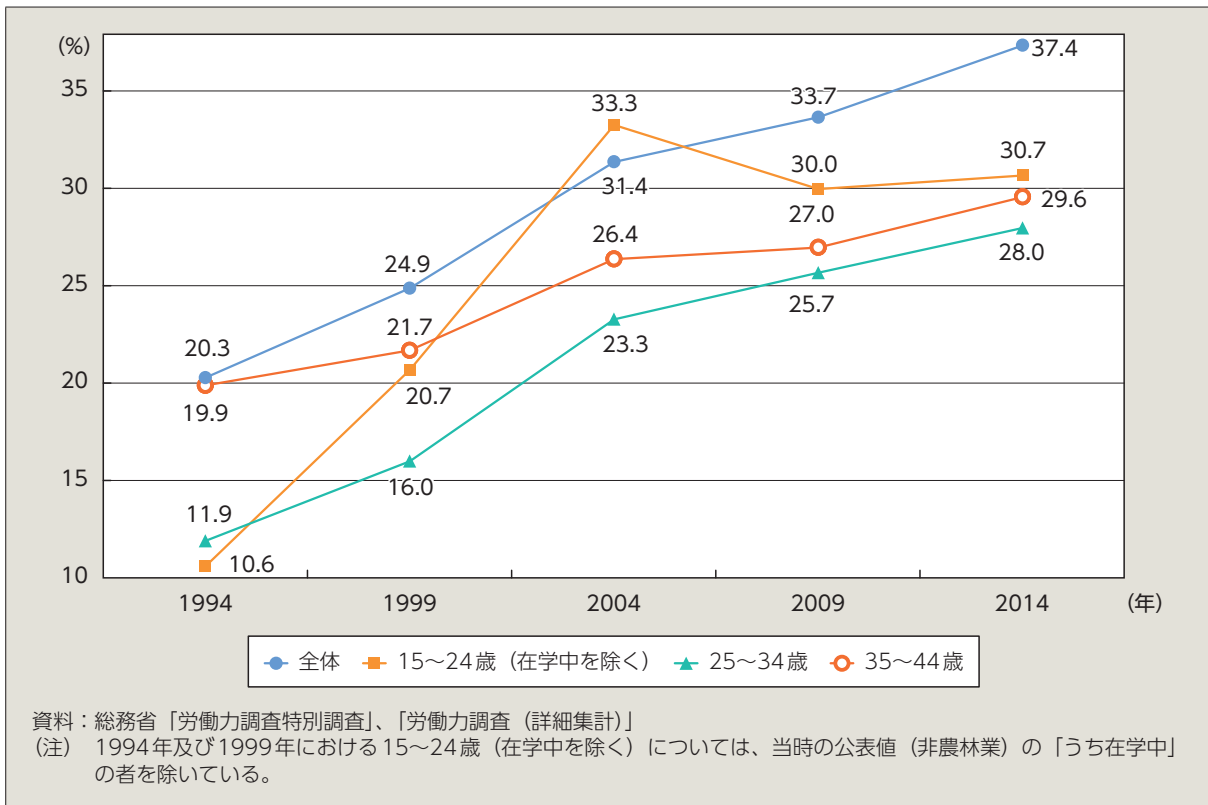
1 結婚に関する正規雇用と非正規雇用の現状

(若い世代の間でも、非正規雇用が増加傾向にある)

若い世代が結婚を希望しながらも実現できていない理由として、経済的な理由も多く挙げられているが、若者の雇用の状況と結婚との関係はどのようになっているだろうか。

2014（平成26）年には、雇用者の37.4%が非正規雇用となっており、若い世代でも15～24歳（在学中を除く）で30.7%、25～34歳で28.0%、35～44歳で29.6%と約3割を占めており、その割合はおおむね増加傾向にある（**図表1-3-16**）。

図表1-3-16 非正規雇用労働者の割合の推移

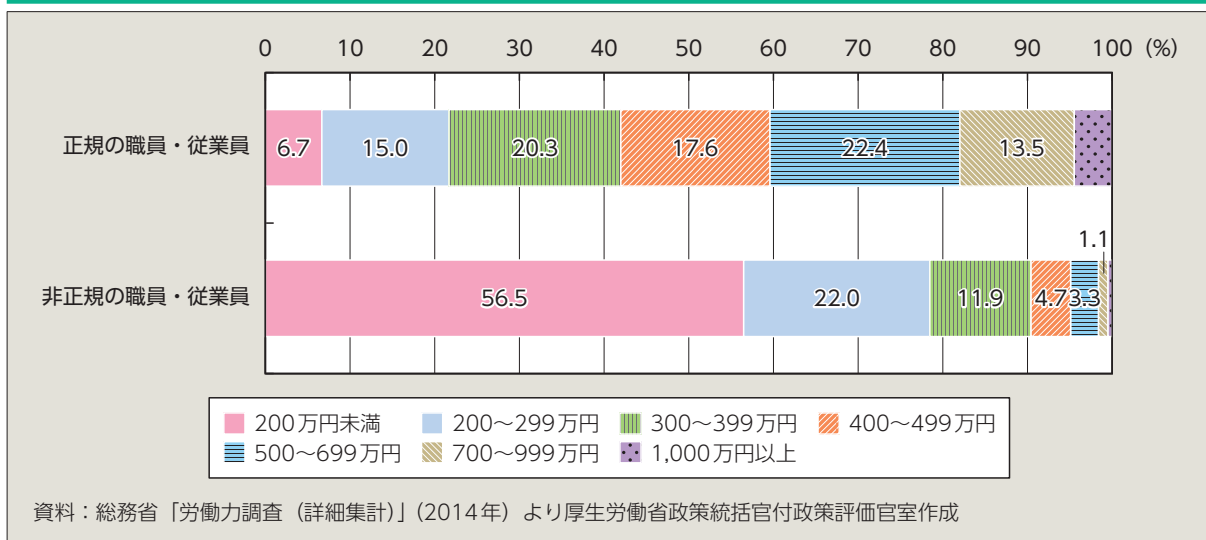


(非正規雇用の男性は、正規雇用の男性と比較して配偶者のいる割合が低い)

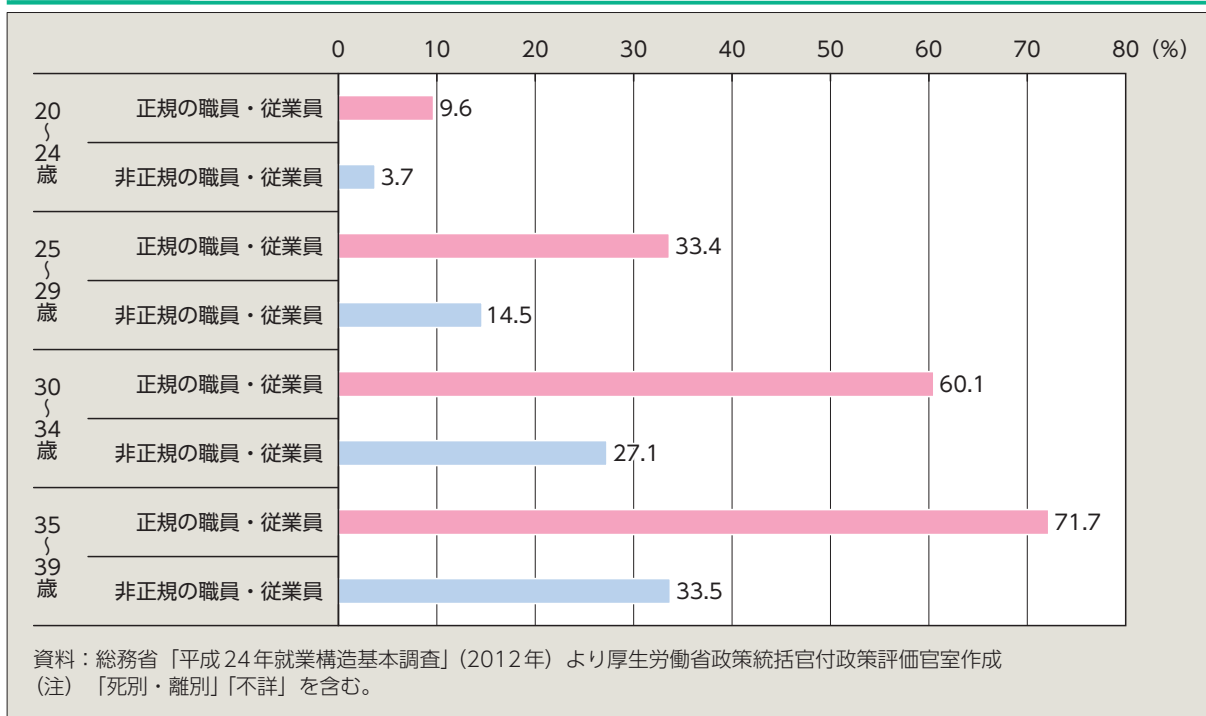
非正規雇用労働者は、正規雇用労働者と比較して収入が低いことが多いことから（**図表1-3-17**）、近年の非正規雇用労働者の増加が、若者の非婚化・晩婚化に拍車をかける一因となっていると考えられる。

実際に、男性については正規雇用労働者と非正規雇用労働者で配偶者の有無に大きな差が生じており、たとえば30代前半の男性では正規雇用労働者の60.1%に配偶者がいるのに対し、非正規雇用労働者では配偶者のいる割合が27.1%に留まっている（**図表1-3-18**）。

図表 1-3-17 雇用労働者の収入の分布（男性）



図表 1-3-18 雇用形態別の配偶者がいる割合（男性）



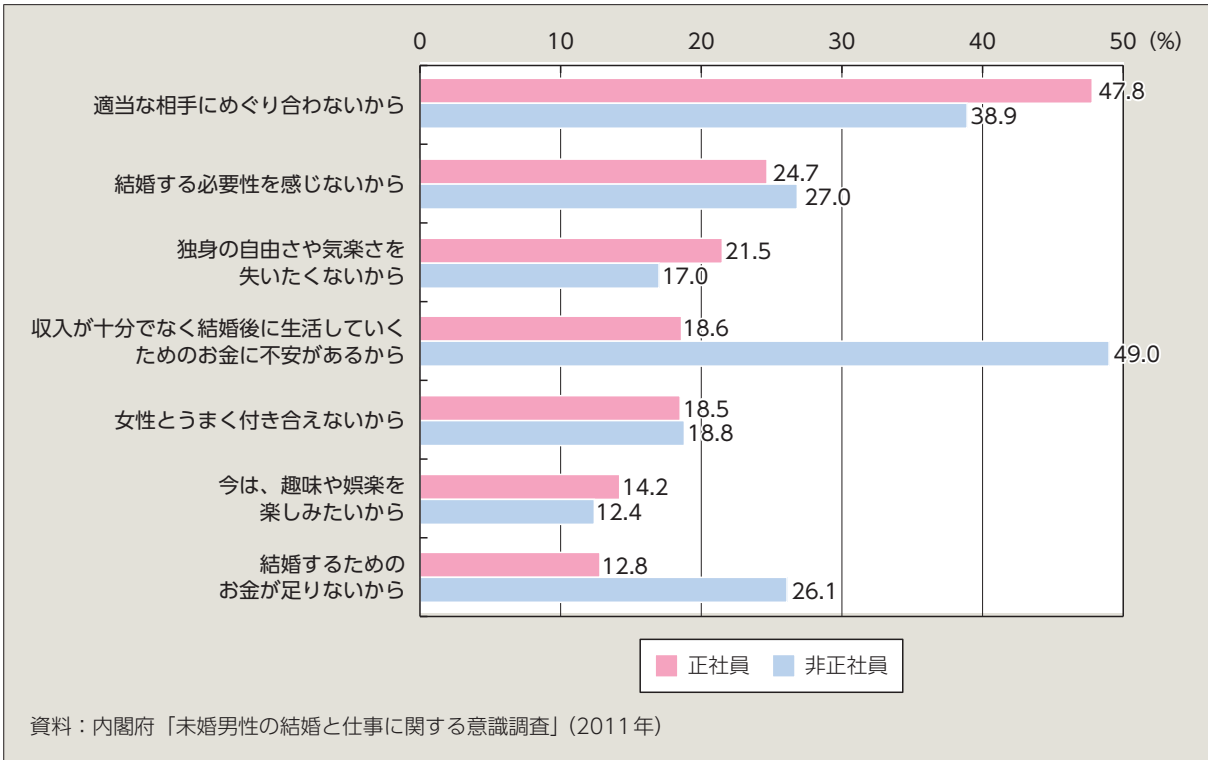
2 結婚に関する正規雇用と非正規雇用の意識の差異

(非正規雇用の男性では、経済的な理由で結婚に不安を持つ人が多い)

では、結婚に関して、正規雇用の人と非正規雇用の人とでどのような意識の違いがあるのだろうか。

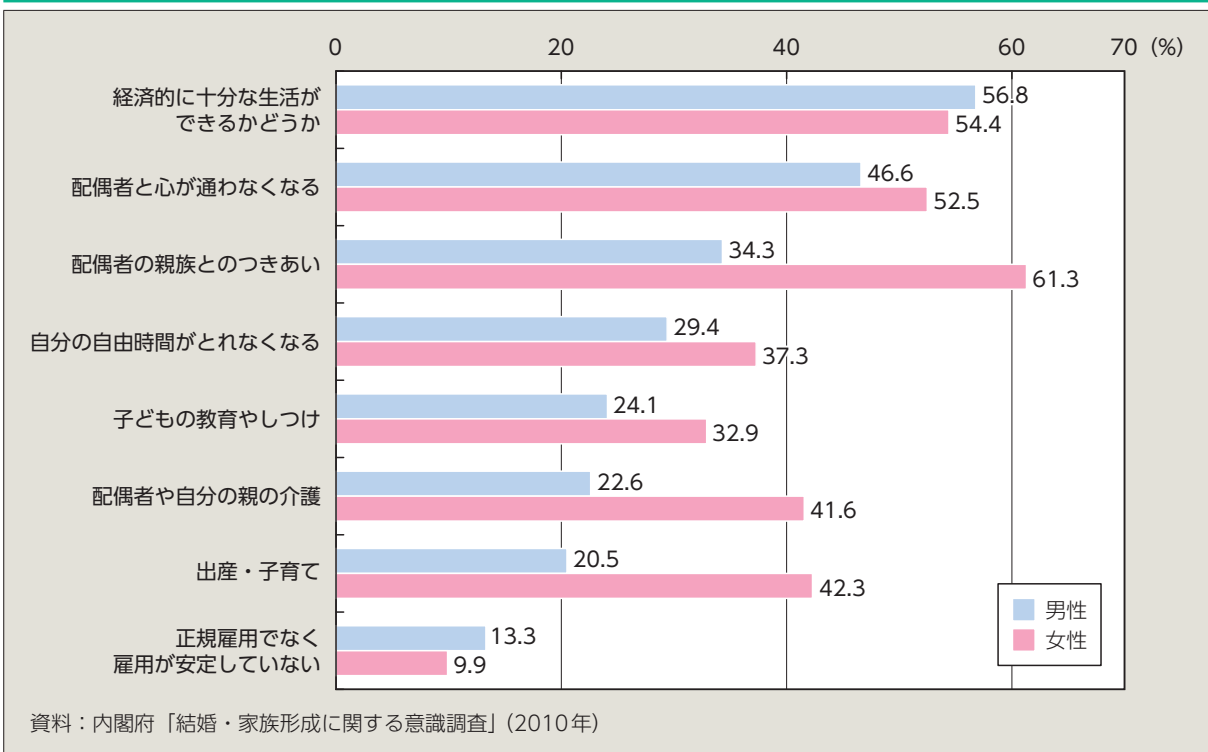
30代前半の独身男性に対して、現在結婚していない理由を尋ねたところ、正社員では「適当な相手にめぐり合わないから」と答えた人が最も多かったのに対し、非正社員では「収入が十分でなく結婚後に生活していくためのお金に不安があるから」を選んだ人が最も多かった（図表1-3-19）。

図表 1-3-19 30代前半男性の結婚しない理由（雇用形態別）



また、別の調査で、独身者に対して結婚生活を送っていく上で不安に思っていることを尋ねたところ、男性では「経済的に十分な生活ができるかどうか」が56.8%で第1位、女性では「配偶者の親族とのつきあい」が61.3%で第1位だった（図表 1-3-20）。女性では男性と比べて「配偶者の親族とのつきあい」「出産・子育て」「配偶者や自分の親の介護」をより不安視する傾向にあった。

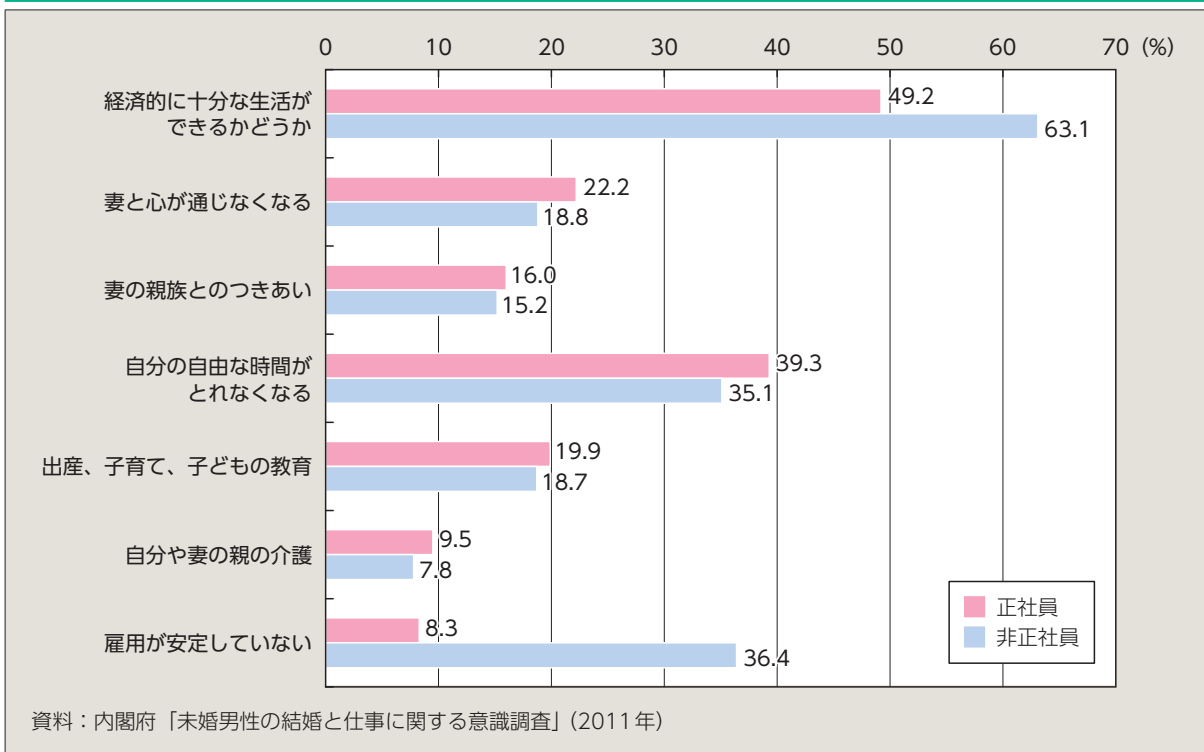
図表 1-3-20 未婚者が結婚について不安に思うこと



同じ質問を、別の調査で正社員／非正社員別にしたところ、「経済的に十分な生活ができるかどうか」が不安な人は30代前半の正社員で49.2%だったのに対し、非正社員では63.1%であった。また、他の選択肢について、正社員と非正社員を比較したところ、非正社員では「雇用が安定していない」ことを不安に思う人の割合が36.4%と圧倒的に多かった（正社員では8.3%）（図表1-3-21）。

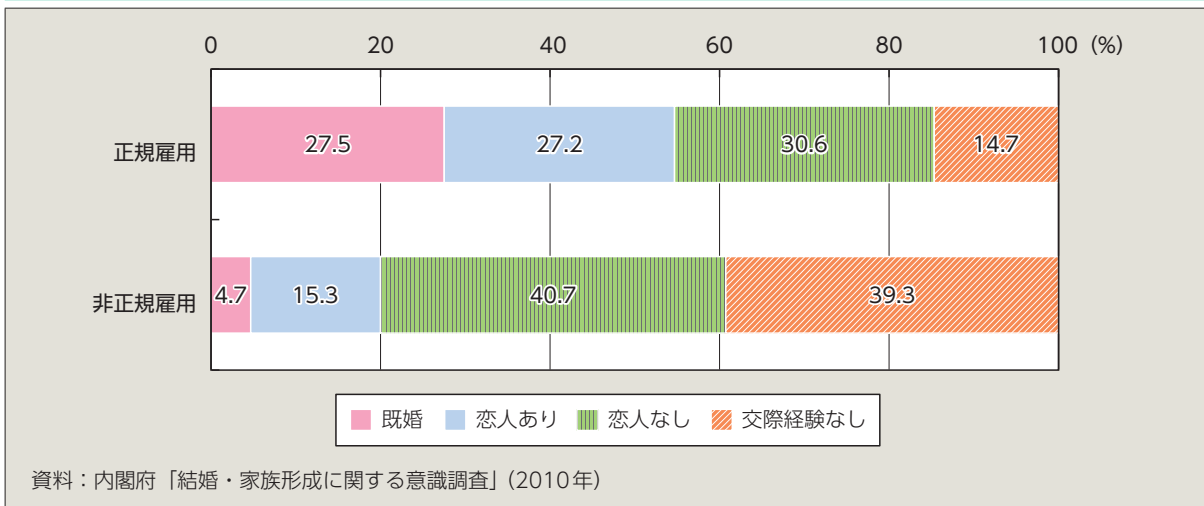
非正社員が、経済的な理由から結婚に対して不安を持ち、消極的にならざるを得ないことがわかる。

図表1-3-21 30代前半の独身男性が結婚について不安に思うこと（雇用形態別）



また、非正規雇用では、正規雇用と比較して「交際経験なし」という人の割合も高く（図表1-3-22）、雇用形態の違いが、交際の実現にも影響を及ぼしている状況がうかがえる。

図表1-3-22 雇用形態別の20代・30代男性の交際状況



(6) 結婚を希望する若者の支援のために求められる取組み

(雇用の安定、出会いの支援、仕事と家庭の両立環境が重要)

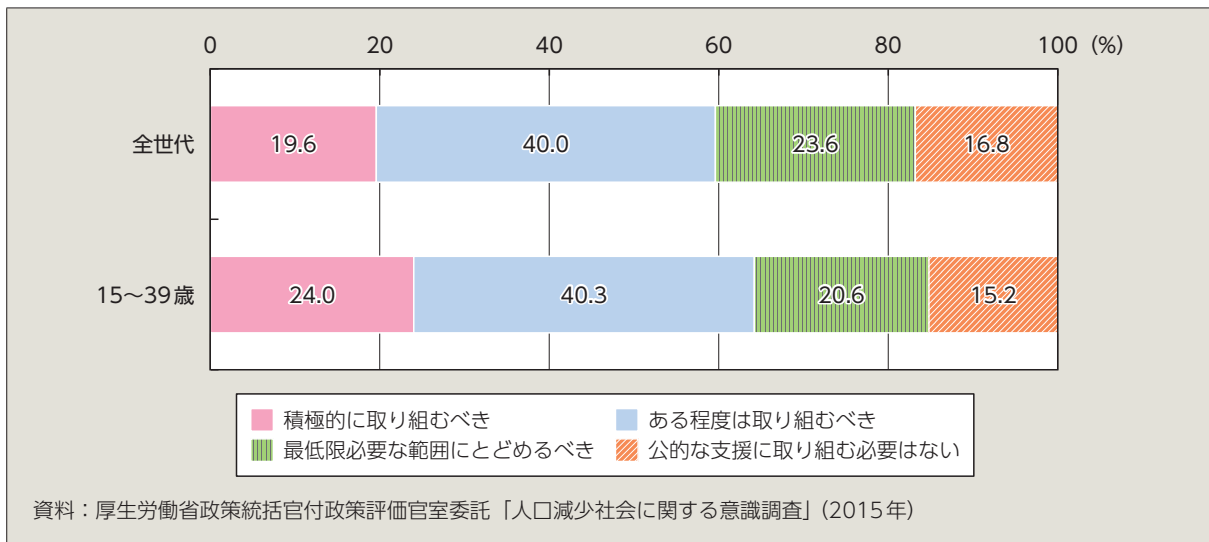
以上を振り返ってみると、若者の結婚に関する希望の実現を支援していくために重要な視点は概ね次のように整理できる。まずは「相手にめぐり合えない」若者を後押しする、出会いの機会の確保や適切な支援である。次に、とりわけ重要なのが、若者の安定した雇用による経済的基盤の確保である。さらに、結婚により「自由な時間を失うこと」「仕事に差し支えること」への懸念や、結婚後の出産・子育てへの不安を払拭していけるよう、仕事と家庭・子育ての両立が実現できるように環境を整備していくことである。

(婚活支援も自治体の取り組む課題として理解されつつある)

近年、出会いの場の提供など、婚活支援に取り組む地方自治体は増えてきている。2015（平成27）年に厚生労働省が実施した委託調査（以下「厚生労働省委託調査^{*14}」という。）において、自治体がいわば公費で、このような取組みを進めていくことについての意見を聞いたところ、59.6%の人が「積極的に取り組むべき」「ある程度は取り組むべき」と答えている（図表1-3-23）。若者の未婚化が、人口減少に直結する問題であり、結婚を個人の問題として見過ごすのではなく、行政が支援に取り組んで行くべき課題として、理解されつつあることがうかがえる。

一方で「最低限必要な範囲にとどめるべき」などの見方もある。今後は、取組内容が、ニーズを抱える若者への的確な支援となっているか、地域活性化に寄与するか、といった点や、取組みの実効性、創意工夫も求められていくと思われる。

図表 1-3-23 公的な婚活支援の取組みについての見解



(結婚を支援するために行政に求められる取組み)

では、実際にはどのような取組みが求められているのだろうか。

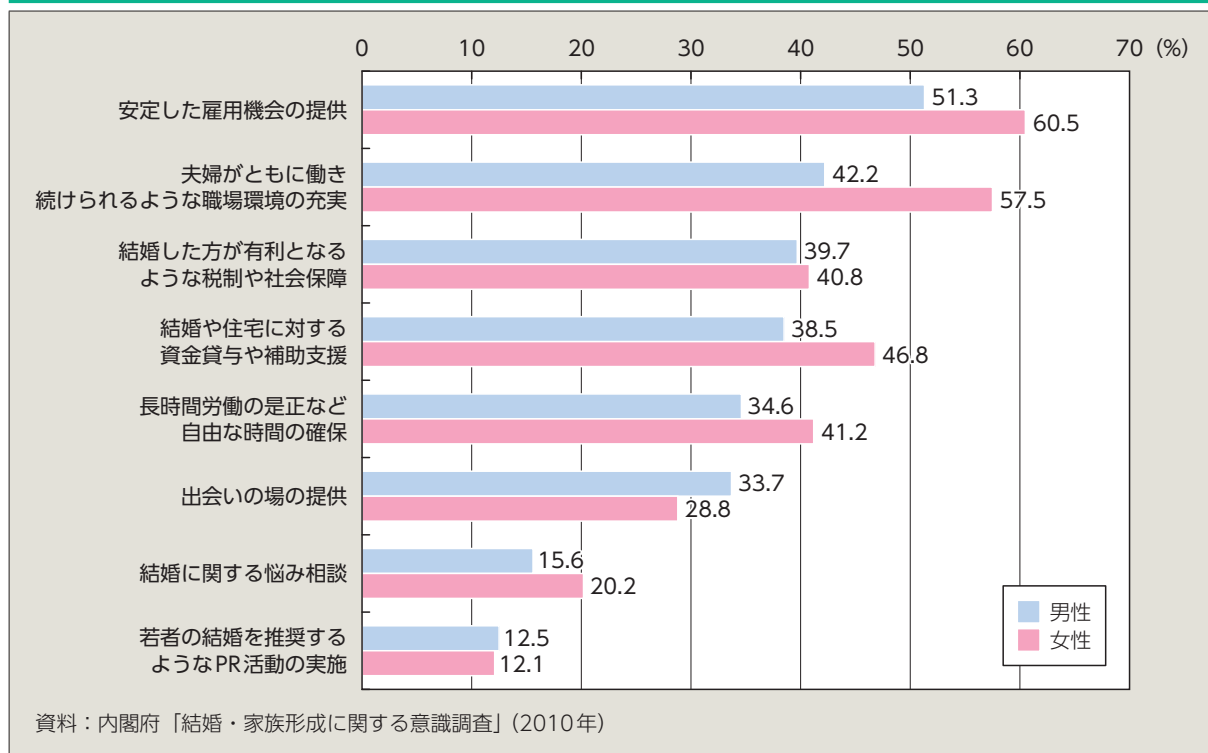
内閣府が実施した調査で、「行政に実施してほしい取組」と「地方自治体やNPOに行っ

^{*14} 厚生労働省委託「人口減少社会に関する意識調査」。アンケート調査をエム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社に委託し、インターネットモニター会社に登録しているモニターに対し、回答を依頼した。調査期間は2015（平成27）年3月6日（金）～3月9日（月）で、回答数は3,000件。居住地（全国8ブロック）・年齢・性別による構成比に応じて割り付けを行い、結果をウェイトバック補正して集計した。

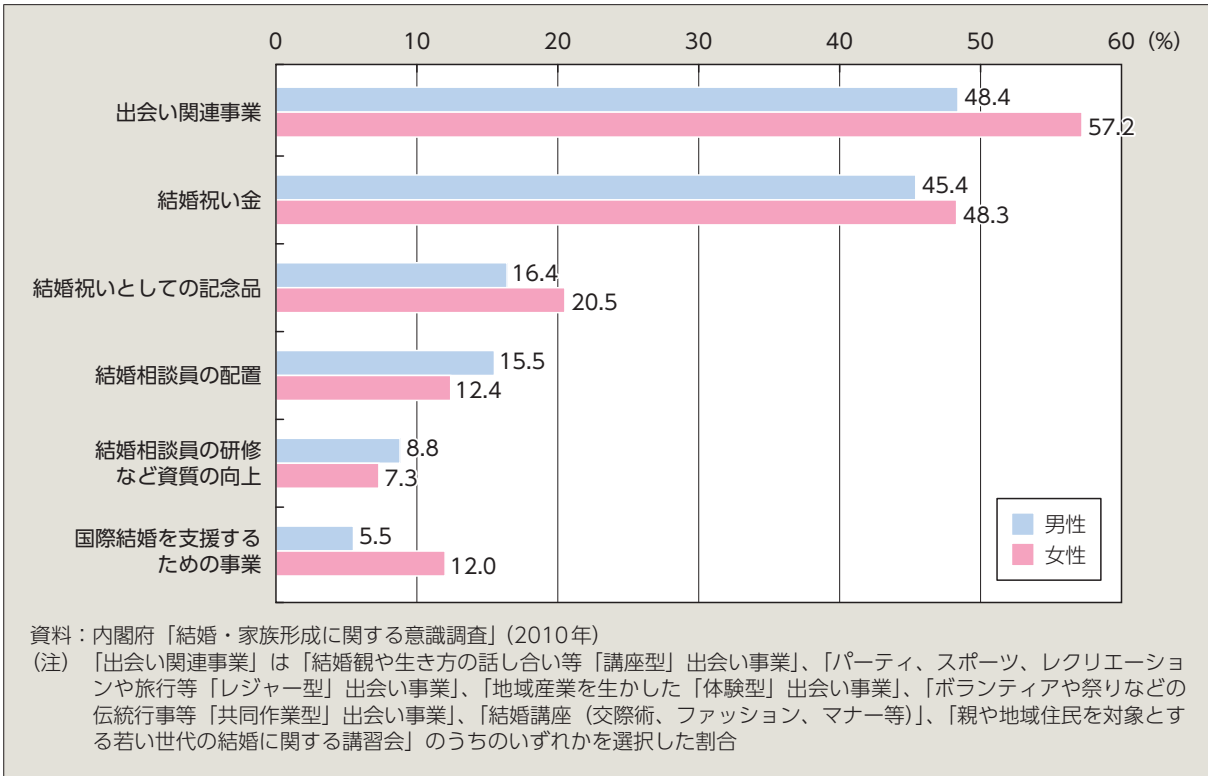
てもらいたい結婚支援事業」を分けて聞いたところ、前者としては「安定した雇用機会の提供」や「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」と答えた人の割合が多かった（図表1-3-24）。また、後者としては「出会い関連事業」を選んだ人が最も多かった（図表1-3-25）。「出会い関連事業」の中身としては、「パーティー、スポーツ、レクリエーションや旅行等「レジャー型」出会い事業」を望む人が多かった（図表1-3-26）。

国、自治体を問わず行政全体に求める取組みとしては、雇用の安定や、長時間労働など雇用環境の改善を、また自治体に求める結婚支援の取組みとしてはイベントなどを伴った自然な出会いの創出が期待されている状況にある。

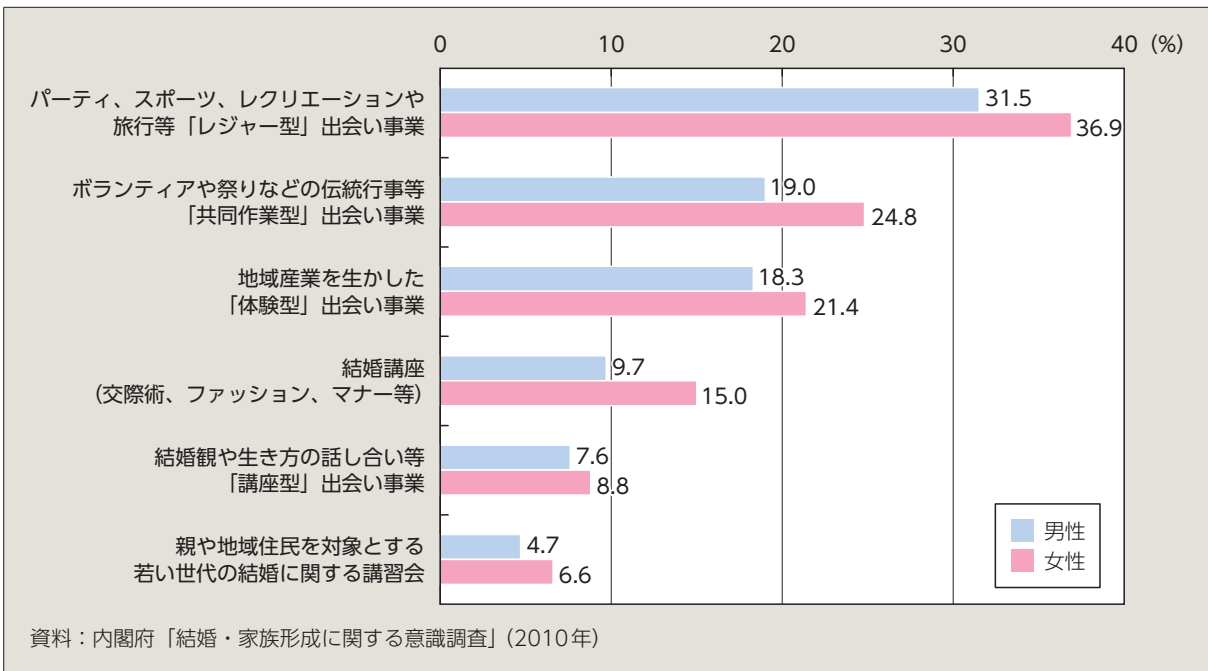
図表1-3-24 結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取組



図表 1-3-25 地方自治体に行ってもらいたい結婚支援事業



図表 1-3-26 地方自治体に行ってもらいたい出会い関連事業



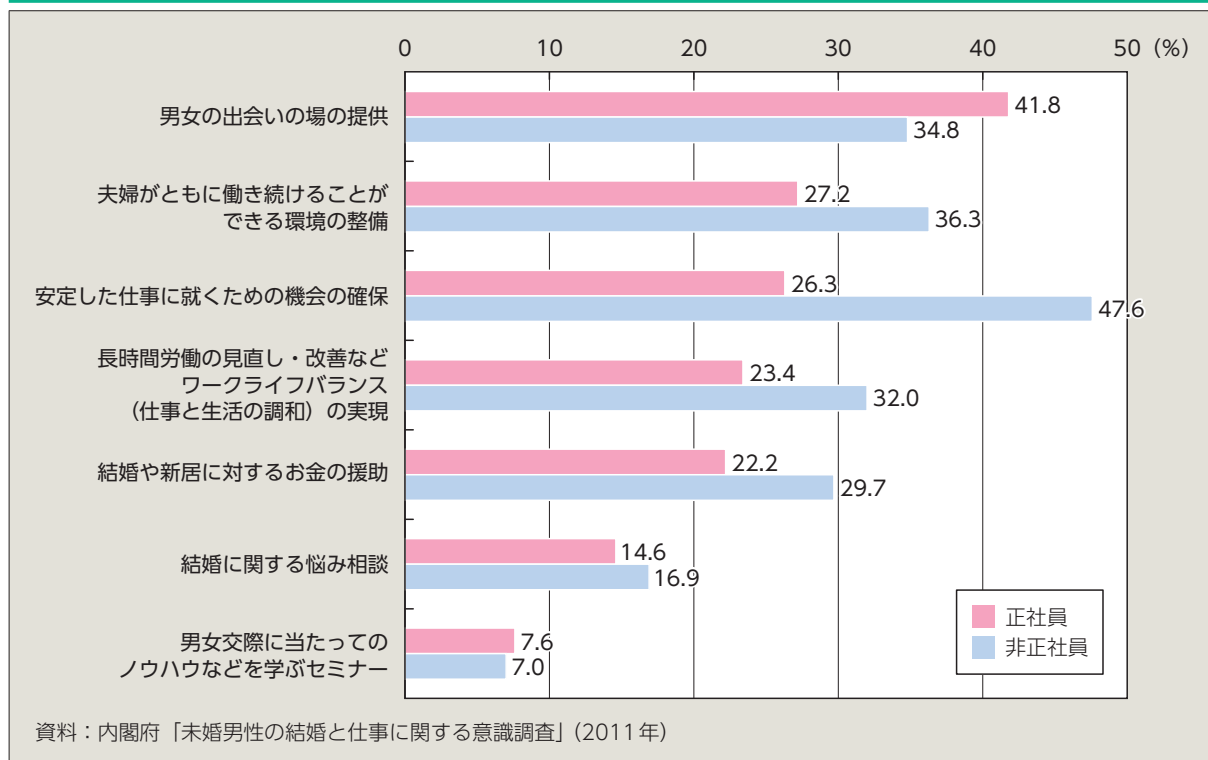
(若者の間に立つ世話役に改めて光を当てる取組みも意義深い)

なお、行ってほしい取組みとして「結婚に関する悩み相談」「結婚相談員の配置」「結婚講座」といったものも、挙がっている。先に図表1-3-15のところでも述べたとおり、見合い結婚が減少し、結婚に至るプロセスは多様化している反面、結婚の希望を抱きつつも、交際の進めづらさを抱える若者にとっては、かえって結婚に向けたステップを進めにくくなっているとも思われる。そのようなニーズに的確に応えていける取組みを、創意工夫しながら進めていくことも大事ではないだろうか。

具体的には、この後のコラムでも紹介するが、結婚を希望する若者の出会いや交際を支援する「マリッジサポーター」や「こうのとりの大使」といった制度により、サポーター役を市民が担い、若者にきめ細かく寄り添って相談・支援を行って成果を上げている自治体の取組みもある。このように、若者の間に立つ世話役の意義に改めて光をあてる試みは、希薄化する地域の支え合い機能を再生していく観点からも、注目に値するものと思われる。

最後に、図表1-3-27は、「結婚を希望する人に対して、行政はどのような支援をすればよいと思うか」を30代後半の未婚男性に、雇用形態別に尋ねたものである。これを見ると、正社員では「男女の出会いの場の提供」と答えた人が4割を超え最も多かったのに対し、非正社員では「安定した仕事に就くための機会の確保」を選んだ人が5割弱で最も多かった。特に非正規雇用により雇用が不安定な若者にとって、安定した雇用の確保が、結婚の希望の実現のためにとりわけ重要視されていることがうかがえる。

図表1-3-27 30代後半の未婚男性が結婚に関して行政に望む支援（雇用形態別）



コラム

少子化対策の一環としての婚活支援事業

非婚化と晩婚化は、我が国の人口減少の大きな要因となっている。意識調査の結果でも、結婚しない大きな要因の1つは「適当な相手に巡り会わない」ことであり、異性と知り合うきっかけの不足が考えられる。また、異性と交際するきっかけを掴めないまま年齢を重ね、結婚する意向を抱かなくなる人もいる傾向もうかがえる。より多くの人が結婚の希望を実現できるようにするには、まずは出

会いの段階からのサポートも重要になってくる。

このため、最近では多くの自治体が婚活支援に取り組んでおり、一定の成果を挙げているものもある。本コラムでは、そうした取組みの中から兵庫県と茨城県の実践を紹介する。このような取組みによって、非婚化や晩婚化の流れに歯止めがかけられることを期待したい。

ひょうご出会いサポートセンターの取組み (工夫された様々な取組みによる充実した婚活支援)

兵庫県は、1999（平成11）年に開始された「このとりの会」事業から、婚活支援に取り組んできた。この事業は、県内の調和のとれた均衡ある発展を目的として農山漁村の住民と都市住民の交流を図るもので、そのメニューの1つとして、県内の農山漁村に住む男性との出会いの場を創出したものであった。その後、2006（平成18）年からは、対象を県内在住・在勤の全ての独身者に拡大した「ひょうご出会い支援事業」を開始し、これを受託した公益財団法人兵庫県青少年本部「ひょうご出会いサポートセンター」（以下「ひょうごセンター」という。）が様々な取組みを行っている。

具体的には、独身男女の出会いの場を提供する「出会いイベント事業」や県内10箇所を設置された「地域出会いサポートセンター」の専用端末を利用してお見合いをセッティングする「ひょうご縁結びプロジェクト」、男女の出会いを支援する「このとり大使」の任命や、結婚に必要なコミュニケーション能力の習得を目指す「婚活力アップ講座」などの取組みを行っている。

ひょうごセンターは、これらの取組みの実施に当たって、様々な工夫を凝らしている。たとえば、出会いの場を設けるイベントを開催するに当たっては、お膳立てされたのではない自然な出会いを演出できるよう、ハイキングや料理などコミュニケーションの図りやすい機会を創出している。また、お見合いのセッティングに際しても、氏名や連絡先を伏せた上で各地域出会いサポートセンターの会議室等を用いて第1回目をセットするなど、利用者のプライバシーにも配慮することで、安心感を与えるよう努めている。

(成果を上げている婚活支援と実態に合わせたさらなる展望)

これらの取組みの結果、2014（平成26）年度には年間171組が結婚に至っており、2015（平成27）年4月には累計1000組の成婚を達成している。ひょうごセンターでは、お見合いに関するルールを明確にしているところや、公的機関が運営している信用感、営利目的ではないため廉価に利用できることなどが支持されていると考えている。

ひょうごセンターでは、現在、農山漁村部で男性の独身者が多く、都市部では女性の独身者が多い現状があると分析しており、今後、この格差の是正に努めていきたいとも考えている。また、兵庫県内へのUIターンを増加させるために、新たに東京にセンターを開設するとともに、兵庫県内に在住・在勤等とする現行の会員要件を緩和させることとしている。

いばらき出会いサポートセンターの取組み (出会いのための3つのチャンネル)

茨城県における婚活支援は、1997（平成9）年から、茨城県労働者福祉協議会が勤労者福祉向上の一環として「結婚相談センター」を運営することから始まったが、その取組みを県域全体に広め、かつ、継続して実施していくため、2006（平成18）年に、県が事業に参画して「いばらき出会いサポートセンター」（以下「いばらきセンター」という。）が設立された。

いばらきセンターでは、①会員制のパートナー探しのサポート、②「マリッジサポーター」の育成・支援、③ふれあいパーティーの開催の3つを出会いのためのチャンネルとして展開している。

- ①会員制のパートナー探しのサポートでは、会員自らタブレット型の端末からお見合い相手を探すことができ、その上で、選択した相手に対して、いばらきセンターの相談員が意思確認を行い、相互の意思が合致した場合に、お見合いを行うシステムを採用している。お見合いから交際まで至る確率は約35%と、比較的高い数字になっている。なお、お見合い後、双方の交際の意思が合致するまで、互いの氏名や連絡先は伝えないなど、利用者のプライバシーにも配慮している。
- ②「マリッジサポーター」は、結婚を支援するボランティアであり、地域における世話役として、出会いの相談やお見合いのマッチングなどを行っている。マッチングに当たっては、マリッジサポーターどうしがそれぞれの保有する身上書を持ち寄ってプロフィール交換会を行うなどして、男女の出会いの機会を広げるようにしている。また、希望する人にはマリッジサポーターを紹介することも行っている。さらに、いばらきセンターとマリッジサポーターは、利用者に対してお互いの事業を紹介し連携を図っている。
- ③「ふれあいパーティー」は、料理教室やゴルフなど共通の趣味を活かしたものを主催したり、参加者がカードに沿ったテーマで話をする練習を行う「みんなでしゃべらないと！」を開催するなど、男女のコミュニケーションが円滑に行われるような工夫がされている。

(取組みが結実している要因と今後の目標)

これらの取組みの結果、2014（平成26）年度には年間204組（いばらきセンター開設の2006年からの通算では1386組）が結婚に至っている。その要因としては、会員登録制のパートナー探しのサポート（①）に加えて、自分で結婚相手探しをするよりも相手を紹介されることを好まれる方に対してはマリッジサポーター（②）で、プロフィールの情報次第で出会いが左右されてしまうような方に対してはふれあいパーティー（③）で、と複層的に出会いの機会を創出していることや、いばらきセンターの運営に際して、市町村からも負担金を拠出してもらうなど市町村の当事者意識を喚起していることが挙げられる。

いばらきセンターでは、2018（平成30）年度に成婚組数2000組を目指して、引き続き取組みを続けていくとともに、より多くの独身者にこの事業を知ってもらうための周知広報にも力を入れたと考えている。

2 出産をめぐる状況と意識

これまで、我が国の出生率の低下の原因にある非婚化・晩婚化の背景について考察した。ここでは、出生そのものに関する状況を取り上げた上で、それに関する意識を探る。

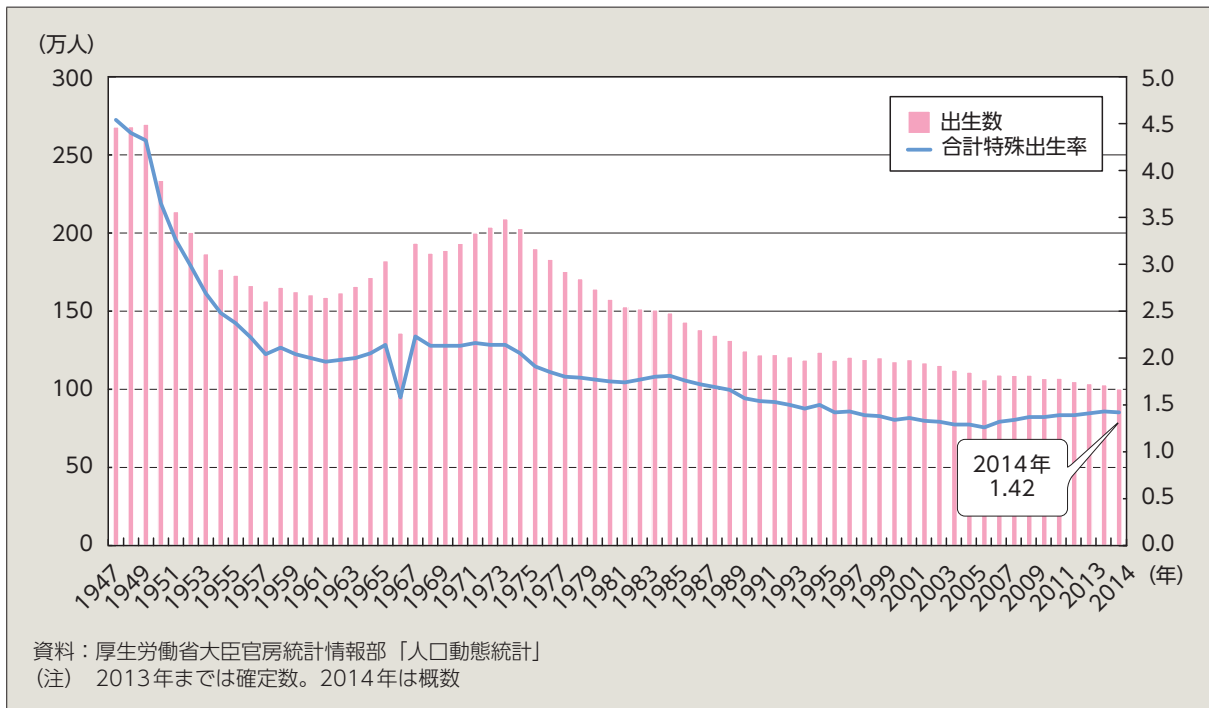
(1) 我が国の妊娠と出産の状況

(過去最低を更新し続けている我が国の出生数)

第1節で述べたとおり、我が国の合計特殊出生率は、戦後ほぼ一貫して減少傾向にあり、2005（平成17）年に1.26を記録してからはやや持ち直したものの、低い水準で推移している。出生数は、2014（平成26）年の1年間で100万3,532人となっており、2011（平成23）年以降、毎年、戦後の過去最低を更新し続けている。

出生数の動向に影響を与える要素としては、合計特殊出生率^{*15}のほか、15～49歳の女性人口等がある。2014年の15～49歳の女性人口は2,566万7,165人で、1997（平成9）年以降、減少傾向となっている。この傾向は今後も続くことから、「合計特殊出生率」が変わらなければ、出生数は今後も減少することになる^{*16}。

図表 1-3-28 我が国の出生数と合計特殊出生率の推移



* 15 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年人口動態統計月報（概数）の概況」

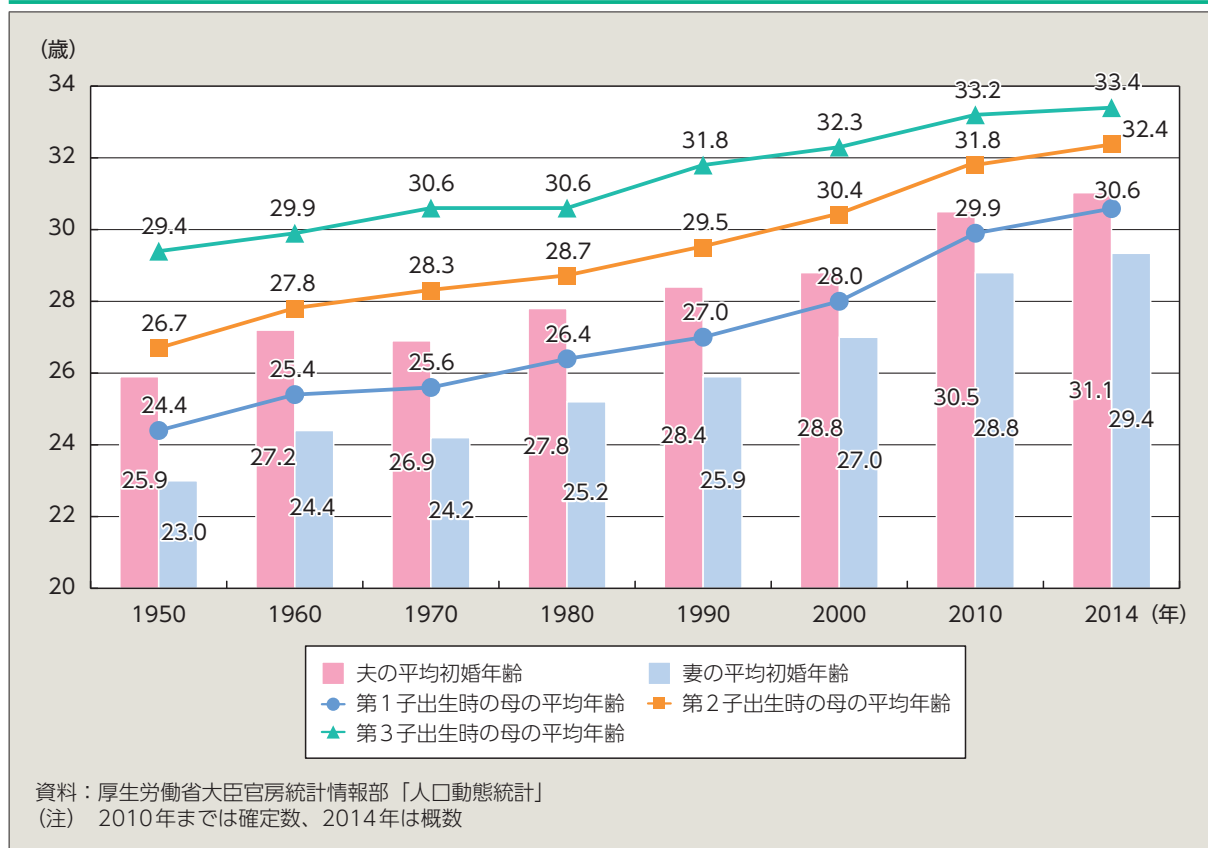
* 16 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位、死亡中位仮定）

(晩婚化に伴い、出産年齢も高齢化している)

このような出生数の減少の背景として、親世代の人口規模の減少や未婚率の上昇とともに、晩婚化に伴って出産年齢が上昇する「晩産化」が進んで、夫婦の持つ子どもの数が減少してきていることが挙げられる。

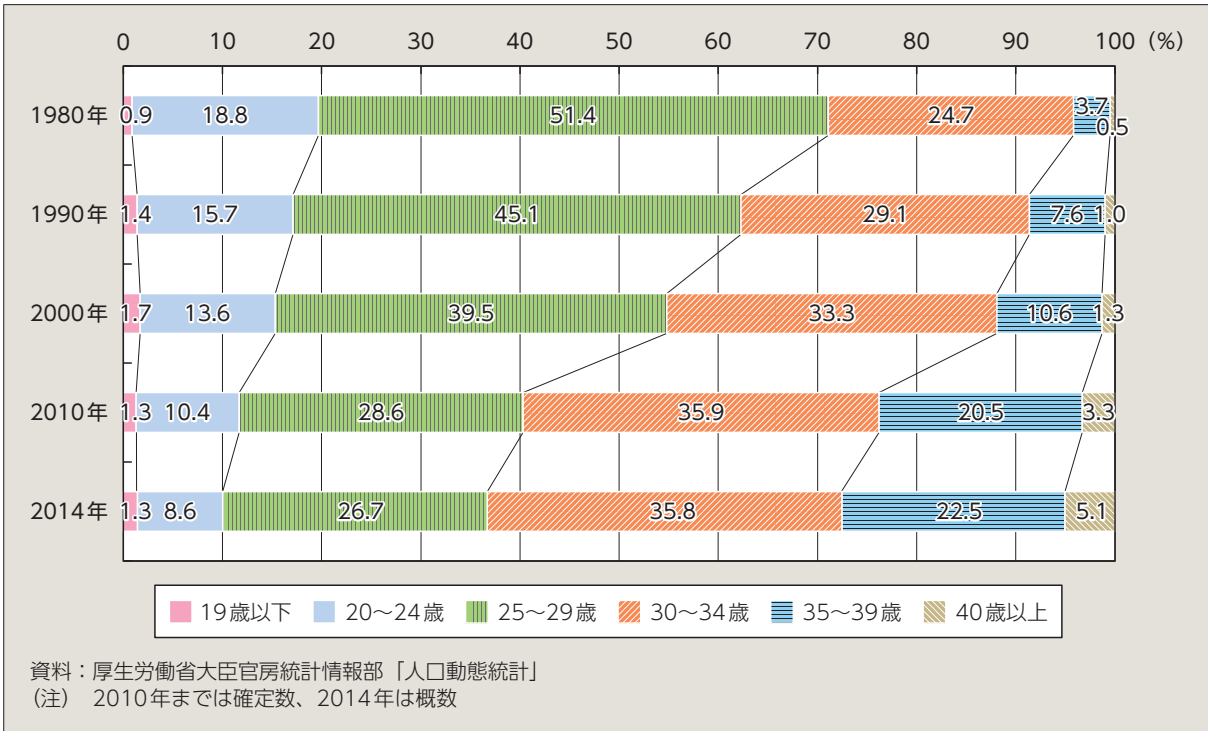
まず、第1子出生時の母の平均年齢をみると、1950（昭和25）年には24.4歳だったのが、1980（昭和55）年には26.4歳に、2014年には30.6歳となっており、初めて子どもを生むときの平均年齢が30代となっている（**図表1-3-29**）。

図表1-3-29 初婚年齢と出生時の母の平均年齢の推移



また、生まれた子どもの母親の年齢をみると、1980年には25～29歳が51.4%と最も多く、20～24歳の割合も2割弱を占めていたが、これらの割合は年々低下し、2014年には、25～29歳が26.7%、20～24歳が8.6%となっている。その一方で、35～39歳の割合は、1980年には3.7%に過ぎなかったが、2014年には22.5%となっており（**図表1-3-30**）、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化がうかがえる。

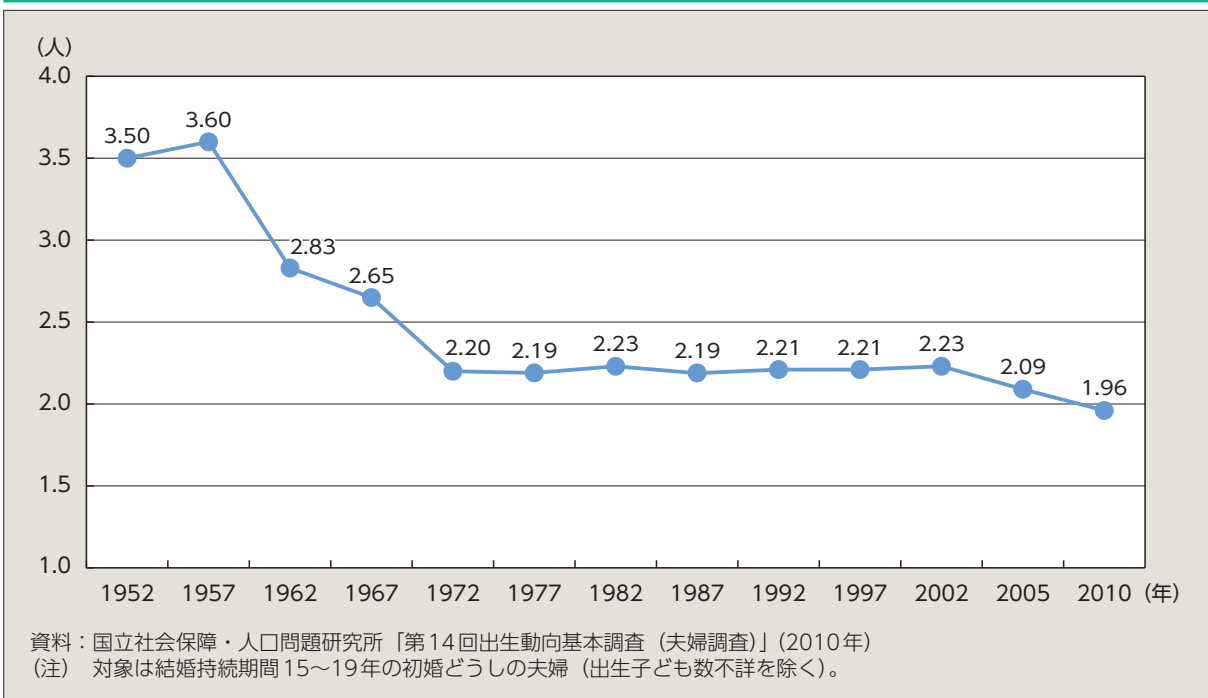
図表 1-3-30 母の年齢別出生割合の推移



(2) 晩婚化に伴う出生数の低下 (夫婦の平均出生子ども数も減少している)

年齢が高くなると、妊娠・出産に至る確率が低下していくこともあり、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化は、一夫婦あたりの出生数の低下につながっている。これについては、本章第1節の図表1-1-11で見たように、1960年代以降に生まれた女性世代の夫婦の平均出生児数が減少してきていた。そして、図表1-3-31でもみられるように、晩婚化の推移に伴って、夫婦の完結出生児数^{*17}は低下傾向にある。

図表 1-3-31 夫婦の完結出生児数の推移

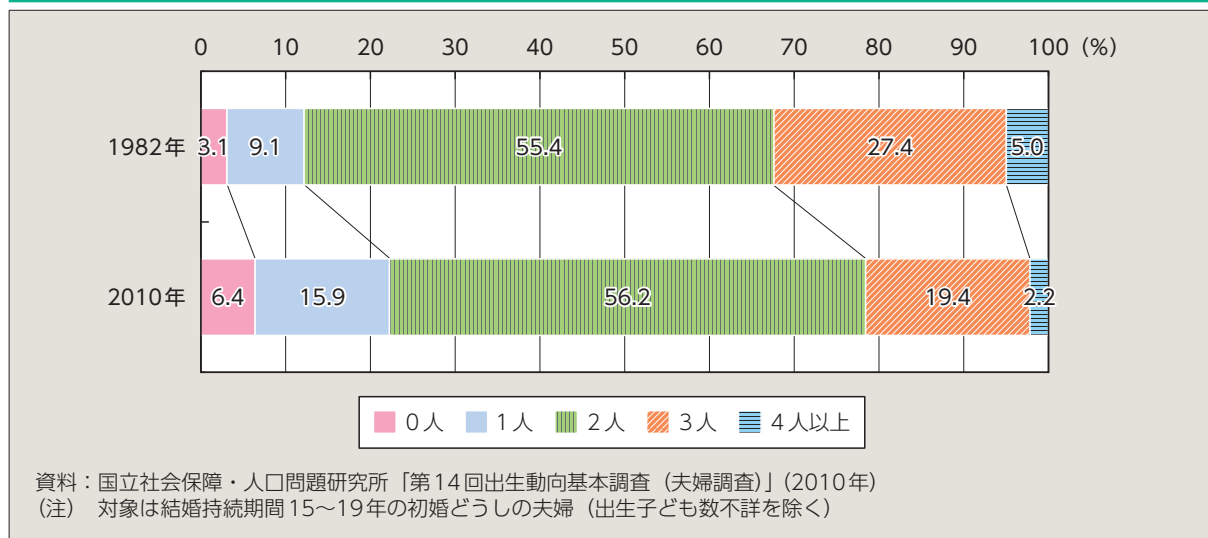


*17 結婚持続期間（結婚からの経過期間）15~19年夫婦の平均出生子ども数であり、夫婦の最終的な平均出生子ども数とみなされる。

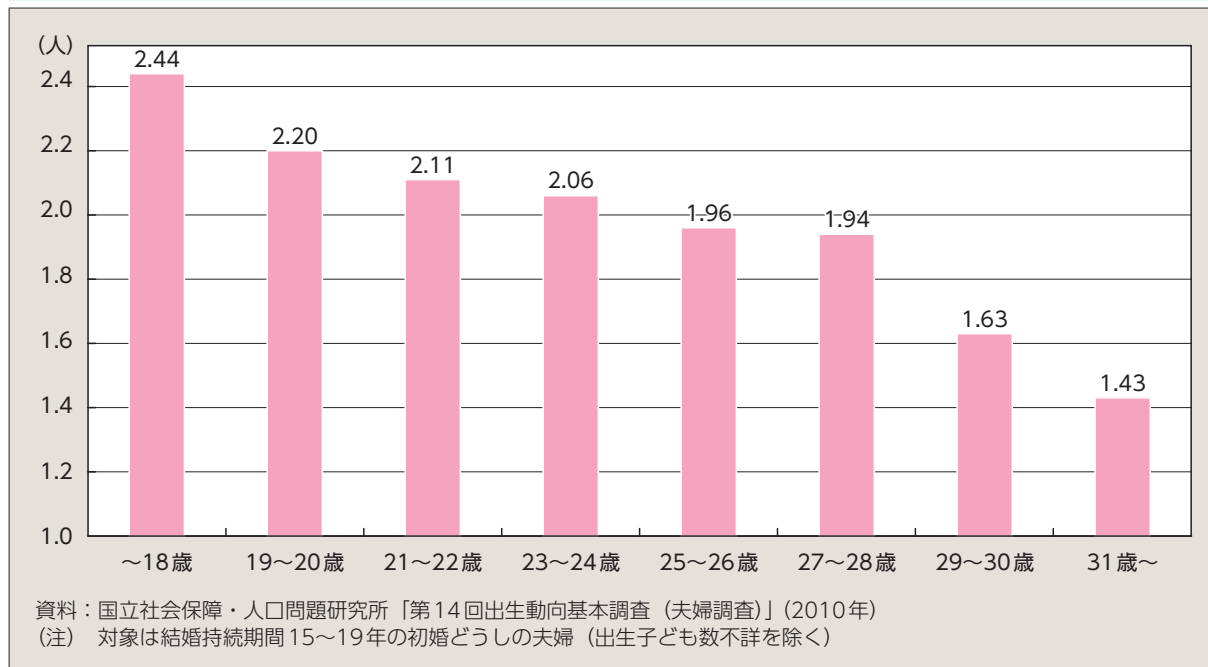
また、結婚持続期間15～19年の夫婦の子ども数について、3人子どもがいる夫婦の割合は、1982（昭和57）年には27.4%であったが、2010（平成22）年には19.4%に減少している。これに対し、子どもが1人の夫婦は9.1%から15.9%に増加している（図表1-3-32）。

また、結婚したときの妻の年齢が若い方が、より多くの子どもを持つ傾向にある（図表1-3-33）。

図表1-3-32 夫婦の出生子ども数（1982年と2010年の比較）



図表1-3-33 結婚時の妻の年齢別の完結出生児数



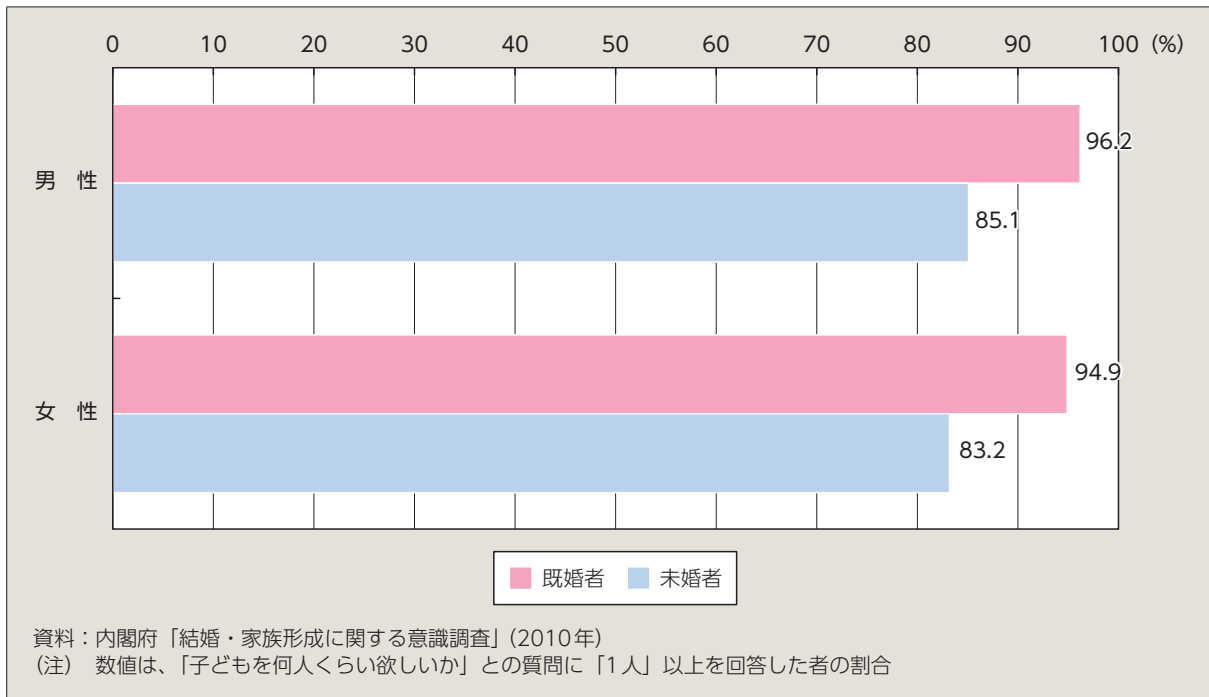
なお、このような晩婚化・晩産化に伴う出生数や出生力の低下に関しては、(7)以降の「年齢と出産の関係とリスク」のところでも詳しく説明する。

(3) 子どもを持つことについての希望

(子どもが欲しいと思う人が多数)

では、若い世代の子どもを持つことについての希望は、どのようになっているであろうか。20代・30代を対象とした内閣府の調査から、子どもが欲しいと思う人の割合は、既婚者では男女ともに9割を超え、また未婚者でも、男女ともに8割を超えていることがわかる(図表1-3-34)。このように若い世代には、既婚、未婚にかかわらず男女ともに子どもを欲しいと思う人が多数いる。

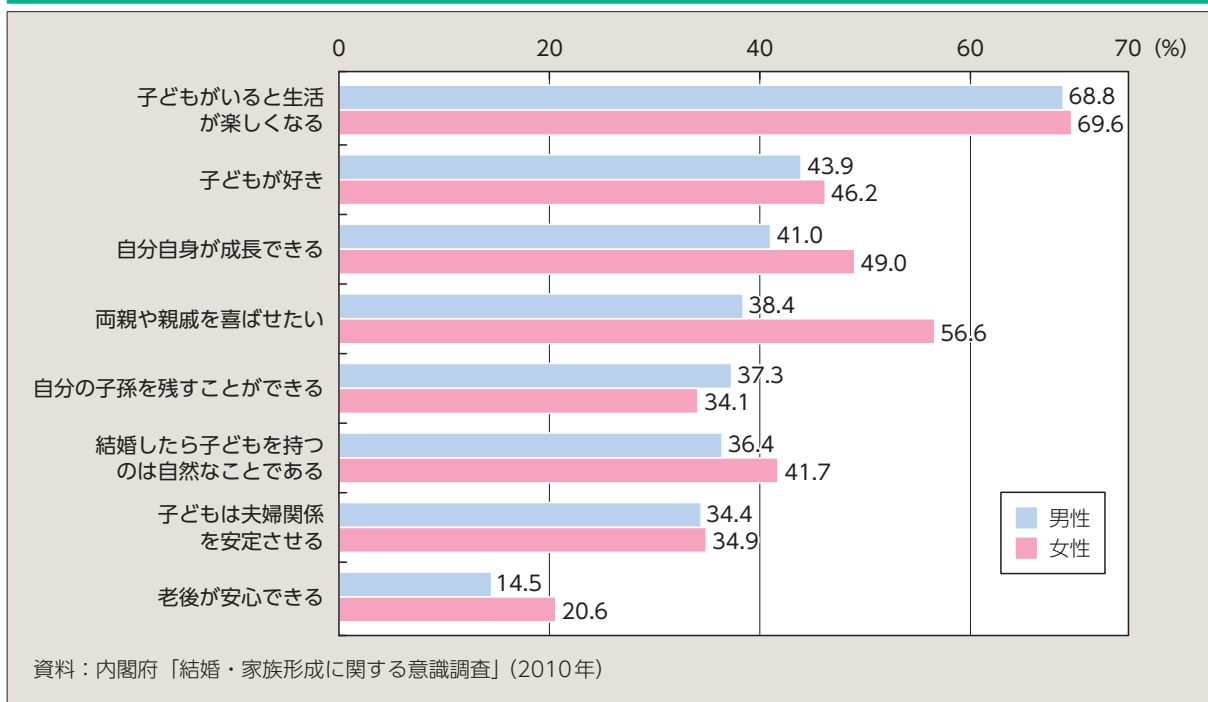
図表1-3-34 「子どもが欲しい」と思う人の割合



(子どもが欲しい理由と欲しくない理由)

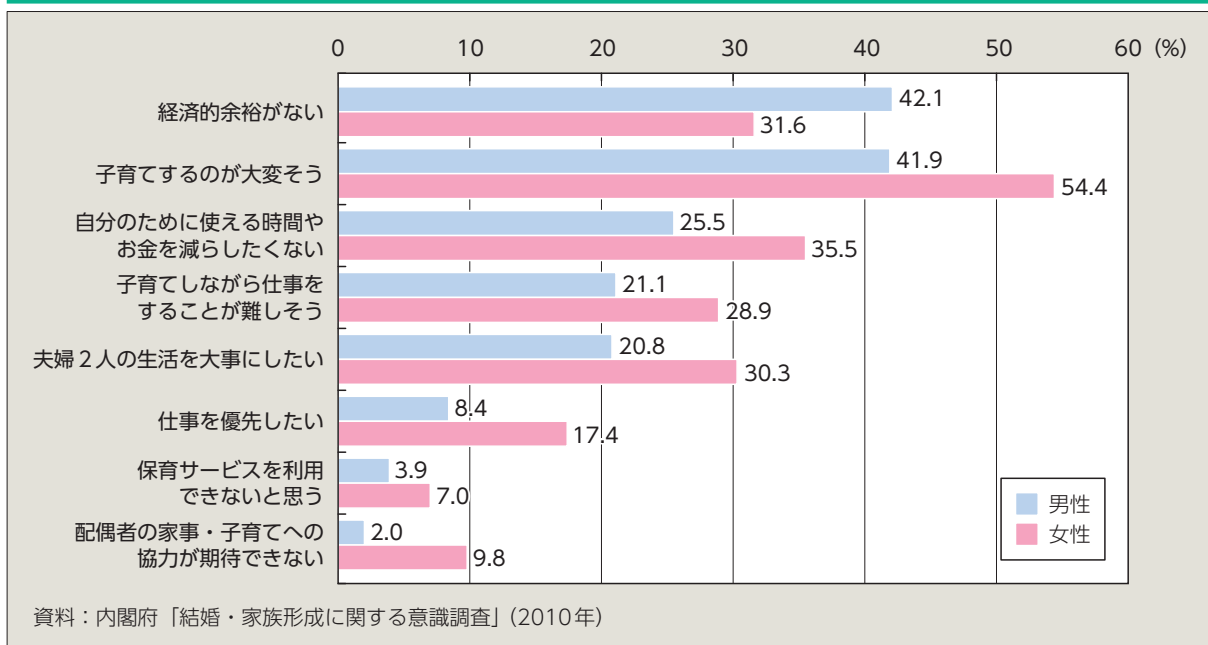
この調査で、子どもが欲しい理由についても聞いたところ、男女ともに「子どもがいると生活が楽しくなる」と答えた人が最も多かった(男性68.8%、女性69.6%)。また、理由のうち、「両親や親戚を喜ばせたい」と答える人の割合は、男性が38.4%であったのに対し、女性は56.6%と、男女による差が特に大きかった(図表1-3-35)。

図表 1-3-35 子どもが欲しい理由



一方、子どもが欲しくない理由については、男女で傾向が異なり、男性では「経済的余裕がない」が最も多かったのに対し、女性では「子育てするのが大変そう」や「自分のために使える時間やお金を減らしたくない」と答えた人の方が多かった。また、「子育てしながら仕事をするのが難しそう」「夫婦2人の生活を大事にしたい」「仕事を優先したい」と答えた人の割合も女性の方が多く（図表 1-3-36）、子どもを持つことを望んでいない女性の場合、その理由としては、生活の余裕など経済的な理由よりも、子育ての負担感への懸念や、自らの仕事や生活を重視したい傾向にあることがうかがえる。

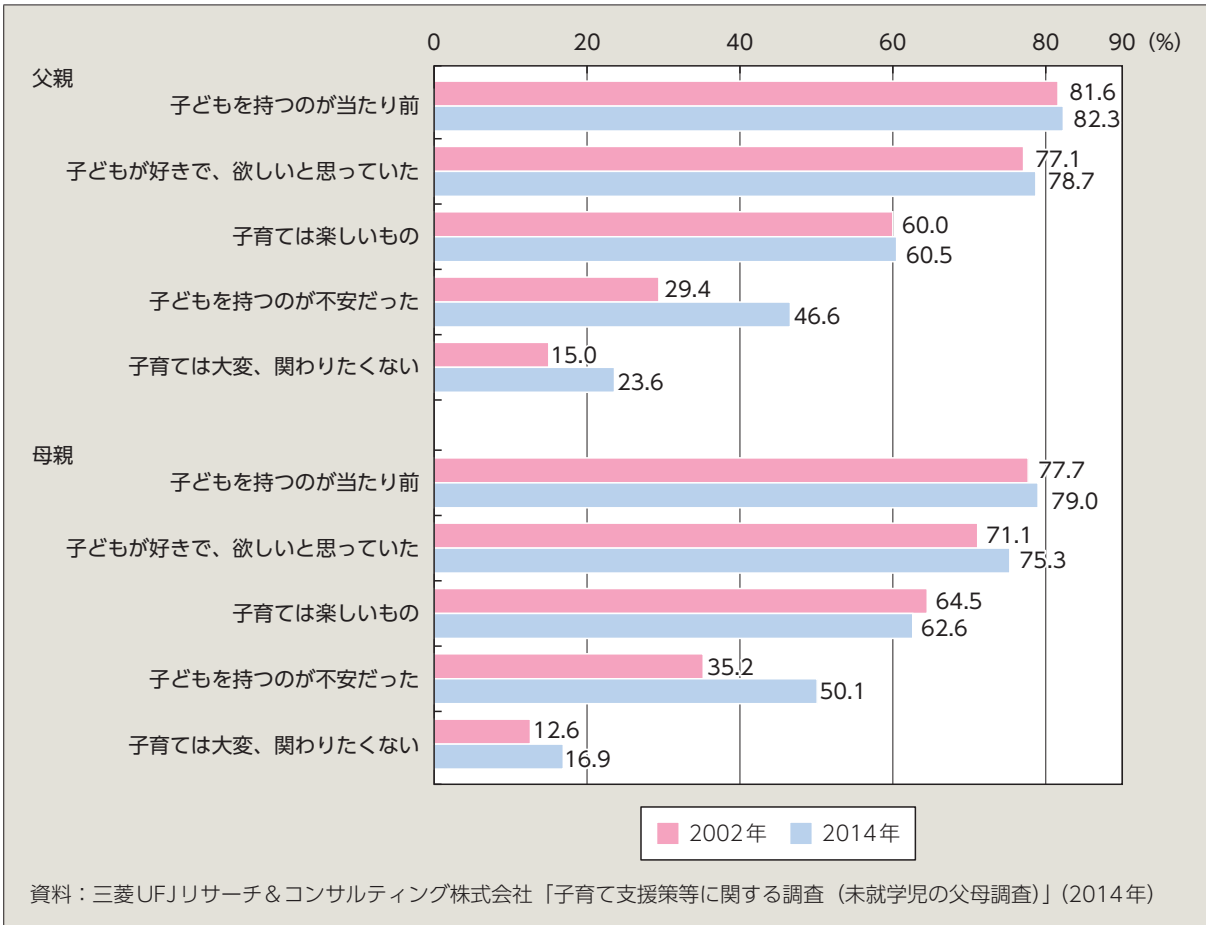
図表 1-3-36 子どもが欲しくない理由



（「子どもを持つのが不安」という人は増えつつある）

また、2014年に実施された別の調査で、現在子育て中の人に、子どもが生まれる前に抱いていた子育て観を聞いたところ、「子どもが好きで、欲しいと思っていた」が父親、母親ともに7割を超えるなど、前向きな子育て観が見受けられる。しかし同時に、「子どもを持つのが不安だった」と答えた人の割合が、2002（平成14）年調査時点と比較して増加しており（**図表1-3-37**）、子どもを持ちたいと思いつつも、何かしらの不安を持つ人が増えているという現状にあることがわかる。

図表1-3-37 子どもが生まれる前の子育て観（2002年調査と2014年調査の比較）



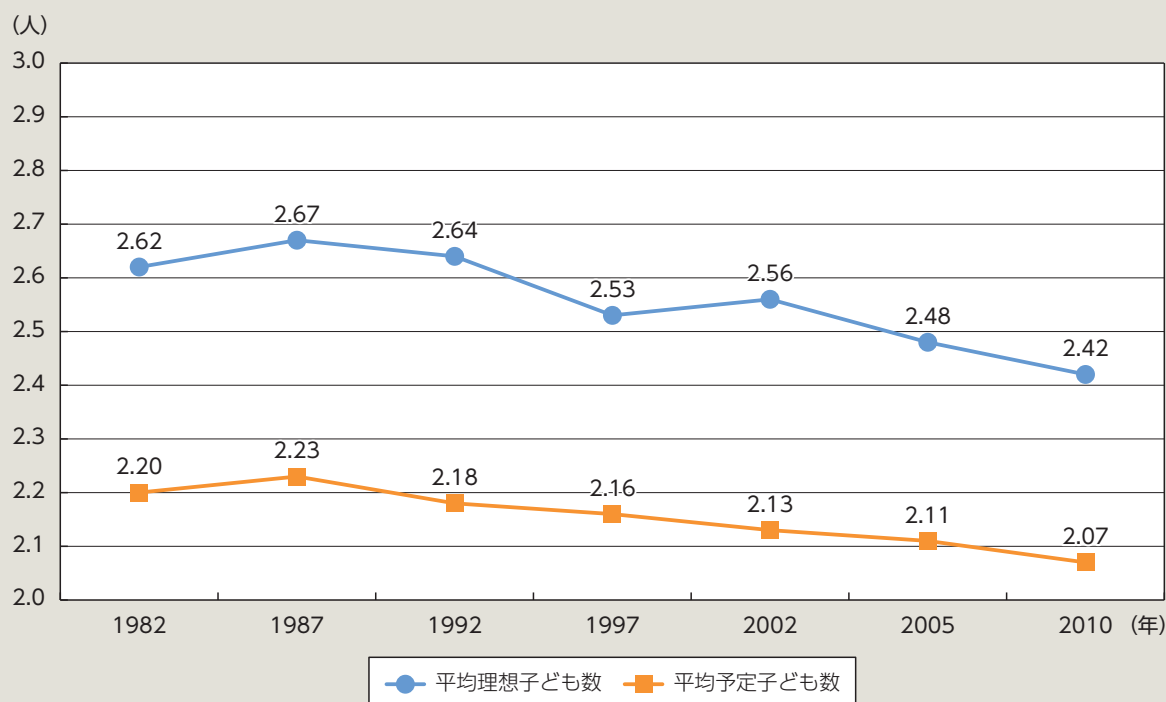
（4）理想子ども数と現実の乖離

① 理想子ども数と現実が乖離している現状

（「理想子ども数」は減少傾向にあるも、なお9割以上が2人以上を理想と回答）

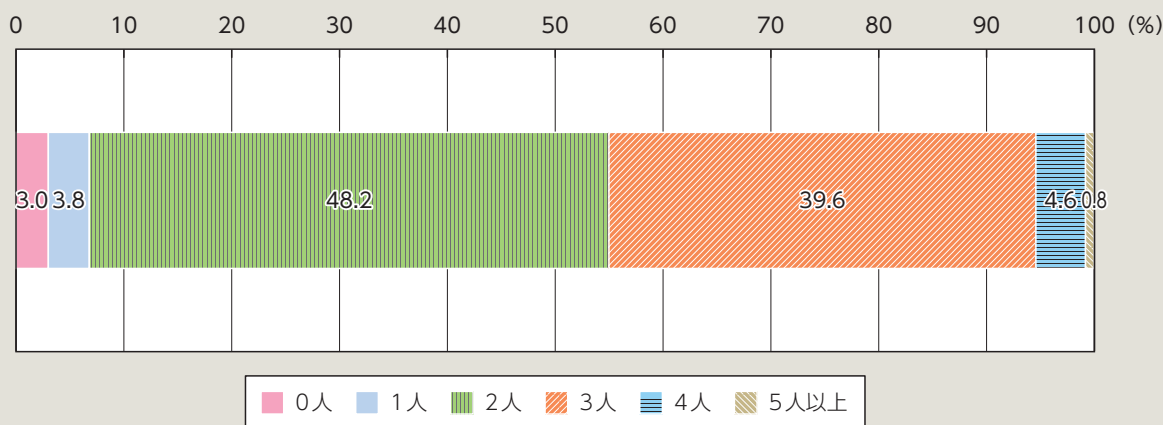
それでは、実際に何人くらい子どもがいることが理想的だと思われるのだろうか。国立社会保障・人口問題研究所の調査では、結婚している夫婦（初婚同士）の理想的な子どもの人数は2.42人であったが、予定する子ども数は2.07人とどまっており、理想と予定する数とに乖離が生じている。また、経年変化をみると、理想・予定数ともにやや減少傾向にはあるものの（**図表1-3-38**）、9割を超える夫妻において、2人以上の子ども数が理想であるとしている（**図表1-3-39**）。

図表 1-3-38 理想子ども数と予定子ども数の乖離



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）
 (注) 対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦。理想・予定子ども数は8人以上を8人とし、予定子ども数は現存子ども数と追加予定子ども数の和として算出

図表 1-3-39 理想子ども数の分布



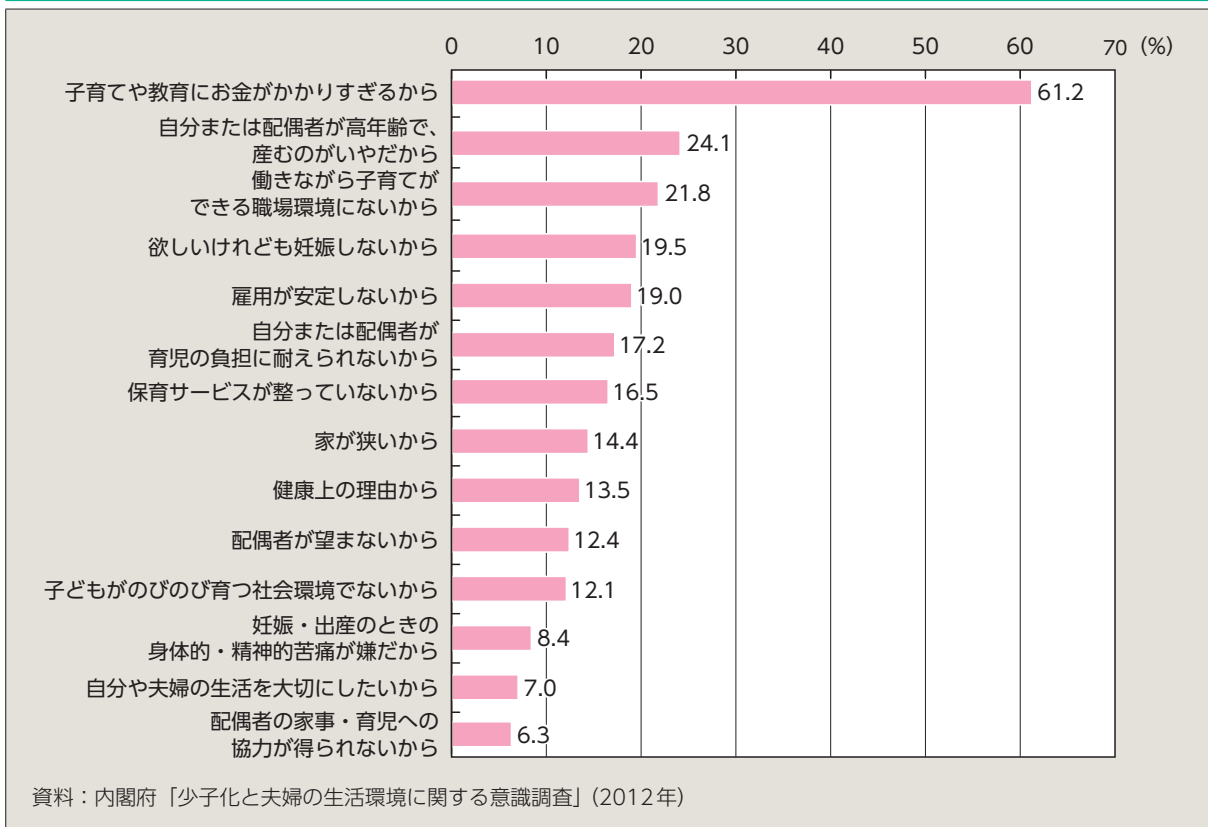
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）
 (注) 対象は妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦

2 理想子ども数と現実が乖離している理由

(主な理由は経済的負担感や仕事と子育ての両立困難、高齢や不妊)

内閣府が行った別の調査で、理想とする子どもの数より現実的に持つつもりの子どもの数が少ない理由について尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が61.2%と最も多く、次に多いのが「自分または配偶者が高齢で、産むのがいやだから」の24.1%となっていた(図表1-3-40)。また、「働きながら子育てができる職場環境がないから」と答えた人が21.8%、「欲しいけれども妊娠しないから」と答えた人が19.5%、「雇用が安定しないから」と答えた人が19.0%いた。

図表1-3-40 理想とする子どもの数より現実的に持つつもりの子どもの数が少ない理由



年齢階級別にみると、若い世代ほど「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答える人の割合が高くなる傾向にあり、30代前半では75.2%もの人がこの選択肢を選んでいる(40代前半では55.6%)。また、若い世代ほど「働きながら子育てができる職場環境がないから」や(30代前半で31.4%、40代前半で17.5%)「保育サービスが整っていないから」(30代前半で25.6%、40代前半で12.8%)と答えた人が多い(図表1-3-41)。

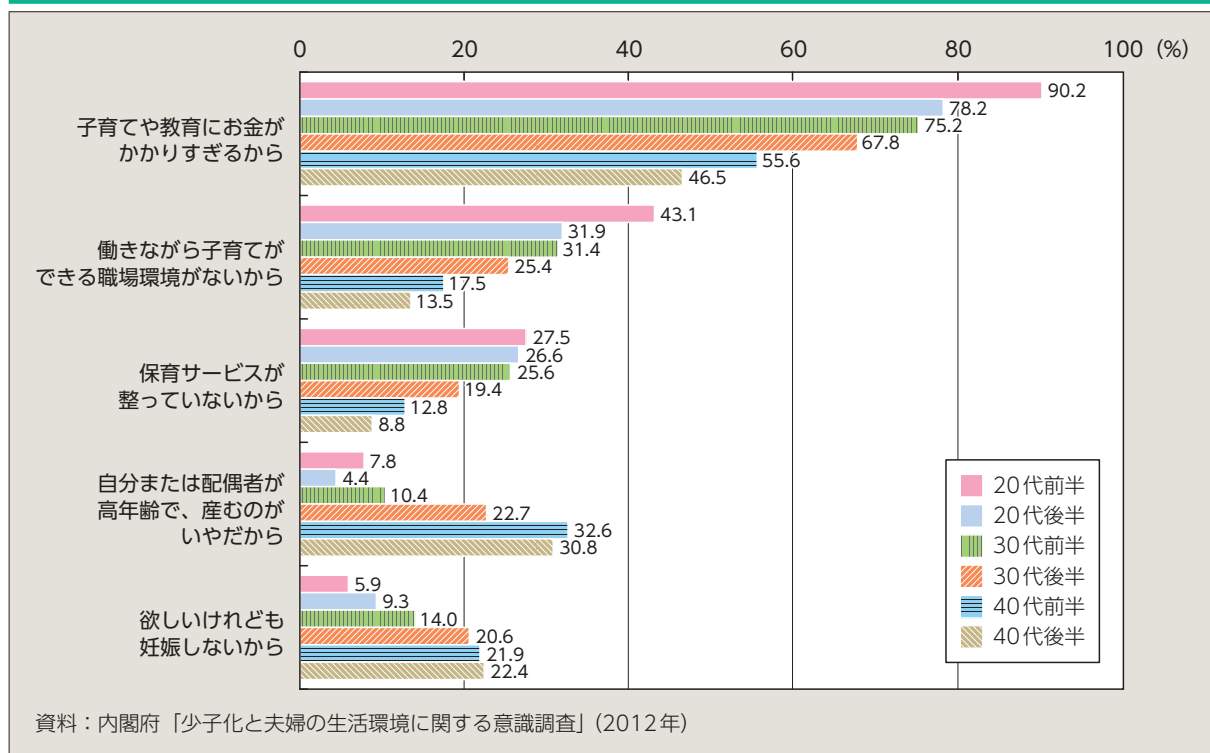
若い世代の経済的負担感が高いことの背景として、先に見たとおり、若年男性の非正規雇用の労働者割合の増加や、これによる所得の低迷が大きく影響していると考えられる。このような中で、子育て世代は共働き等の手段によって、世帯としての収入の増加を図らなければならない状況となるが、一方で、保育の受け皿不足や、この後述べる男性の長時間労働など、仕事と家庭の両立が困難な状況にも直面し、理想の子ども数が実現できない状況にあるものと考えられる。

また、「自分または配偶者が高齢で、産むのがいやだから」と答えた人の割合は、30代前半では10.4%に過ぎないが、35歳を超えると急増し、40代前半の人では32.6%に

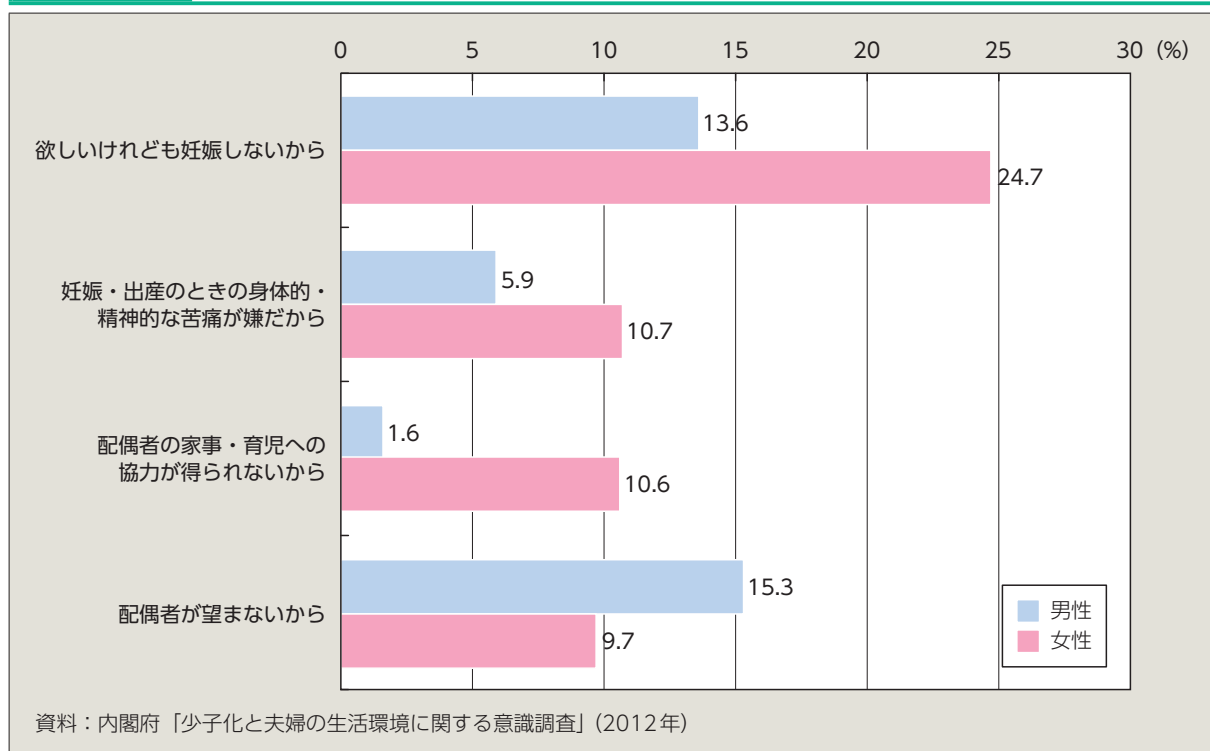
上る。同様に「欲しいけれども妊娠しないから」と答えた人の割合も40代前半では21.9%（30代前半では14.0%）に上り（図表1-3-41）、晩婚化が出産に関する理想と現実の乖離を生んでいる現状にあることがわかる。

特に女性において、「欲しいけれども妊娠しないから」と答えた人の割合が約25%となっている。晩婚化等により、事実上、不妊のために理想の子ども数を実現できない既婚女性が4人に1人に上る状況がうかがえる（図表1-3-42）。

図表1-3-41 理想とする子どもの数より現実的に持つつもりの子どもの数が少ない理由（年齢階級別）



図表1-3-42 理想とする子どもの数より現実的に持つつもりの子どもの数が少ない理由（男女別）



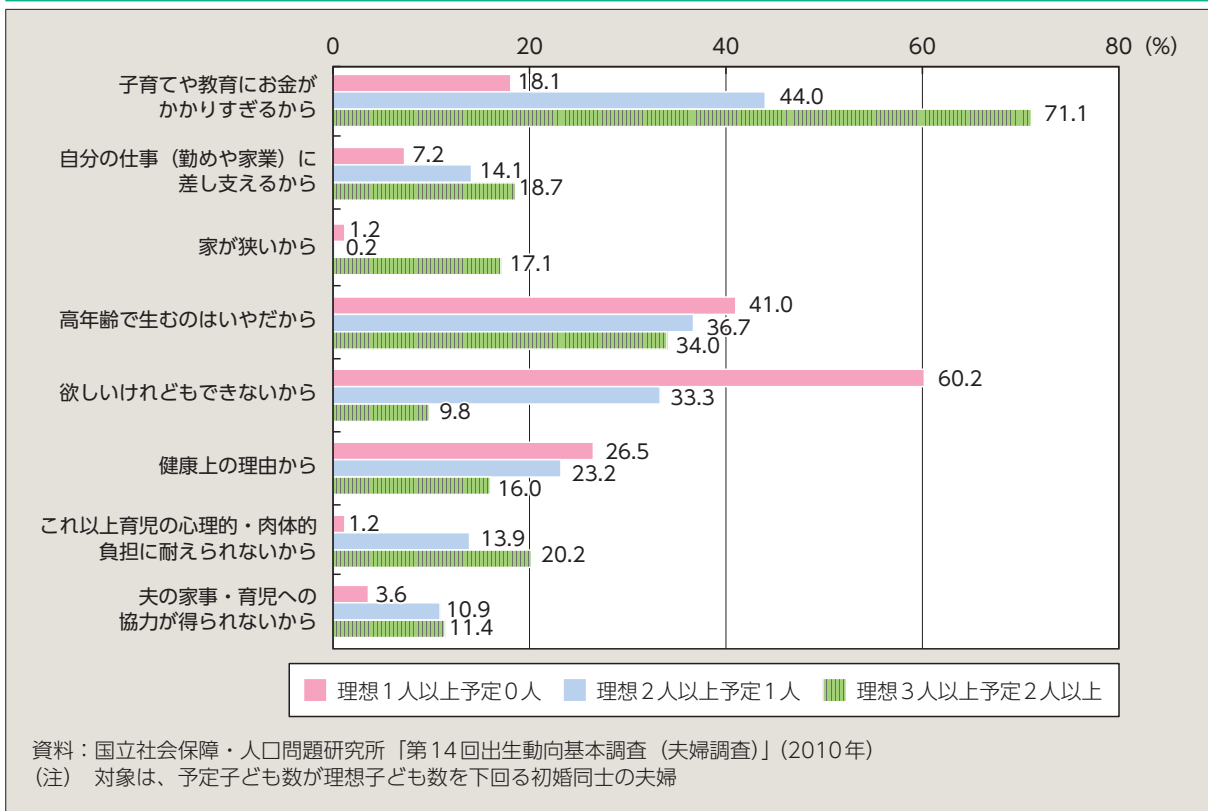
(5) 子どもを持つ「3人目の壁」

(「3人目の壁」としては、経済的な理由を挙げる人が多い)

国立社会保障・人口問題研究所の調査で、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由を、予定子ども数別に分析したところ、予定が2人以上（理想は3人以上）の人、いわば3人目の壁に直面している人の場合は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた人が71.1%と最も多かった（図表1-3-43）。また「家が狭いから」といった住環境を理由に挙げる割合も、理想が2人以下の場合より相対的に多い。

一方、予定が1人以下（理想は2人以下）の場合、つまり2人目の壁、1人目の壁に直面している人の場合、「高齢だから」「欲しいけれどもできないから」など、年齢・身体的理由が多く挙げられている。

図表1-3-43 予定子ども数別の理想子ども数を下回る理由



(6) 地域ごとの出生の状況

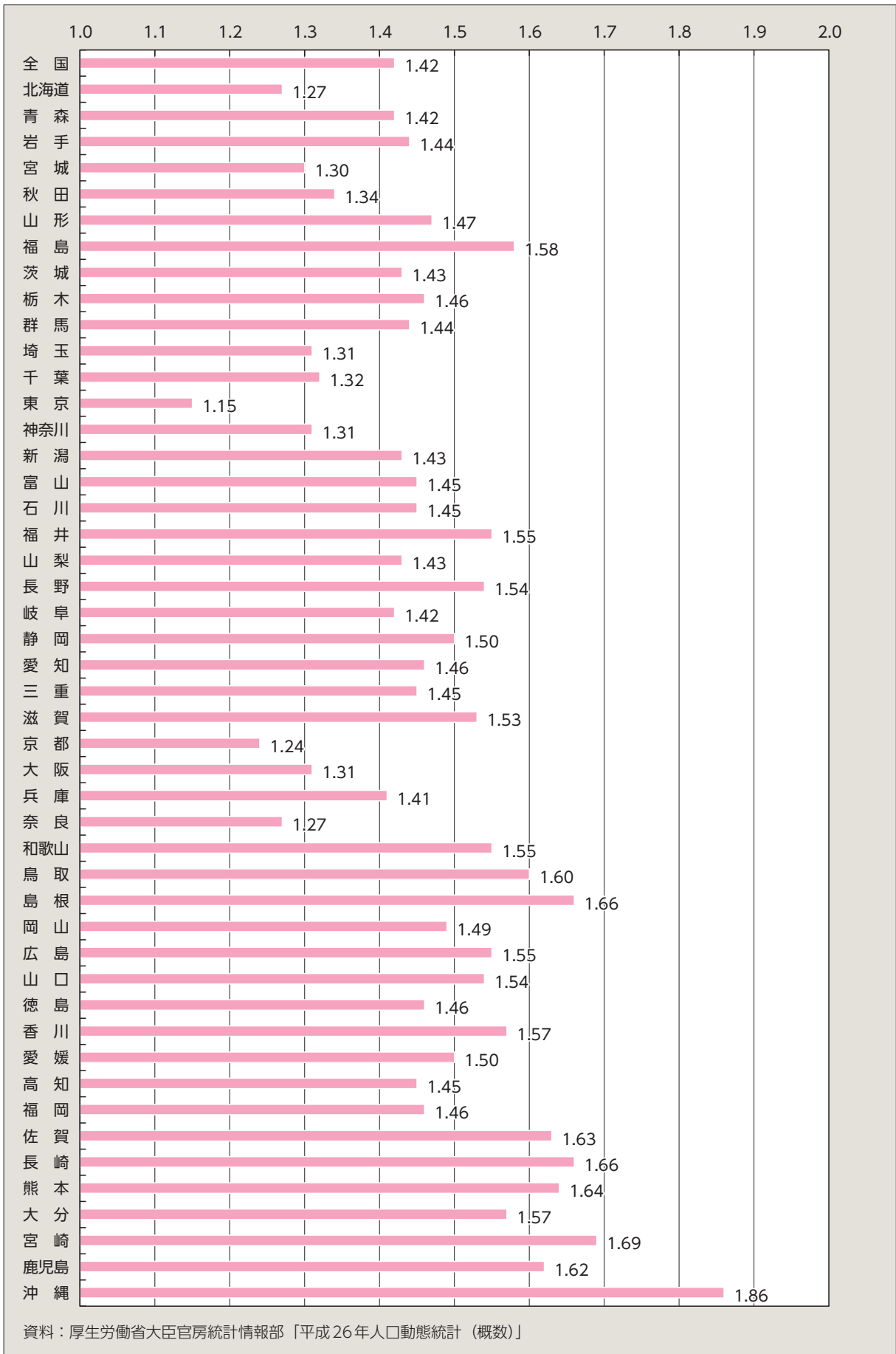
(都市部では出生時の母の年齢は高く、出生率は低い)

都道府県ごとの出生の状況を見ると、合計特殊出生率は東京などの都市部において低く、地方において高い傾向にある（図表1-3-44）。

また、都道府県別の出生順位ごとの母の平均年齢も、東京都や神奈川県などの都市部で高く、地方では低い状況にある（図表1-3-45）。夫婦の出生に関する希望を実現するためには、このような地域による特性も踏まえて対応していくことも重要であり、とりわけ、第1子の出生年齢が高い都市部では、未婚化・晩婚化対策として、男女ともに仕事と家庭が両立できるワークライフバランスの実現や働き方の見直しが、特に求められる。

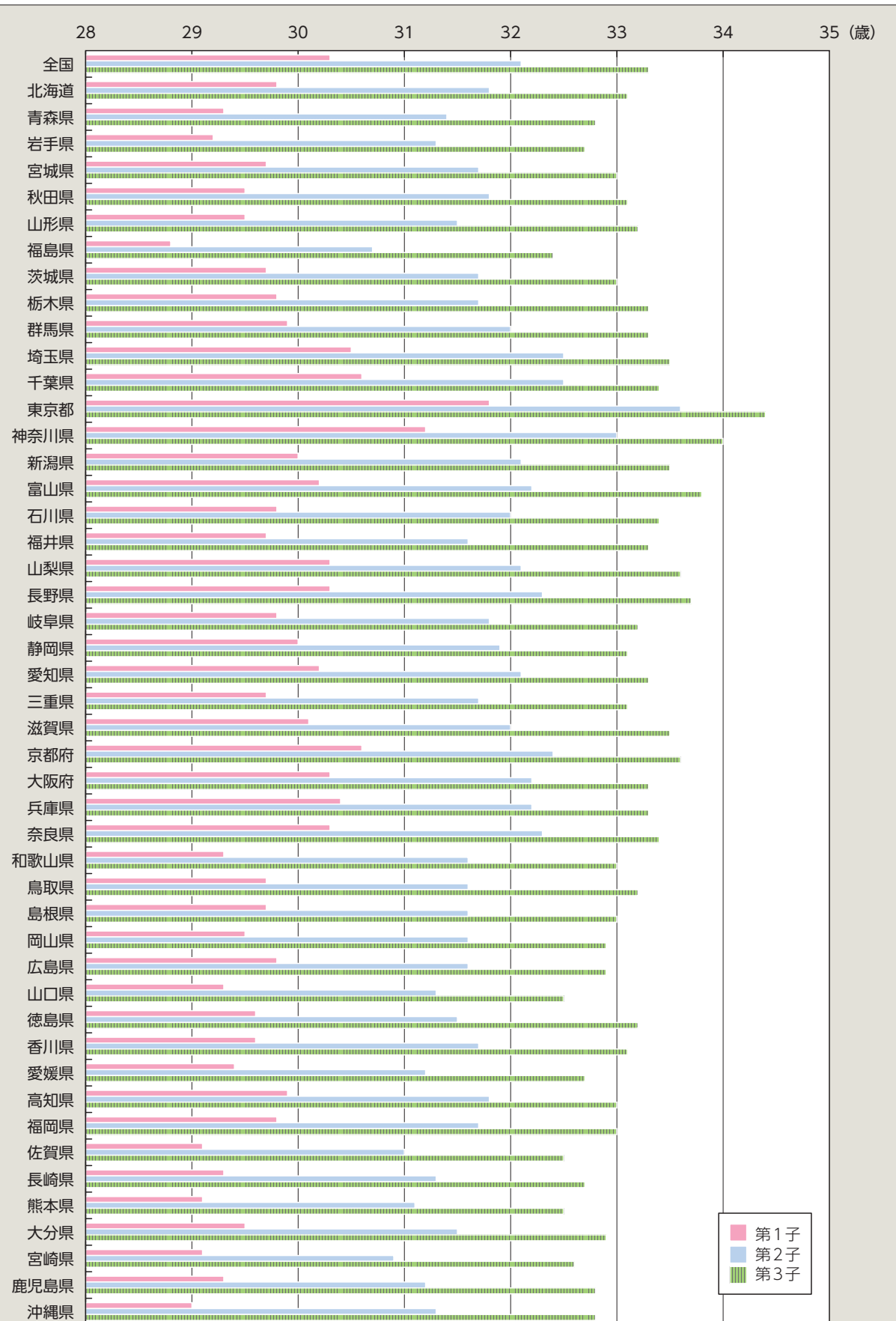
そして、この両立支援を進めるためには、依然として待機児童を多く抱えている首都圏を中心とした都市部において、保育の受け皿の整備を着実に進めていく必要がある。

図表 1-3-44 都道府県別の合計特殊出生率



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年人口動態統計（概数）」

図表 1-3-45 都道府県別にみた出生順位ごとの母の平均年齢



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「平成25年人口動態統計」

(7) 年齢と出産の関係とリスク

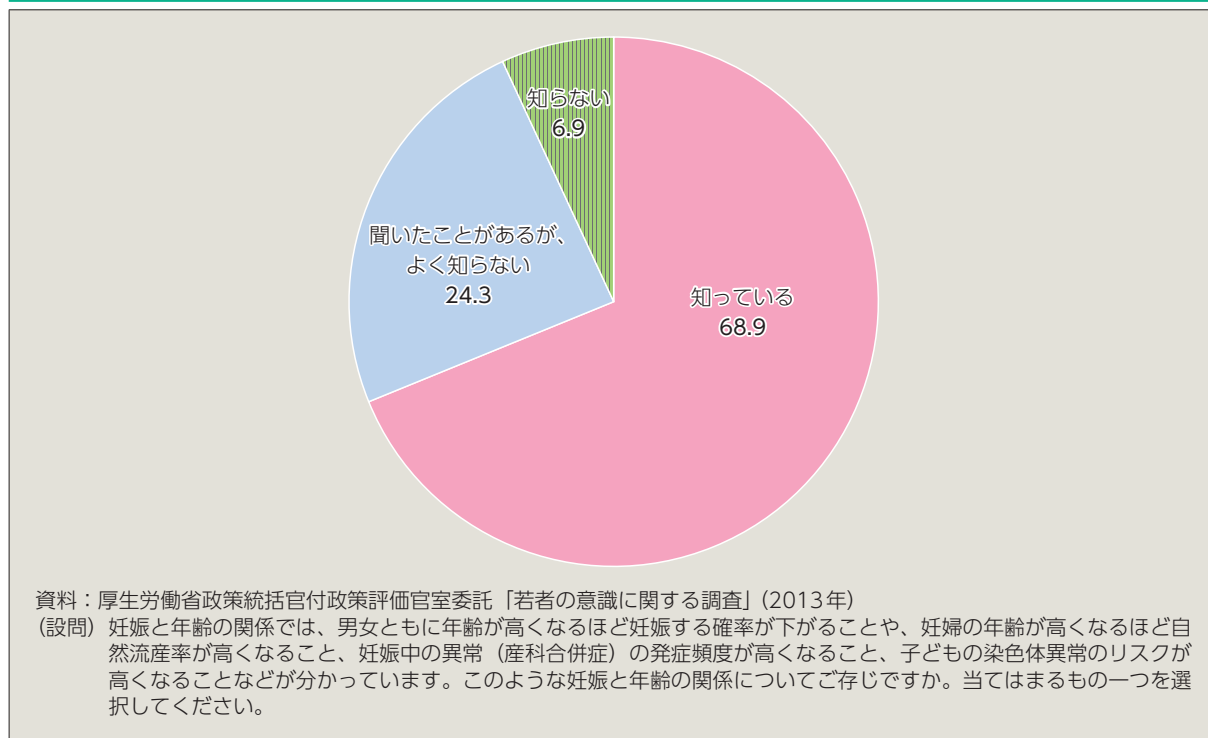
(加齢に伴って妊娠・出産に至る確率は低下するが、それについてあまり認識していない人も多い)

先に(2)でも述べたとおり、晩婚化に伴い夫婦の出生数や妊娠・出産に至る確率が低下している状況にある。また(5)でも述べたとおり、理想の子ども数として1人、2人を思い描いていても、晩産・高齢を理由に望めない実情があることも浮かび上がった。

医学的にも、男性、女性ともに妊娠・出産には適した年齢があることが指摘されており、特に女性は35歳くらいまでが妊娠等の適齢期であり、それ以降年齢が上がるにつれて女性や子どもの健康を害する様々なリスクが相対的に高くなり、妊娠・出産に至る確率が低くなっていくことが指摘されている。

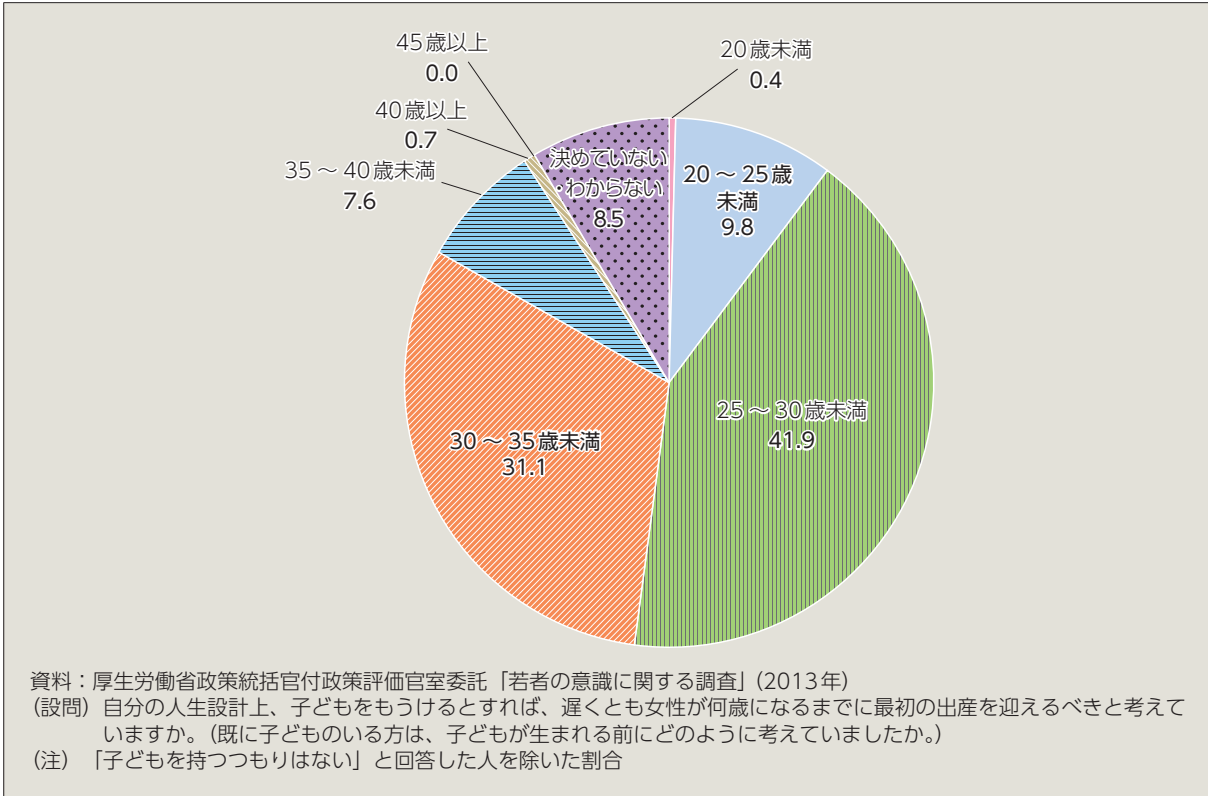
このような妊娠と年齢の関係について知っているかについて、15～39歳の男女に質問した結果、約3割は「聞いたことがあるがよく知らない」「知らない」と回答している(図表1-3-46)。

図表1-3-46 妊娠と年齢の関係について知っている若者の割合



では、子どもを産むとすれば、遅くとも女性が何歳になるまでに最初の出産を迎えるべきだと考えているか。15～39歳の男女に質問した結果、女性が30歳になるまでに最初の出産を迎えるべきと考えている割合は約半数にとどまっていた。一方で、30歳以降と考えている人の割合は約37%に上っていて、このうち約8%は高齢出産でリスクが高くなるとされる35歳以上と回答している(図表1-3-47)。

図表 1-3-47 子どもを産むとすれば、遅くとも女性が何歳になるまでに最初の出産を迎えるべきと考えているか

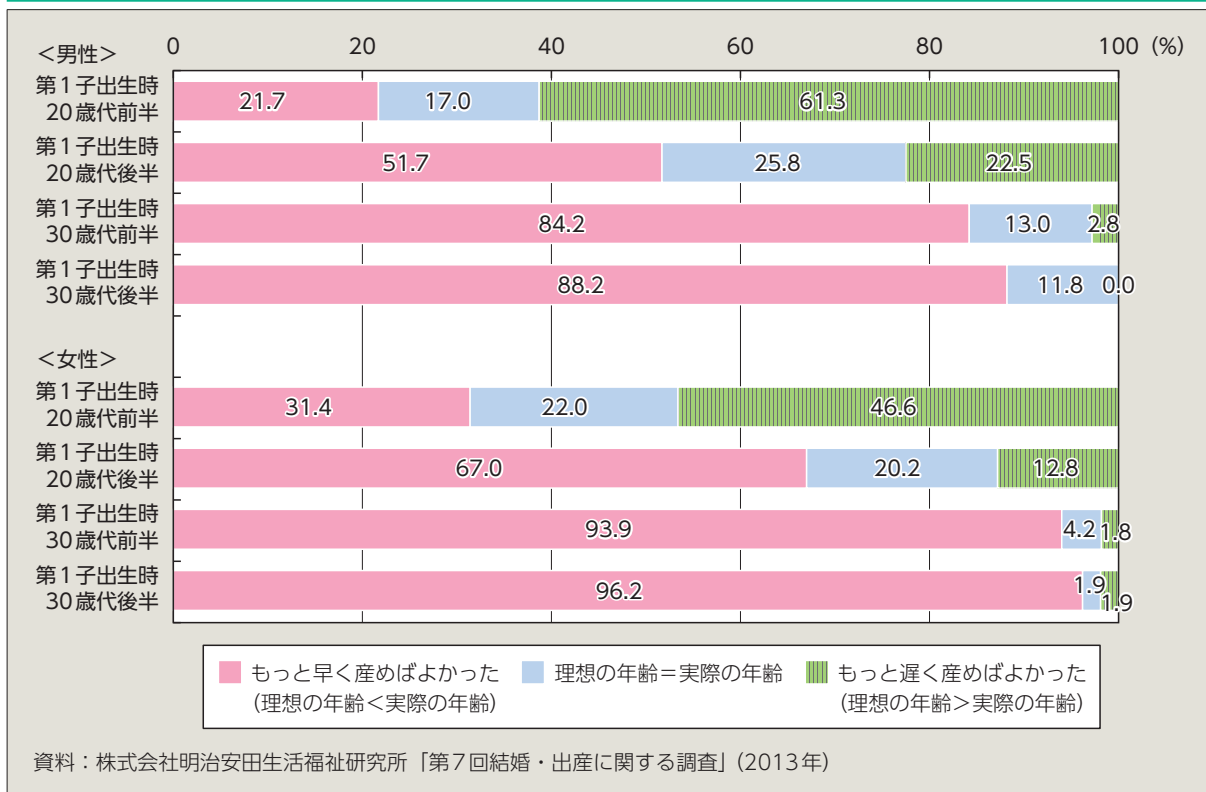


(もっと早く子どもを持つべきだったと考える人も多い)

全国の20歳以上49歳以下の男女のうち、子どものいる既婚者に対して、「実際に第1子が生まれた時の年齢」と「第1子を産むのに望ましいと思う年齢」を質問した調査結果によると、20歳代後半で第1子が出生した人でも、男性の約半数、女性の7割近くが、実際に第1子が生まれた年齢よりも早い年齢での出産が望ましいと回答しており、30歳代で第1子が出生した女性の9割以上が実際に第1子が生まれた年齢よりも早い年齢での出産が望ましいとしている。晩婚化が進み、第1子出生時の母の平均年齢は上昇しているが、20歳代後半以降の男女について見れば、「もっと早く産めばよかった」と思う人が多いようである (図表 1-3-48)。

このように、第1子を持つ年齢の理想と現実にギャップが生じていることも、実際の子ども数が理想の子ども数より少ないという結果につながっているものと考えられる。

図表 1-3-48 第1子が実際に生まれた時の年齢と第1子を産むのに望ましいと思う年齢の関係 (男女別、第1子出生時の年齢別)



(理想の結婚、出産を実現できるために、年齢と出産の関係やリスクについて理解を深めることも重要である)

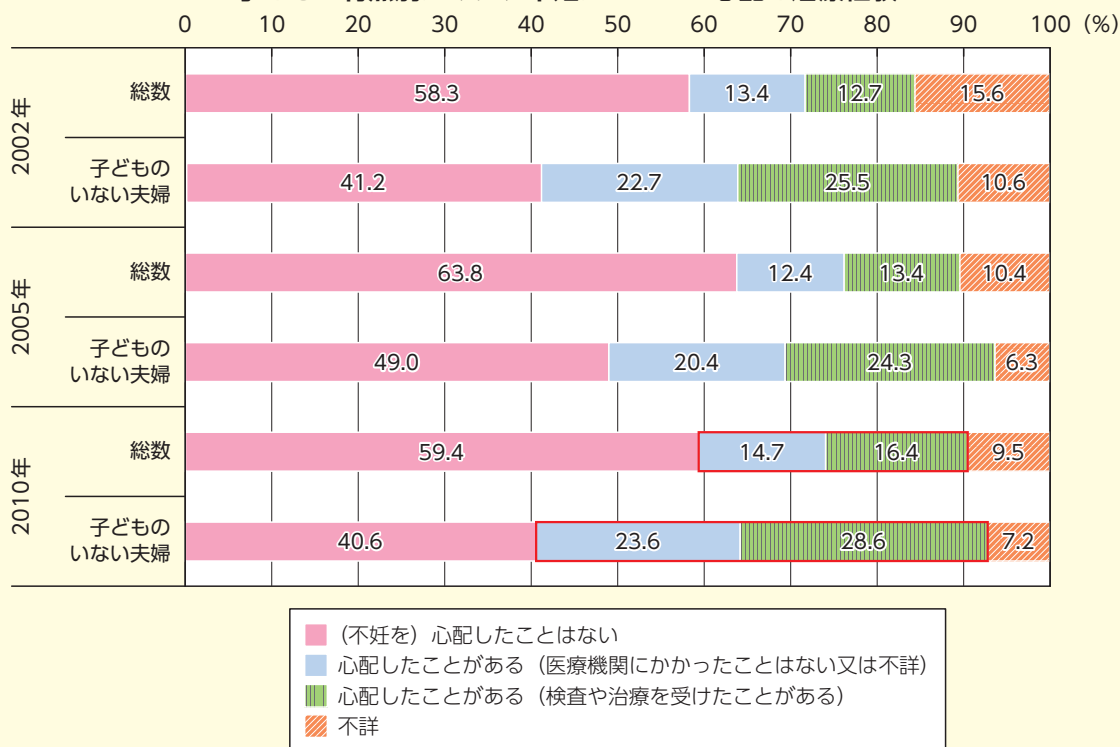
結婚や出産の年齢が遅くなるにつれて、夫婦が持ちたいと願う理想の子ども数が、妊娠・出産に至る確率の低下や不妊などにより、必ずしも希望どおり実現できなくなっていくこと、つまり、年齢と出産のリスクについての情報や知識を、若い世代が適切に持つように、情報提供、理解の浸透を図っていくことが重要ではないだろうか。これは、若い世代が、正しい知識と適切な判断のもとに、希望するライフプランを思い描けるようにし、それにより、就職、結婚、出産、子育てといったライフステージのステップを歩いていく願いをかなえるためにも、大切なことと思われる。

コラム 不妊について

不妊を心配したことがある夫婦の割合は、2010（平成22）年時点で31.1%と、2005（平成17）年時点と比べて5ポイント増加している。子どものいない夫婦に限定すると、この割合は52.2%にのぼる。また、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体で16.4%、子どものいない夫婦では28.6%であった。不妊を心配したり、

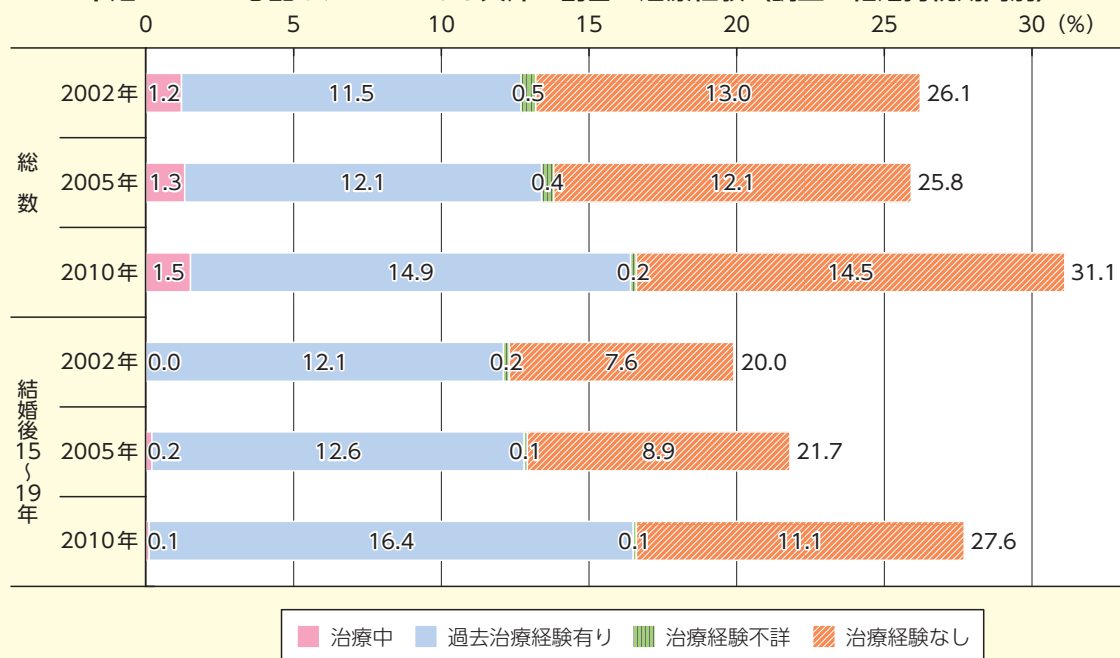
検査や治療経験のある夫婦の割合は、近年増加傾向にある。結婚後15～19年の夫婦で見ると、不妊を心配した経験のある割合は、2002（平成14）年の20.0%から、2005年の21.7%を経て、2010年には27.6%となっている。また、検査や治療の経験がある割合も増加傾向にある。

子どもの有無別にみた、不妊についての心配と治療経験



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）
 (注) 対象は初婚どうしの夫婦、「子どものいない夫婦」については、妻20歳未満の夫婦を除いている。

不妊について心配したことのある夫婦の割合と治療経験（調査・結婚持続期間別）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）
 (注) 対象は初婚どうしの夫婦。

3 子育てをめぐる状況と意識

これまで見たとおり、若者が、理想の子ども数の出産を実現できない理由として、主に、子育てに当たっての経済的な負担や、仕事と子育ての両立ができる環境が十分でないことなどをあげる人が多かった。ここでは、子育ての負担や家庭における役割分担の現状

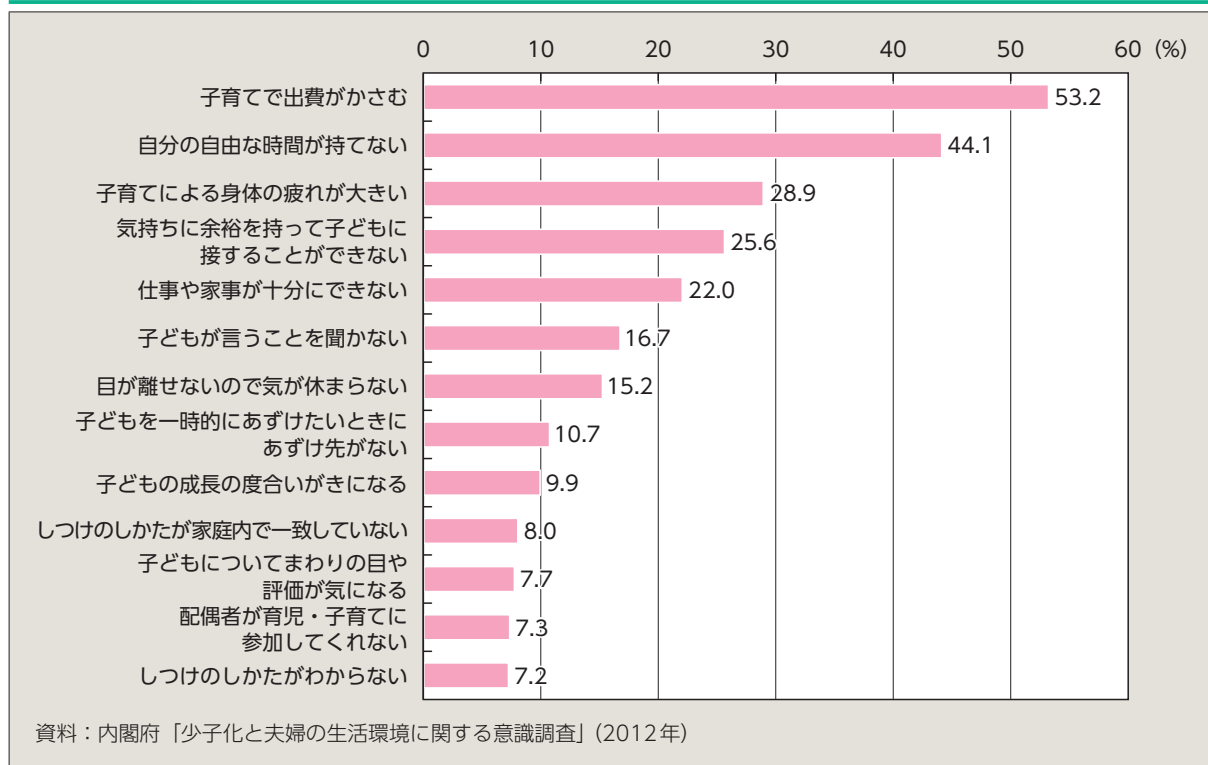
について、意識とともに分析する。

(1) 子育ての負担感

(子育て中の人の多くは、出費のほか、様々な悩みを抱えている)

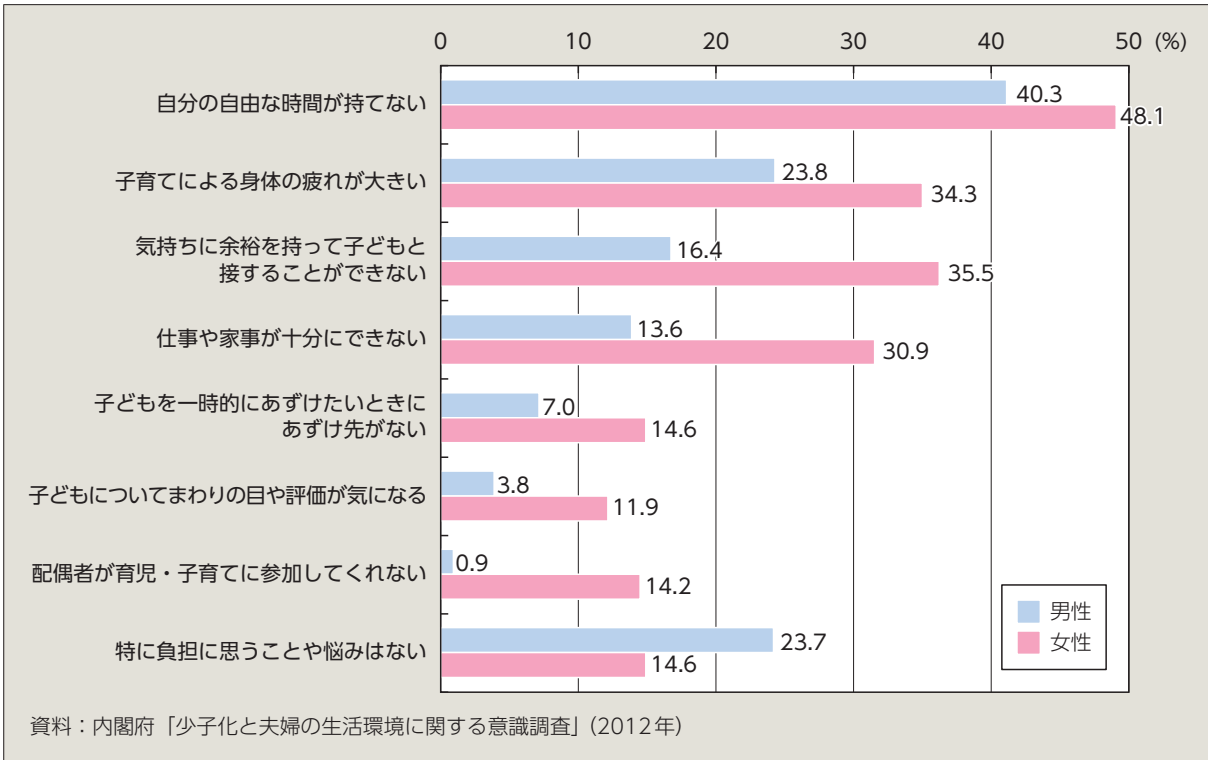
20代から40代の子育て中の人に対し、子どもを育てていて負担に思うことや悩みについて聞いたところ、「子育てで出費がかさむ」と答えた人が53.2%と最も多く（図表1-3-49）、経済面で負担を感じている人が多いことがわかる。

図表1-3-49 子どもを育てていて不安に思うことや悩み



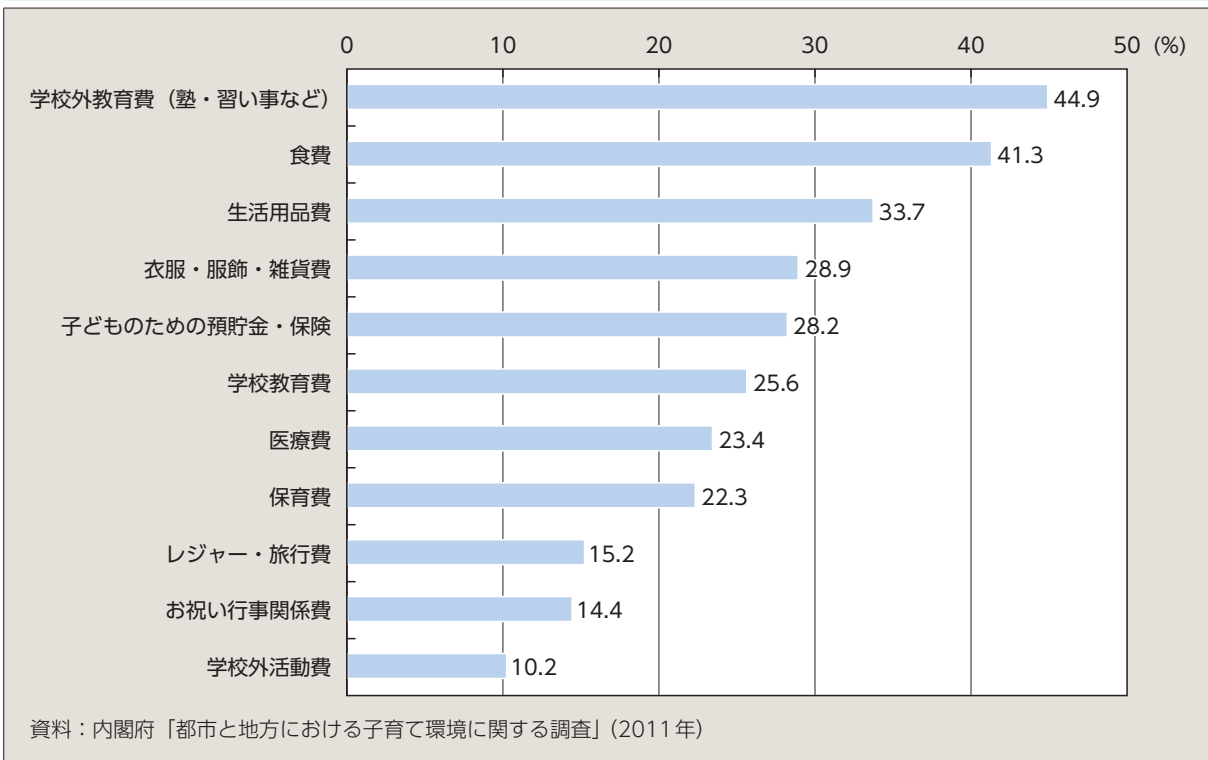
また、男女別で見ると、ほぼ全ての項目について父親より母親の方が悩みが強い傾向にあり、特に、「気持ちに余裕を持って子どもと接することができない」については男性が16.4%だったのに対し女性では35.5%、「仕事や家事が十分にできない」が男性では13.6%だったのに対し女性では30.9%と、男女で20%程度差が開いている（図表1-3-50）。その一方で、「特に負担や悩みに思うことはない」と答えた人が男性では23.7%、女性で14.6%と男性の方が多くなっている。これは、後述するように家事や育児の負担を主として母親が担う傾向にあることもあり、具体的な子育てについて、母親が悩みを抱えている現状にあることがわかる。

図表 1-3-50 子どもを育てていて不安に思うことや悩み (男女別)



また、子育て中の妻に対して、子育ての費用の中で負担に感じている出費は何かを尋ねたところ、「学校外教育費（塾・習い事など）」と答えた人が44.9%で最も多く、次いで「食費」が41.3%、「生活用品費」が33.7%だった（図表1-3-51）。

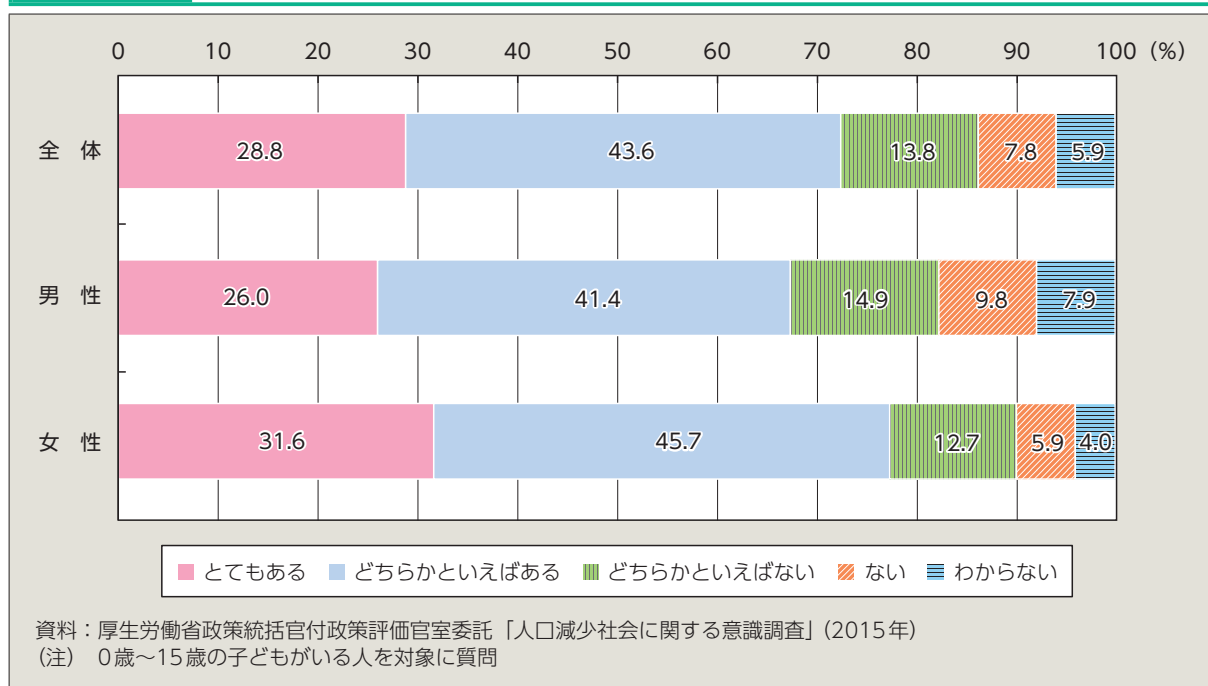
図表 1-3-51 子育ての費用の中で負担に感じている出費



(子育て中の女性の8割近くが子育ての負担・不安感を抱き、とても負担・不安とする人も3割)

そもそも子育てをされていて不安や悩みに思う人はどれくらいいるのだろうか。厚生労働省委託調査で、15歳以下の子どもがいる人に、子育てをされていてどの程度負担・不安に思うか尋ねたところ、負担・不安が「とてもある」と答えた人と「どちらかといえばある」と答えた人は、男性で67.4%、女性で77.3%となっており、子育て中の女性の8割近くが、程度の差はあれ、子育てに関わる負担感、不安感を抱いている状況にある（図表1-3-52）。

図表1-3-52 子育てをされていて負担・不安に思う人の割合



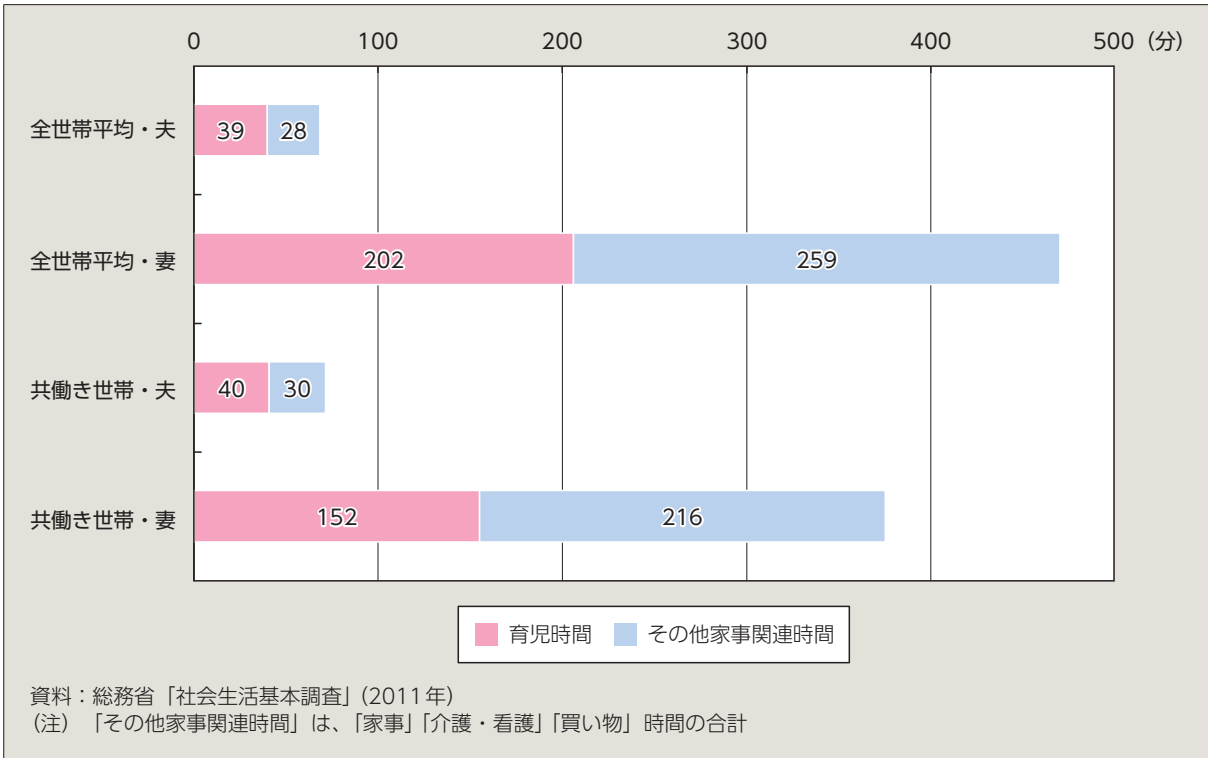
(2) 子育てにおける夫・妻の関わりの状況

(育児・家事時間の大半を妻が担っている)

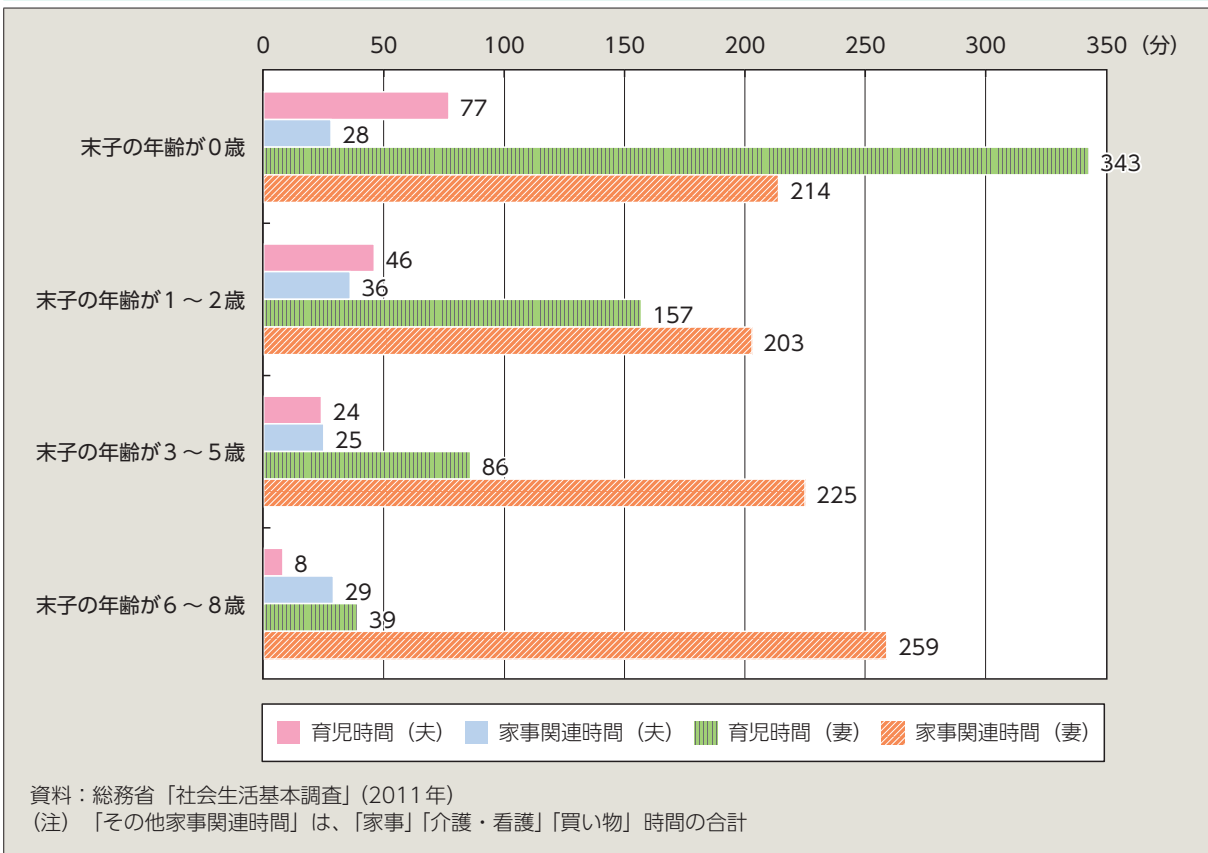
では、夫婦における育児負担・分担の状況はどのようになっているのだろうか。2011（平成23）年の「社会生活基本調査」では、夫婦と子どもの世帯で末子が6歳未満の子育て中の夫・妻の育児・家事時間（1日あたり）は、夫が1時間7分、妻が7時間41分と、妻の方が圧倒的に多くの時間を育児・家事に割いていた（図表1-3-53）。夫婦と子どもの世帯で共働きの世帯でもこの傾向は変わらず、共働きで子育て中でも育児・家事は主に妻が負担している現状にある。特に末子が0歳の場合では、夫が1時間45分、妻が9時間17分（1日あたり）と、妻の負担がとりわけ大きいことがわかる（図表1-3-54）。

共働き世帯では仕事と家庭の両立が課題になるが、現状では妻に育児・家事の負担が偏っている。専業主婦家庭においては子育ての孤立感を感じやすい状況にあり、妻の負担・不安の軽減と安心できる子育てのために、共働き・専業の別を問わず、男性の育児・家事への一層の参画が求められる状況にある。

図表 1-3-53 1日あたりの末子6歳未満の夫婦の育児・家事時間（夫婦と子どもの世帯）



図表 1-3-54 1日あたりの共働き世帯の夫婦の育児・家事時間（末子年齢別）（夫婦と子どもの世帯）

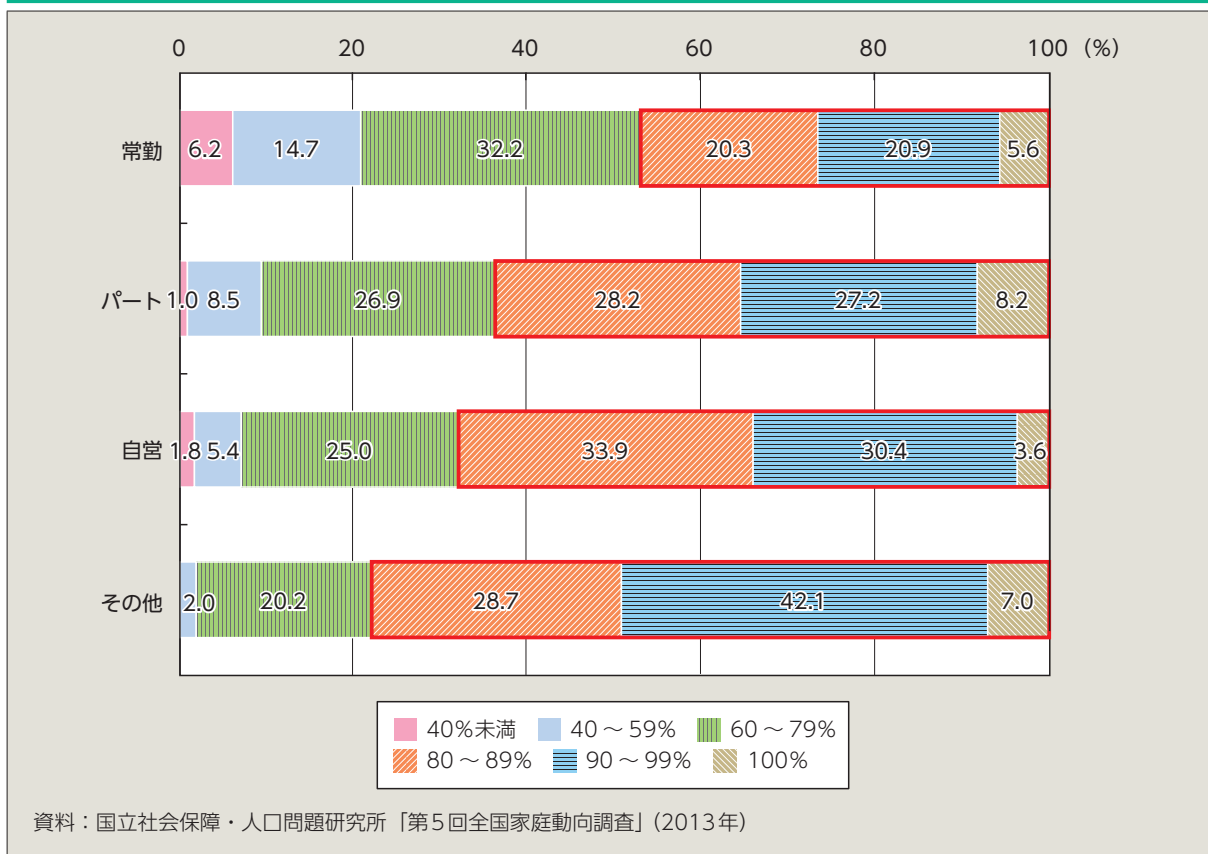


(共働きの家庭でも、妻が育児のほとんどを担っている)

さらに、妻の就業形態別にみた妻の育児の分担割合の分布を示したのが、**図表 1-3-55**である。

第1子が12歳未満の女性に育児分担割合がどの程度か尋ねたものであり、全就業形態平均では妻が79.8%、夫が20.2%であった。妻の就業形態別にみると、妻が80%以上担っていると答えた人が「専業主婦その他」で77.8%、「自営」で67.9%、「パート」で63.6%、「常勤労働者」で46.8%となっている。妻が働いている家庭であっても、育児のほとんどを妻が担っている家庭が多いことがわかる。

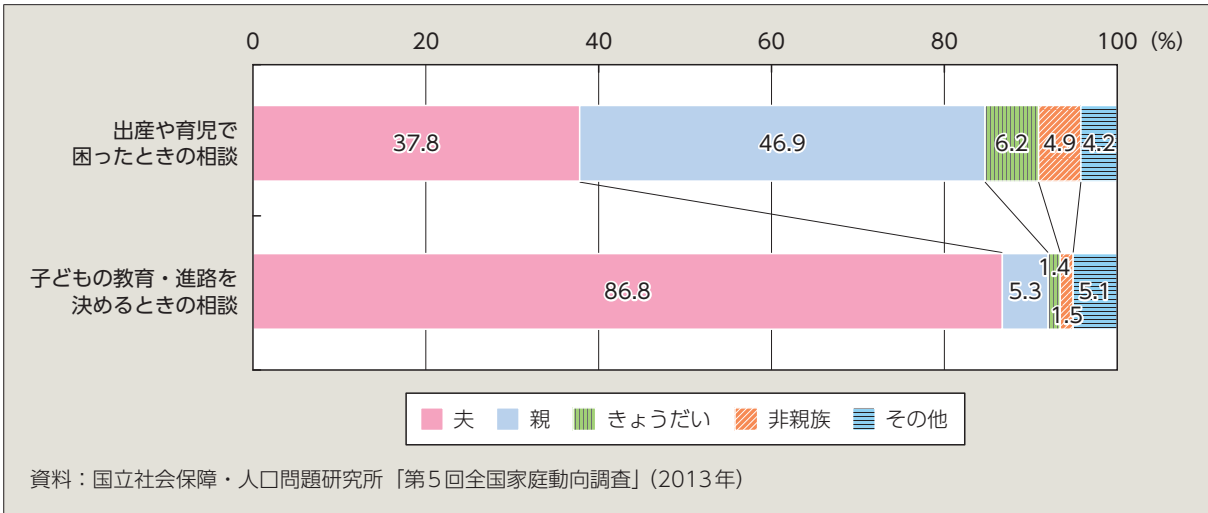
図表 1-3-55 妻の育児分担割合 (妻の就業形態別)



(出産や育児に関わる相談は、夫よりも親を頼りにしている)

妻が、子育てに関して困ったときに誰に相談するか、その相手について尋ねたところ、「出産や育児」については「夫」が37.8%であったのに対し、「親」が46.9%と夫を上回った。一方、「子どもの教育や進路を決めるときの相談」では、「夫」が86.8%と圧倒的に多かった (**図表 1-3-56**)。

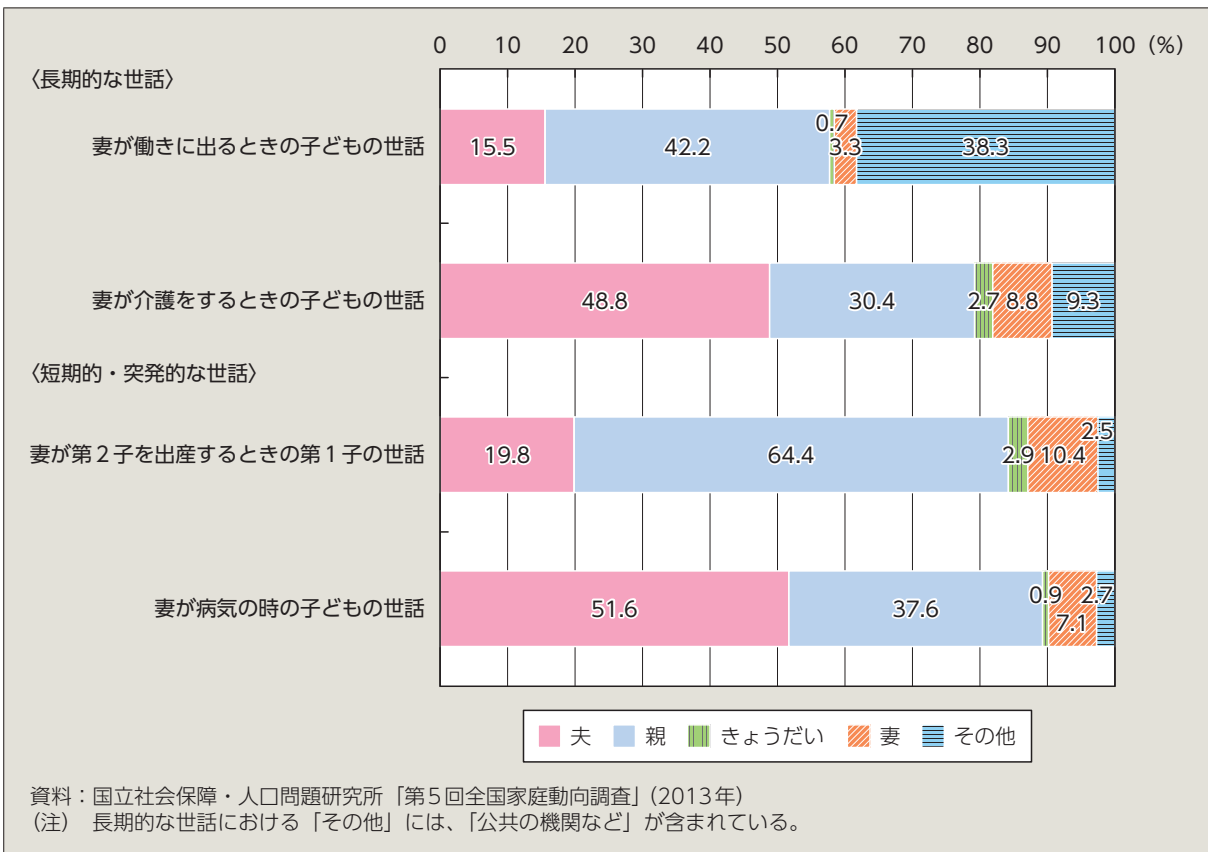
図表 1-3-56 妻が子育てにおいて相談する相手



妻が働きに出た場合など、妻が子どもの世話をするのが難しいような状況にあるときに誰が子どもの世話をするかについては、「妻が働きに出るとき」「妻が第2子を出産するとき」の場合、「親」が最も多くなっており、「妻が介護をするとき」「妻が病気するとき」には「夫」が最も多くなっている。

なお、いずれの場合でも「妻」と答えた人の割合が少数ながら一定数おり（図表1-3-57）、子どもの世話が困難な状況にあってなお、妻自身が世話をせざるを得ない状況にある。

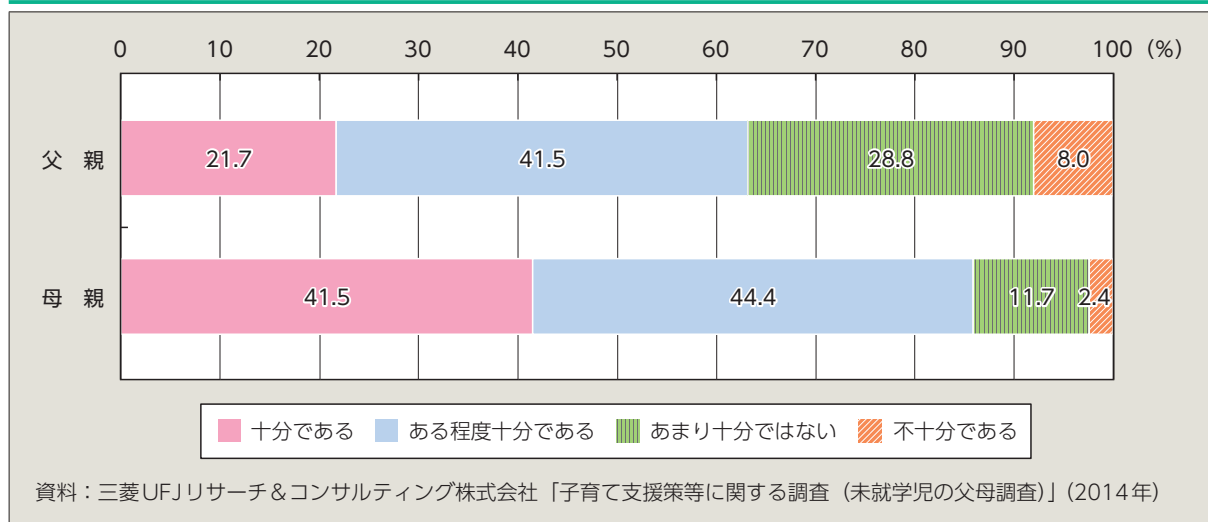
図表 1-3-57 子どもの世話をする支援提供者（妻の状況別）



(子育ての関わり度合いについての自己評価は、夫の方が妻より低い)

では、夫、妻はそれぞれ、自分自身の子育てへの関わり度合いについて、どのように考えているのだろうか。三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が行った調査では、自分自身の子育てへの関わり度合いが「十分」又は「ある程度十分」と考えている割合は、母親においては85.9%、父親は63.2%となっている。父親においても自分自身の子育て参画に一定の評価をしているものの、母親と比べると、十分と自己評価している割合が少ない（図表1-3-58）。

図表1-3-58 子育てへの関わり度合いに関する自己評価

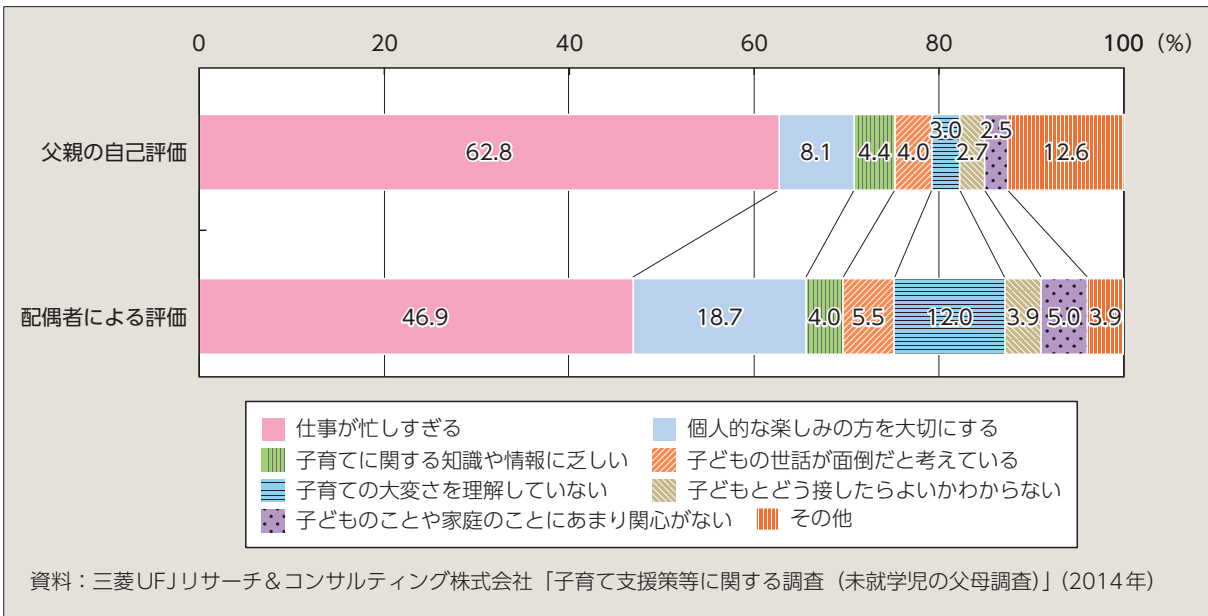


(十分に子育てに関われていない夫は、仕事が忙しすぎるためと考えている)

また、子育てへの関わり度合いが「あまり十分ではない」又は「不十分である」と考えている父親自身にその理由を尋ねたところ、「仕事が忙しすぎる」と答えた人が6割を超えていた。多くの父親が、子どもの世話を主に妻に任せつつも、自分としてはある程度十分にこなしており、こなしていないとしてもそれは仕事が忙しいからだと考えている傾向がわかる。

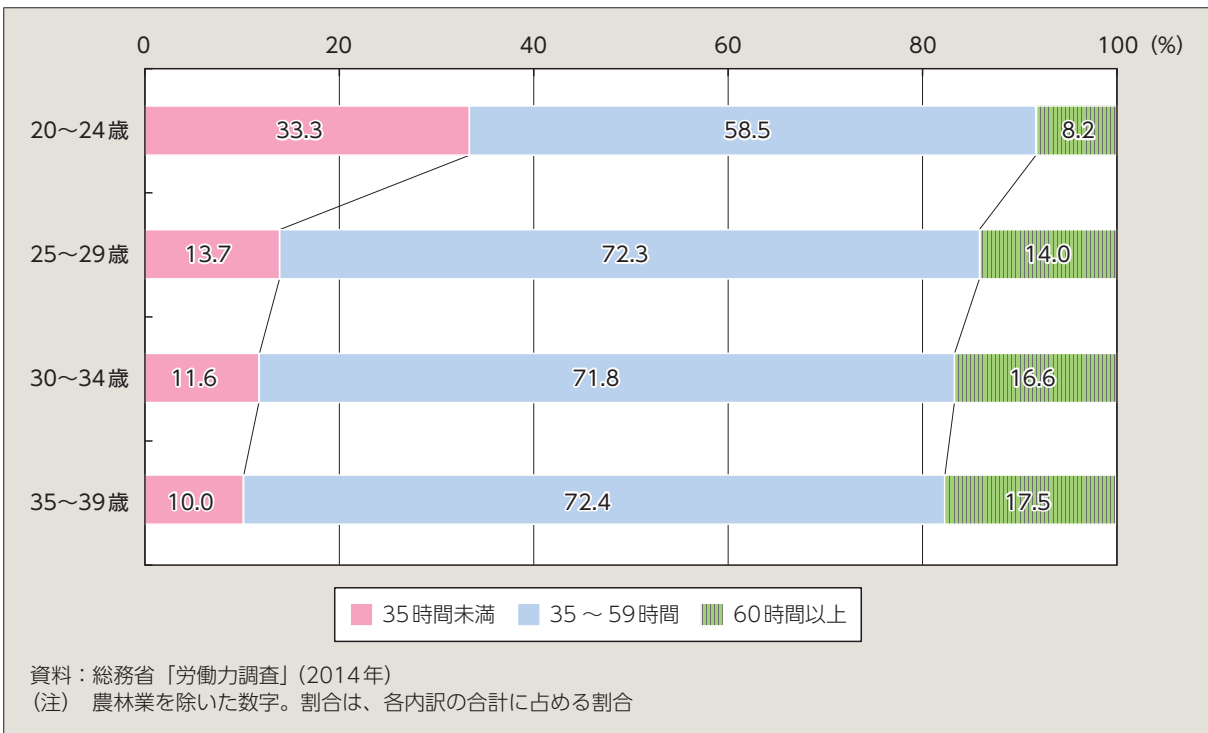
もっとも、父親の子育てへの関わりが不十分であると考えている母親に対してその原因を尋ねたところ、「仕事が忙しすぎる」と答えた人は46.9%であった。これ以外にも、母親は、父親の子育てへの関わりが十分でない原因を「個人的な楽しみの方を大切にする」(18.7%)又は「子育ての大変さを理解していない」(12.0%)と考えているのに対して、父親ではそのような考えている人は少なく（前者が8.1%、後者が3.0%）、夫婦間で評価の差が見られる（図表1-3-59）。

図表 1-3-59 父親の子育てへの関わりが十分でない理由



そこで、男性の労働時間の実情を改めて見てみると、実際、我が国の30代男性の約6人に1人は、週60時間以上就業している（図表 1-3-60）。父親の育児参加を促進していくためには、その妨げとなっている長時間労働の実情を改善していくことが重要であり、「働き方の改革」も急務となっている。

図表 1-3-60 男性就業者の1週間当たりの労働時間

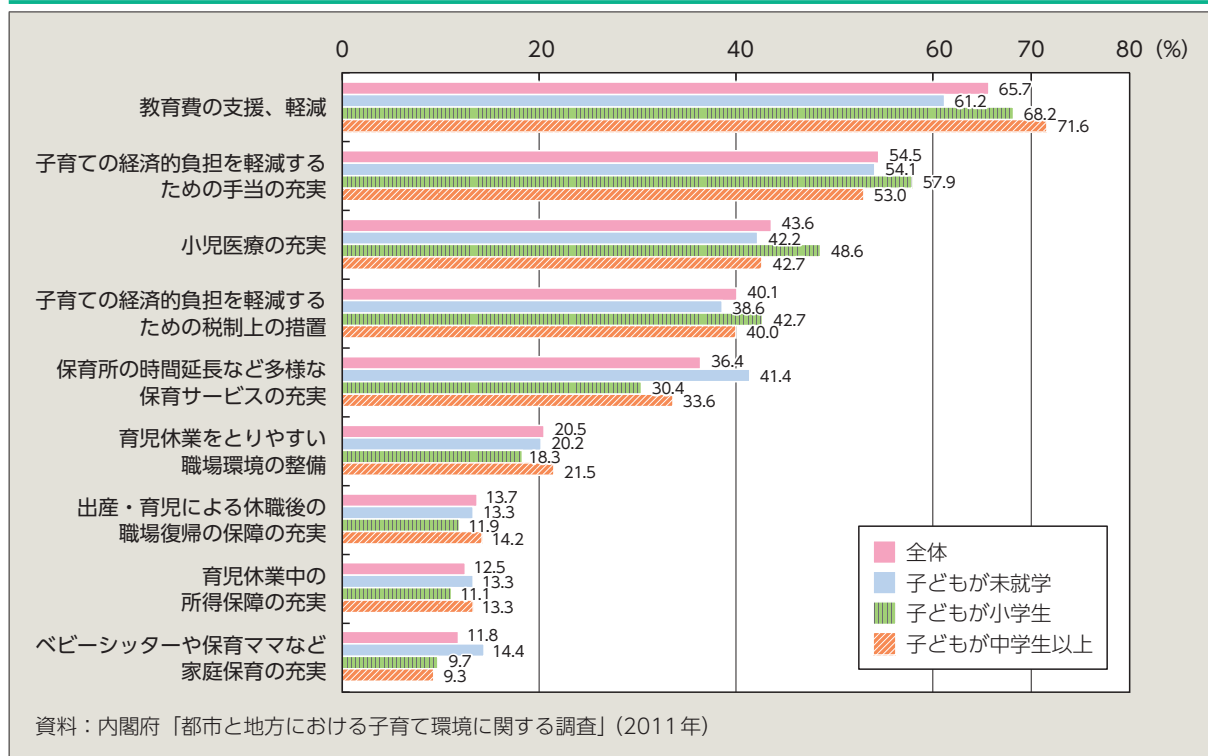


(3) 子育て支援で行政に望むこと

それでは、行政に望まれる支援は何だろうか。

2011（平成23）年に内閣府が18歳以下の子どもを持つ20代～40代の妻を対象に行った調査では、「教育費の支援、軽減」を望む人が65.7%と最も多く、次いで「子育ての経済的負担を軽減するための手当の充実」（54.5%）、「小児医療の充実」（43.6%）、「子育ての経済的負担を軽減するための税制上の措置」（40.1%）、「保育所の時間延長など多様な保育サービスの充実」（36.4%）となっていた（**図表1-3-61**）。

図表1-3-61 行政に望む子育て支援策（子どもの年齢別）



(4) 若者世代が出産・子育てに前向きになれるために

（出産・子育てにより前向きになれるための重要な要素は「安定した雇用と収入」）

図表1-3-62は、若者世代が出産・子育てにより前向きになれて、安心して楽しく子育てできるために求められる「要素」について、行政の施策に限らず、社会の取組みや環境、意識、価値観なども含めて、それぞれどの程度必要又は大事と思うか尋ねた結果を示したものである。この質問は、子育て世代だけでなく、子育てを終えている世代も含め全世代に尋ねた。

これを見ると、「安定した雇用と収入」について「とても必要、大事」と答えた人が、72.4%と他の選択肢を大きく上回って多く、「ある程度必要、大事」という人も含めると、96.8%の人が必要な要素であると評価している。

その他の項目では、「安心して保育サービスが利用できること」「仕事と家庭の両立支援、長時間労働などの働き方の見直し」「配偶者が家事・育児への参画・分担に理解があり、積極的なこと」といった、仕事と家庭の両立に必要な要素が重視される傾向にあり、さらに「安心できる出産・小児医療の体制確保」も重視されている。

また、「周産期・小児医療費や保育料など経済的負担の軽減」や「教育費の軽減や奨学

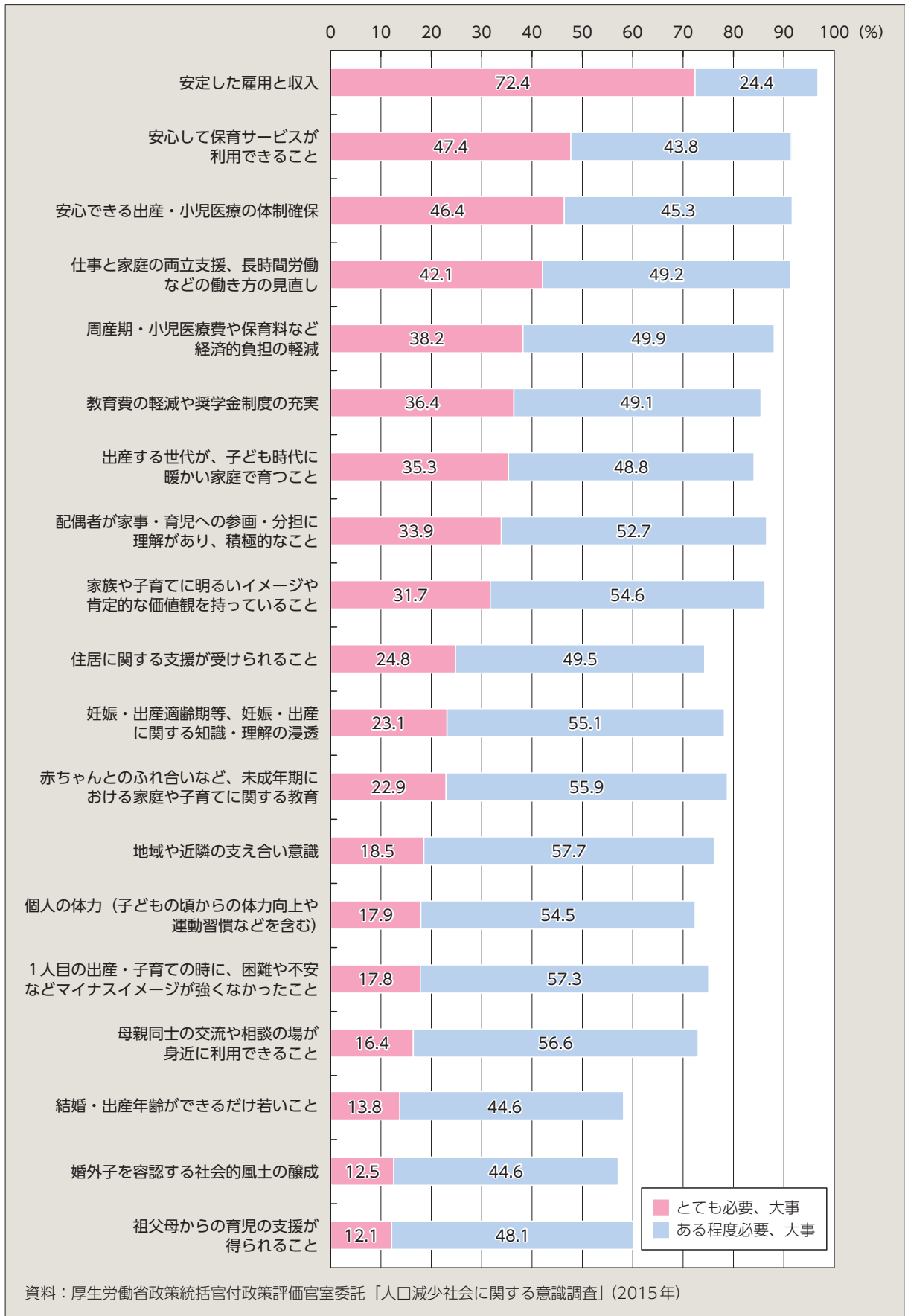
金制度の充実」などの経済的負担の軽減の取組みが重視されている。

さらに、これらに続いて「出産する世代が、子ども時代に暖かい家庭で育つこと」「家族や子育てに明るいイメージや肯定的な価値観を持っていること」といった項目も重視されており、次代の出産・子育てを担っていく若者が家庭や家族に関して明るく前向きな価値観を培っていることも、大事な要素として認識されていることがうかがえる。このため、家族の役割や支え合い機能に改めて着目していくことも重要であり、さらには、子どもが成長してさらに次の世代の育成を担っていけるようにするため、育児の孤立化や児童虐待などを防ぎ、暖かい子育て環境を確保して子どもの育ちを支えていくことが重要となる。

家族やその形態、役割に関する意識や現状については、次で、さらに見ていく。

なお、**図表1-3-62**は、全ての世代の回答結果を示したものであるが、子育て期の世代にあたる20代～40代における回答も、同様の傾向にあった。

図表1-3-62 若者世代が産産・子育てにより前向きになれるために必要なこと



4 家族をめぐる状況と意識

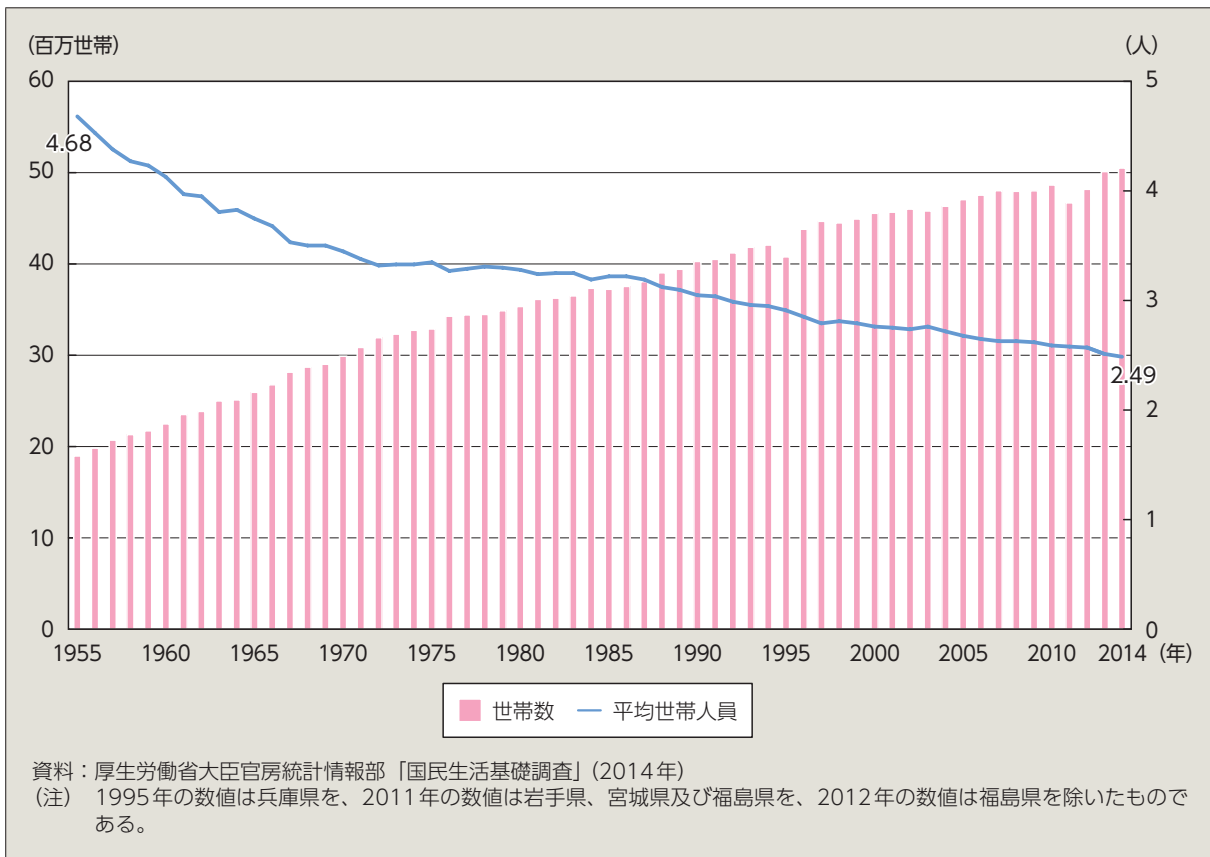
これまで見てきた中で、子育て家庭において経済的負担をはじめとする様々な負担感があり、その軽減が求められていることや、実際の育児や家事は母親がその多くを担っていることなどがわかった。また、出産や子育てにより前向きになれるために、子育て世代の安定した雇用と収入がとりわけ重視されていることについても見てきた。ここでは、子どもが育つ基本単位である「家族」について、その世帯形態などの現状や意識、仕事と家庭の両立の状況や、子育て世代とその親世代との関係の現状と意識などについて見ていく。

(1) 平均世帯人員の減少と共働きの増加

(我が国の平均世帯人員は減少を続けており、子どものいない世帯が増えている)

我が国の平均世帯人員は、1955（昭和30）年には4.68人だったが、年々小規模化し、2014（平成26）年現在では2.49人となっている（[図表1-3-63](#)）。

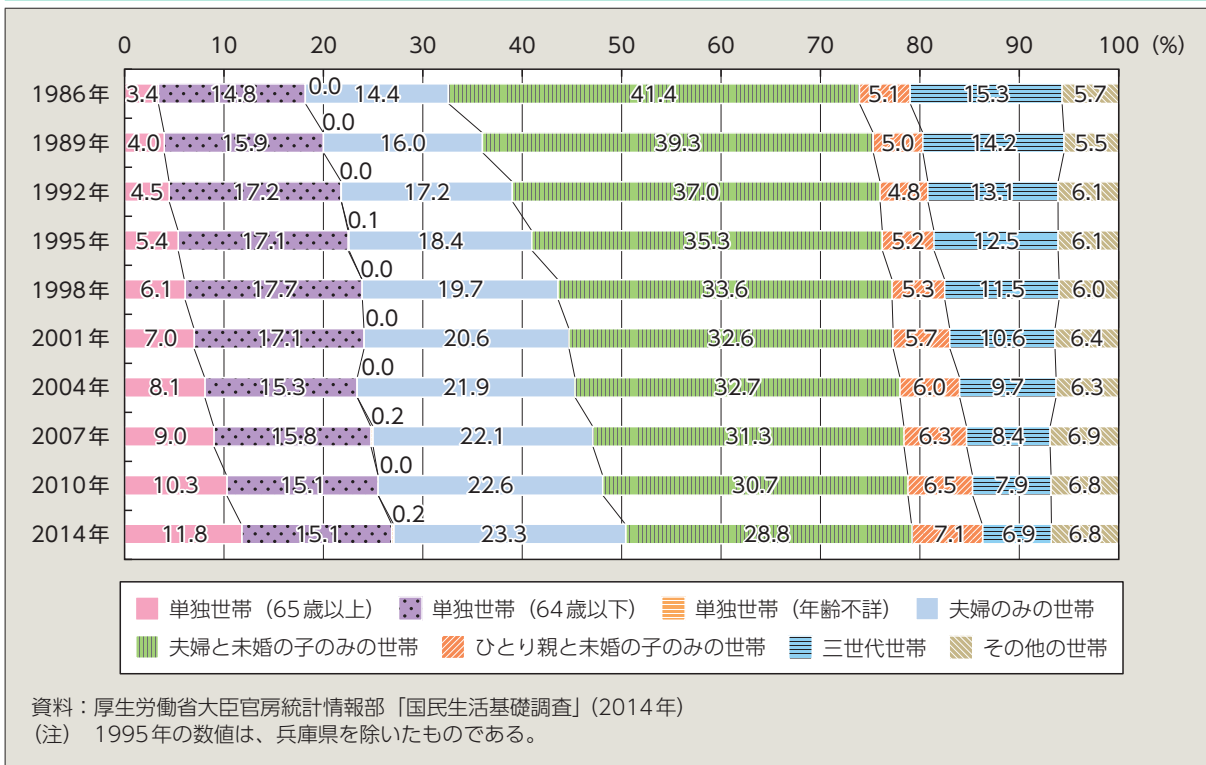
図表1-3-63 我が国の世帯数と平均世帯人員の推移



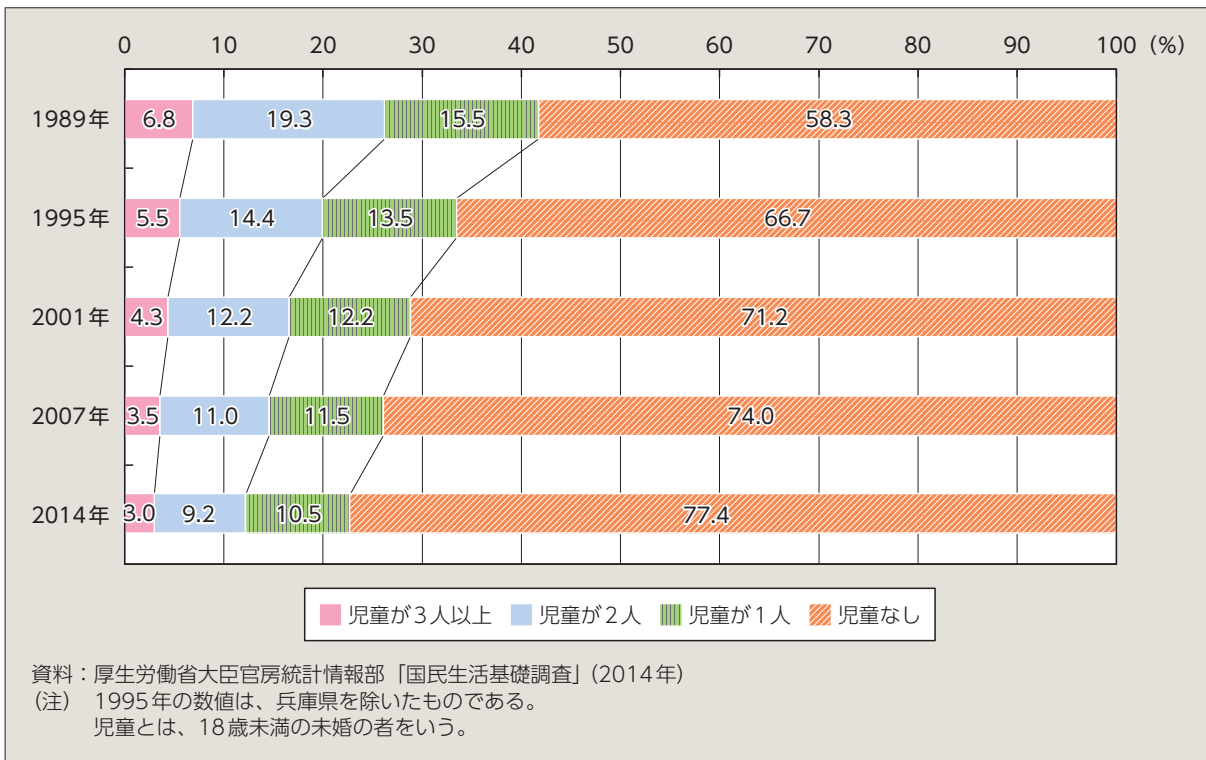
世帯構造も変化し、単独世帯や夫婦のみの世帯の割合が増えている（[図表1-3-64](#)）。また、児童^{*18}のいる世帯は、1989（平成元）年には4割を超えていたものの、2014年には2割強となっており、子どもがいない世帯が増えつつある（[図表1-3-65](#)）。

* 18 18歳未満の未婚の者をいう。

図表 1-3-64 世帯構造の推移

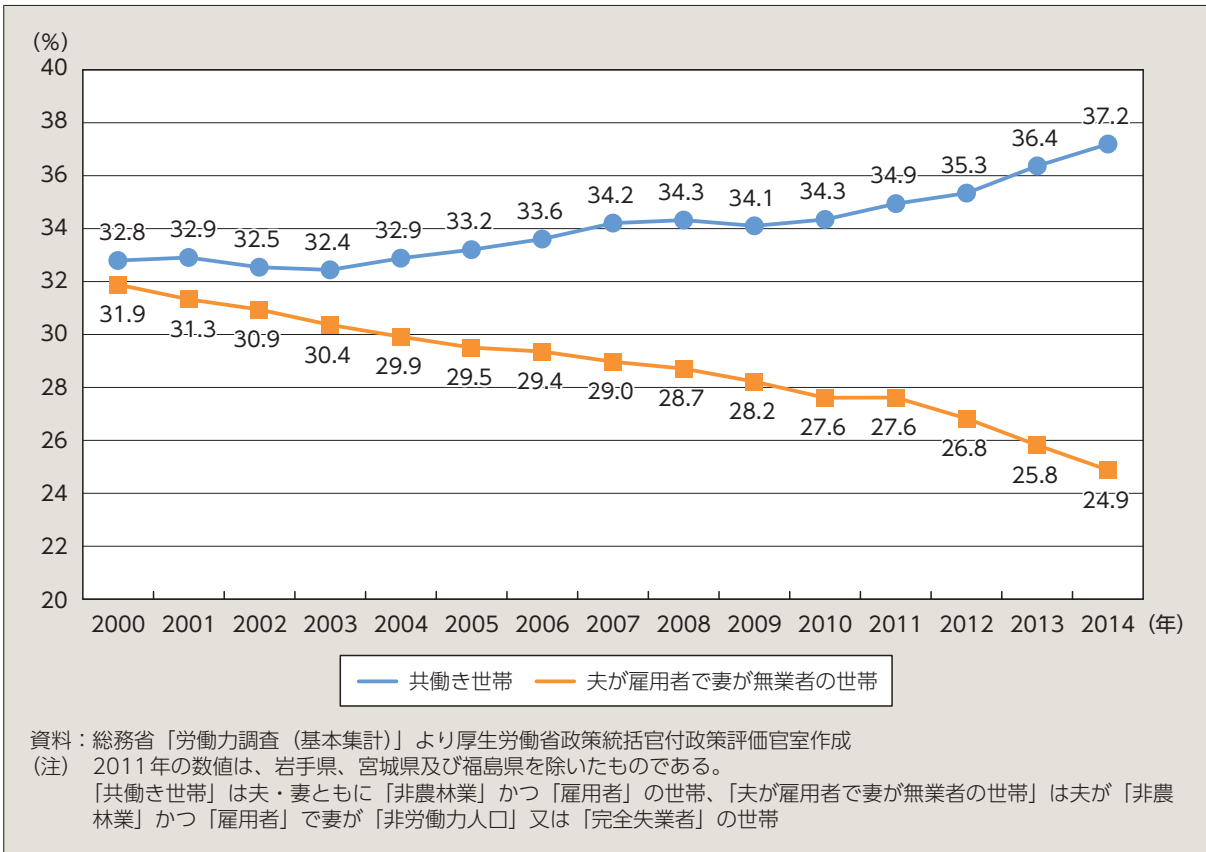


図表 1-3-65 児童のいる世帯の推移



(共働き世帯の割合は増加)

近年では夫婦が共働きの世帯の割合も増加する一方で、専業主婦世帯の割合は低下してきて、2014年における共働き世帯と夫が雇用者で妻が無業者の世帯の比率は、概ね6:4となっている(図表1-3-66)。

図表1-3-66 「夫婦のいる世帯」に占める共働き世帯と夫が雇用者で妻が無業者の世帯の割合


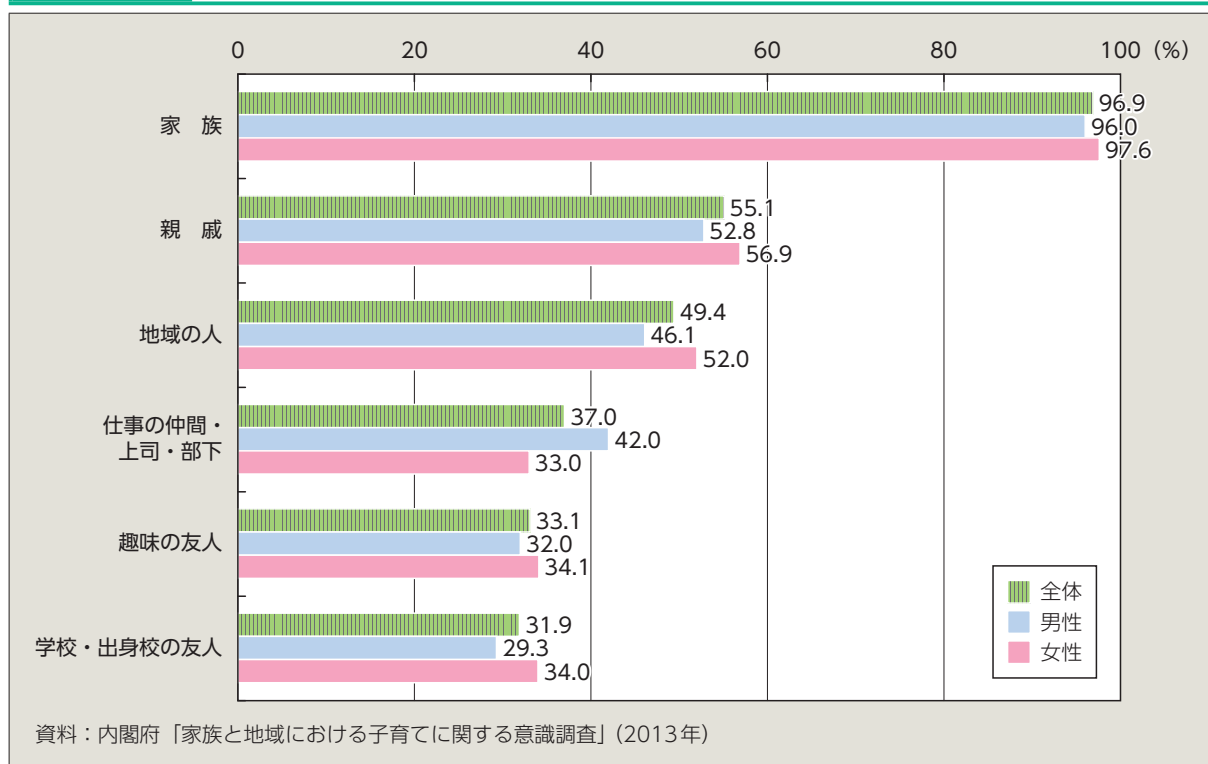
(2) 家族が果たす役割

(家族の形が変わる中でも、ほとんどの人が家族のつながりを大切に感じている)

このように、家族の構成人員の減少、三世帯世帯の減少や共働き世帯の増加など家族の形態が変化してきている中において、日本人は家族にどのような役割を期待しているのだろうか。

内閣府が2013（平成25）年に行った調査で、「あなたにとって大切と思う人間関係やつながりは何か」を尋ねたところ、「家族」と答えた人が96.9%と、他の選択肢を大きく上回った（**図表1-3-67**）。家族の形が変わりつつある現代においても、依然として家族が人間関係の根本にあるものだと認識されていることがわかる。

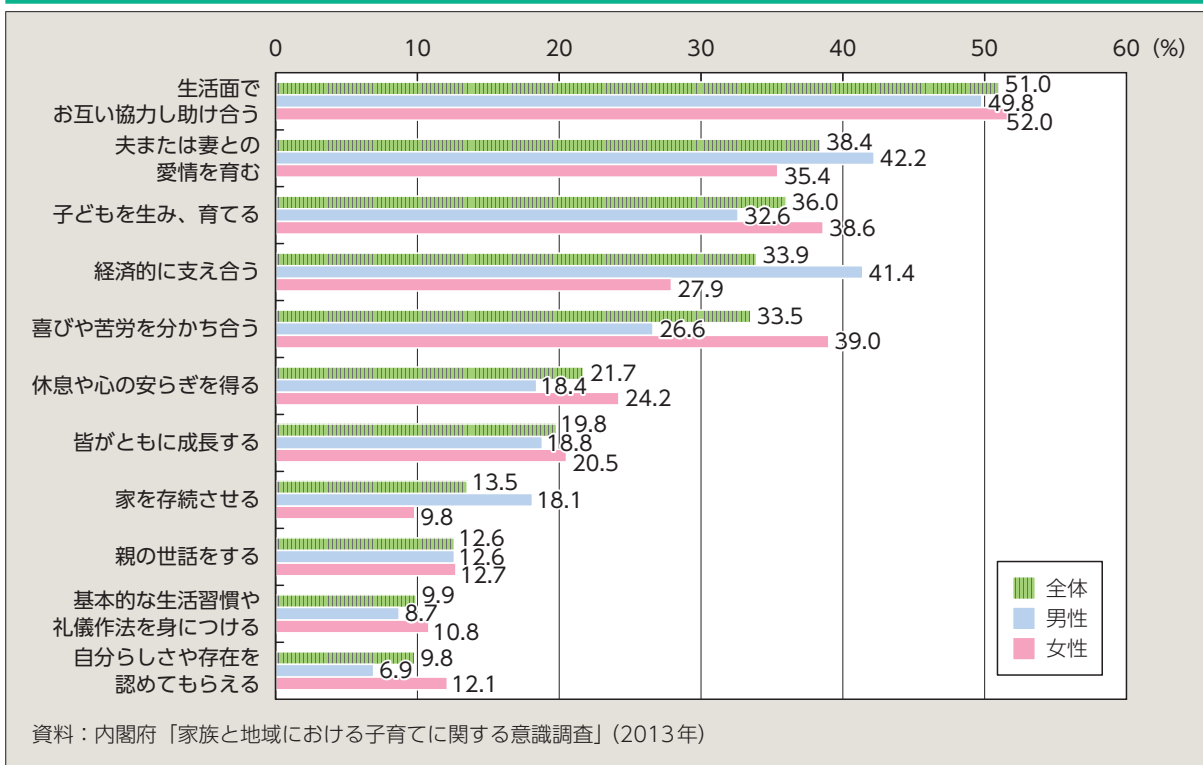
図表1-3-67 大切と思う人間関係やつながり



(家族の最も重要な役割は、生活面で助け合うことだと考える人が多い)

また、家族の役割として重要だと思うことについては、「生活面でお互いに協力して助け合う」と答えた人が51.0%で最も多かった。性別で見ると、男性は女性に比べ「経済的に支え合う」と答えた人が41.4%（女性で27.9%）、「家を存続させる」と答えた人が18.1%（女性で9.8%）と多かった一方で、女性は男性に比べ「喜びや苦勞を分かち合う」と答えた人が39.0%（男性で26.6%）と多かった（**図表1-3-68**）。男性の方がより社会的な面での役割を、女性の方がより精神的な面での役割を重視する傾向にあることがうかがえる。

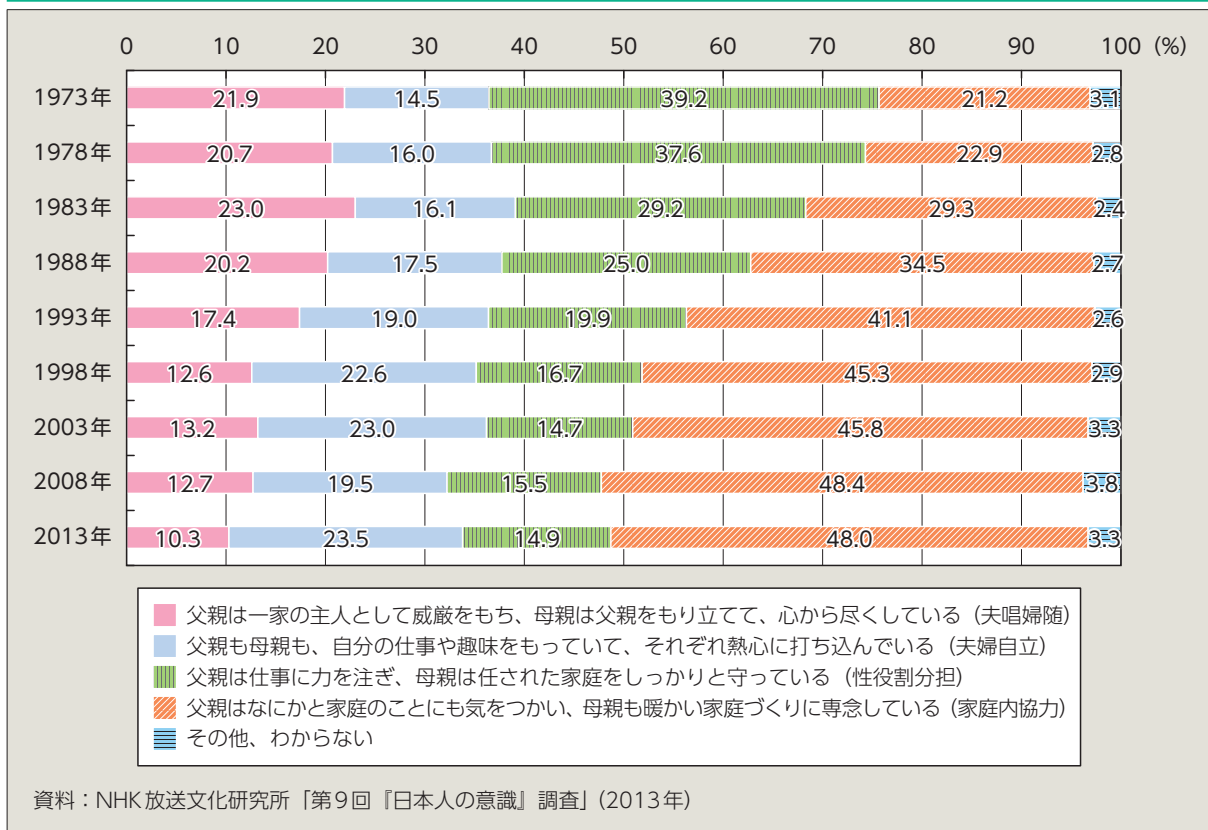
図表 1-3-68 家族の役割として重要なこと



そして、理想の夫婦関係についての意識の推移をみたのが、**図表 1-3-69**である。これによると、1973（昭和48）年には「父親は仕事に力を注ぎ、母親は任された家庭をしっかり守る」という「性役割分担」型が理想と答えた人が39.2%と最も多く、「父親は一家の主人として威厳をもち、母親は父親をもり立てて、心から尽くしている」という「夫唱婦随」型が理想と答えた人が21.9%でこれに続いていた。

しかし、2013年の調査では、「父親はなにかと家庭のことにも気をつかい、母親も暖かい家庭づくりに専念している」という「家庭内協力」型が48.0%と最も多くなっている。次いで多いのが「父親も母親も、自分の仕事や趣味をもっていて、それぞれ熱心に打ち込んでいる」という「夫婦自立」型で、1980～90年代にかけて増えてきている一方で、それ以降はそれほど変化が見られていない。これに併せて「性役割分担」型も1970年代の状況からすると減ってきているが、1990年代以降はそれほど変化は見られない。

図表 1-3-69 理想の夫婦関係についての意識の推移



(3) 妻が働くことに関する意識

(女性の就業と社会での活躍が進む中でも、性別役割分担意識は依然としてある程度支持されている)

我が国では、農業や自営業世帯が主流を占めていた1950年代前半ごろまでは、家庭が生産活動の主たる場であり、妻も夫も共に働くことが一般的であった。しかしその後、高度経済成長期を通じた第2次・第3次産業への産業構造の転換に伴って、急速にサラリーマン化が進んだ。このため職住分離が進み、妻や子どもの労働力としての役割は薄れ、専業主婦世帯が増加してゆく中で「夫は外で仕事、妻は家庭で家事・育児を担う」という役割分業が確立していったとされる。

その後、1986(昭和61)年の男女雇用機会均等法の施行もあり、女性の就業が増加していき、特に2000年代では、**図表 1-3-66**でもみたように、共働き世帯が専業主婦世帯を上回る流れが今日まで拡大してきている。

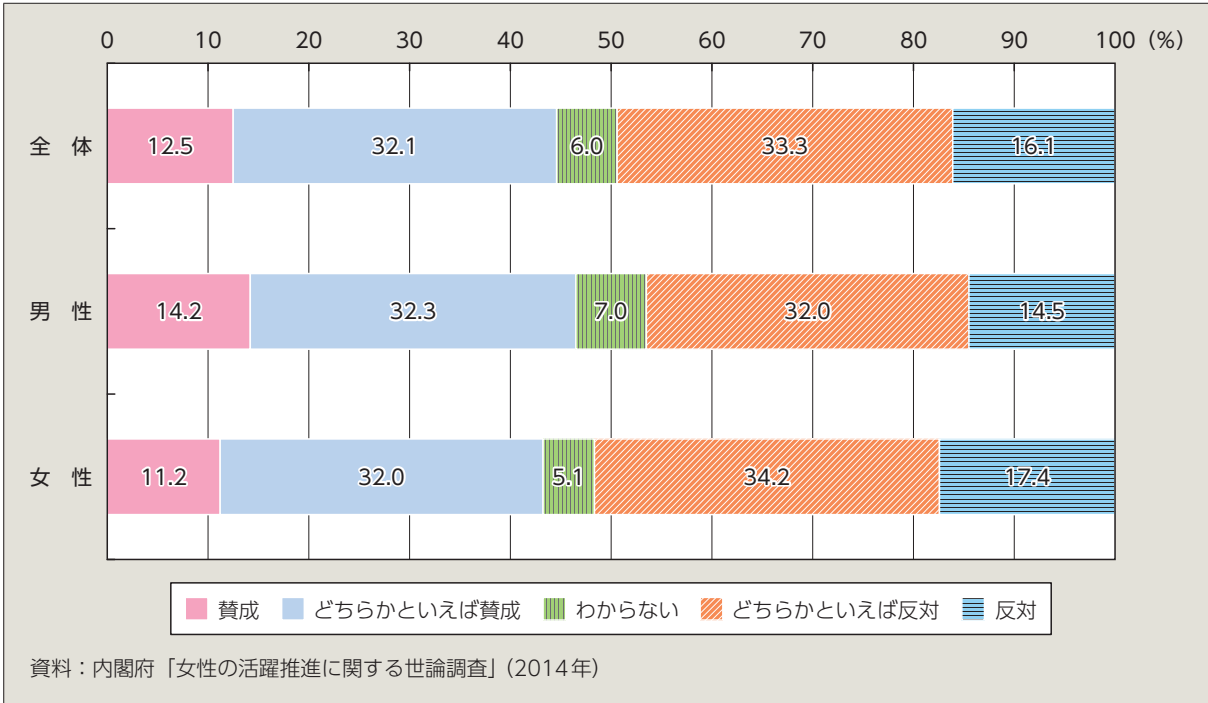
このように女性の就業と社会での活躍が進んできた中、性別役割分担意識の変化については、どのように考えたらよいであろうか。**図表 1-3-69**にもあるように、それを理想の夫婦関係という形で意識する人は少なくなってきたが、この分担意識の変化について、もう少し詳しく見てみる。

図表 1-3-70は、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との性別役割分担意識の賛否を示している。これを見ると、分担意識に「賛成」「どちらかといえば賛成」とする人の割合は44.6%である一方で「反対」「どちらかといえば反対」とする人の割合は49.4%と、賛否は拮抗しており(**図表 1-3-70**)、今日のように女性の就業が従前に比して大きく進んできている中においても、仕事と家庭についての性別役割分担意識が依然と

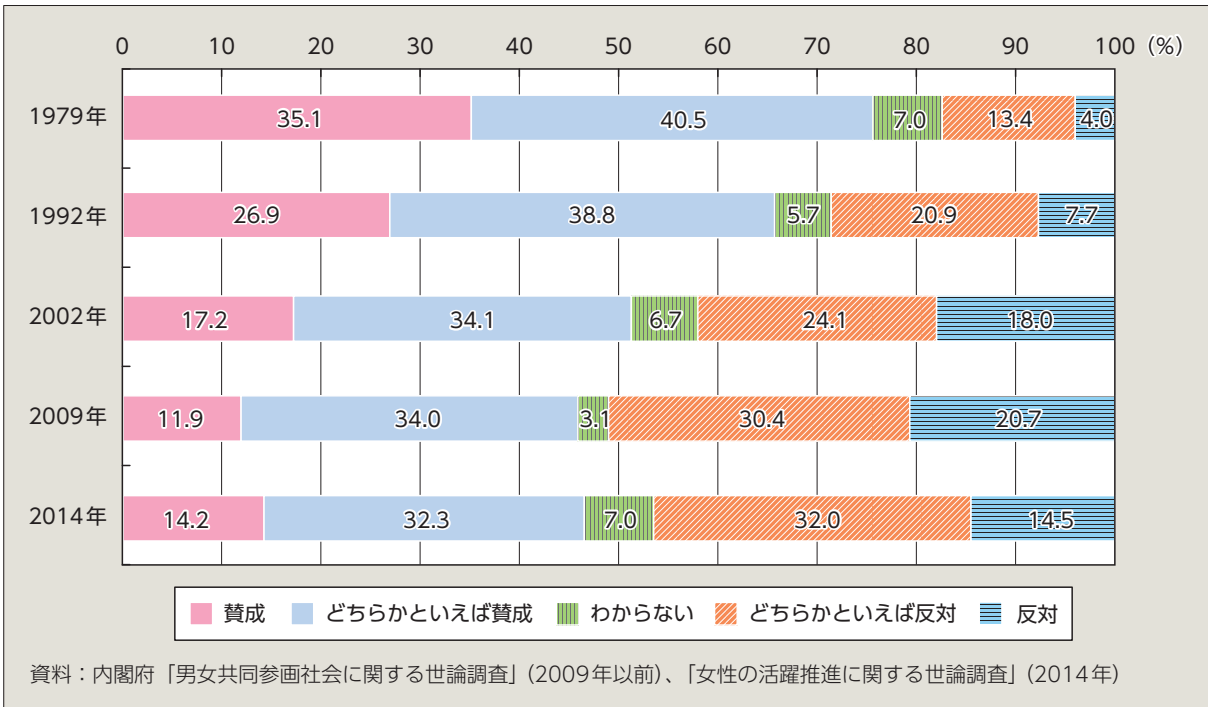
してある程度支持されている状況にあることがうかがえる。

ただし、性別役割分担意識に「賛成」「どちらかといえば賛成」とする人の割合は、男女ともに低下傾向にある（**図表1-3-71**及び**図表1-3-72**）。

図表1-3-70 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について

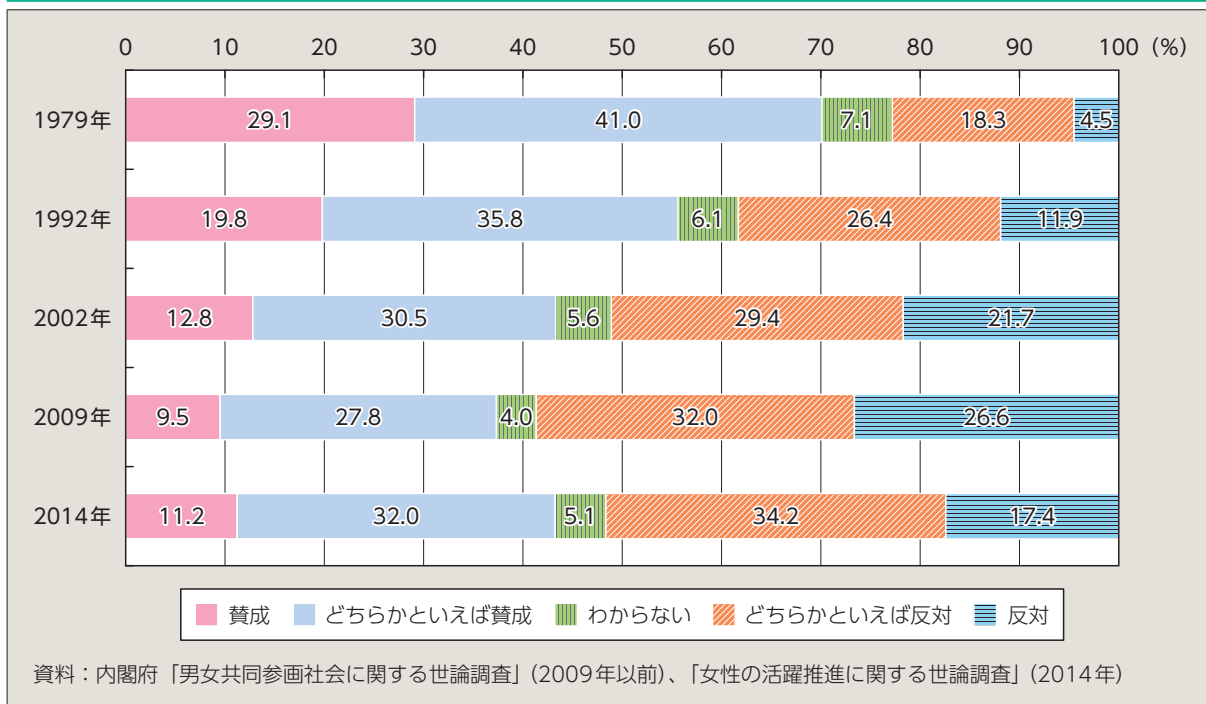


図表1-3-71 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方についての賛成／反対の割合の推移（男性）



図表 1-3-72

「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方についての賛成／反対の割合の推移（女性）

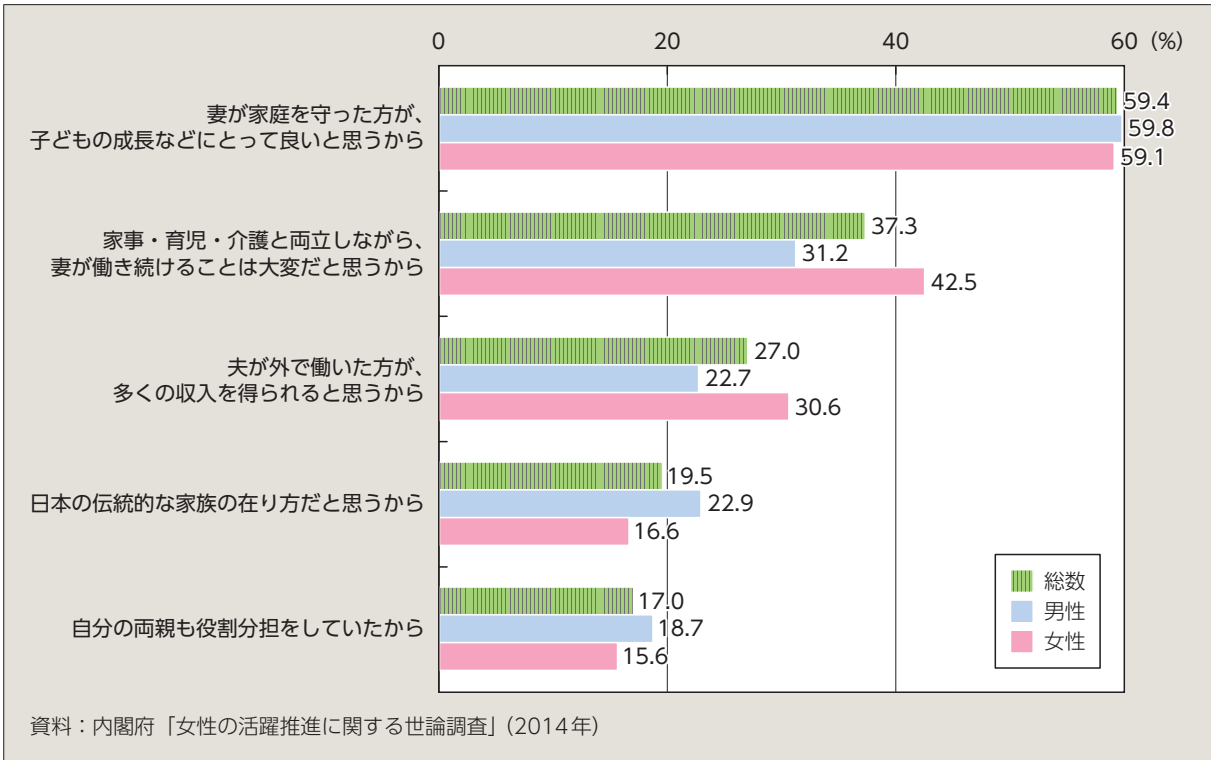


（性別役割分担意識への賛成理由と反対理由）

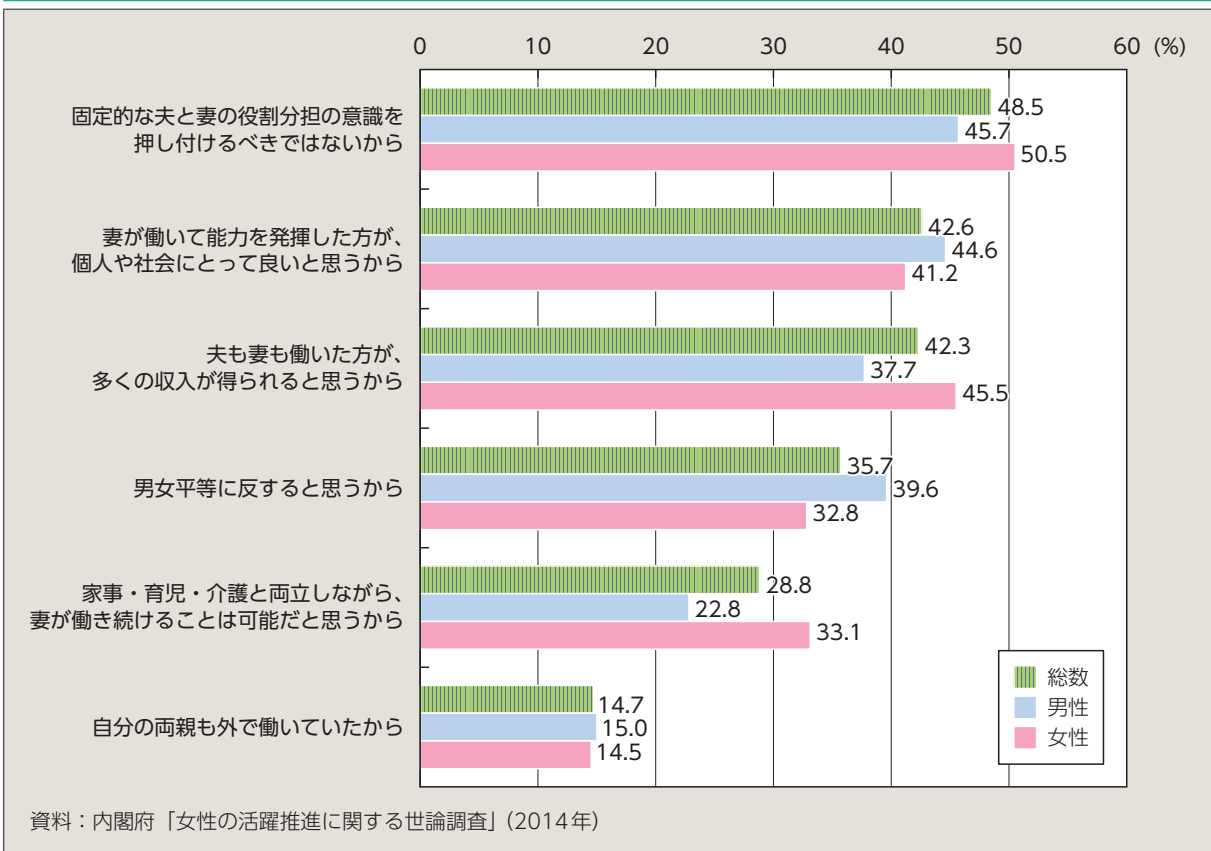
では、このような分担意識に賛成、反対するそれぞれの理由はどのようなものか。まず、分担意識に賛成の理由としては「妻が家庭を守った方が、子どもの成長などにとって良いと思うから」と考える人が59.4%と最も多い。次いで「家事・育児・介護と両立しながら、妻が働き続けることは大変だと思うから」が37.3%となっており、特に女性においてこの理由を挙げる人が42.5%と、男性（31.2%）よりも高くなっている（図表 1-3-73）。分担意識に賛成する女性の割合がかなりの比率に上っているのには、このような仕事と家庭の両立の難しさが依然として背景にあることがうかがえる。また、男性の場合、従来の価値観もあるものの、長時間労働で育児に十分参画できず、妻の仕事と家庭の両立を十分後押しできない事情もあり、分担意識から脱却しきれていない側面もあるように思われる。

一方で分担意識に反対の理由としては「固定的な夫と妻の役割分担の意識を押し付けるべきではないから」（48.5%）、「妻が働いて能力を発揮した方が、個人や社会にとっても良いと思うから」（42.6%）、「夫も妻も働いた方が、多くの収入を得られると思うから」（42.3%）の順となっている（図表 1-3-74）。

図表 1-3-73 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する理由



図表 1-3-74 「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する理由

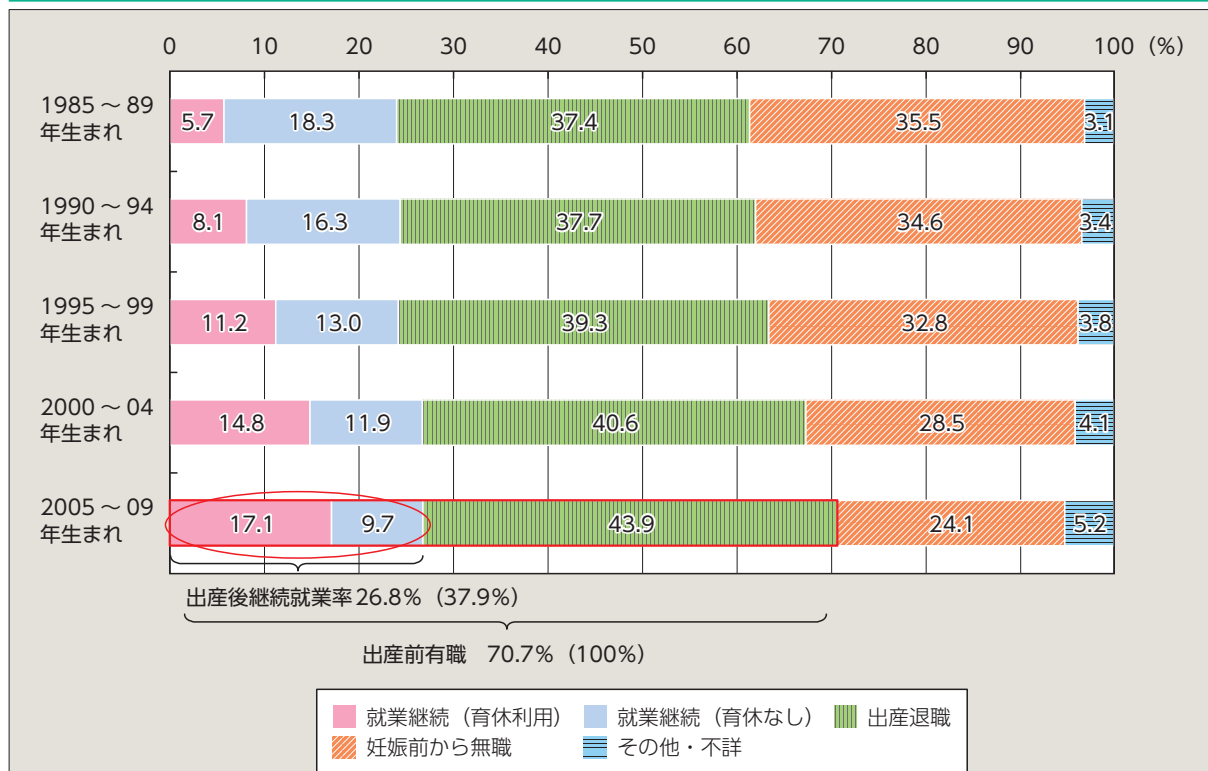


(4) 女性の就業継続の状況

(第1子出産前後で退職する女性は約6割に上る)

女性が仕事と家庭を両立していく上で、就業を継続できるかどうか極めて重要であるが、出産前に就業していた既婚女性が、第1子出産前後で継続して就業できている割合は、2005年から2009年に第1子を出生した女性でみると約38%にとどまっております、約6割の女性が出産・育児により退職している（図表1-3-75）。また、出産1年前の就業状況別にみた出産半年後の就業状況を見ると、就業継続できている人のうちの多くは元常勤の人であり、非常勤の人の就業継続は難しい状況にあることがうかがえる（図表1-3-76）。

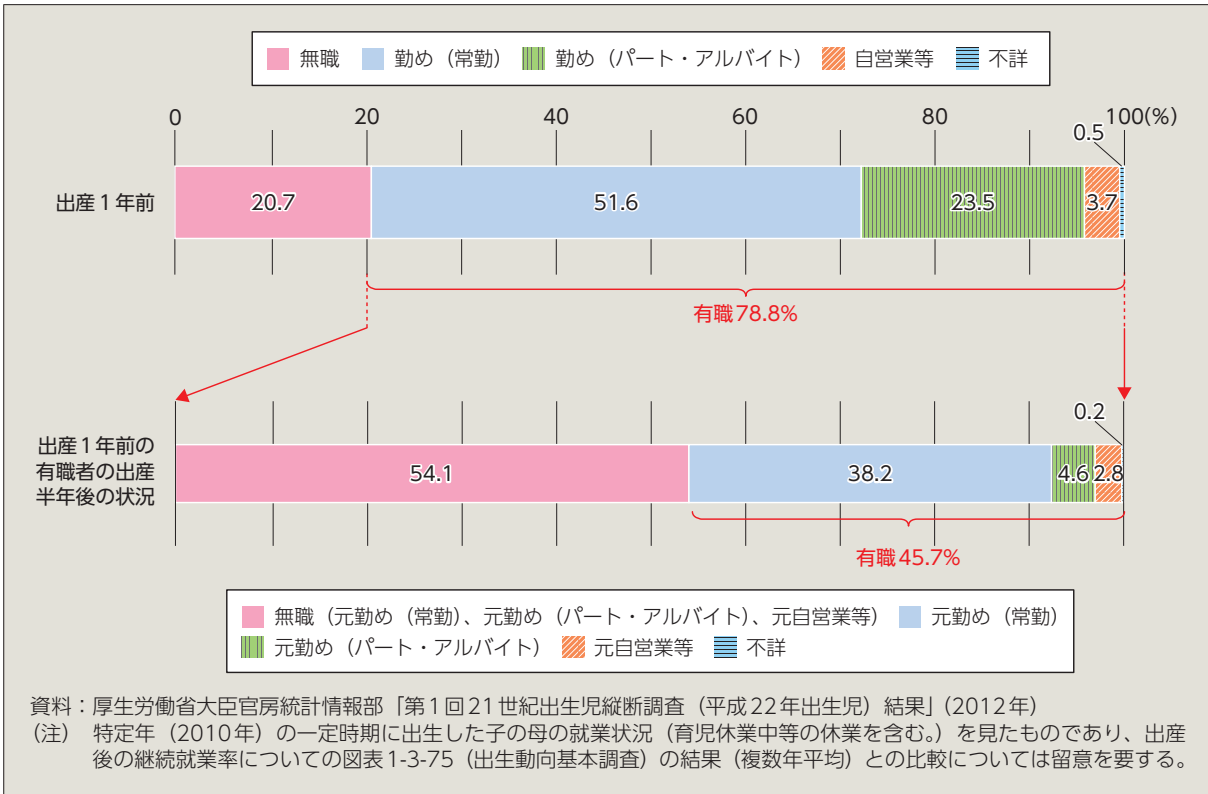
図表1-3-75 第1子の出生年別、第1子出産前後の妻の就業変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（2010年）

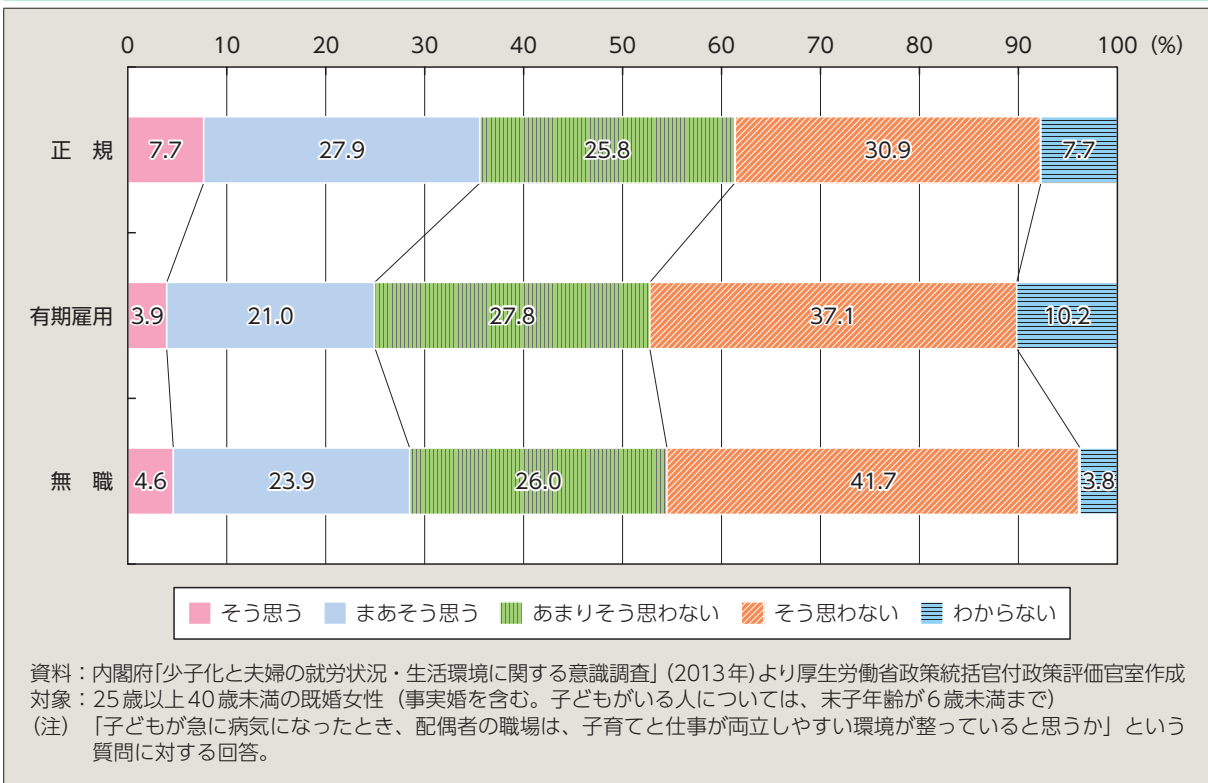
（注）第12回調査（2000年）～第14回調査（2010年）において、第1子が1歳以上15歳未満の初婚同士の夫婦に尋ねた。各年の値は、各調査回における該当する人の回答を合わせて集計したもの。

図表 1-3-76 第1子出産前後の女性の就業状況の変化



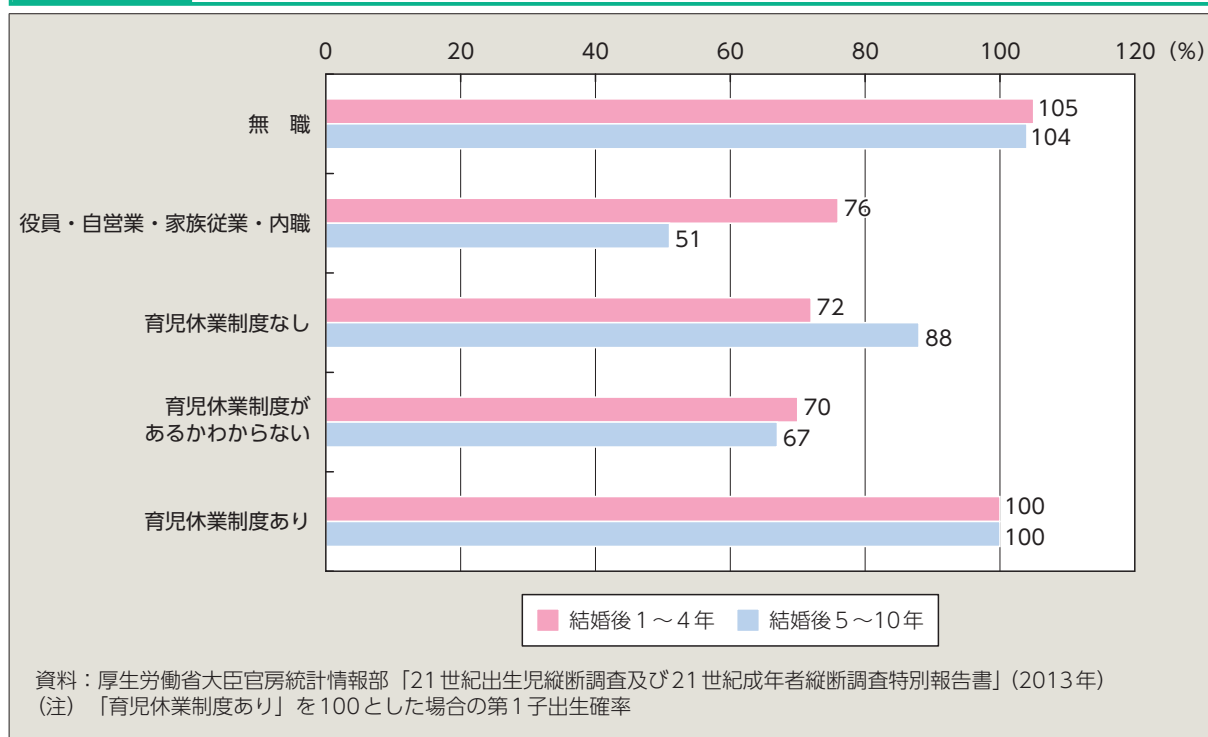
女性が結婚・出産後も正規雇用として仕事を続けるためには、女性自身の職場環境のみならず、配偶者の職場の両立環境も良好であることが重要だが、夫の職場の両立環境について、妻の就業形態別にみたところ、妻が正規雇用の場合、有期雇用、無職の場合に比べ、夫の職場の両立環境についても肯定的に評価する傾向にあった（図表1-3-77）。

図表 1-3-77 夫の職場の両立環境についての妻の評価（妻の就業形態別）



既婚女性の職場における育児休業制度の整備状況と第1子出生確率についてみると、「育児休業制度なし」又は「育児休業制度があるかわからない」と答えた人の方が、「育児休業制度あり」と答えた人よりも第1子出生確率が低くなっており（**図表1-3-78**）、就業する女性にとって、子どもを生き育てる希望を実現するためには、育児休業を取得しやすい環境と、それによる仕事と子育ての両立の実現が重要であることが、改めてうかがえる。

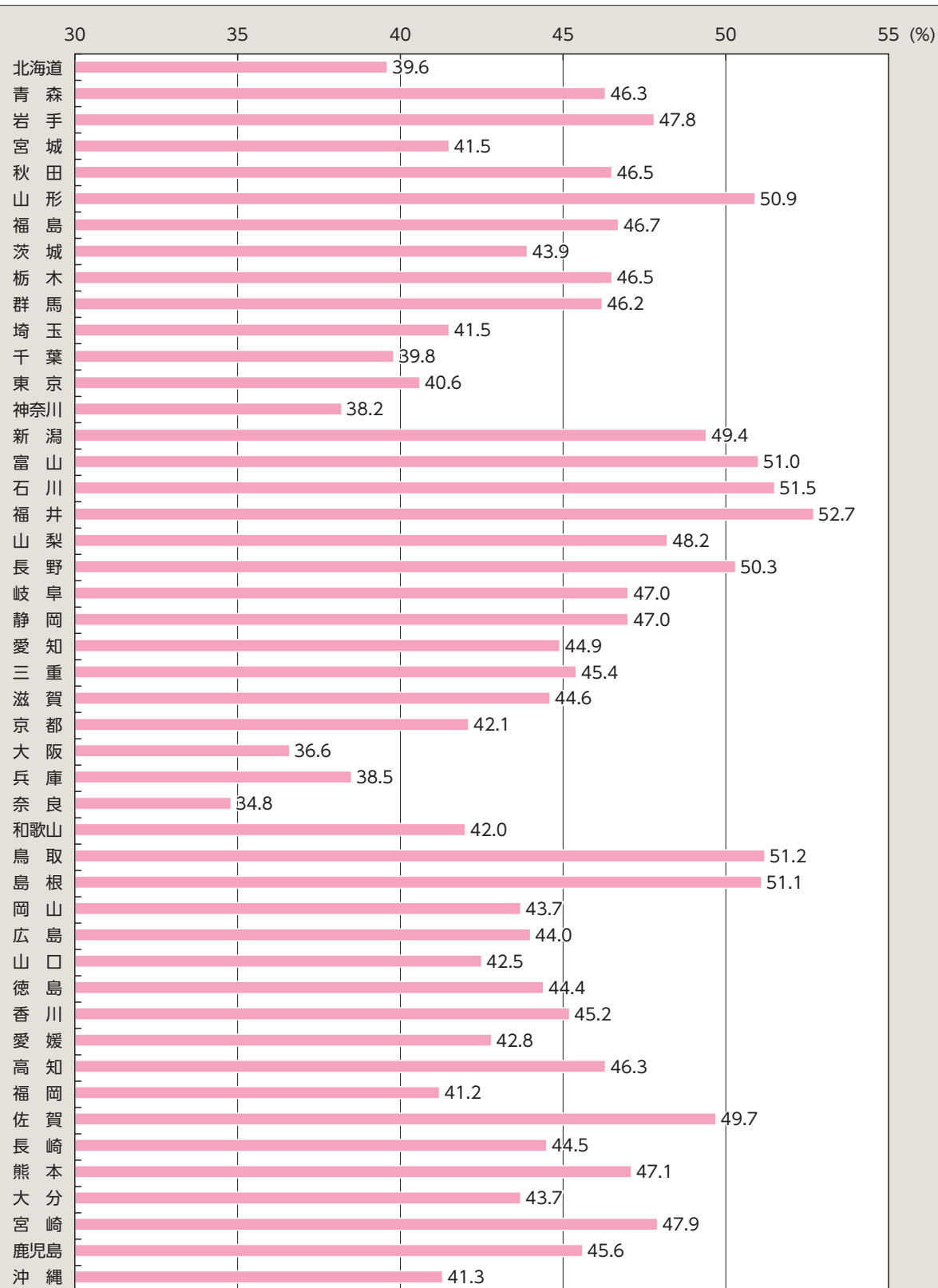
図表1-3-78 妻の職場での育児休業制度と第1子出生



(地方の方が夫婦共働きの人の割合が高い)

また、「夫」「妻」とともに就業者の人の割合を都道府県別に見てみると、東京や大阪などの都市部とその近県でその割合が低く、地方の方が比較的高い傾向にあった（**図表1-3-79**）。地方の方が、地元で親が近くにいる人にとって親からの支援を受けやすいこと（都道府県別の三世帯世帯の割合について**図表1-3-89**参照）や、首都圏や都市部と比べて保育の受け皿が充足していること、通勤がしやすいことなど、全体としてより仕事と家庭の両立がしやすい環境にあることが考えられる。

図表 1-3-79 都道府県別の共働きの人の割合



資料：総務省「平成22年国勢調査—産業等基本集計」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

(注) 本表にいう「共働きの人の割合」とは、夫婦のうち「夫の労働力状態」「妻の労働力状態」がともに「就業者」となっている夫婦の割合である。

夫の労働力状態が就業者かつ妻の労働力状態が就業者である夫婦数

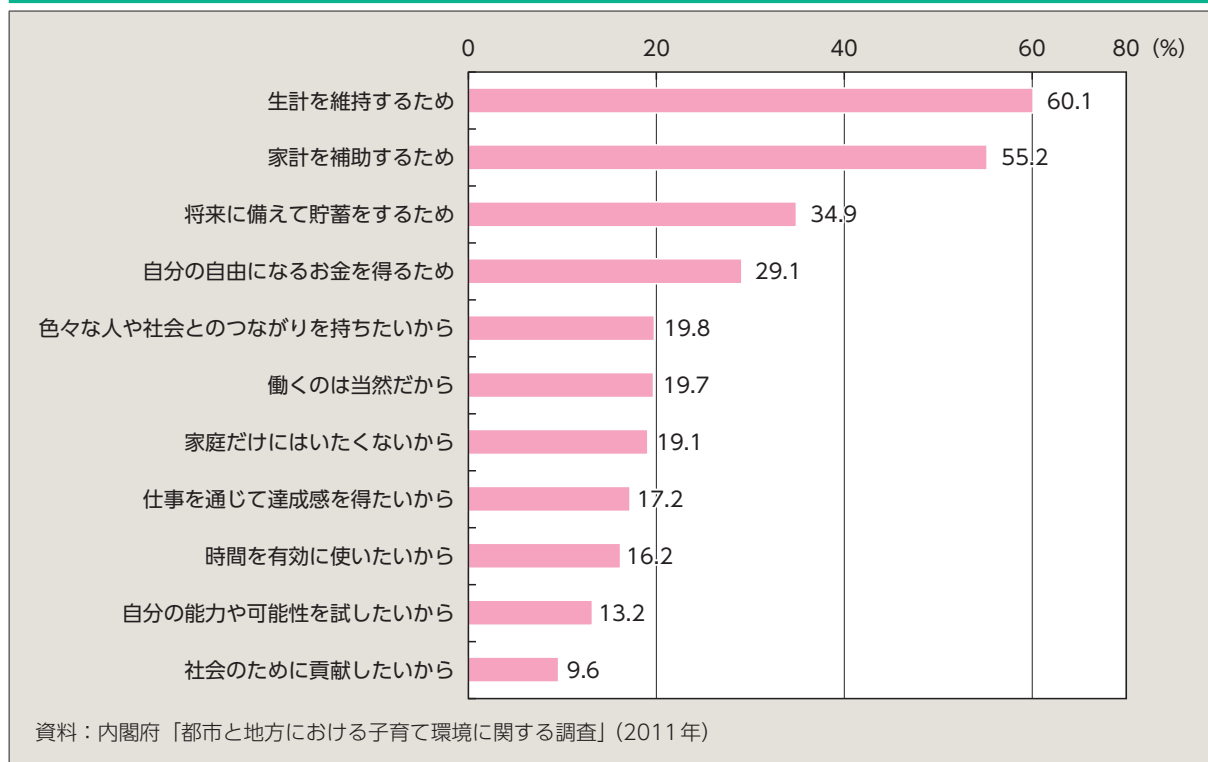
総数 (夫婦数)

(5) 働く女性の意識

(既婚女性の就労する理由は「生計の維持」が最多)

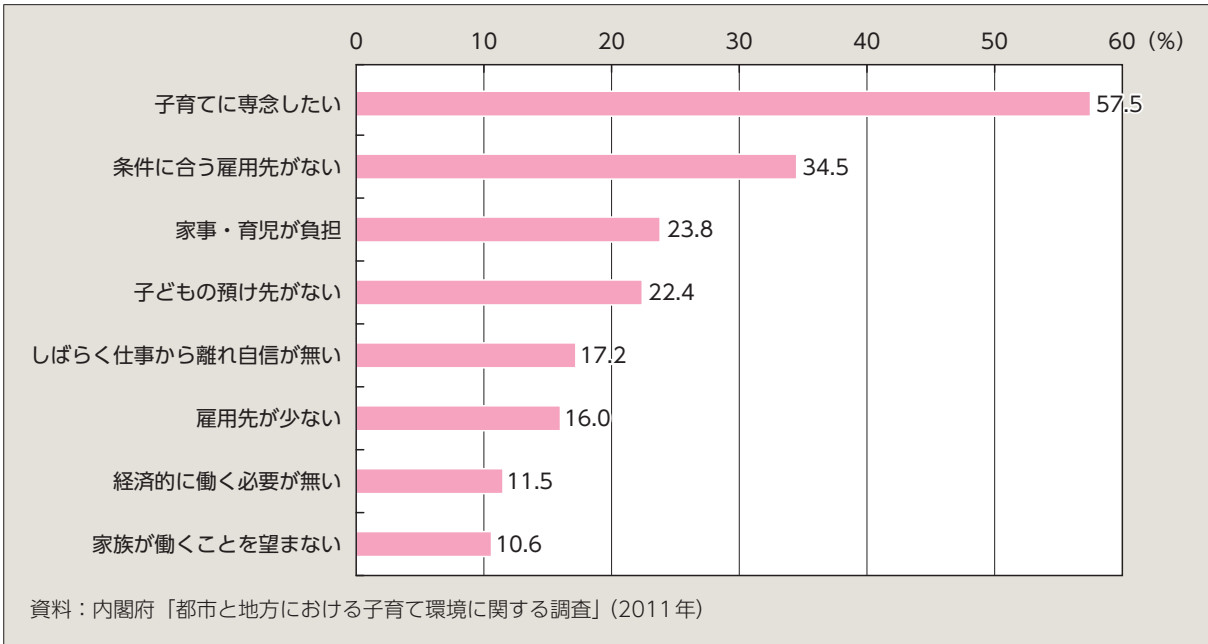
では、働いている女性は、就労する意義や理由について、どのように考えているのだろうか。現在就労している既婚女性にその理由を尋ねたところ、「生計を維持するため」と答えた人が60.1%と最も多く、次いで「家計を補助するため」が55.2%であった。一方、「仕事を通じて達成感を得たいから」と答えた人（17.2%）や「自分の能力や可能性を試したいから」と答えた人（13.2%）はあまり多くなかった（**図表1-3-80**）。自己実現や社会貢献よりも、経済的な理由から働いている人が多いことがわかる。

図表1-3-80 現在就労している既婚女性の働く理由



また、これとは反対に、現在就労していない既婚女性にその理由を尋ねたところ、「子育てに専念したい」と答えた人が57.5%と多かった（**図表1-3-81**）。

図表 1-3-81 現在就労していない既婚女性の就労していない理由

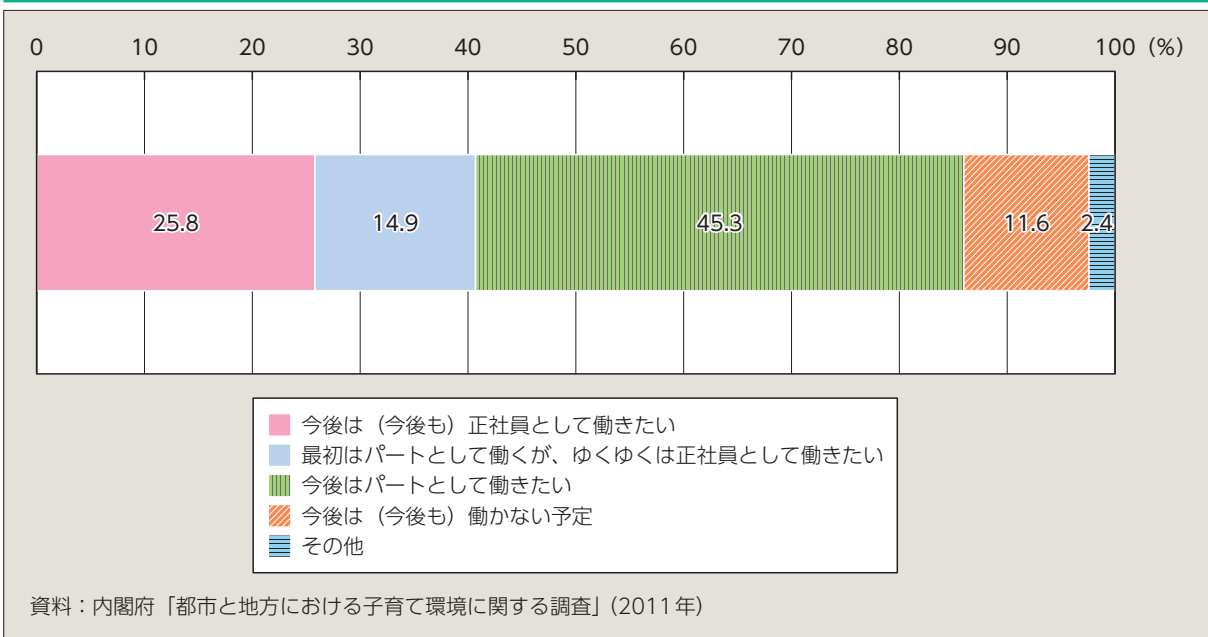


(現在就労していない既婚女性でも、今後の就労を希望する人が多い)

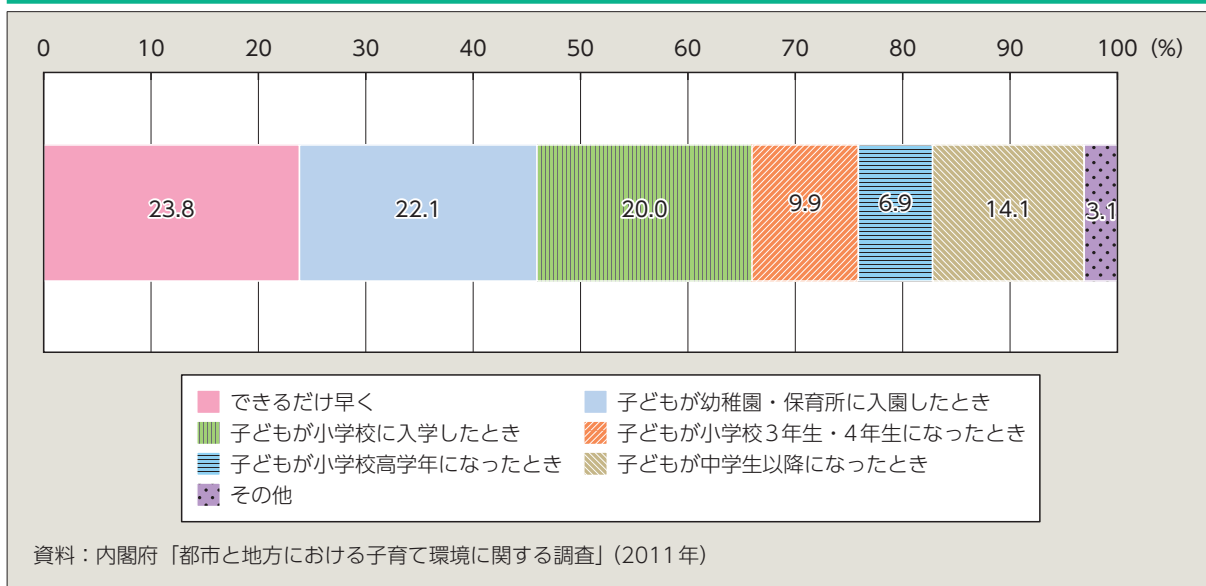
現在就労していない既婚女性に、今後の就労意向を尋ねたところ、「今後は（今後も）働かない予定」とした人は1割程度で、多くの女性が就労を希望していた（図表 1-3-82）。

また、就労を希望する時期については、「できるだけ早く」「子どもが幼稚園・保育所に入園したとき」「子どもが小学校に入学したとき」がそれぞれ2割程度ずつだった（図表 1-3-83）。子育てのために一旦離職した場合でも、子どもの成長を契機に再就職を望む人が多いことがわかる。

図表 1-3-82 現在就労していない既婚女性の今後の就労に関する意向



図表 1-3-83 現在就労していない既婚女性が今後就労を希望する時期



(6) 親世代と子世代

1 親世代との関係

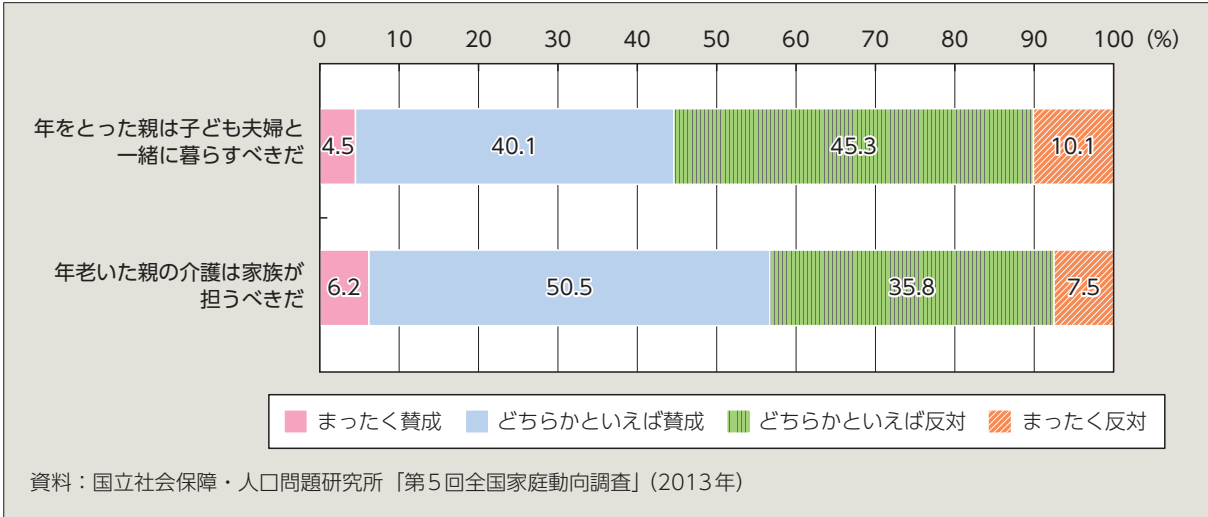
(既婚女性の親世代との関係についての意識)

家族の構成人員が減少し、また、女性の就業と社会での活躍が進んで共働き世代が増加するなど、我が国の家族の形態は大きく変わってきた。そのような中で、親世代と子ども世代との関係についての意識は、どのようになっているだろうか。

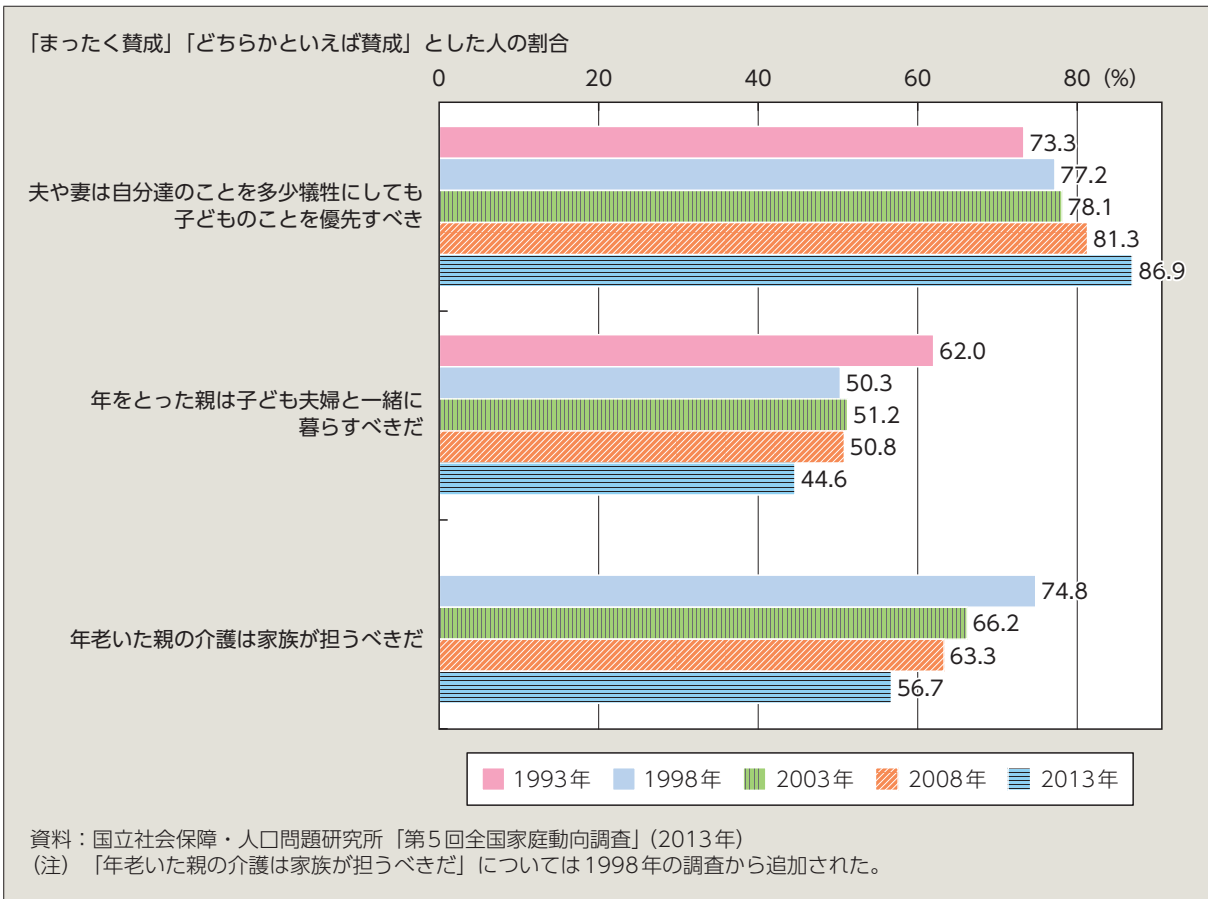
全国家庭動向調査^{*19}において、親世代との関係を含む家族に関する様々な意見について賛否を問うた。その結果、「年をとった親は子ども夫婦と一緒に暮らすべき」という考え方については、反対だと考える人の割合が過半数を占めたが、「年老いた親の介護は家族が担うべき」という考え方については、賛成の方が多い状況にあった(図表 1-3-84)。経年変化をみると、両方とも「賛成」とする人の割合は減少傾向にある一方、「夫や妻は、自分たちのことを多少犠牲にしても、子どものことを優先すべきだ」に「賛成」とする人の割合は増加傾向にあり(図表 1-3-85)、既婚女性の意識が親世代より子ども世代を重視する方向にシフトしつつある様子が見えてくる。

*19 国立社会保障・人口問題研究所が、結婚経験のある女性を対象として実施する調査。1993(平成5)年以降、5年に1度実施されている。

図表 1-3-84 既婚女性の親世代との関係についての意識



図表 1-3-85 親世代・子ども世代との関係についての意識の推移



2 親世代（祖父母）による子育て支援

（祖父母が子ども夫婦の子育てを支援することは、望ましいと思われる）

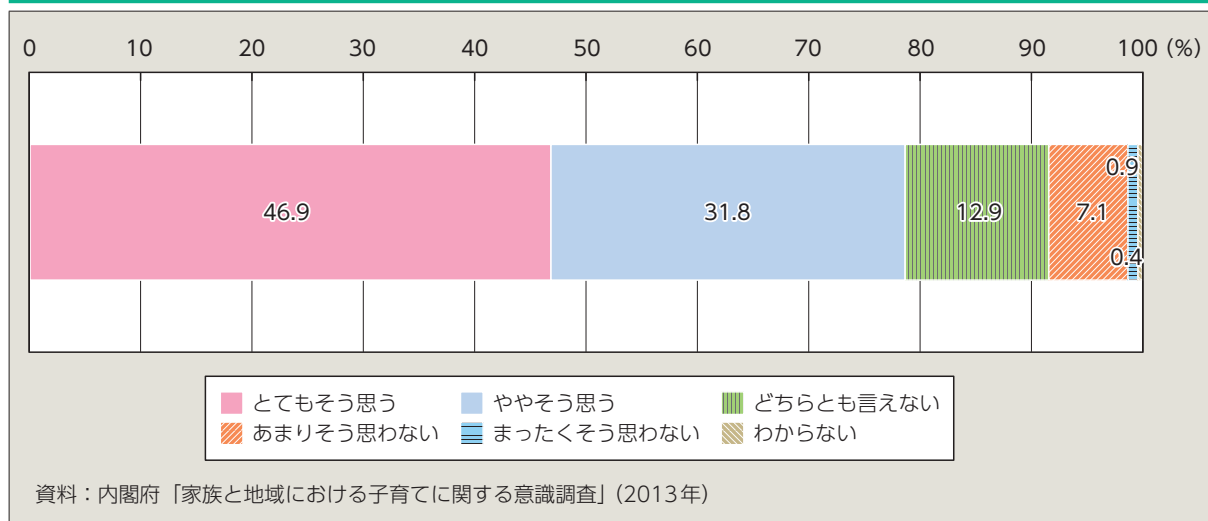
子育てをする世代が、子育ての相談や、仕事時の子どもの世話など、多くの場面で最も頼りにしているのが親であった（図表1-3-57参照）。そこで、親世代（祖父母）から子育て世代への支援についての意識や現状について見ていきたい。

まず、親世代（祖父母）がその子どもの子育て（祖父母から見ると孫育て）を助けることについて、一般的にどのように受け止められているのだろうか。

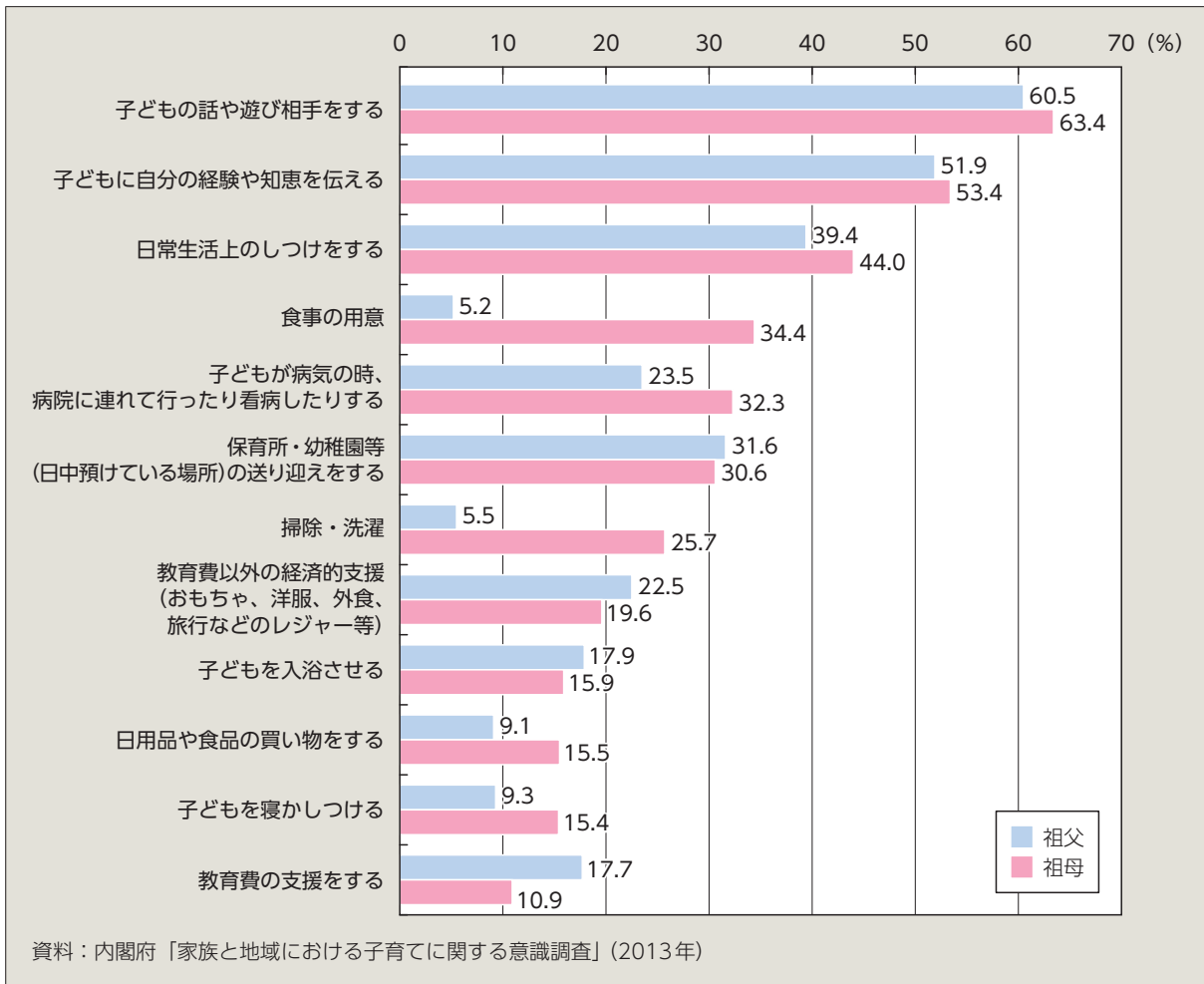
内閣府が2013（平成25）年に行った調査では、「子どもが小学校に入学するまでの間子どもからみた祖父母が育児や家事の手助けをすること」について「望ましい」と考える人が8割近くに上っている（図表1-3-86）。

そして、祖父母に期待される手助けとしては、祖父、祖母ともに「子どもの話や遊び相手をする」ことや「子どもに自分の経験や知恵を伝える」こと、「日常生活上のしつけをする」ことが望まれている（図表1-3-87）。祖母に対しては「食事の用意」や「掃除・洗濯」などの日常家事の手助けが望まれる一方、祖父に対しては「教育費の支援」などの経済的な手助けが望まれる傾向にある。

図表1-3-86 祖父母が育児や家事の手助けをすることは望ましいか



図表 1-3-87 祖父母に期待される手助け

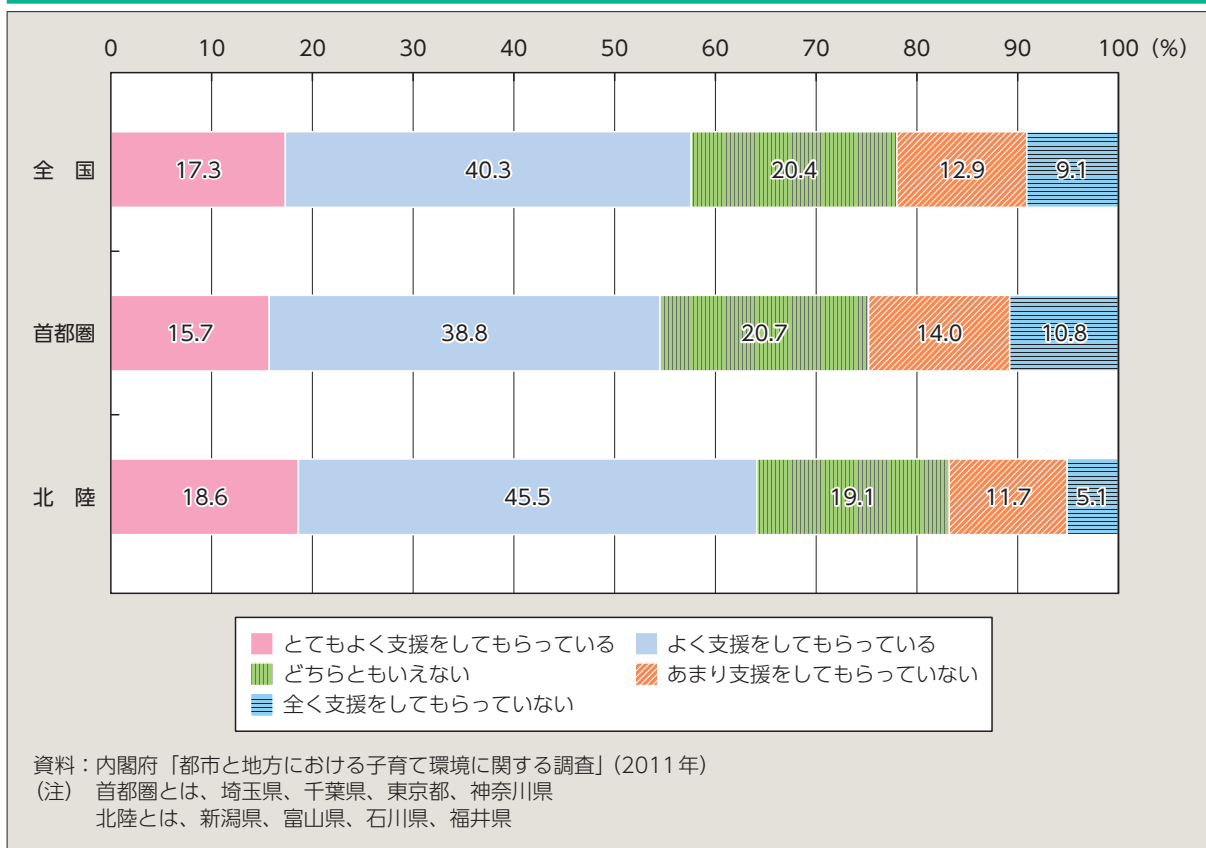


(首都圏では子育て世代の25%が、親世代からの支援を十分受けられていないと感じている)

では、実際に支援を受ける側の、子育てをする世代の受け止めはどうであろうか。20代~40代の子育て中の妻を対象に行った調査では、「とてもよく支援をしてもらっている」「よく支援をしてもらっている」を合わせて、6割近くの人が親世代からよく支援をしてもらっていると考えている(図表1-3-88)。

これについて、首都圏でみると、「とてもよく支援をしてもらっている」「よく支援をもらっている」と答えた人の割合は54.5%である一方、「あまり支援をしてもらっていない」「全く支援をもらっていない」と答えた人の割合は24.8%である。これに対し、例えば親世代との同居率の高い地域の1つである北陸では、「とてもよく支援をもらっている」「よく支援をもらっている」と答えた人の割合は64.1%と高い傾向にある。首都圏、とりわけ東京において、三世代世帯の割合が低いことや、地方出身者で親が遠方にいることにより、特に子どもの世話や預かりなどの支援が受けにくいことも影響しているものと思われる。

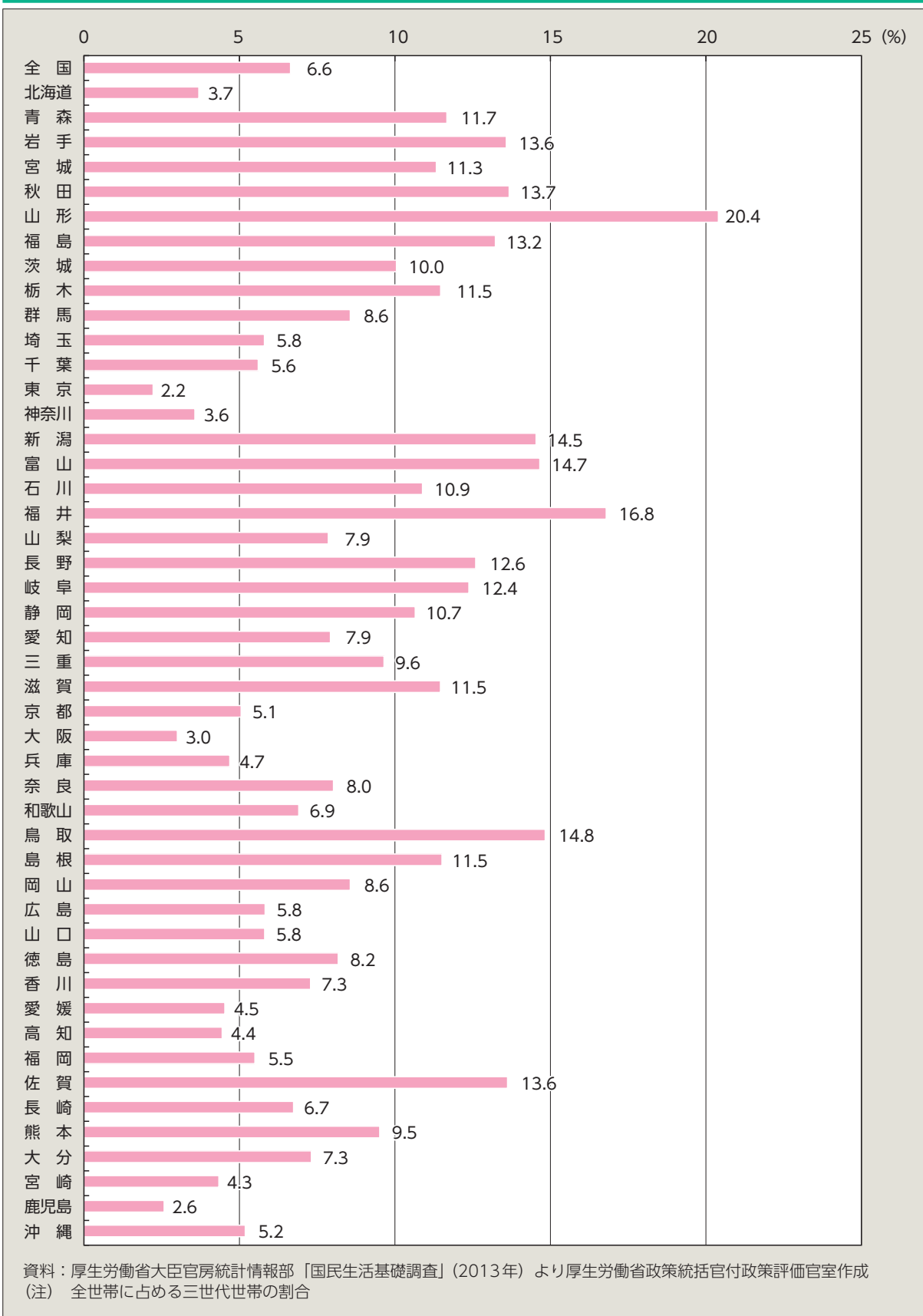
図表 1-3-88 親世代からの子育て支援の度合いについて



(三世代世帯の割合は、首都圏や関西圏などで低い)

図表 1-3-89 は、都道府県別の三世代世帯の割合についてみたものである。全体的な傾向をみると、東北・北陸・山陰などで相対的に高い傾向にあり、首都圏や関西圏で低くなっている。

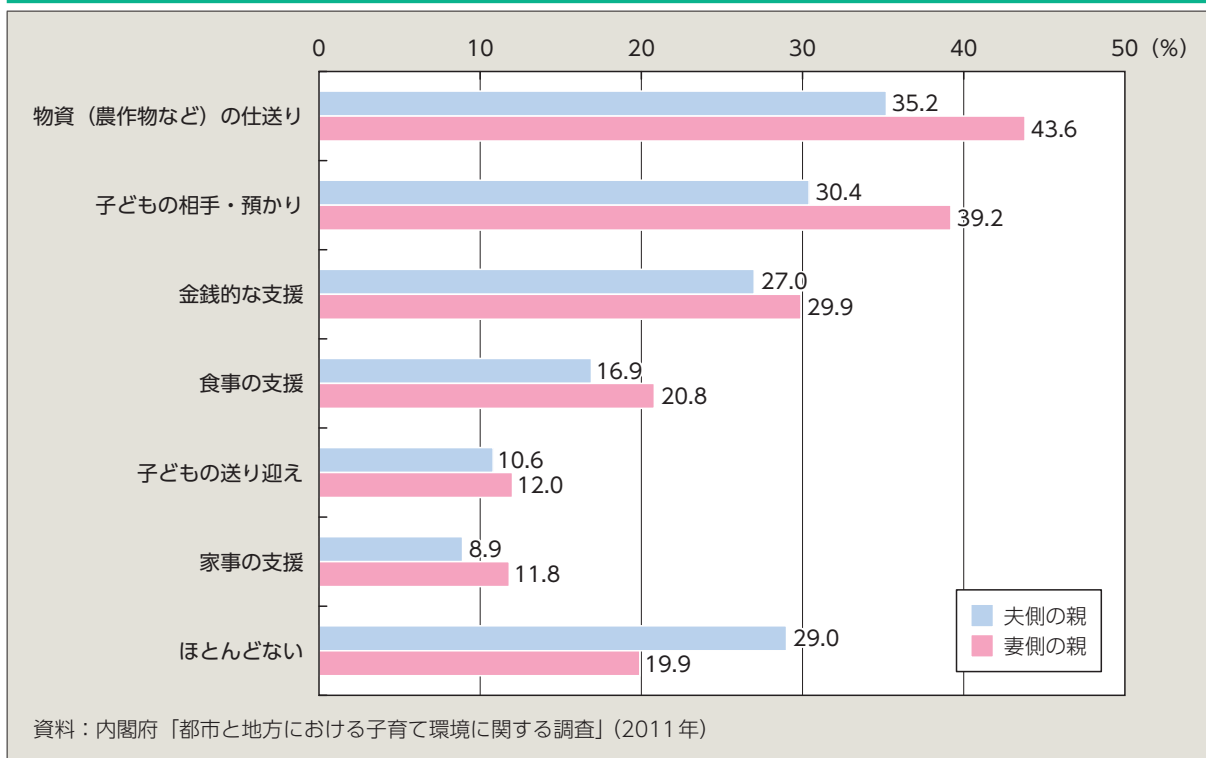
図表 1-3-89 都道府県別の三世代世帯の割合



また、実際に親世代から受けている子育て支援の内容としては、「物資（農作物など）の仕送り」「金銭的な支援」などの物質的な支援が多い傾向にあった。夫側の親と妻側の親では、全ての支援項目について妻側の親が上回っており、夫側の親からは「ほとんどない」とした人も3割近くいた（図表 1-3-90）。実際に家事や育児の多くを主に妻が担って

いる現状において、妻側の親の方が夫側の親よりも心理的な距離が近く支援を受けやすいという事情があるように思われる。

図表 1-3-90 実際に親世代から受けた子育て支援

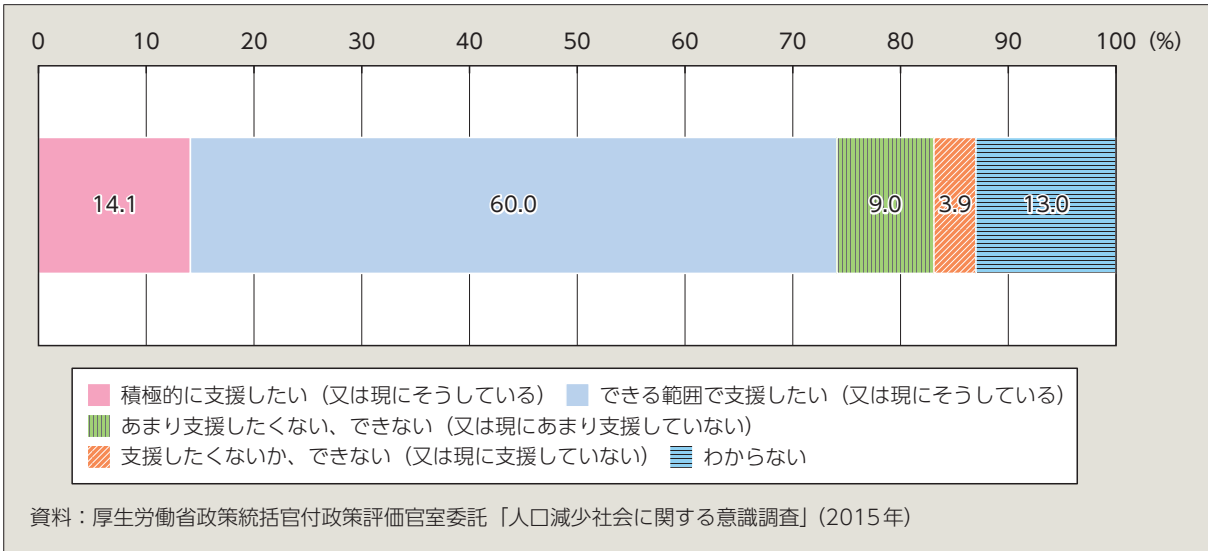


3 子ども世帯の子育てを支援することについての親世代（祖父母）の意識

（親世代（祖父母）は子ども世帯の育児支援に前向きであるが、「できる範囲で」支援したい人が多い）

次に、支援をする側の祖父母世代の意識についてはどうなっているだろうか。厚生労働省委託調査において、子どもがいる人を対象として「あなたの子ども夫婦の育児（子どもが未婚又は既婚でも孫がまだいない場合は、今後できた場合の育児）の支援をすることについて、どう思うか」を尋ねたところ、「積極的に支援したい（又は現にそうしている）」と答えた人は14.1%で、「できる範囲で支援したい（又は現にそうしている）」と答えた人が60.0%であった（図表1-3-91）。祖父母世代の多くが、自分の子どもの育児の支援に前向きな意向を持っているが、支援に当たっては「できる範囲で」と考えている人が多いことがわかる。

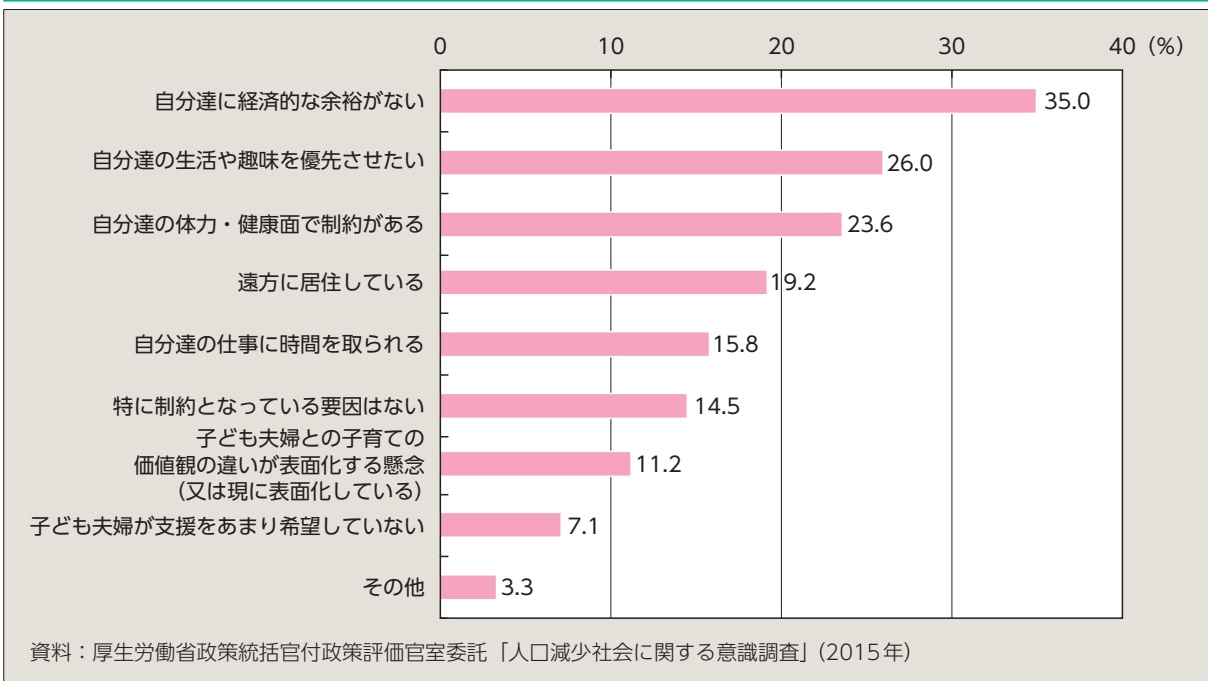
図表 1-3-91 子ども夫婦の育児を支援することについての祖父母世代の意識



(祖父母世代も子ども夫婦への支援にあたり、経済・生活・体力面など様々な支障となる事情を抱えている。)

その一方で、自分の子どもの育児について「あまり支援したくない、できない (又は現にあまり支援していない)」又は「支援したくないか、できない (又は現に支援していない)」と答えた祖父母世代も合わせて12.9%いた。そのように答えた人に対して、その要因など、支援にあたって支障となる要素を尋ねたところ、「自分達に経済的な余裕がない」と答えた人が35.0%で最も多かった。それ以外の理由も、生活面や仕事などでの事情や、体力・健康面での制約、遠方に居住していることなどを挙げた人が多く、支援できない人でも、育児を支援したくないというよりは、それぞれが抱える事情が支障となって支援をできない現状にあることがわかる (図表 1-3-92)。

図表 1-3-92 子ども夫婦の育児支援の制約要因

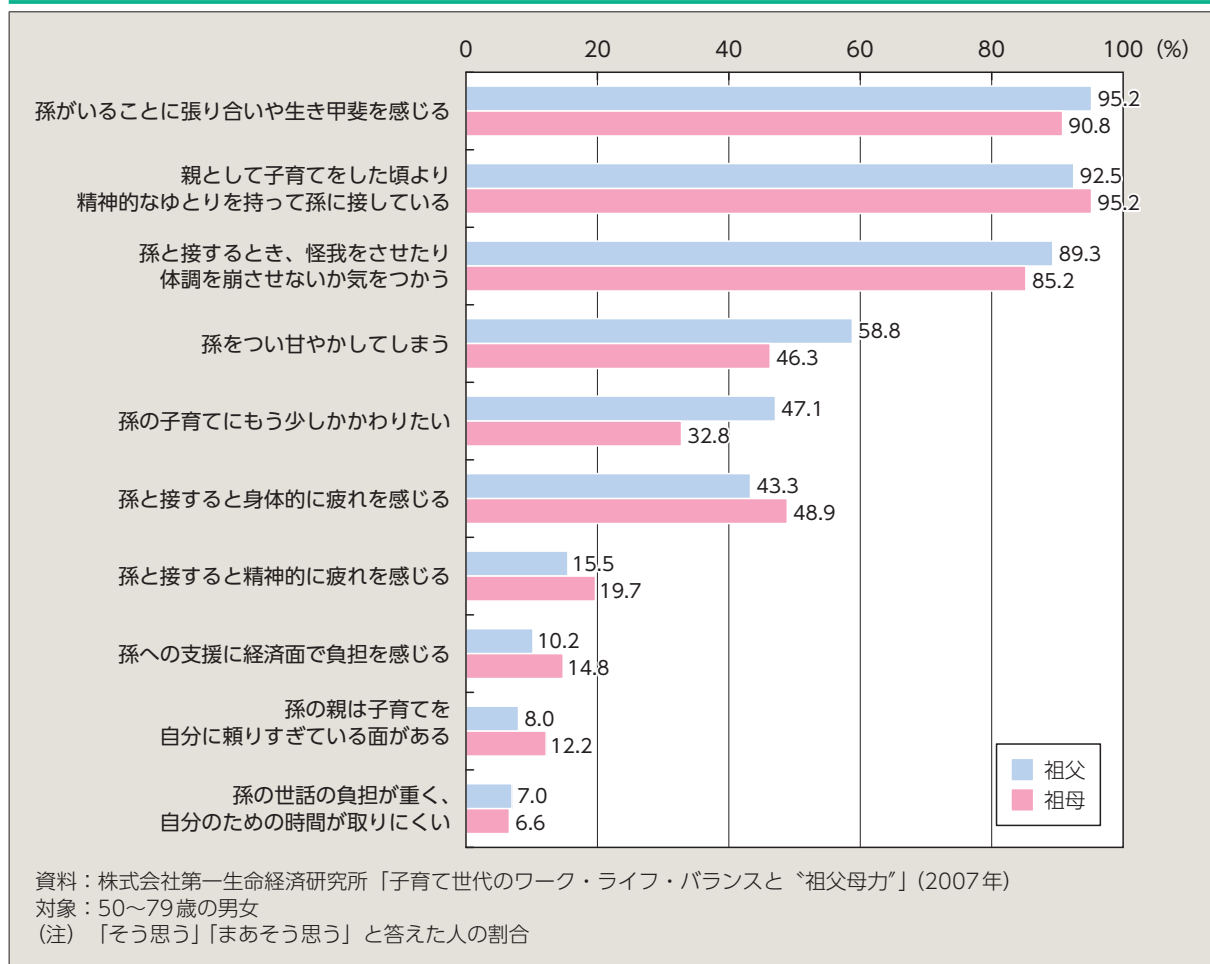


上の図表1-3-92は、子ども夫婦への支援が難しい状況にある祖父母に尋ねた結果を示したものであるが、図表1-3-91で見たとおり、支援をしたい祖父母世代においても「できる範囲で」とする人が多数であった。現に支援をしている祖父母世代においても図表1-3-92に挙がっているような制約要素をある程度抱えながら、支援をしていることが想定される。

(祖父母が孫の世話をする際に、気遣いや負担もある)

また、株式会社第一生命経済研究所が行った調査で、祖父母世代の孫に対する意識を尋ねたところ、「孫がいることに張り合いや生き甲斐を感じる」や「親として子育てをした頃より精神的なゆとりを持って孫に接している」と答えた人が多かった一方で、「孫に接するとき、怪我をさせたり体調を崩させないか気をつかう」とする人や「孫に接すると身体的に疲れを感じる」人、「孫に接すると精神的に疲れを感じる」人も一定割合いた（図表1-3-93）。

図表1-3-93 祖父母世代の孫との関係に関する意識



共働き世帯の増加により、祖父母が自分の子ども、特に自分の娘から孫の世話を頼まれることは多くなってきていると思われ、その中で、子どものためと思いつつ負担を抱え込んでしまうようなケースがあることも指摘されている。また、晩婚・晩産化が進んだことで、孫ができるころには祖父母世代も高齢となり、体力や健康面での不安、あるいは場合により介護等の様々な生活の事情も抱えながら、子ども世代の育児支援を頼まれるといっ

た状況もあると思われる。

祖父母世代が子ども世代の子育てを支えることは、この後見る三世代同居のような家族形態や世代間相互の生活の支え合いとも相まって、従来から日本の家族において育まれてきた文化的な側面ともいえよう。そして、核家族化の進展など家族形態が変化した今日においても、子育て世代にとって、その親（祖父母世代）からのサポートは、安心できる子育てや、仕事と家庭の両立にあたって期待される力強い味方であり、支援を受けたい子育て世代と、その手助けをしてサポートしたいと考える祖父母世代のそれぞれの希望がかなえられるように取り組んでいくことが重要である。しかし、その一方で、祖父母世代が自らの生活を極力大切にしながら育児支援をしていけるような、望ましい世代間の助け合いを実現していくために、祖父母世代が抱える様々な制約要素にも十分留意していくことが、併せて重要なことではないだろうか。

(7) 親世代（祖父母）との同居や近居に関する意識

以上において、祖父母世代による子育て世代への支援に関する意識や実情について見てきたが、子育て世代が支援を受けることを実現する最も重要な要素の一つが、それぞれの世帯の同居や近居といった両世帯の住まい方である。そこで、それぞれの世帯の住まい方についての意識や現状を見ていく。

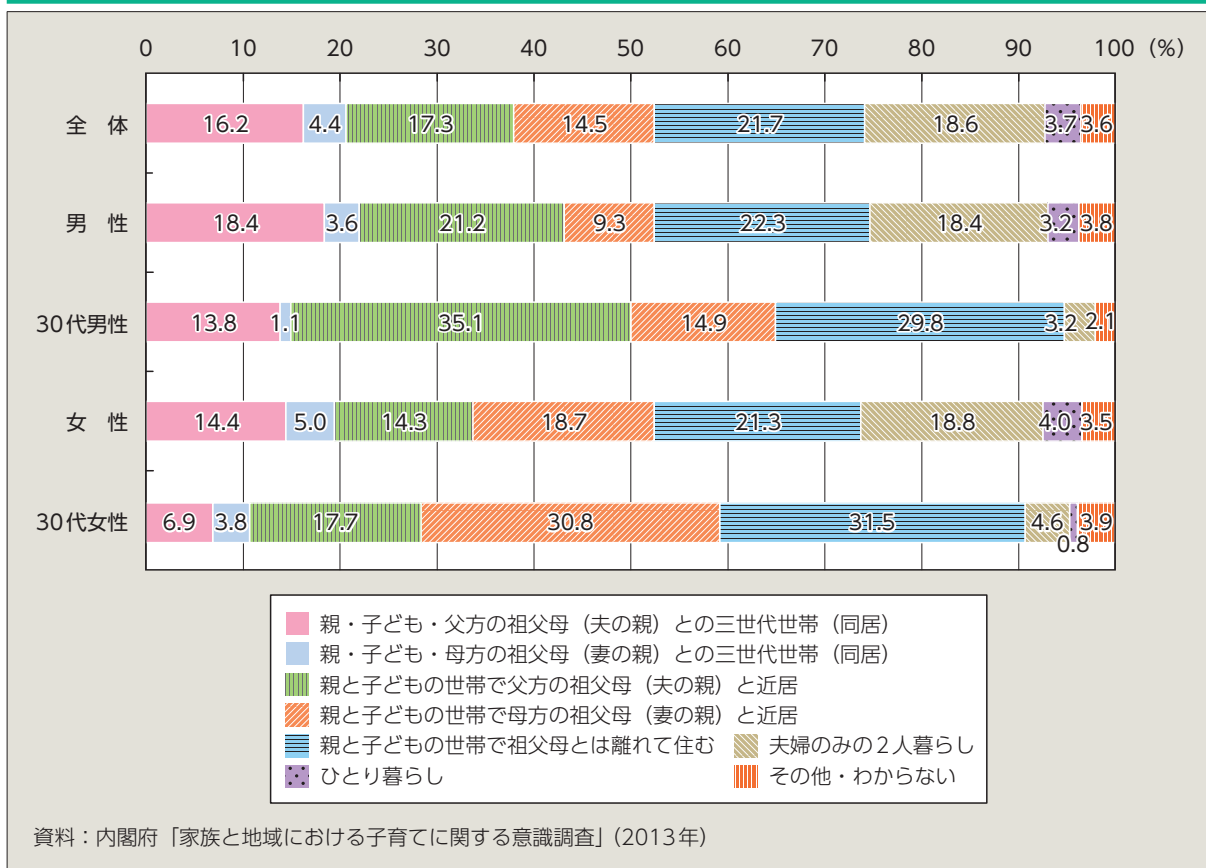
(親世代との同居や近居を理想とする人が過半数。子育て世代は近居を志向する傾向)

親世代と同居しているいわゆる「三世代世帯」の割合の推移をみると、1986（昭和61）年の15.3%から、2014（平成26）年には6.9%にまで減少してきている（**図表1-3-64**参照）。核家族化の進展などを背景としたこのような世帯形態の変化によって、親から子への経験や知恵の継承がしづらくなることや、親子世代間での意思疎通や支え合い機能がさらに低下してきていることが懸念される。

そのような中、理想の家族の住まい方や世帯構成について、一般的にはどのように意識されているだろうか。これについて、全ての世代を対象に意識を聞いたところ、「親と子どもの世帯で父方の祖父母（夫の親）と近居」と「親と子どもの世帯で母方の祖父母（妻の親）と近居」が合わせて31.8%、「親・子ども・父方の祖父母（夫の親）の三世代世帯（同居）」と「親・子ども・母方の祖父母（妻の親）の三世代世帯（同居）」が合わせて20.6%（**図表1-3-94**）と、同居や近居が望ましいと答える人の割合が過半数を占めた。

ただし、子育て世代にあたる30代について見ると、同居を理想とする人は男性で14.9%、女性で10.7%に止まっているものの、近居を理想とする人は男性で50.0%、女性で48.5%に上っており、子育て期の世代では、より近居を指向している傾向がうかがえる。同居には抵抗があっても、近居することにより、仕事と子育ての両立の手助けを得やすくなることなどが背景にあるものと思われる。

図表 1-3-94 理想の家族の住まい方

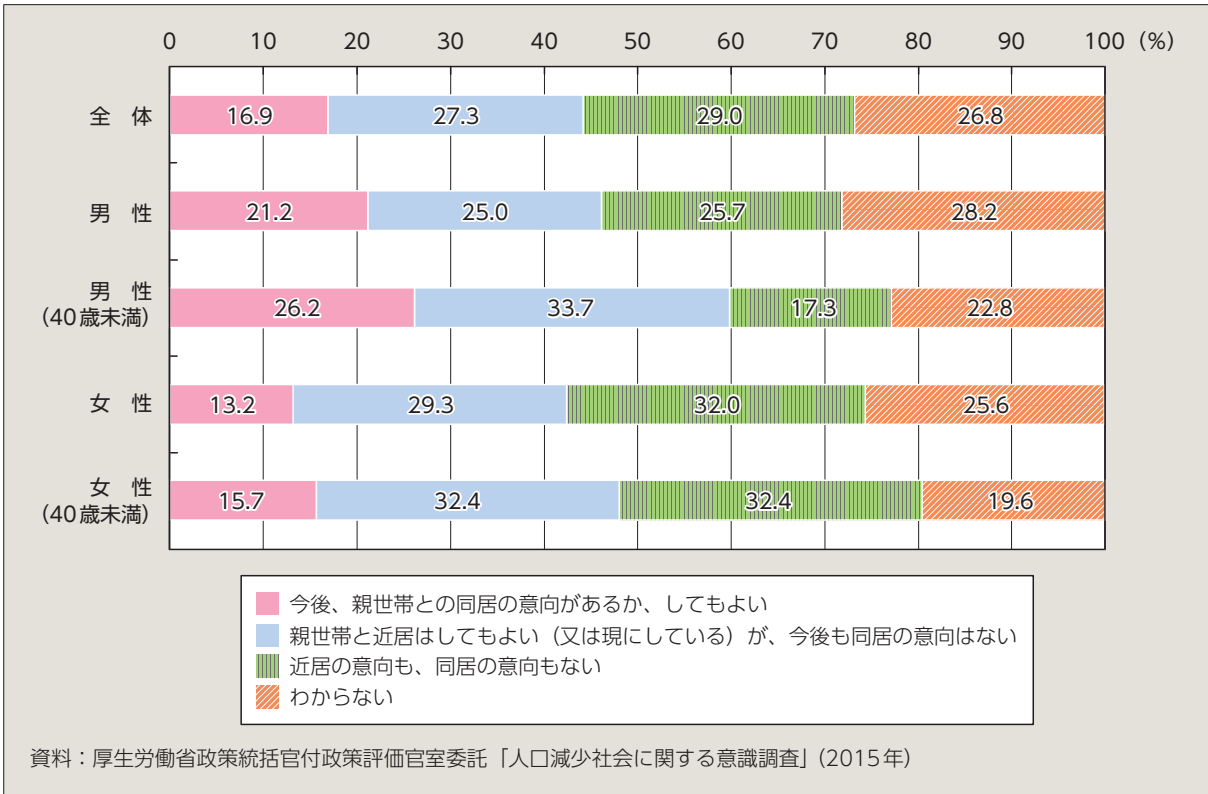


(現に親世代と同居していない既婚者にも一定の同居意向があるが、男女で差がある)

それでは、親世代との同居や近居に関する意向はどのようになっているのでしょうか。厚生労働省委託調査で、親がいるが現在親とは同居していない既婚者に、今後の親世代との同居意向・近居意向について尋ねたところ、「今後親世帯と同居の意向があるか、してもよい」と答えた人は16.9%だった(図表1-3-95)。現に親世代と同居していない人でも、今後同居の意向等がある人が、あまり多くはないものの2割近くいることがうかがえる。

同居意向については、年齢や男女によって差があった。男性では「今後親世帯と同居の意向があるか、してもよい」と答えた人が21.2%だったのに対し、女性では13.2%であった。また、40歳未満でも、男性では「今後親世帯と同居の意向があるか、してもよい」と答えた人が26.2%だったのに対し、女性では15.7%だった。40歳未満の場合、子育て中的人也多く、親世代の助けを得たい意向もあると考えられるが、この世代においても男女で同居意向に相違があることがわかる。

図表 1-3-95 親世帯との同居意向について

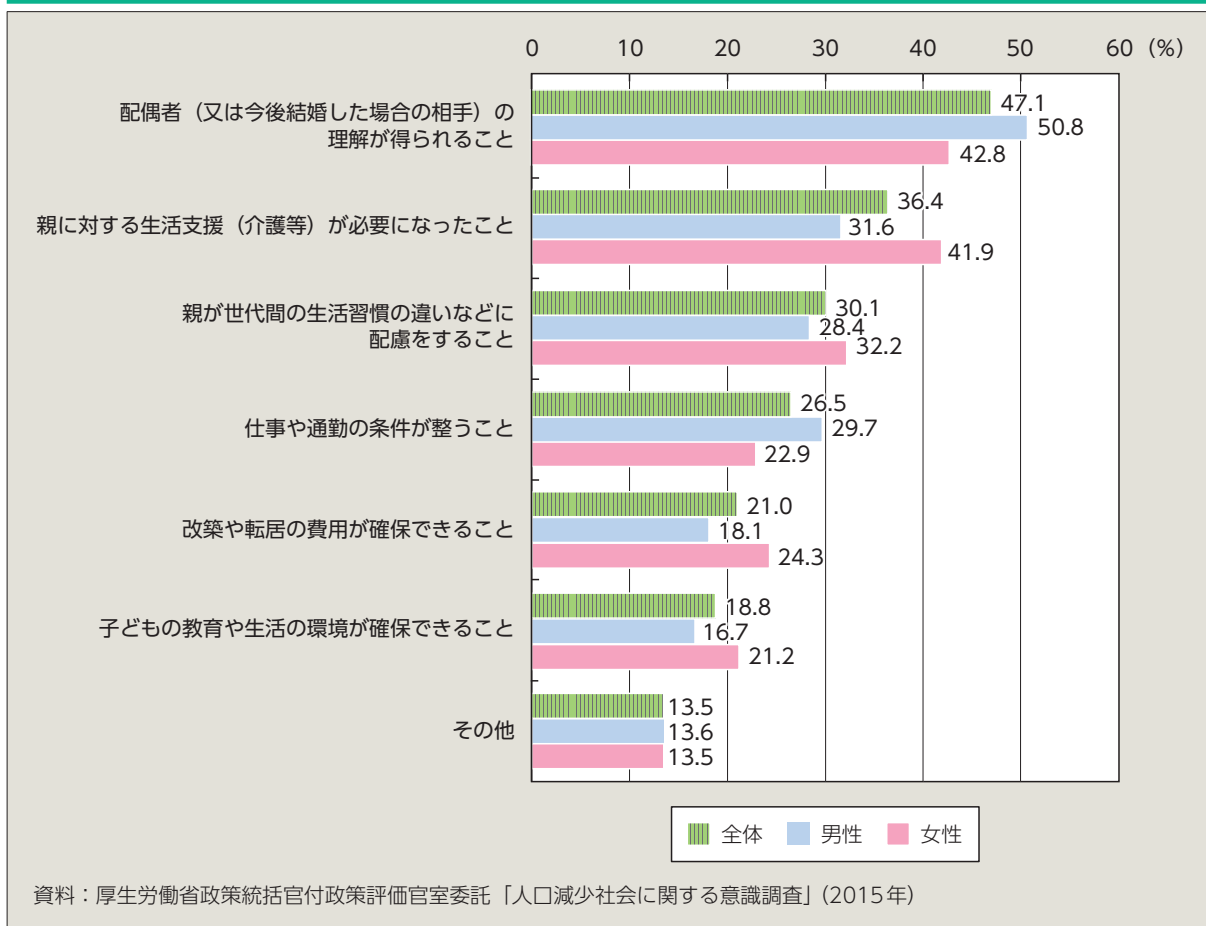


(親世代と同居をしてもよいと思う条件)

では、どのような条件ならば親世帯と同居してもよいと思うのか。同じ調査で、既婚者、未婚者含めて尋ねたところ、男女とも「配偶者（又は結婚相手）の理解が得られること」を挙げた人が最も多く（男性50.8%、女性42.8%）、次いで「親に対する生活支援（介護等）が必要になったこと」（男性31.6%、女性41.9%）だった（図表1-3-96）。

また、これ以外では、「仕事や通勤の条件が整うこと」が男性で29.7%いたほか、「改築や転居の費用が確保できること」を挙げた人も全体の21.0%いた。同居を望む人の希望の実現のために、こうしたことも考慮していくことが必要と考えられる。

図表 1-3-96 親世代と同居してもよいと思う条件

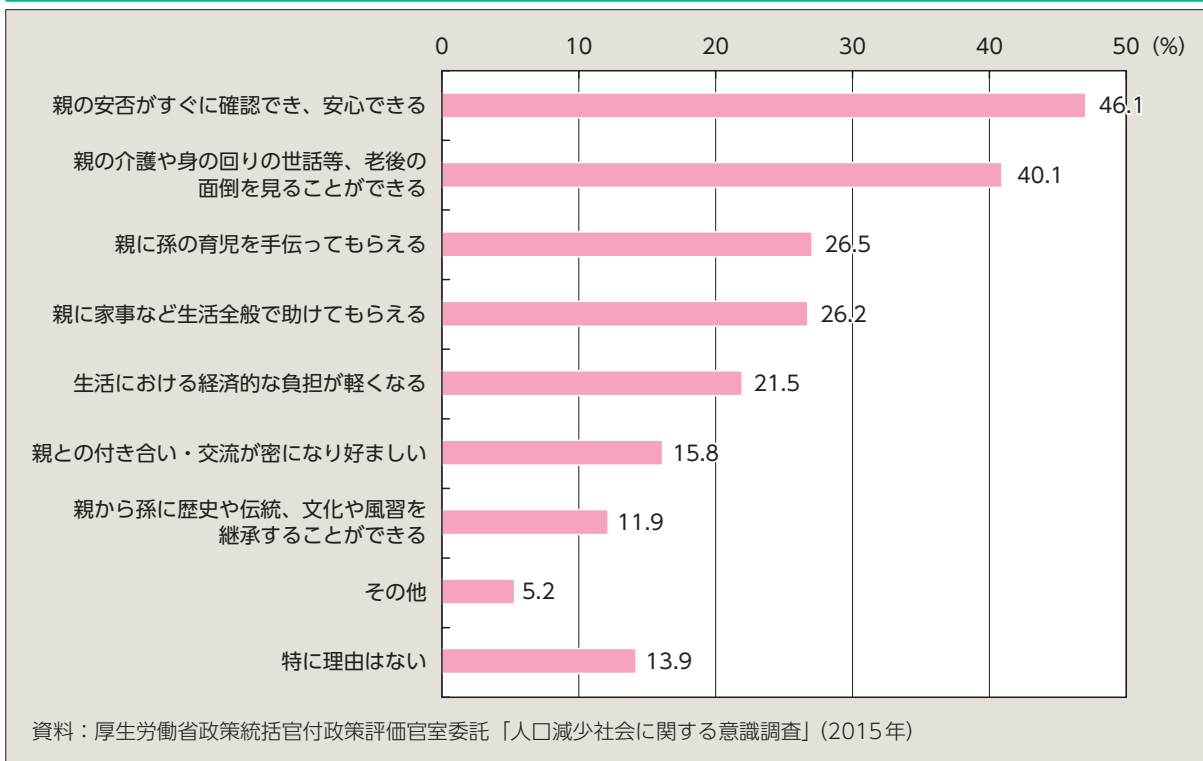


（親世代との同居や近居を望む人は、家族の助け合いを重視している）

では、同居や近居をする又はしたいと思う理由は何か。同じ調査で尋ねたところ、「親の安否がすぐに確認でき、安心できる」と答えた人が46.1%で最も多く、「親の介護や身の回りの世話等、老後の面倒を見ることができる」と答えた人が40.1%でこれに続いた。また、「親に孫の育児を手伝ってもらえる」と答えた人も26.5%、「親に家事など生活全般で助けてもらえる」と答えた人も26.2%いた。親の面倒を見ることが、親に子育てを手伝ってもらうことなど、家族の助け合いを念頭において同居や近居をしたいと思う人が多いようだ（図表 1-3-97）。

親世代が子ども夫婦の育児支援に前向きなこと（図表 1-3-91）も併せると、親世代と子ども世代がそれぞれ助け合う姿勢を持っていることが浮かび上がる。

図表 1-3-97 親世代と同居・近居してもよいと思う人の理由



(同居や近居で支え合う希望の実現と、社会全体での子育て支援に、あわせて取り組むことが重要)

このように、親世代と子ども世代が同居や近居をする住まい方は、子育ての支援、親の安否確認や身の回りの世話などのほか、それぞれが生活上の手助けを必要とするときに生活全般で家族が支え合い、つながりを保っていく上で意義深いものである。三世帯同居については、家族の住まい方の意識の変化もあって減ってはきているものの、依然、その意向を持つ若い世代も存在する。また、特に子育て世代において、同居は難しくとも近居を指向する傾向がうかがえる。

このような、同居や近居によってお互いの生活を支え合っていきたいと願う、同じ家族としてのそれぞれの世代の希望を、後押ししていける取組みも今後重要である。そのためには、この後でも触れるように、生まれ育った地元で職を得たいと希望する若者の希望がかなうよう取り組んでいくことが、とりわけ重要となってくる。

なお、同居や近居によっても、祖父母世代に子育て支援の負担が大きくなることのないよう十分留意していく必要があり、引き続き社会全体での子育て支援の充実を図っていく必要がある。

5 地域の中での子育てと地域のつながりの変化

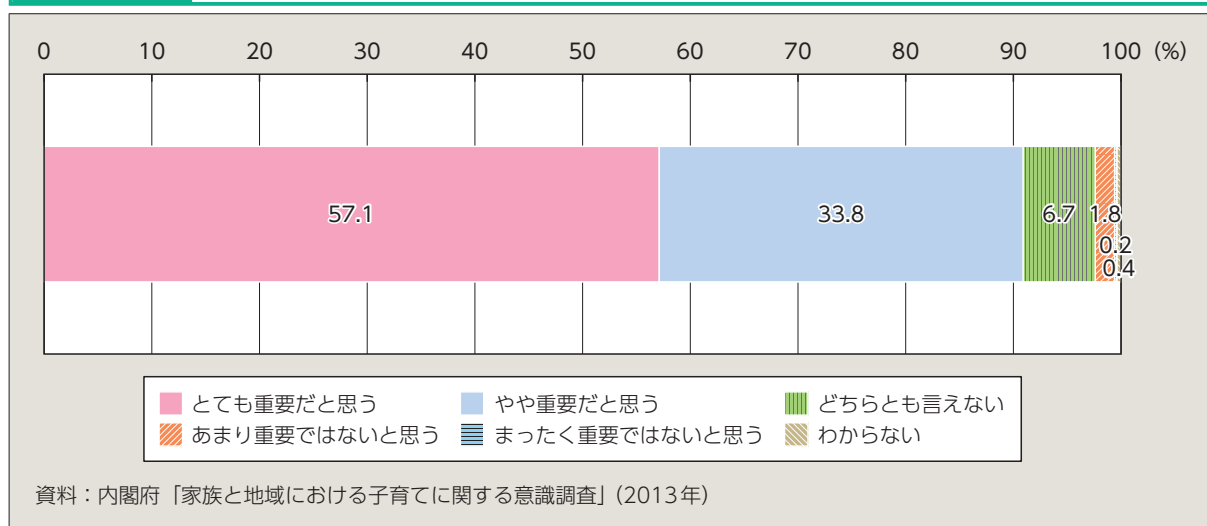
地域におけるつながりの希薄化などが懸念される中、核家族による子育てが一般化し、子育て家庭において孤立感などから不安や負担を抱えやすくなっている現状にある。このため、今後、地域社会が子育てを支える機能をどのように維持し、担っていけるかという視点も重要である。ここでは、子どもや子育て家庭をとりまく地域社会の現状や意識について見ていく。

(1) 地域社会で子育てを支えることの大切さ

(子どもの安全や安心できる子育てについて、地域社会が役割を担い、必要な支援体制を確保していくことが求められている)

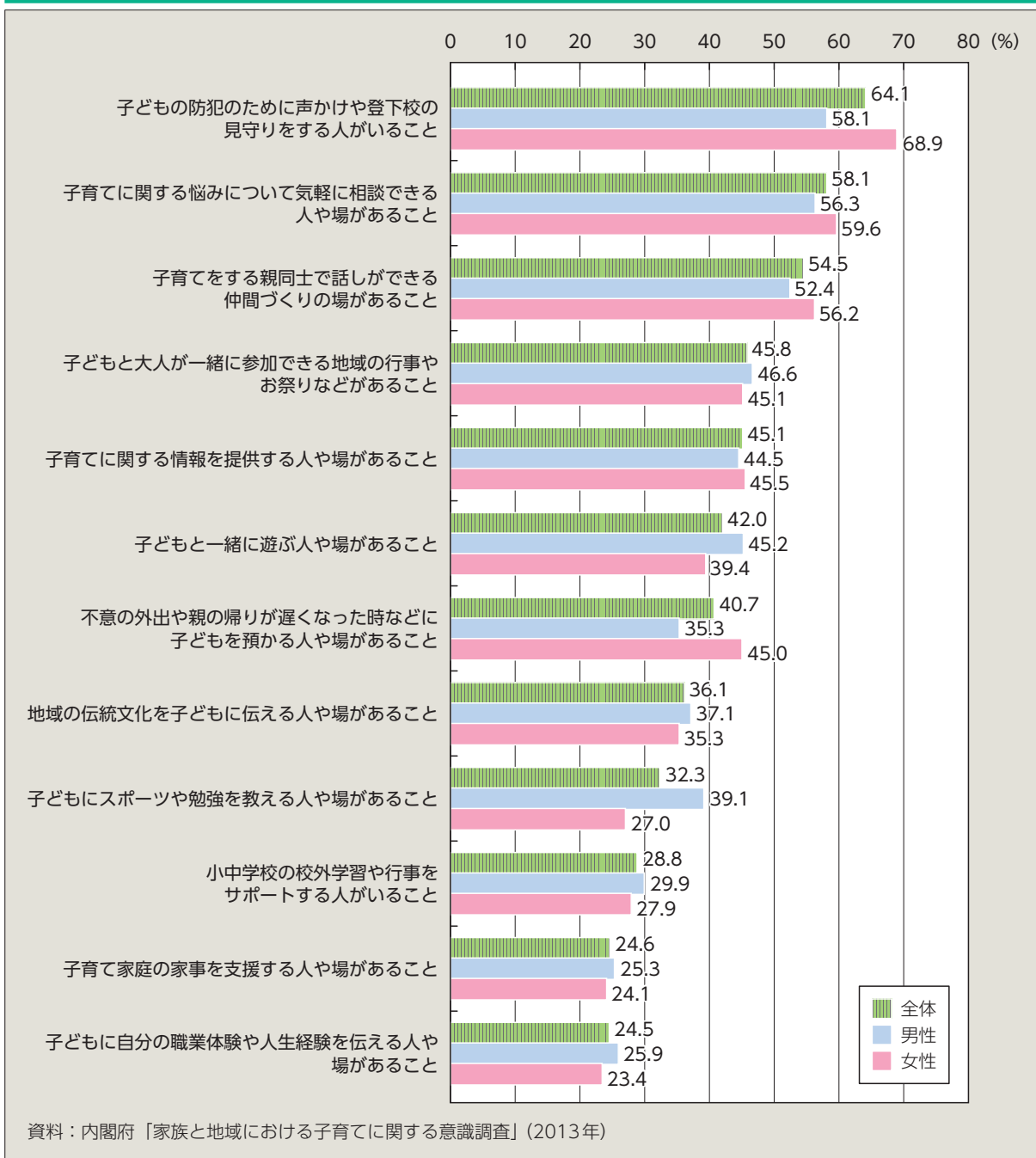
地域と子育ての関係について、全世代に、子育てをする人にとっての地域の支えの重要性を尋ねたところ、「とても重要だと思う」「やや重要だと思う」と答える人の割合は9割を超えた(図表1-3-98)。

図表1-3-98 子育てにとって地域の支えが重要か否か



地域で子育てを支えるために重要なこととしては、「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が64.1%、「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる場があること」が58.1%、「子育てをする親同士で話ができる仲間作りの場があること」が54.5%となっており、これらについては過半数の人が重要だと考えていた。性別で見ると、女性の方が男性よりも「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」や「不意の外出や親の帰りが遅くなったときなどに子どもを預かる人や場があること」等が重要だと考える傾向にあった(図表1-3-99)。このように、子どもの安全や安心できる子育てのために、地域社会が一定の役割を担い、地域で必要な支援の体制を確保していくことが求められている状況がうかがえる。

図表 1-3-99 地域で子育てを支えるために重要なこと



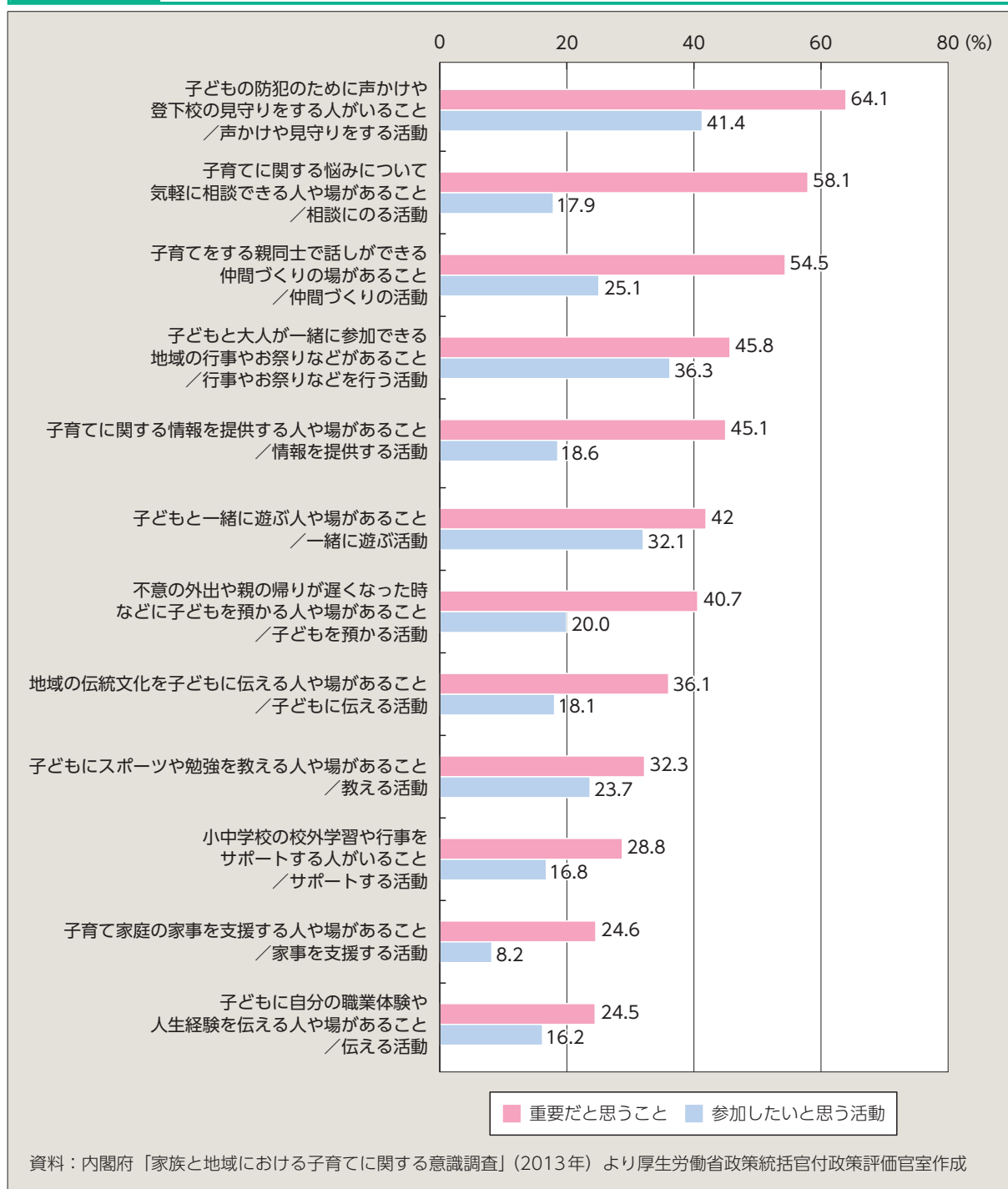
(地域住民が、子育てを支える活動の担い手として参画しやすい環境が求められる)

そして、このような地域で子育てや子どもの育ちを支える取組みとして実際に参加したいと思う活動を尋ねたところ「子どもの防犯のために声かけや登下校の見守りをする活動」や「子どもと大人と一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどを行う活動」を挙げた人が多く、これらは一般市民が比較的参画しやすい活動として考えられているものと思われる。一方で、例えば「子育てに関する悩みについて相談にのる活動」については、重要だと思ふ割合が58.1%であるのに対し、参加したいと思う人の割合は17.9%にとどまっていた(図表1-3-100)。子育ての悩みを相談できる場を確保することの重要性はある程度認識される一方で、一般の市民が気軽に参画しやすい活動としては、必ずしも捉えられていない傾向もうかがえる。

このような地域で子育てを支える様々な取組みのうち、専門性を要する相談支援などに

については、有資格者や専門的知見のある人のいる専門機関が対応する体制が必要となる。これに加え、例えば子育て親子の集いの場とあわせて子育て経験者がアドバイスをするような、一般市民も参画しやすい取組みや、意欲のある一般市民が、相談や預かりなど様々な取組みに参画できるための知識や技術を得られる研修等の体制の充実も必要である。これらを通じて、地域住民が地域で子どもの育ちや子育て家庭を支えていく取組みの担い手として、参画しやすい環境を確保していくことが求められる。

図表 1-3-100 地域で子育てを支えるため重要だと思うこと、参加したいと思うこと



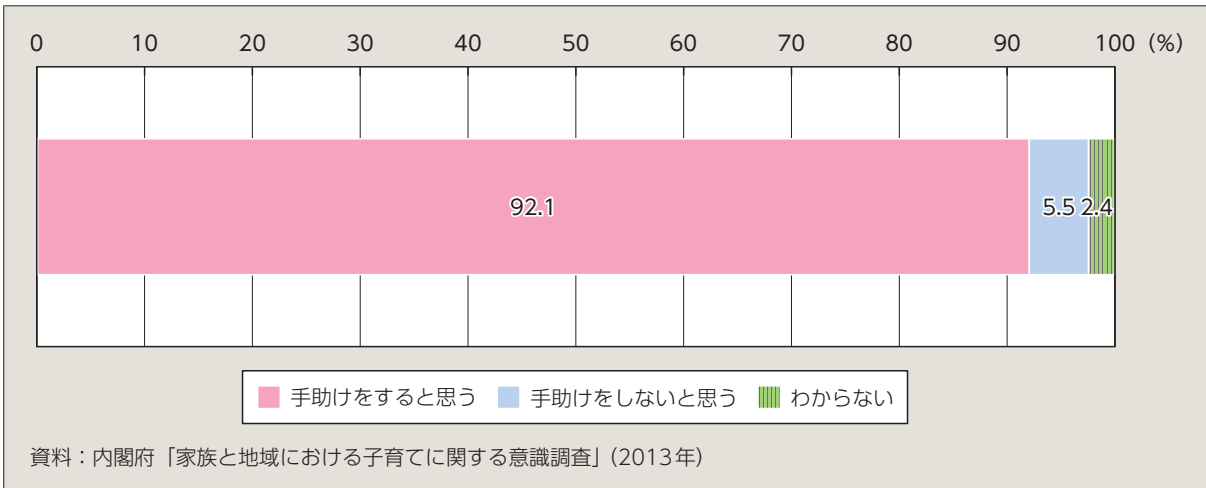
(多くの人は、子ども連れの親に対して配慮をしたいとの意識を持っている)

次に、一般の人は、日々の生活の中で子ども連れの親に対してどのような配慮の意識を抱いているであろうか。

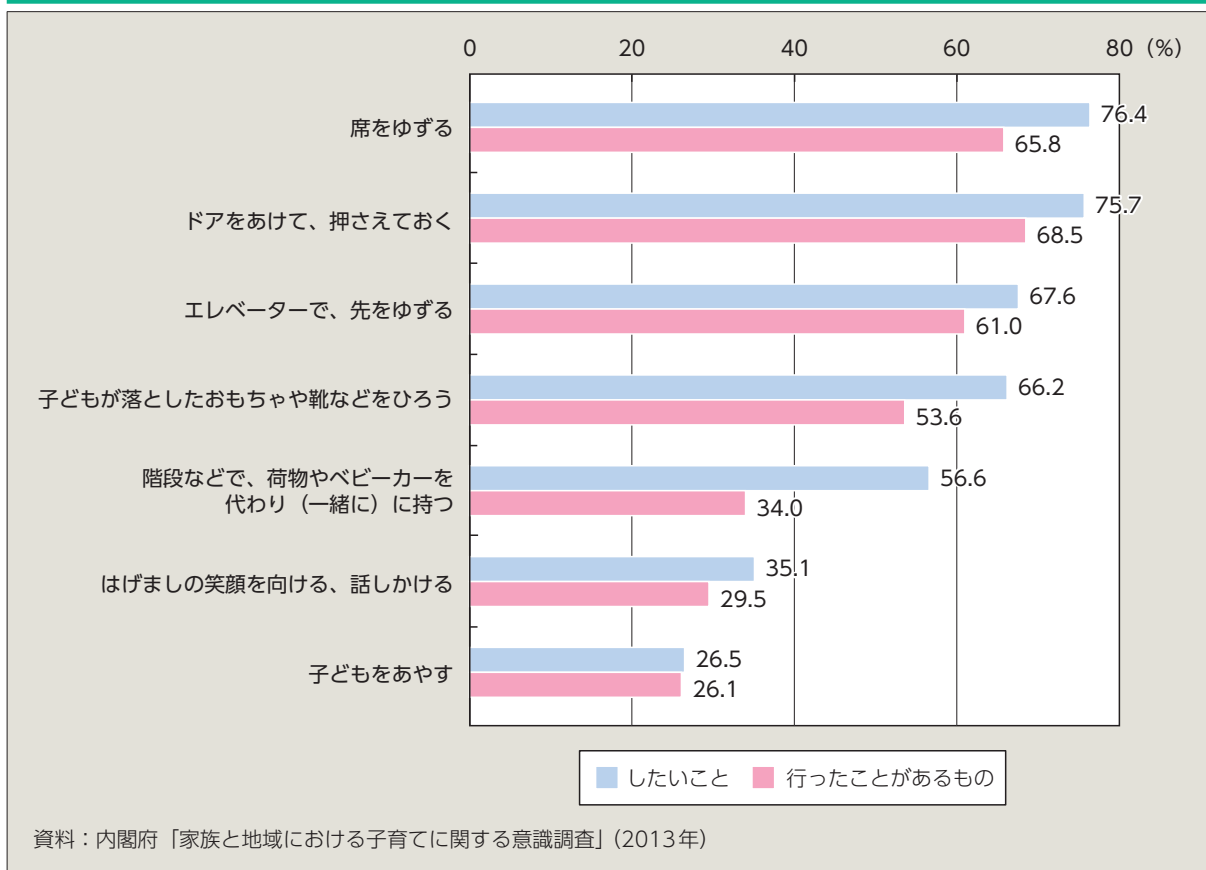
街中や電車・バスなどの公共の場でベビーカーや子ども連れの親が困っている場面を見かけたら手助けをしたいと思う人の割合は92.1% (図表 1-3-101) と、多くの人が子ども連れに対して配慮をしたいという状況がうかがえた。

そのうち具体的にしたいこととしては、「席をゆずる」は76.4%の人が、「ドアを開けて押さえておく」は75.7%の人が挙げており、これらを実際に行ったことのあるものとして挙げた割合も、それぞれ65.8%、68.5%と、交通機関などでの配慮は、かなりの人が意識している様子が見える。一方で、「はげましの笑顔を向ける、話しかける」「子どもをあやす」といった行動を行ったことのある人は、3割弱程度となっている。都会で多くの人が行き交う中や、地域の住民同士のつながりが希薄化してきている中で、こうした行動はしづらくなっているようにも思われる (図表 1-3-102)。

図表 1-3-101 子ども連れの親に対して手助けをしたいと思う人の割合



図表 1-3-102 子ども連れの親に対して「したいと思うこと」と「実際に行った行動」



(2) 地域の中での子どもを通じた付き合いの変化

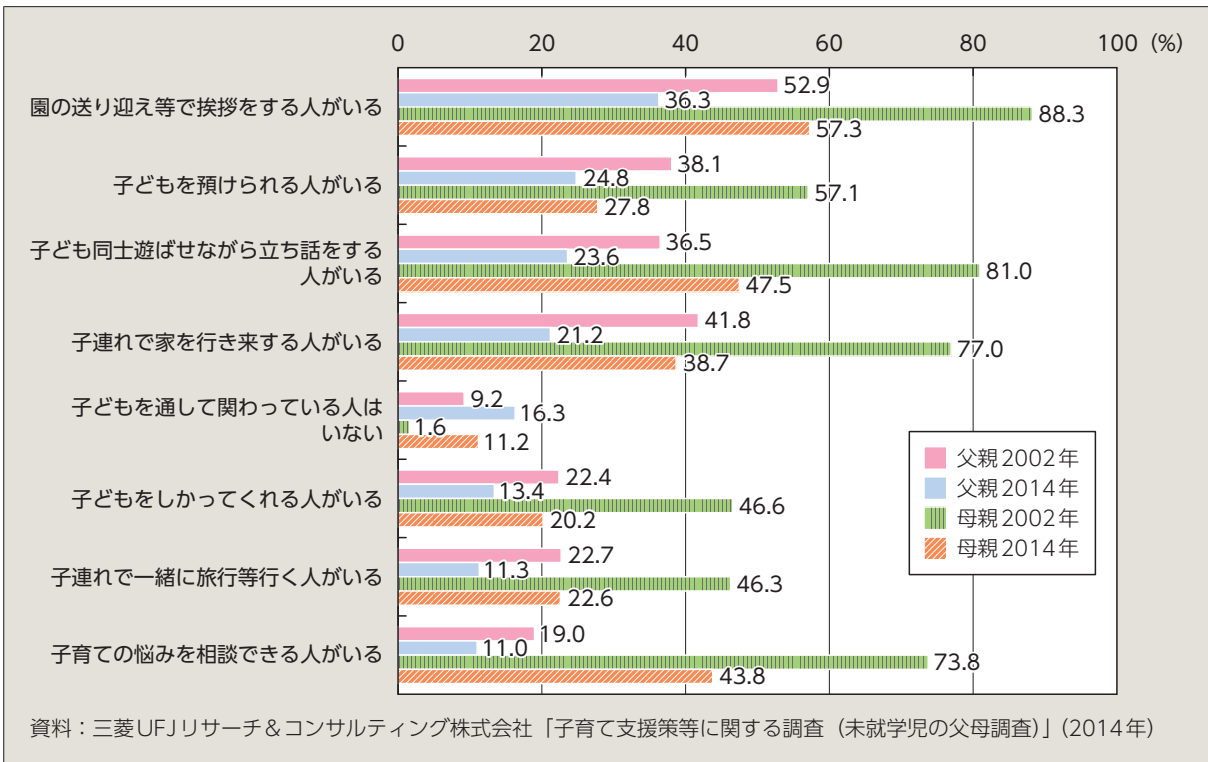
(子育て中の親の、地域の中での子どもを通じた付き合いは弱まっている)

では、実際に子育て中の親は、地域や生活の中で子どもを通じた付き合いをどのように行っているのでしょうか。

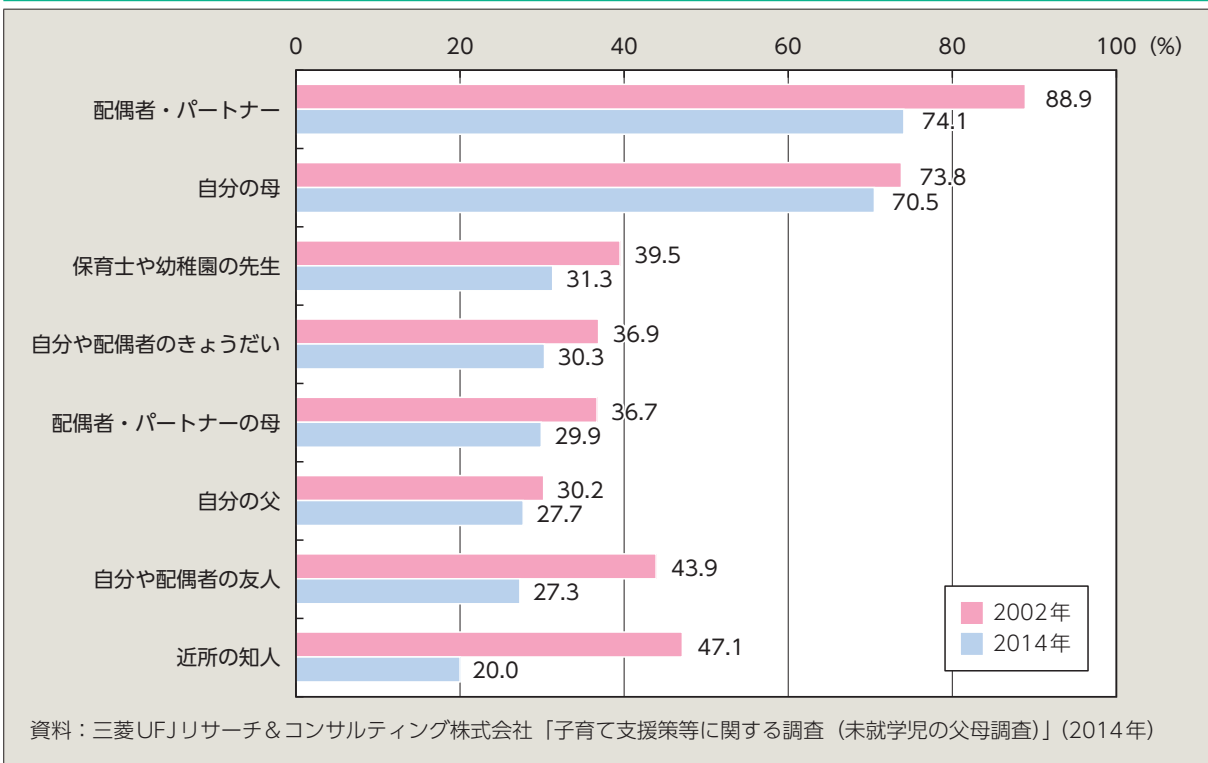
この点について、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が未就学児の父母を対象に2014（平成26）年に行った調査では、「園の送り迎え等で挨拶をする人がいる」との回答が最も多く、父親で36.3%、母親で57.3%となっている。しかしながら、12年前（2002年）の同一の調査と比較すると、この割合は大きく減少している。また、父親・母親ともに「子どもを通して関わっている人はいない」と回答した人の割合が増加する一方、「子ども同士遊ばせながら立ち話をする人がいる」「子育ての悩みを相談できる人がいる」「子連れで家を行き来する人がいる」「子どもを預けられる人がいる」といった選択肢を選ぶ人の割合は軒並み大幅に低下している（図表1-3-103）。

また、母親に対して「子育てについての相談相手」を尋ねたところ、「近所の知人」と回答した人の割合は、12年前と比較して47.1%から20.0%と大幅に低下している（図表1-3-104）。地域の中での子どもを通じた付き合いが弱まっていることや、家族以外に近所で子育てについて相談できる相手が減少している状況がうかがえる。

図表 1-3-103 子育て中の親の地域の中での子どもを通じた付き合い



図表 1-3-104 子育てについての相談相手



(都市部・住宅街における保育所立地への受け止め方について、地域活動への参加度合いにより意識の差がある)

このように、地域の中や、子育て中の親同士でも子どもを通じた付き合いが減っていることもあり、従来よりも子育ての孤立や不安が生じやすくなっていることから、地域で子

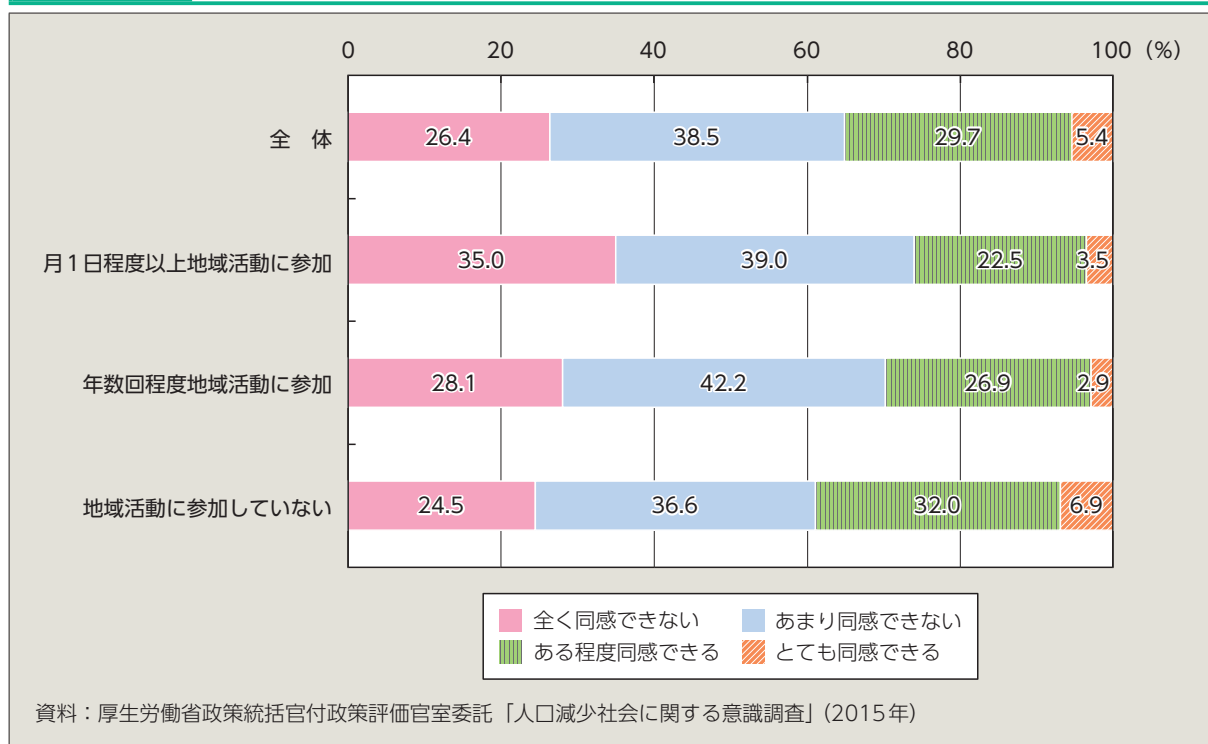
育てを支える機運を維持し、必要な支援体制を整えることはますます重要になっていると思われる。

一方で、最近、都市部において依然として多い待機児童の解消のため保育の受け皿確保の必要性がますます高まる中、住宅地での保育所の立地や運営について、園児の声などにより居住環境が乱されてしまうことの懸念などから、近隣住民が反対するといったケースも生じてきている。

厚生労働省委託調査において、このように園児の声を騒音のように意識する等により保育所立地に反対する住民の立場に、同感できるか、できないかを尋ねたところ、「全く同感できない」「あまり同感できない」とした人は合わせて64.9%であった（図表1-3-105）。このように、理解を示して受け入れていく寛容な考え方の人が相対的には多い一方で、そのように考えない人も3割強の割合でいた。

なお、こうした保育所立地や園児の声などへの意識について、地域活動（NPO、ボランティア等を含む）への参加頻度別に比較してみると、参加頻度が高い人の方が、より寛容な傾向にあった。

図表 1-3-105 保育園児の声を騒音と意識する住民の立場への共感度



コラム

都市部の保育所設置をめぐる状況と対応
～地域とのつながりの中で子どもを育む世田谷区太子堂なごみ保育園～

都市部を中心に、保育所への入所を希望しながらも入れない「待機児童」は依然多く、その数は2014（平成26）年4月現在で約2万人に上り、そのうち約8000人が東京都に存在する。

現在、この待機児童の解消等のため、保育

所の新規設置・拡充や保育士の養成、小規模保育を行う事業者への助成など、様々な施策が講じられ、保育の充実が図られている。その一方で、新たに保育所が設置されるようになった住宅地等において、住民から「子どもの声がうるさい」という苦情が寄せられるよ

うになるなど、地域との摩擦が生じるようなケースも発生しており、実際に防音措置を講ずる保育所なども出てきている。このように住民の居住環境へ配慮が必要となる一方で、子どもの声を騒音扱いするのではなく、地域社会が子どもの健やかな成長・育成を支えていけるようにする視点が重要であり、2014年には、東京都が、騒音について規制してい

る条例から子どもの声を除外するなどの措置もとられている。

このような中、都市部の自治体が、保育所確保に苦心しつつも、建設計画段階から、地域と地道に相互理解を深める対話を重ね、設置・運営に至ったケースもある。そのような取組みの事例として、世田谷区太子堂の「太子堂なごみ保育園」を取り上げる。

地域で子どもを育てる～世田谷区太子堂～

ここは世田谷区の太子堂地区。

「子どもの声のない街に将来はありません。」

住民参加型まちづくりの中心である太子堂2, 3丁目地区まちづくり協議会の梅津政之輔代表と、この地区に保育園を開設した社会福祉法人なごみ福祉会の栗田怜子統括園長は異口同音に語る。



ところが、この地区に保育園の建設が計画された当初、この2人は対立する立場にあったという。梅津さんをはじめとする地域住民は、この用地を防災拠点としての公園とすることを区に要望していたからだ。また、保育所ができれば、住宅街の静かな環境が乱されるのではないかと不安も、住民の間に募った。

しかし、梅津さんは区などと話すうちに、地域で子どもを育てる大切さを感じるようになり、住民代表として、地域が保育所建設を何とか受け入れられないか考えた。区や保育所運営事業者に対しては地域住民の声をよく聞くよう要望しつつ、地域住民には意見や不安を正直に話すよう呼びかけた。その後1年弱の間、10回を超える近隣住民説明会が行われた。

「対立は第1歩、話し合うことが創造的解決策を生む。」



最初は説明会で怒鳴っていた住民が、説明会を重ねることでお互いの立場を徐々に理解するようになり、最後は、街を案内しながら園児のお散歩ルートを提案してくれる程までになったという。

栗田さんは、地域とともに運営できる園の設置を目指す立場から、近隣住民説明会を通じて地域住民の意見や不安などを真剣に受け止め、子育てにとっても大切である地域・住民とのつながりを大事にしていった。

そして、住民の様々な意見を取り入れながら、保育園を作り上げていった。

送迎用の駐輪場が園内にあるのは、狭い道路での送迎を懸念した住民の意見から。

敷地の中央に施設があるのは、出火時の飛び火という住民の不安から。

施設の地下に防火水槽を備え、地域の防災拠点となったのは住民の要望から。

そして、子どもの声の近隣への影響も考えながら、窓の配置など構造面で、できる限り工夫もした。

こうして生まれた「太子堂なごみ保育園」

「親ができる子育ては良くて1割、残り9割は地域や社会が育てていくもの。」

そんな意識が地域にも芽生えたのではないかと、梅津さんと栗田さんは感じている。

今では、園児がお散歩の途中で近隣住民のご自宅のトイレを借りることができるまで、

保育園は地域に溶け込み、住民は園児達を支えている。また、ご自宅の池に園児がカエルを見に来るようになり、子どもたちから「カエルのおじさ〜ん」と呼ばれるようになったと笑顔で話す梅津さん。

さらに、園児をはじめ子ども達は、近所のお祭りでも欠かせない存在となっている。

お互いの顔を見ながら、時間と手間を惜しまず、率直に話し合うこと。

「太子堂なごみ保育園」の誕生には、近隣との関係が希薄化しつつある時代の流れの中で、地域住民とのつながりを育み、そのつながりの中で子どもを産み育てていくにはどうしたらよいかを考える上で、大切なヒントが隠されているのではないだろうか。

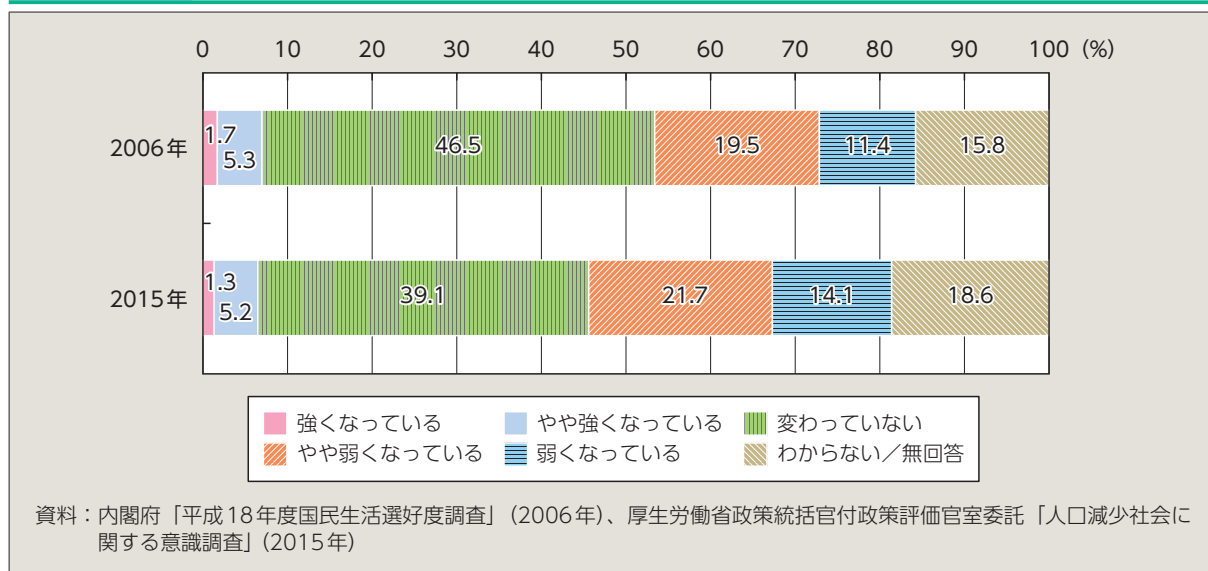
(3) 地域のつながりの希薄化

(地域のつながりの希薄化の原因として少子高齢化と人口減少を挙げる人が多い)

地域の中で子どもを通じた付き合いが減少している中で、地域のつながり自体についてはどのように感じられているのだろうか。

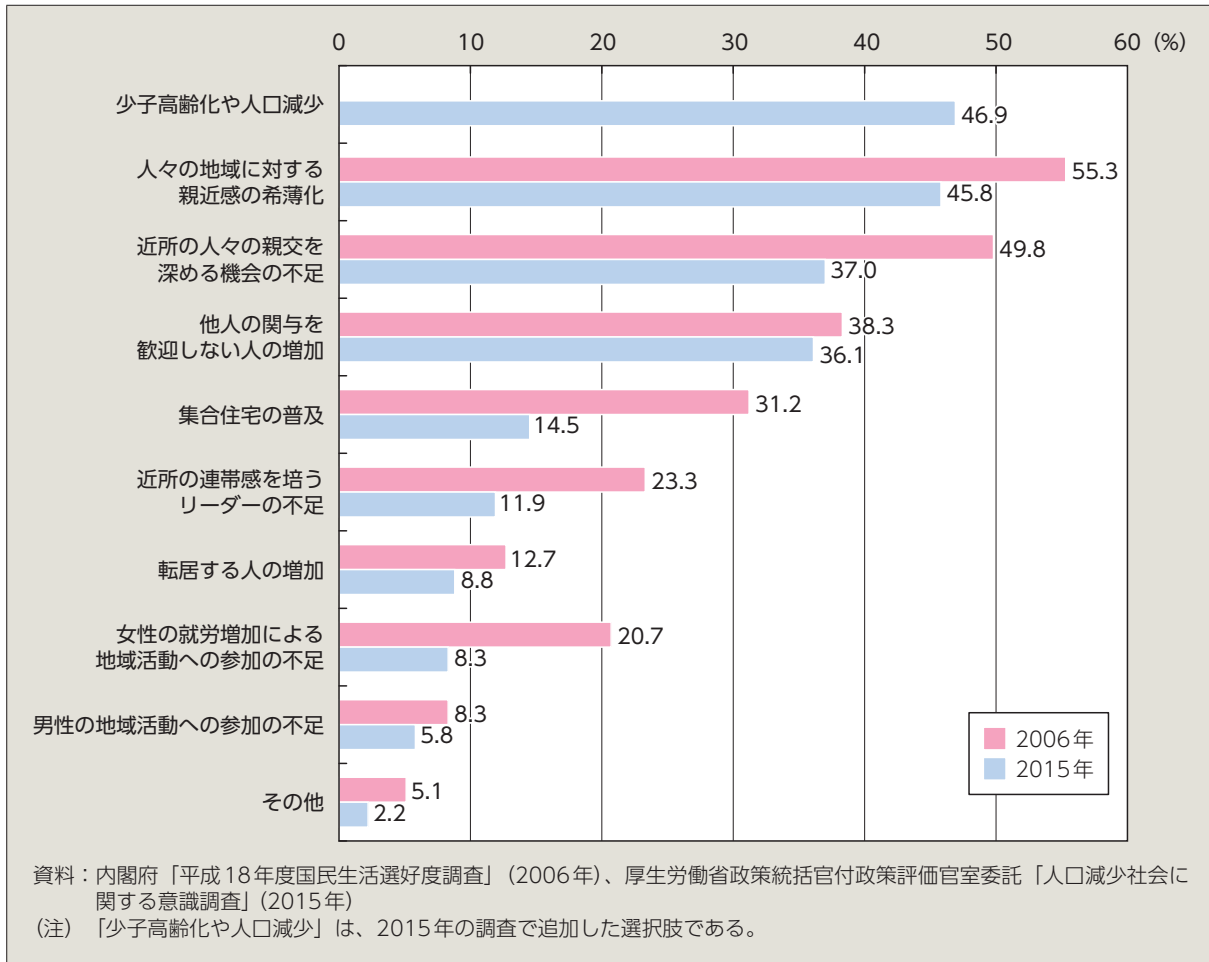
2015（平成27）年の厚生労働省委託調査で、地域のつながりが10年前と比べてどのようになっているかを尋ねたところ、「弱くなっている」又は「やや弱くなっている」と思う人の割合は、合わせて35.8%だった。2006（平成18）年度の国民生活選好度調査では、同一の質問に対して「弱くなっている」又は「やや弱くなっている」と答えた人の割合は30.9%であり、あまり変化はないが、いずれの調査でも、地域のつながりが弱くなっていると考える人が相対的に多いことが見てとれる（図表1-3-106）。

図表 1-3-106 地域のつながりが10年前と比較してどうなったか



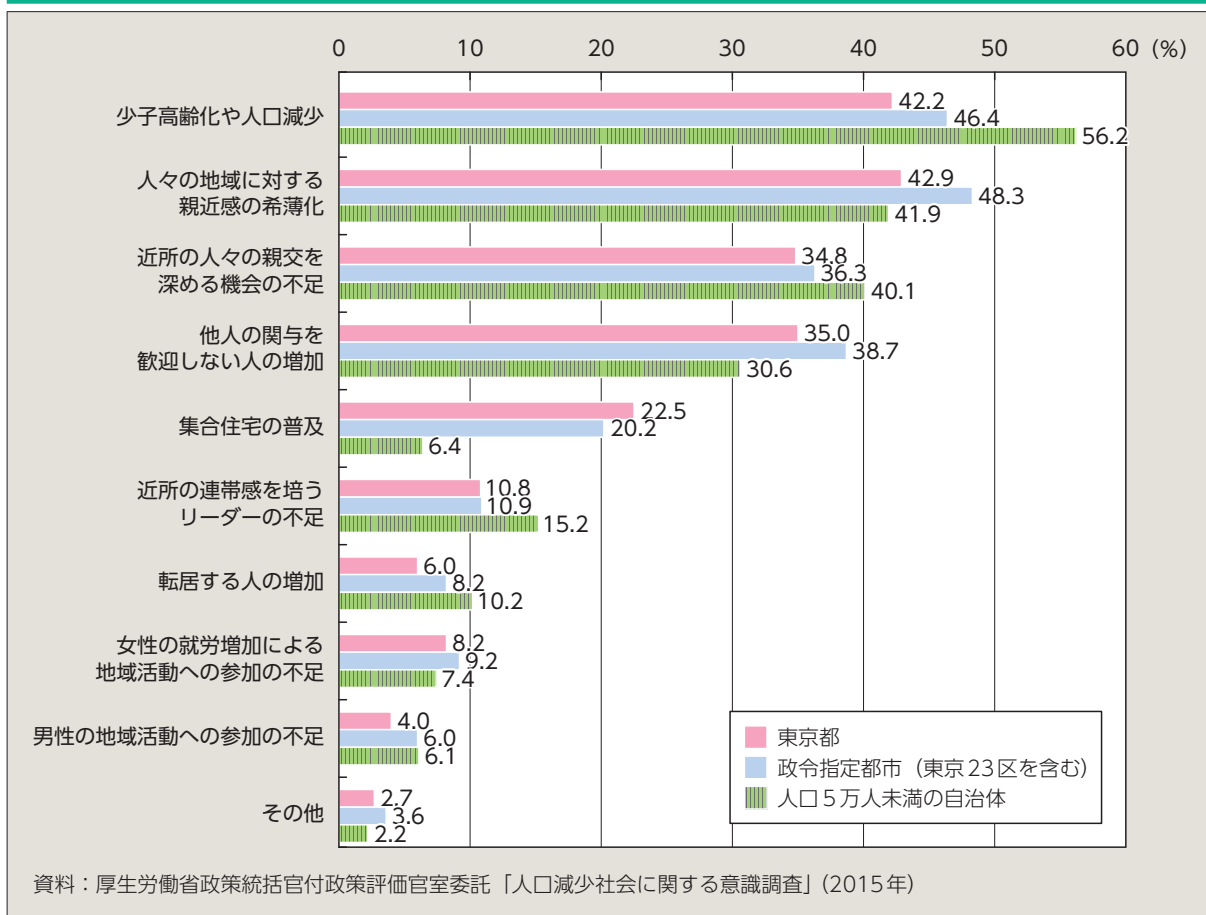
そして、「弱くなっている」又は「やや弱くなっている」と答えた人に、そう思う理由を尋ねたところ、厚生労働省委託調査では「少子高齢化や人口減少」を選んだ人が46.9%で最も多かった。9年前の国民生活選好度調査では「人々の地域に対する親近感の希薄化」を選んだ人が55.3%で最も多く、今回も45.8%と2番目に多くの人がこの選択肢を選んでいった（図表1-3-107）。「少子高齢化や人口減少」は、2015年の厚生労働省委

図表 1-3-107 地域のつながりが弱くなっていると思う理由



なお、地域のつながりが弱くなった理由を地域別にみると、人口5万人未満の自治体では「少子高齢化や人口減少」を選んだ人が56.2%と多かったのに対し、東京都では「集合住宅の普及」を選んだ人が22.5%と他の地域と比べて多かった（図表1-3-108）。地方において少子高齢化や人口減少の影響がより深刻であること、また都市部においては集合住宅が普及することで近所との往来が少なくなる現状があると考えられる。

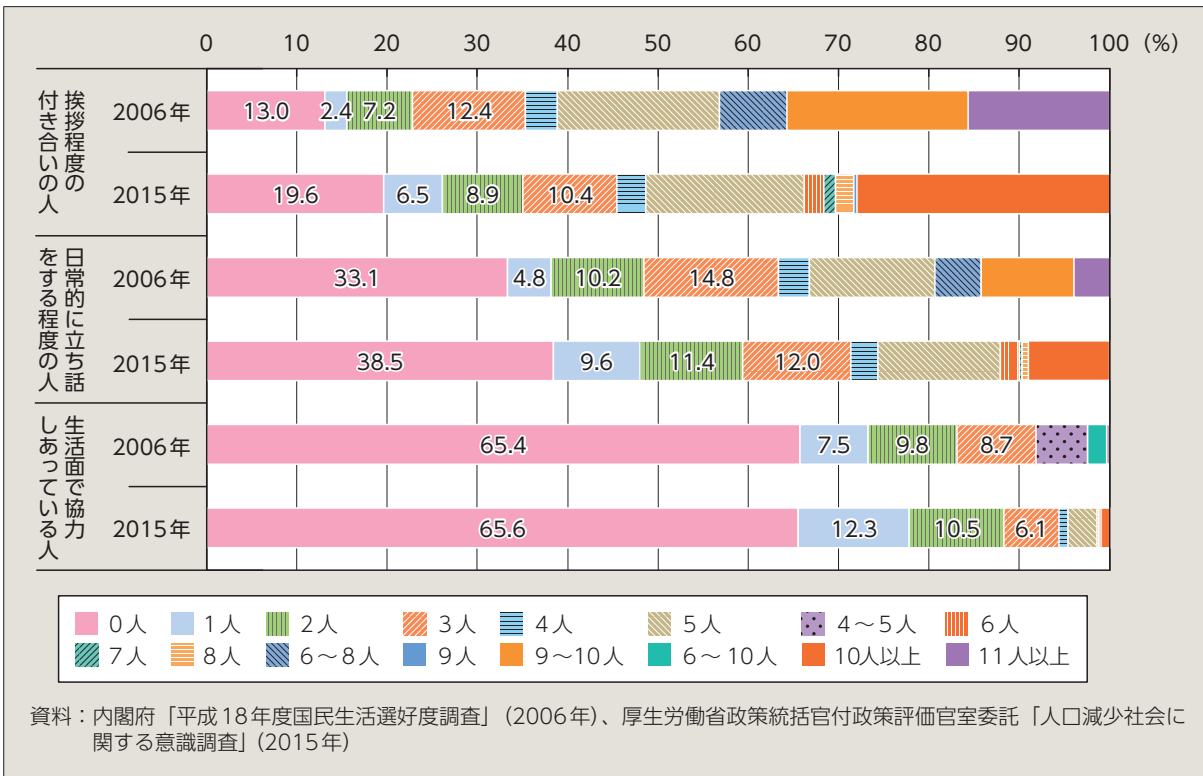
図表 1-3-108 地域のつながりが弱くなったと思う理由（地域別）



(近所で挨拶程度の付き合いもないという人が、約2割に上る)

このように、地域のつながりが弱まっていることが懸念される中、実際に住民同士で、近所付き合いをする人数も減っているのだろうか。近所付き合いの程度について「挨拶程度の最小限の付き合いの人」「日常的に立ち話をする程度の付き合いの人」「互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど生活面で協力し合っている人」がそれぞれどれくらいいるか、2006年と2015年の調査結果を比較した。この結果、全ての項目で、付き合いの人数が「0人」、「1人」、「2人」と比較的少ない人の割合が9年前よりも、それぞれ増える傾向にあった。そして、挨拶程度の最小限の付き合いすらも「0人」と答えた人が、約2割に上っている状況にある (図表 1-3-109)。

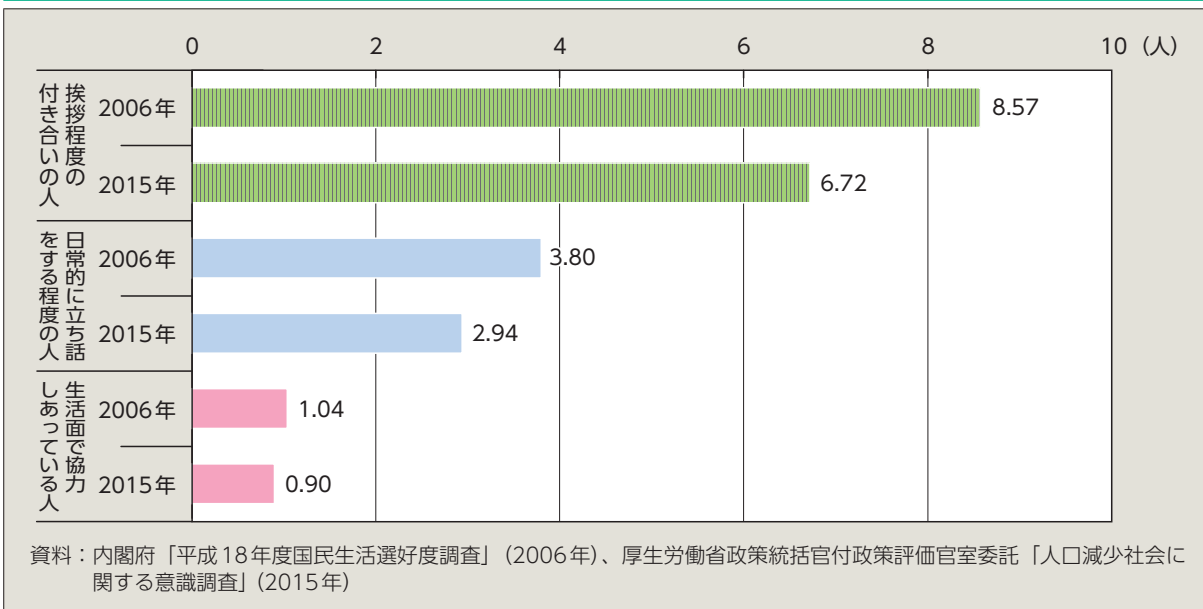
図表 1-3-109 地域で付き合いがある人の人数の変化



具体的に、付き合い等をする平均人数の数値を見てみると、2015年の調査では「挨拶程度の最小限の付き合いの人」が6.72人「日常的に立ち話をする程度の付き合いの人」が2.94人「互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど生活面で協力し合っている人」が0.90人となっている。これに対し2006年の調査では、それぞれ8.57人、3.80人、1.04人となっており、両調査の間で、付き合ったり支えあいをする人数が減ってきている（図表1-3-110）。

単身世帯の増加（図表1-3-64参照）や高齢化に伴い、1人暮らしの高齢者などの社会的孤立の問題が懸念されるようになってきている。地域のつながりをはじめ、人との交わりを増やすことや支え合いを通じて、豊かな人間関係を築くことにより、人口減少社会にあっても、暮らしの中で豊かさを実感できるようにすることが重要である。

図表 1-3-110 近所でつながりのある人数の平均



(小規模な自治体に居住する人や子どもがいる人の方が、近所付き合いが密)

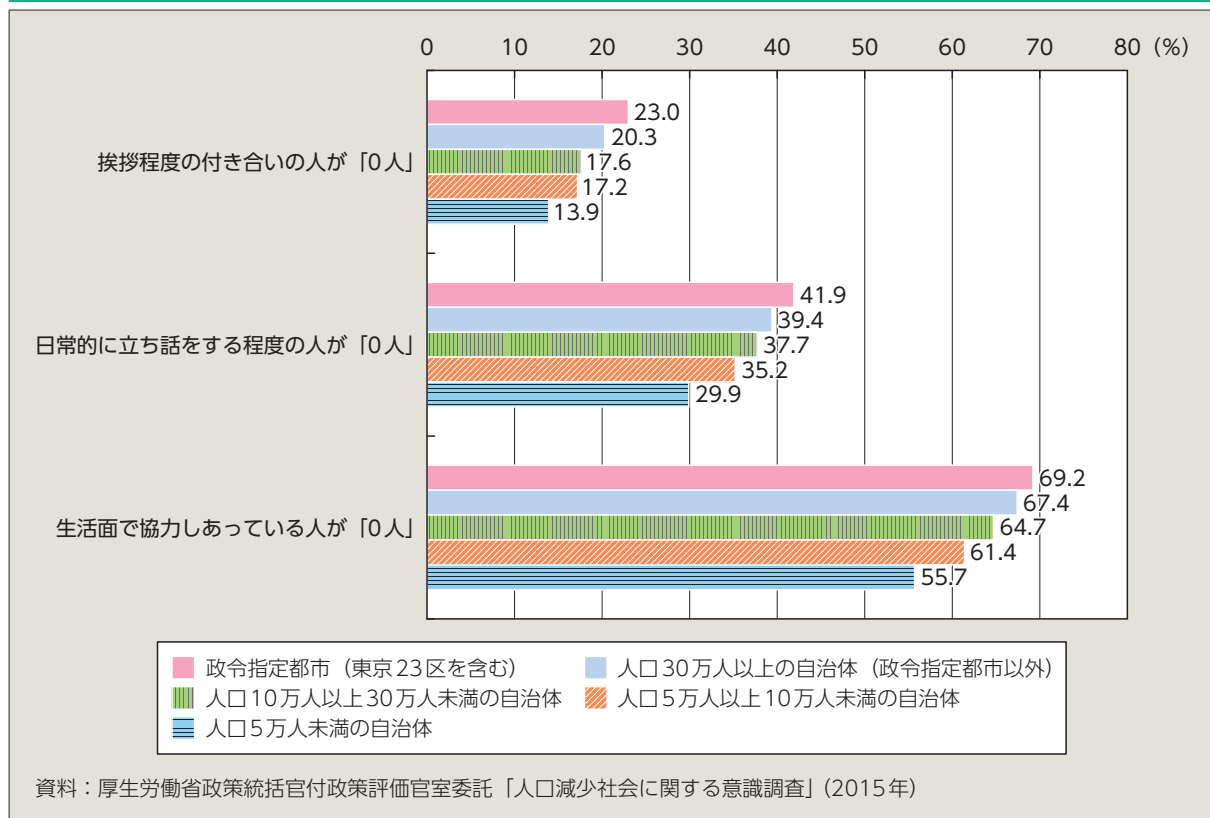
近所付き合いの程度は、居住する自治体の規模や子どもの数、兄弟姉妹の数との相関関係が見られた。

まず、居住する自治体の規模別に見たところ、「挨拶程度の最小限の付き合いの人」「日常的に立ち話をする程度の付き合いの人」「互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど生活面で協力し合っている人」が「0人」と答えた人の割合は、政令指定都市ではそれぞれ23.0%、41.9%、69.2%であったのに対して、人口5万人未満の自治体では13.9%、29.9%、55.7%だった(図表1-3-111)。小規模な自治体の方が、近所付き合いがない人の割合は低くなっており、近所付き合いが相対的に密である傾向はうかがえるが、小規模な自治体でも、挨拶程度の付き合いがない人の割合が13.9%に上っている。

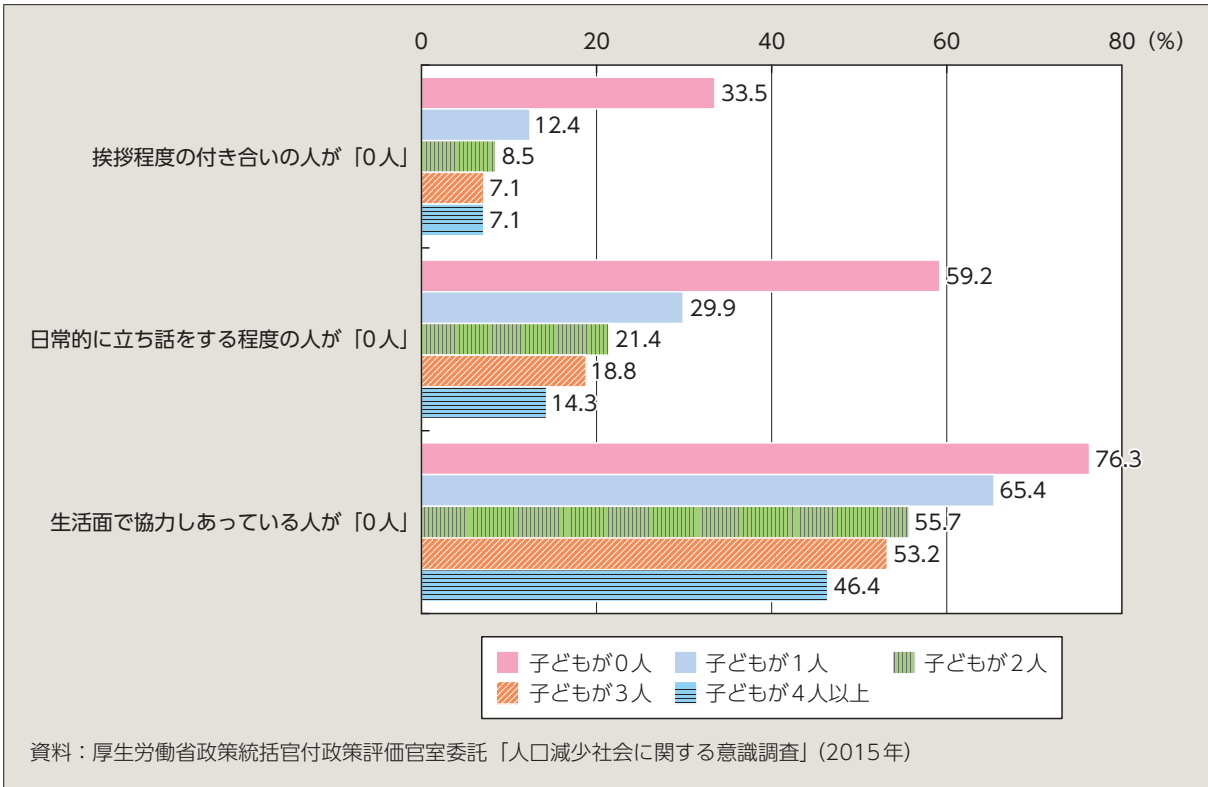
また、子どもの人数別では、子どもが「0人」の家庭では、「挨拶程度の最小限の付き合いの人」「日常的に立ち話をする程度の付き合いの人」「互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど生活面で協力し合っている人」が「0人」と答えた人の割合が、それぞれ33.5%、59.2%、76.3%であったのに対して、子どもが「3人」の家庭では、それぞれ7.1%、18.8%、53.2%となっていた(図表1-3-112)。子どもの数が多い人の方が、近所の人とのつながりがない割合は低くなる傾向にある。

また、兄弟姉妹数別では、1人っ子の人では「挨拶程度の最小限の付き合いの人」「日常的に立ち話をする程度の付き合いの人」「互いに相談したり日用品の貸し借りをするなど生活面で協力し合っている人」が「0人」と答えた人の割合が、それぞれ28.8%、46.7%、70.6%だったのに対し、3人以上兄弟姉妹がいる人では、それぞれ15.3%、32.9%、63.1%だった(図表1-3-113)。

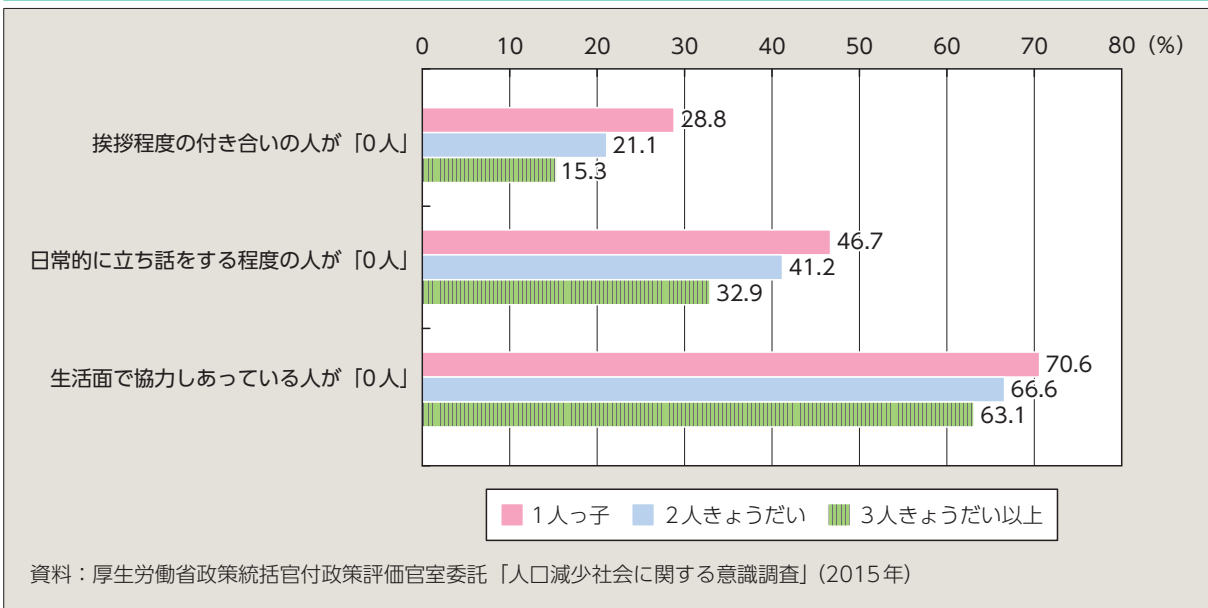
図表 1-3-111 居住自治体規模別の近所との交際度合い(交際人数が「0人」と答えた人の割合)



図表 1-3-112 子どもの数別の近所との交際度合い（交際人数が「0人」と答えた人の割合）



図表 1-3-113 きょうだいの数別の近所との交際度合い（交際人数が「0人」と答えた人の割合）



(4) 地域活動への参加状況

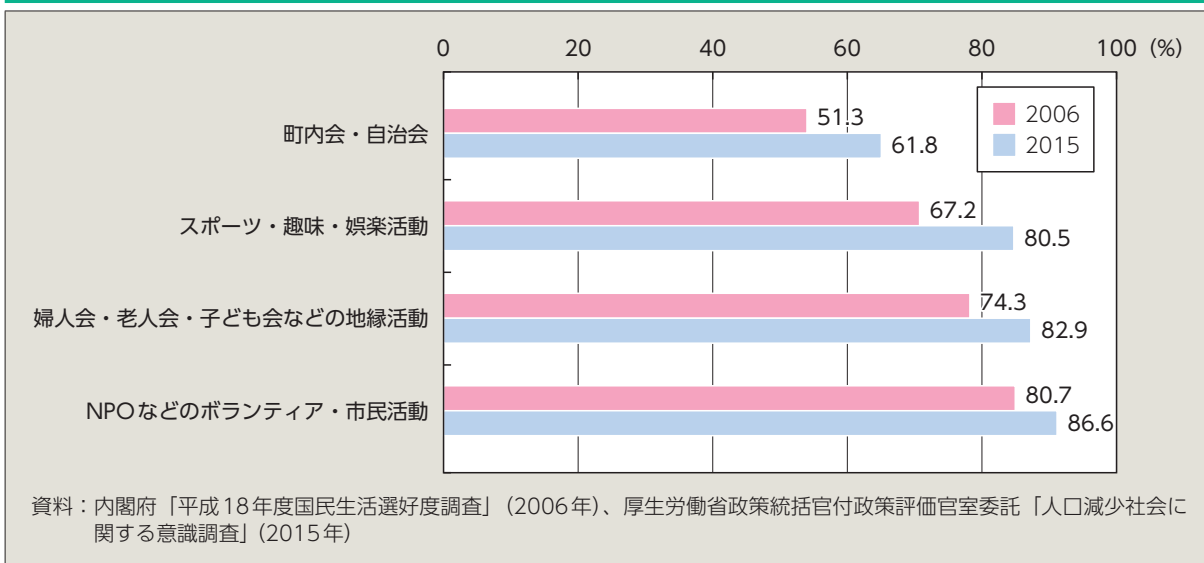
(地域活動への参加状況も低下傾向)

また、地域活動への参加状況も低下傾向にある。

厚生労働省委託調査では、「町内会・自治会」へ参加していない人は61.8%、地域の「スポーツ・趣味・娯楽活動」へ参加していない人は80.5%であった。これに対して9年前（2006年）の国民生活選好度調査では、「町内会・自治会」へ参加していない人は51.3%、地域の「スポーツ・趣味・娯楽活動」へ参加していない人は67.2%となってお

り、地域活動へ参加する人が減ってきている現状にあることがわかる（図表1-3-114）。

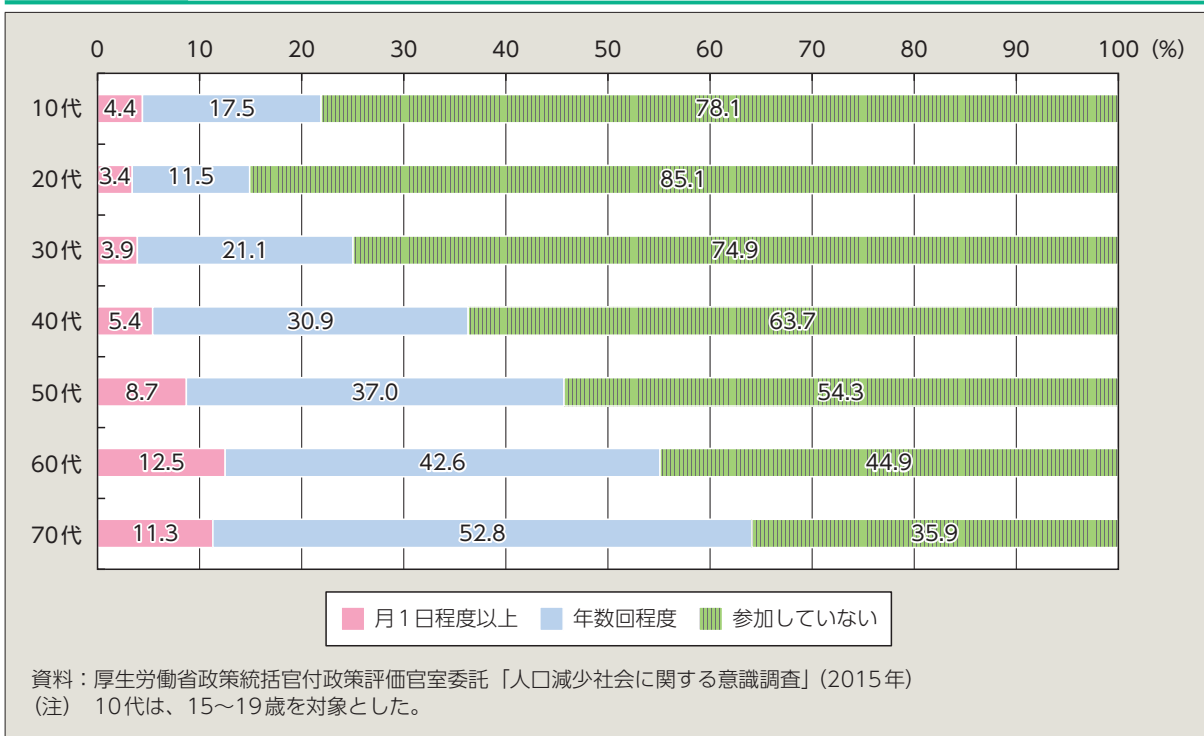
図表 1-3-114 地域活動へ参加していない人の割合



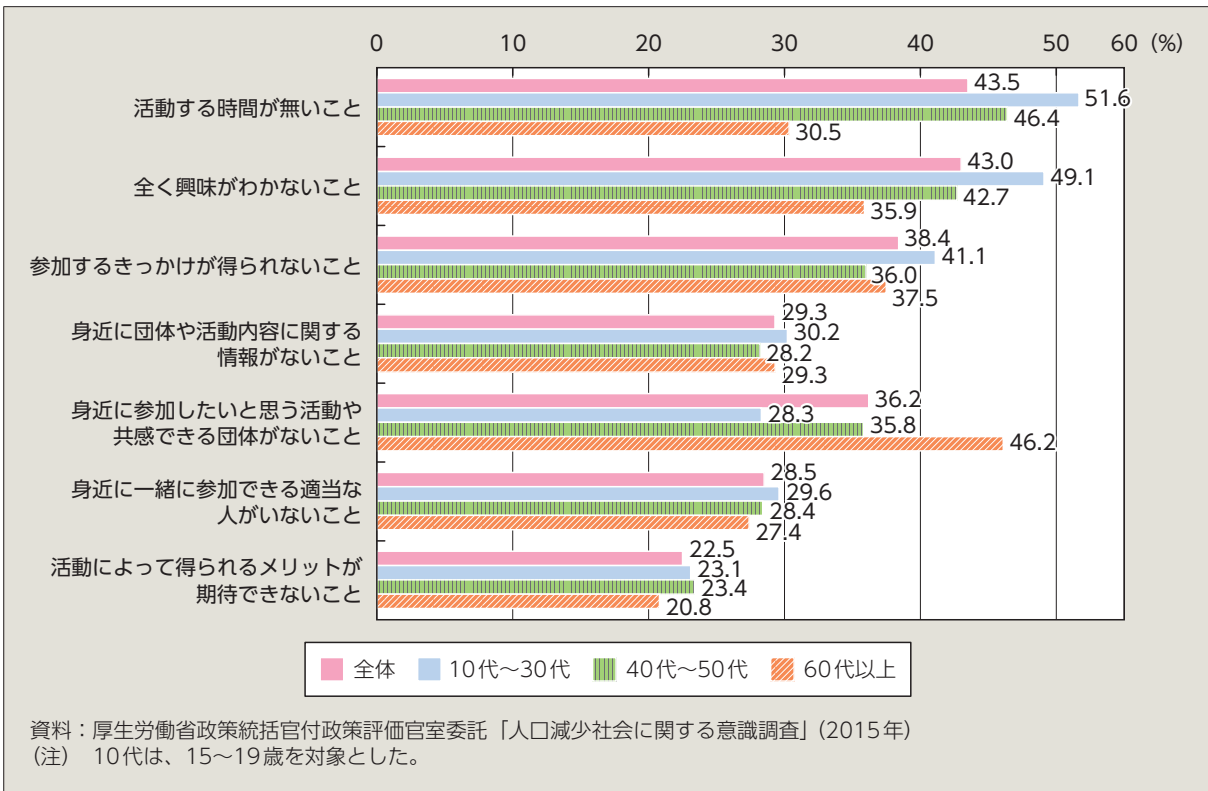
また、地域活動への参加状況について、「町内会・自治会」に「月1日程度以上」又は「年数回程度」参加する人は、全体で38.1%いるが、世代別にみると、20代では14.9%しかおらず、年代が上がるにつれて参加率が高くなっている（図表1-3-115）。

地域活動へ参加する際に苦勞すること又は参加できない最も大きな要因としては「活動する時間がないこと」を挙げた人が最も多く（43.5%）、その割合は特に若い世代の方が高かった（図表1-3-116）。特に若い世代について、地域への関心があったとしても時間に余裕がない現状にあることがうかがえる。

図表 1-3-115 年齢階級別の町内会・自治会への参加頻度



図表 1-3-116 地域活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因

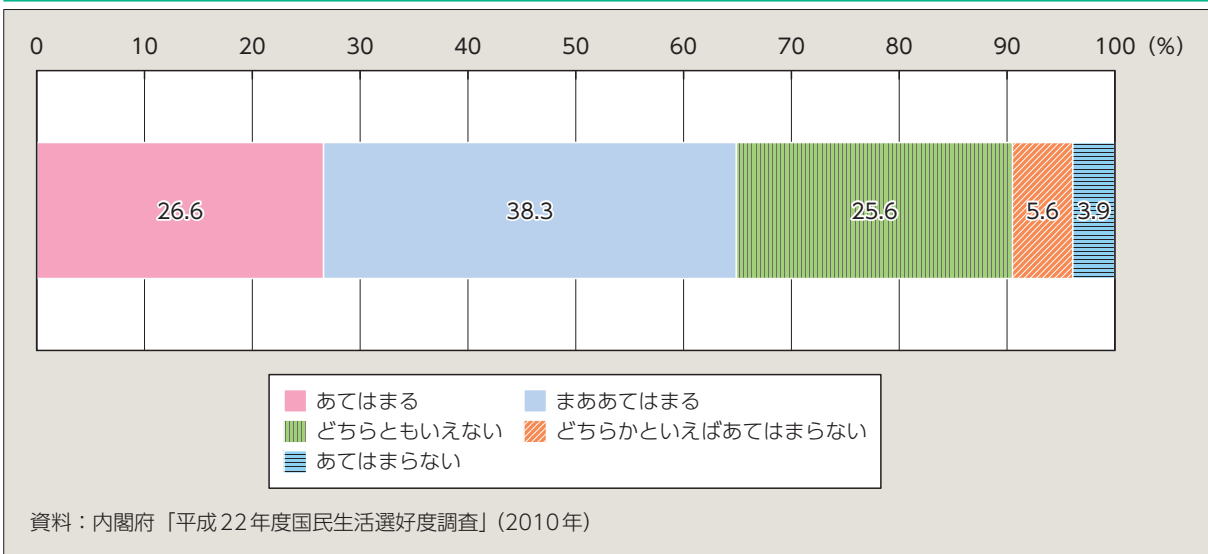


(5) 人々の地域への思い

(つながりが薄まりつつある中でも、人々の地域への思いは依然として強い)

2010(平成22)年度の国民生活選好度調査において、住んでいる「地域に愛着がある」か否かを尋ねたところ、「あてはまる」又は「まああてはまる」と答えた人は、合わせて64.9%だった(図表1-3-117)。比較的多くの人々が自分の住む地域に愛着を持っていることがわかる。

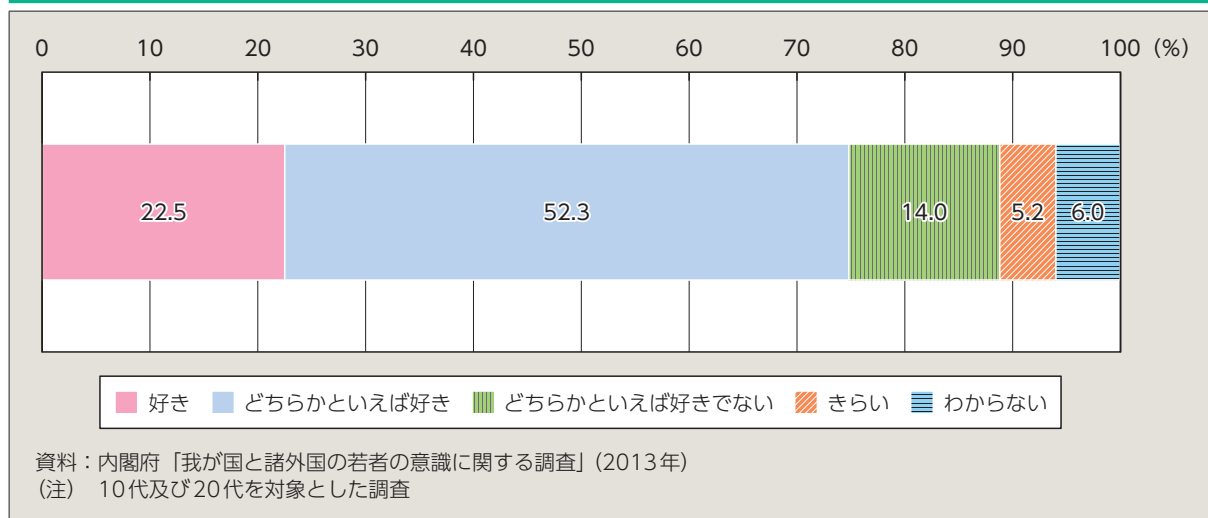
図表 1-3-117 地域への愛着があると感じるか



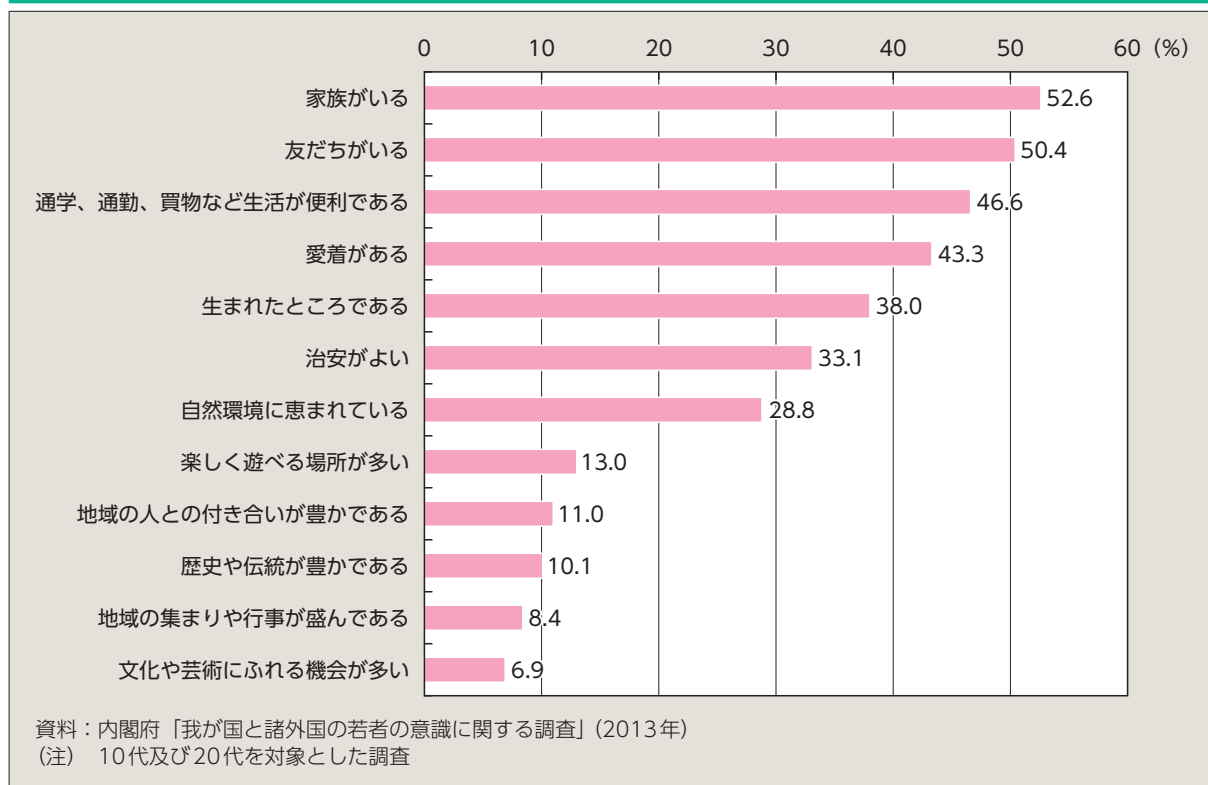
また、10代及び20代の若者を対象にした調査で、「今住んでいる地域(市町村)が好き」か否かを尋ねたところ、「好き」又は「どちらかといえば好き」と答えた人は、合わせて74.8%いた(図表1-3-118)。その理由としては、「家族がいる」と答えた人が

52.6%で最も多く、次いで「友達がいる」の50.4%となっており（図表1-3-119）、家族や友人といった人とのつながりの存在を理由にあげる若者が多い傾向にあった。

図表 1-3-118 今住んでいる地域（市町村）が好きか否か（10代・20代）



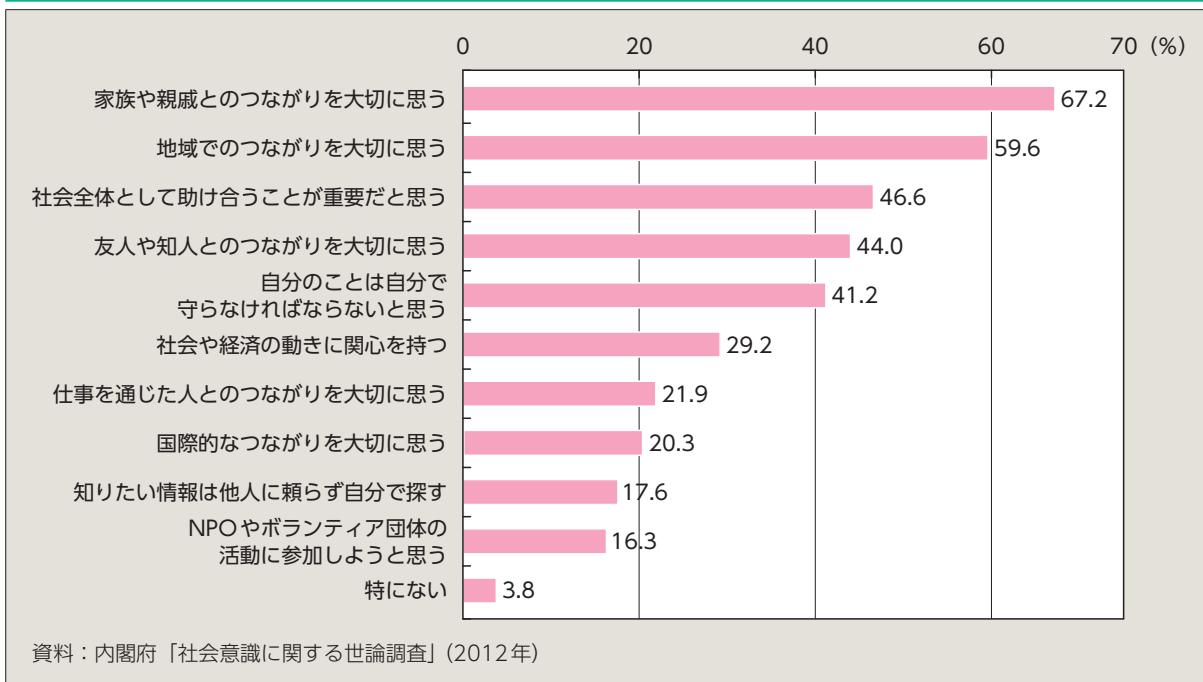
図表 1-3-119 今住んでいる地域が好きな理由（10代・20代）



（東日本大震災後、地域のつながりを大切に思うようになったという人も多い）

また、別の調査で、2011（平成23）年の東日本大震災後の事情の変化について、震災後強く意識するようになったことは何かを尋ねたところ、最も多かったのが「家族や親戚とのつながりを大切に思う」と答えた人で67.2%、次いで「地域でのつながりを大切に思う」と答えた人が59.6%であった（図表1-3-120）。震災以後の助け合いの機運の中で、地域のつながりの大切さを改めて感じた人が多いことがわかる。

図表 1-3-120 東日本大震災以降強く意識するようになったこと



6 人口減少の中での地域のつながりを維持するために

これまででみたとおり、地域は、子育てにとっても、子どもの育ちにとっても重要な存在であり、そのような重要な機能を持つ地域に対して、住民は愛着を持っているという現実がある。しかしながら、我が国の人口減少は避けられない情勢にあり、それによって地域のつながりが希薄化していると言われている。ここでは、そのような人口減少社会において、地域のつながりを維持していくために必要なものは何か、意識調査の結果を踏まえて分析する。

(1) 地域に対する不安

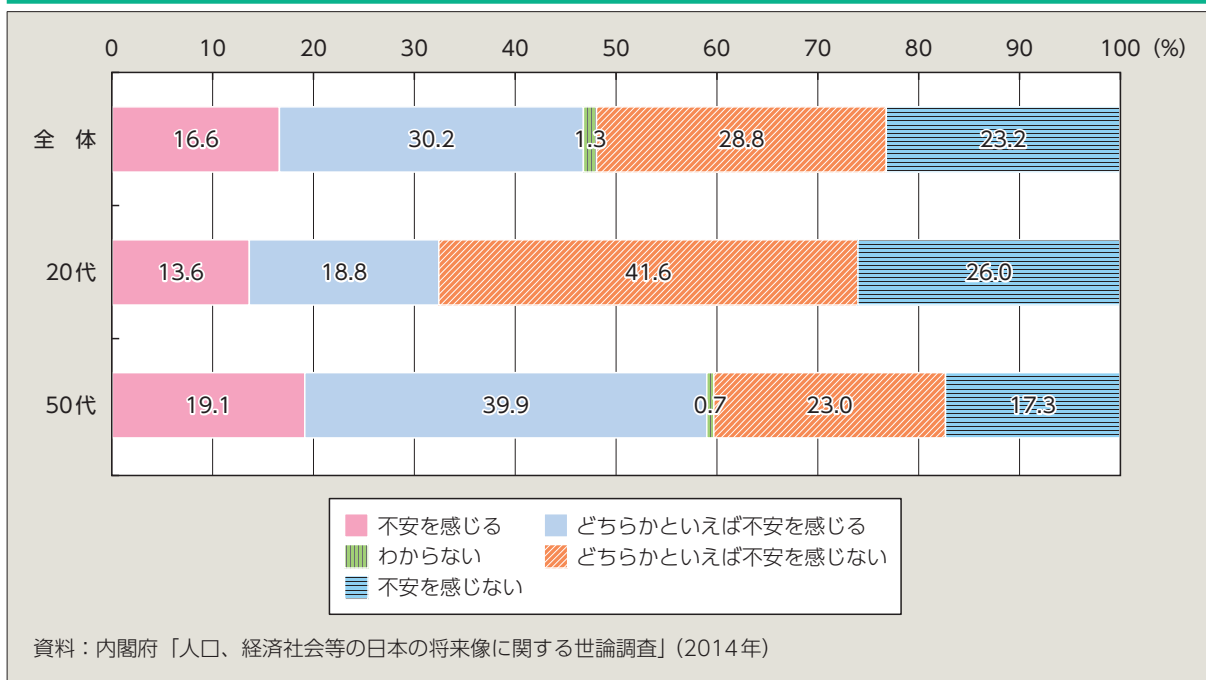
(地域の将来に不安を感じる人は多く、特に地域を支える担い手の不足を懸念する人が多い)

地域のつながりが希薄化する中で、人々は住んでいる地域の将来に不安を感じるのだろうか。2014（平成26）年に内閣府が行った意識調査では、「不安を感じる」又は「どちらかといえば不安を感じる」と答えた人が合わせて46.8%だった。年齢別でみると、こう答えた人は20代では32.4%に過ぎなかったが、50代では59.0%にも上った（[図表 1-3-121](#)）。

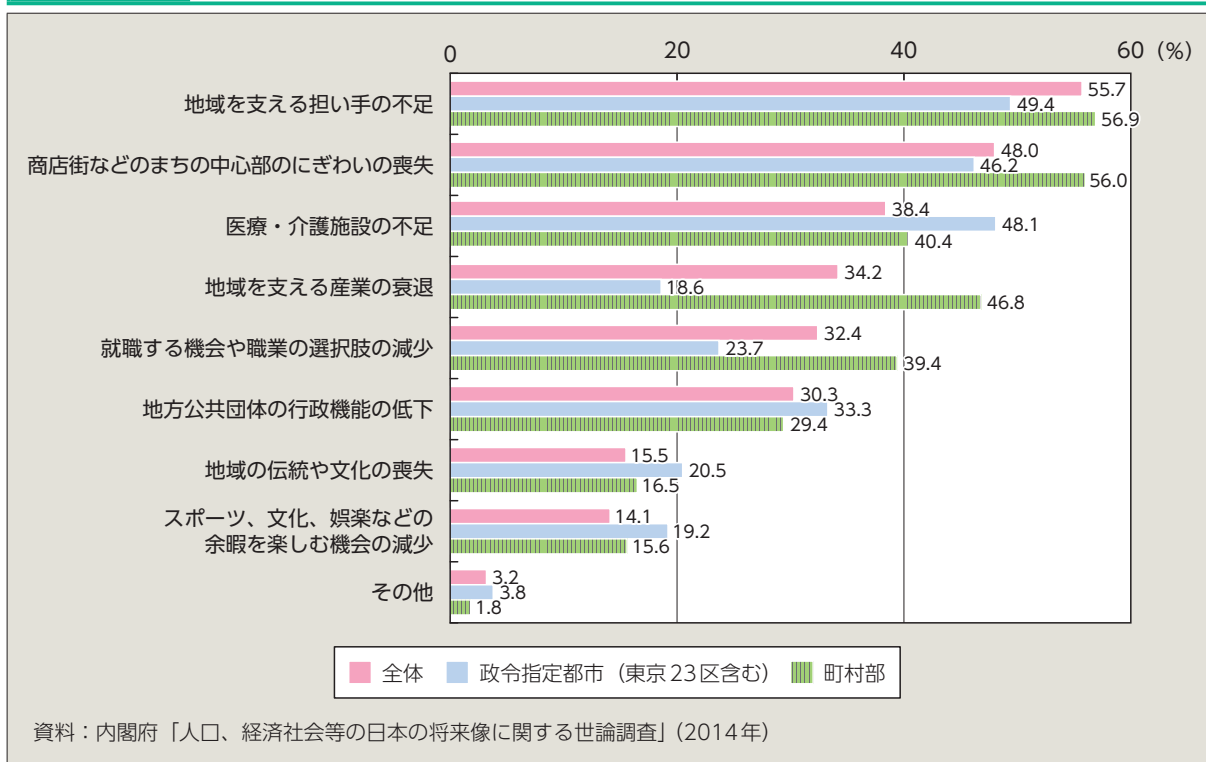
不安の具体的な内容としては、「地域を支える担い手の不足」を挙げた人が最も多く55.7%、次いで「商店街などのまちの中心部のにぎわいの喪失」が48.0%となっており（[図表 1-3-122](#)）、人口減少に伴う人手不足や活力の喪失に不安を覚える人が多いようだ。

また、不安を感じるものは居住地によって異なり、東京23区を含む政令指定都市では、他の地域に比べ「医療・介護施設の不足」を不安に感じる人の割合が多く、町村部では「商店街などのまちの中心部のにぎわいの喪失」や「地域を支える産業の衰退」を不安に感じる人の割合が多くなっている。都市における急速な高齢化の進展に伴う人口構造の変化と、地方における人口減少という問題が地域への不安につながっていることがわかる。

図表 1-3-121 住んでいる地域の将来に不安を感じる人の割合



図表 1-3-122 地域の将来について不安に感じること



(2) 地方の人口減少へ歯止めをかける～地方へ住み続けたい人の希望を実現 (地方に住み続けたいと願う人は多く、人口減少に歯止めをかけるためには、その希望を実現することが重要)

地域のつながりが弱くなった原因や地域の将来への不安として人口減少に起因する問題を挙げる人も多く、人口減少が地域へ及ぼす影響の大きさがわかった。人口減少は地方においてより深刻で、特に本章第1節3(2) ㉒でもみたとおり、若い世代の大都市圏への流

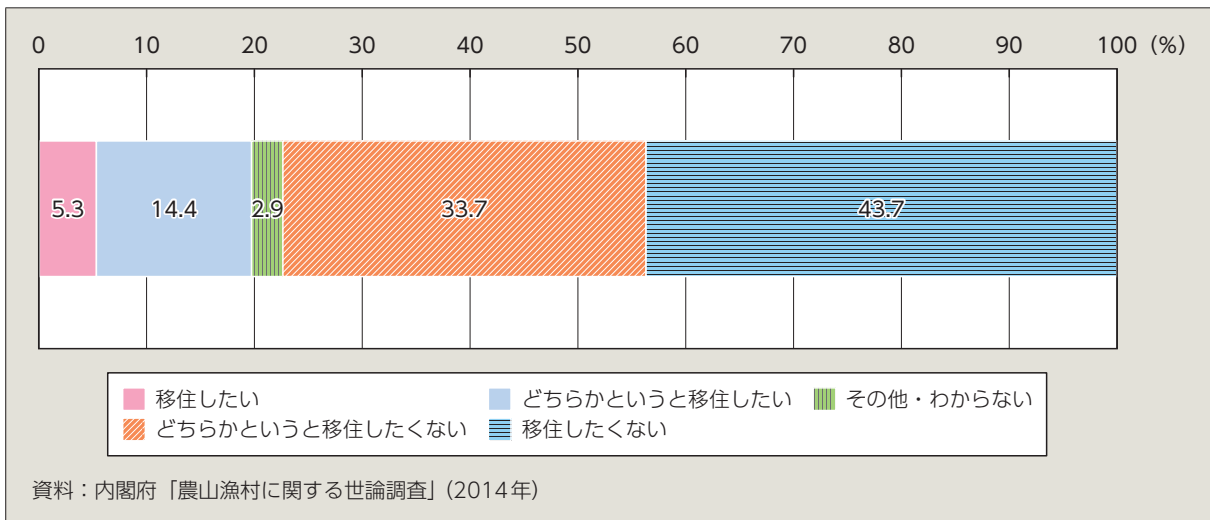
出という社会減と、これに伴う出生数の減少による自然減とが相まって人口減少が進んでいる状況にある。

また、東京をはじめとする首都圏において出生率が低いことから（図表1-3-44参照）、地方から人口が流出して首都圏に日本の人口が集中することが、日本全体の出生率の低下を招き、それが日本全体の人口減少につながっている状況がある。

では、実際に地方の人は、地方から都市へ移り住みたいと思っているのか。自分が農山漁村に居住していると考えている人に対し、都市地域への移住意向を尋ねたところ、「移住したい」と答えた人と「どちらかというに移住したい」と答えた人を合わせて2割以下にとどまっており、「どちらかというに移住したくない」と答えた人と「移住したくない」と答えた人を合わせると8割弱となった（図表1-3-123）。

地方からの人口減少に歯止めをかけ、さらには日本全体の人口減少に歯止めをかけるためにも、地方に住み続けたいと願う人々の希望が実現できるようにすることが重要であり、そのためにも、地方に住み続けられる環境を維持・確保していくことが必要である。

図表1-3-123 農山漁村住民の都市への移住意向



（地元で就職したいと希望する若者も多く、その希望を実現することも重要）

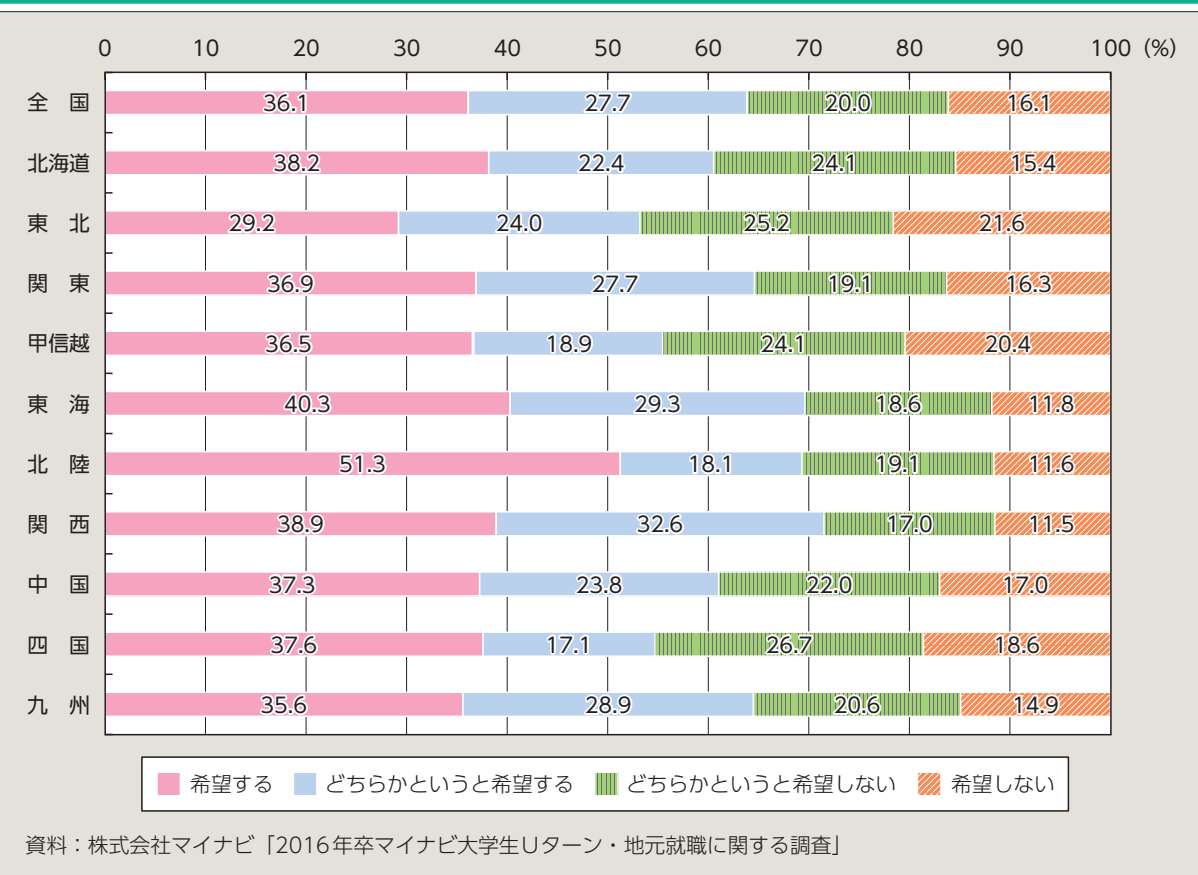
特に、地方生まれの若い世代で地元に残りたいと望む人の希望を叶えることは、次の世代を再生産して人口減少に歯止めをかけるためにも特に重要となる。

就職情報会社である株式会社マイナビが大学生を対象として行った「Uターン・地元就職に関する調査」では、全体の約3分の2の学生が地元就職を「希望する」又は「どちらかという并希望する」と答えていた（図表1-3-124）。地域ごとにみても、全ての地域で過半数の学生が地元就職を「希望する」又は「どちらかという并希望する」と答えており、地元就職を望む人の割合は多い。

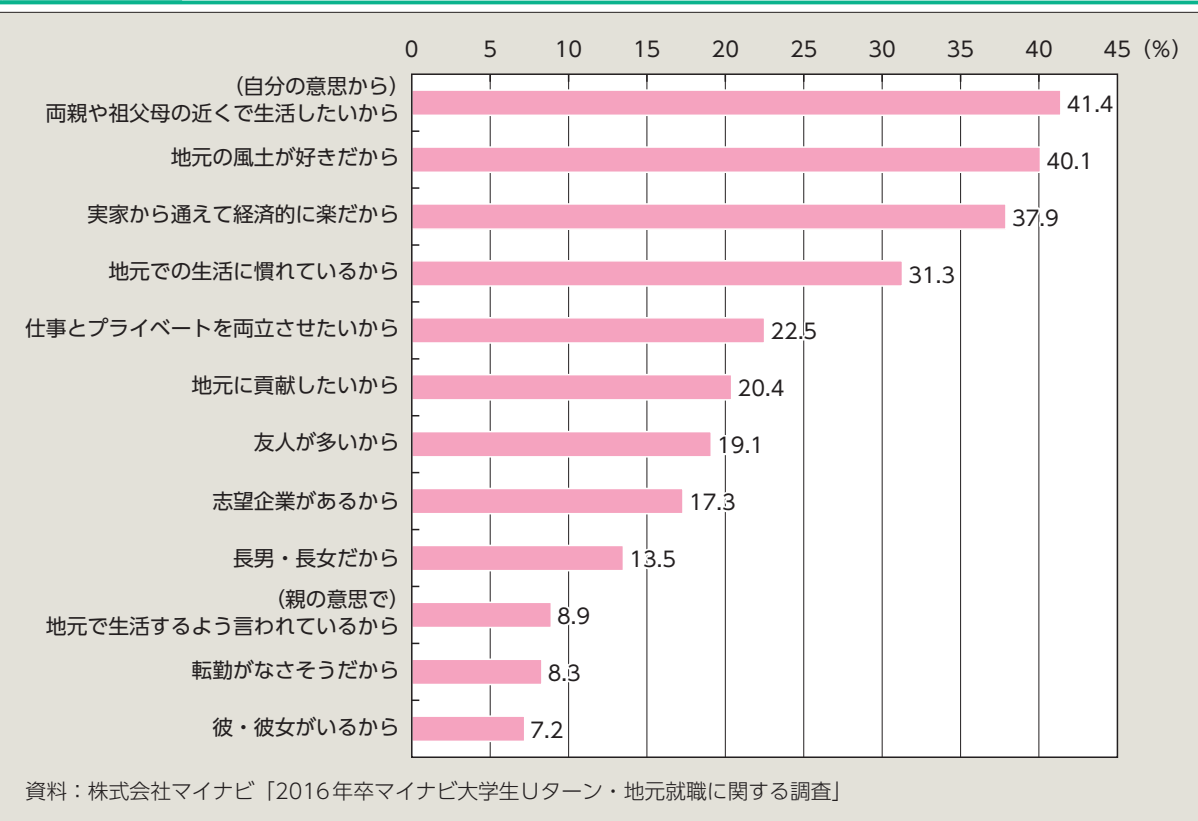
その理由としては「（自分の意思から）両親や祖父母の近くで生活したいから」と答えた人が最も多く41.4%、次いで「地元の風土が好きだから」と答えた人が40.1%、「実家から通えて経済的に楽だから」と答えた人が37.9%となっていた（図表1-3-125）。

地元で就職して、地域の中で働きたいという若者の希望を実現するためにも、地方における雇用の創出などが重要である。

図表 1-3-124 大学生の地元就職希望の有無



図表 1-3-125 地元就職を希望する理由





(個別企業説明会の様子)



(リラックスミーティングの様子)

(高い地元就職率と低い離職率)

国立大学法人福井大学は、高い地元就職率、高い就職率及び低い離職率を達成していることで有名である。まず、地元出身者の地元就職率は、一番低い工学部で2013（平成25）年度は77%に達している。また、就職率は、卒業生1,000人以上の複数学部を有する国立大学の中で7年連続全国第1位を達成している（民間調べ）。さらに、離職率は、在職3年以内で、全国31.0%に対して7.1%と極めて低い水準となっている。このため、総理出席の「まち・ひと・しごと創生に関する有識者懇談会」において、大学では唯一、その優れた就職支援の取組みについて紹介された。

(組織的取組みの本格化による就職支援の充実)

福井大学は、教育地域科学部、医学部及び工学部の3学部からなり、学生数約5千人である。就職支援体制としては、就職支援室に専任の事務職員3名とキャリアカウンセラー2名を置き、各学部兼任就職担当教員として就職委員が計24名置かれている。2011（平成23）年の就職支援担当3名のみ体制からキャリアカウンセラーを配置して体制を強化、就職支援室長をはじめとする学内を挙げた組織的取組みを本格化させ、就職支援が充実したことで、現在の就職率の高さにつながっている。

(きめ細かな就職支援と地元企業の本質的魅力を伝えることによる地元就職率の向上)

福井大学の就職支援活動は、初年次教育プログラムや学内合同企業説明会など「教職協働・産学官連携」、求人票情報のデータベース化やメールによる就職情報発信など「キャリアサポートシステム」、就職ガイダンスや就職相談・模擬面接など「就職活動支援事業」の3本の柱からなっている。具体的には、特に福井大学ならではの地元企業就職に着目した特色ある取組みとして、①個別企業説明会、②福井県中小企業団体連合会との連携が挙げられる。

まず、①の個別企業説明会は、企業等の人事担当者を招き、会社の規模にかかわらず「1社・1教室・90分」で企業の特色や技術紹介をじっくりアピールできる機会である。説明会を通じて、内定につながるケースも多い。2009（平成21）年からの取組み開始以降、年々実施回数と参加者が増加し、2014（平成26）年は、のべ241社・1,766人となっており、うち県内企業が、のべ63社を占めている。個別企業説明会は、特に、地元中小企業とのマッチングに効果的である。

次に、②の福井県中小企業団体連合会との連携については、2014年から「ファクトリーツアー&リラックスミーティング」と称して、少人数で様々な業種・業界の会社を実際見学するとともに、経営者と気軽な雰囲気ですぐ直接本音で討論することにより、学生と

経営者の間の認識のずれを埋める機会となっている。

福井大学では、きめ細かく寄り添う学生支援により、学生が十分納得感を得ながら希望

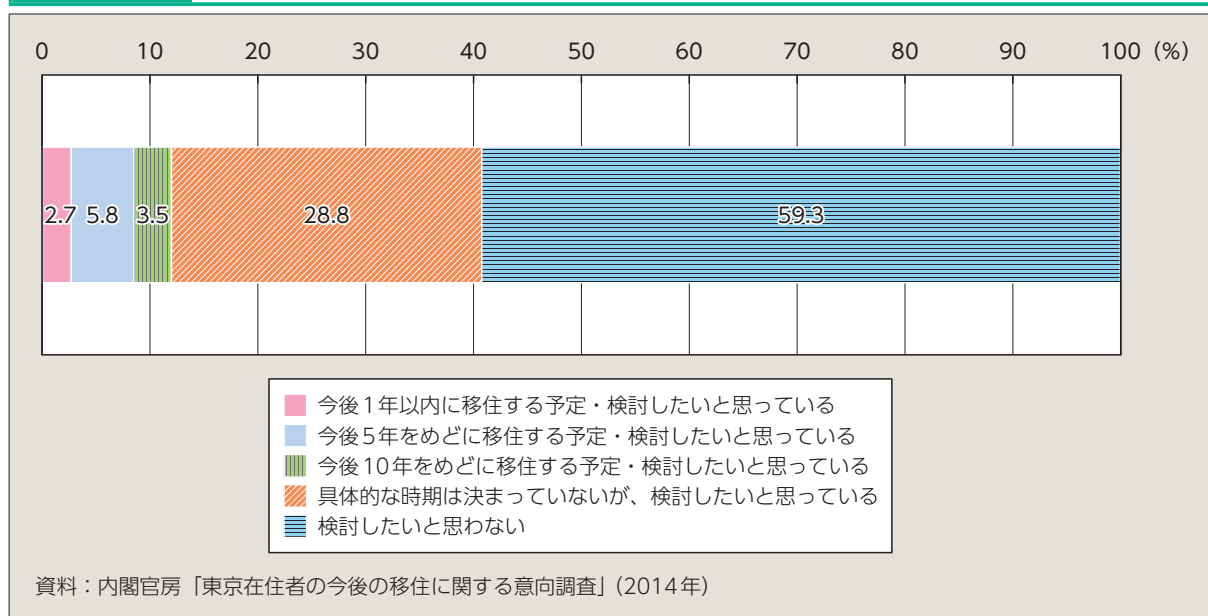
の就職を実現できるようサポートするとともに、実体験による地元企業の本質的な魅力を伝える機会の提供を通じて、地元就職率の向上に引き続き努めている。

(3) 地方の人口減少へ歯止めをかける～地方へ住んでみたい人の希望を実現 (地方への移住の意向を抱く都市在住者は約4割)

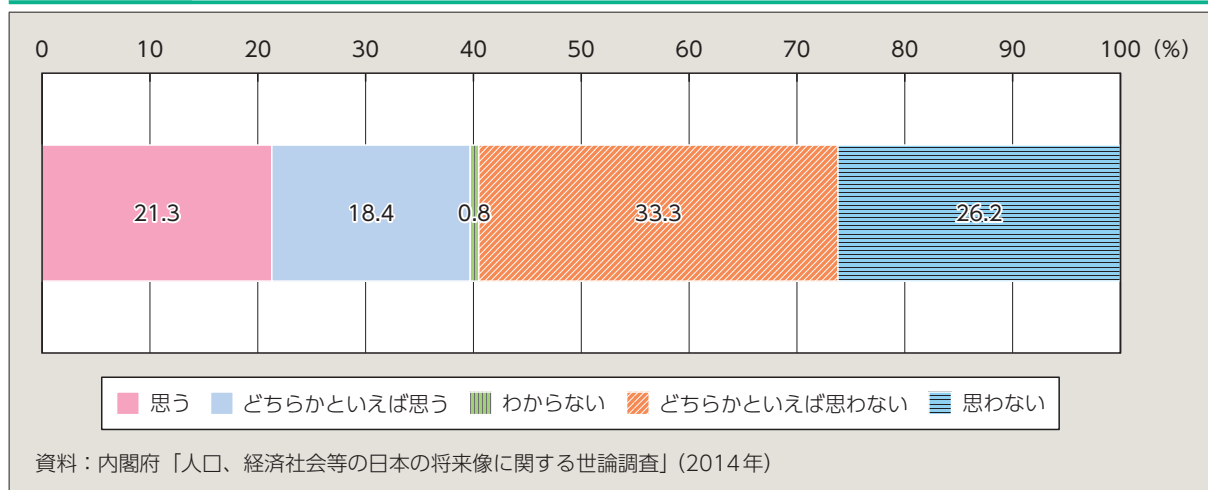
都市に在住している人でも、地方へ関心を持って移住を希望する人もいる。2014（平成26）年に内閣官房が東京在住者に対して行った調査では、約4割の人が地方への移住に対し前向きな姿勢を示した（図表1-3-126）。

また、別の調査で都市から地方への移住意向を尋ねたところ、こちらも「移住したいと思う」又は「どちらかといえば移住してもよいと思う」と回答した人は、合わせて約4割に及んだ（図表1-3-127）。

図表 1-3-126 東京在住者の地方への移住意向



図表 1-3-127 都市在住者の地方への移住意向



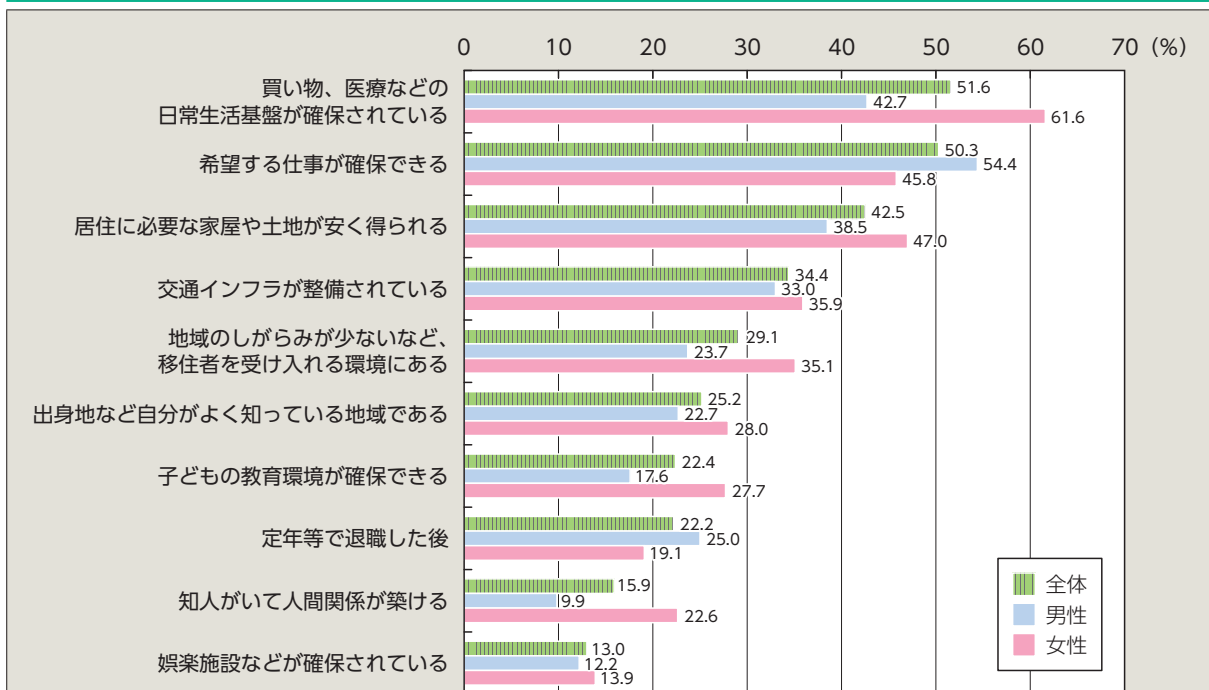
(地方へ移住しても良いと思えるためには、日常生活の基盤や雇用が確保されていることが必要)

また、厚生労働省委託調査において、地方へ移住しても良いと思う人に対して、移住しても良いと思う条件を尋ねたところ、「買い物、医療などの日常生活基盤が確保されている」と答えた人が51.6%で最も多く、次いで「希望する仕事が確保できる」と答えた人が50.3%、「居住に必要な家屋や土地が安く得られる」と答えた人が42.5%となっていた(図表1-3-128)。地方への移住に関する希望を実現するためには、日常生活基盤の確保や雇用の創出・確保が重要な要素となる。

移住しても良いと思う条件については、男女で傾向が異なり、女性の方が男性よりも「買い物、医療などの日常生活基盤が確保されている」(男性42.7%、女性61.6%)や「地域のしがらみが少ないなど、移住者を受け入れる環境にある」(男性23.7%、女性35.1%)等をより重視する傾向にあった(図表1-3-128)。

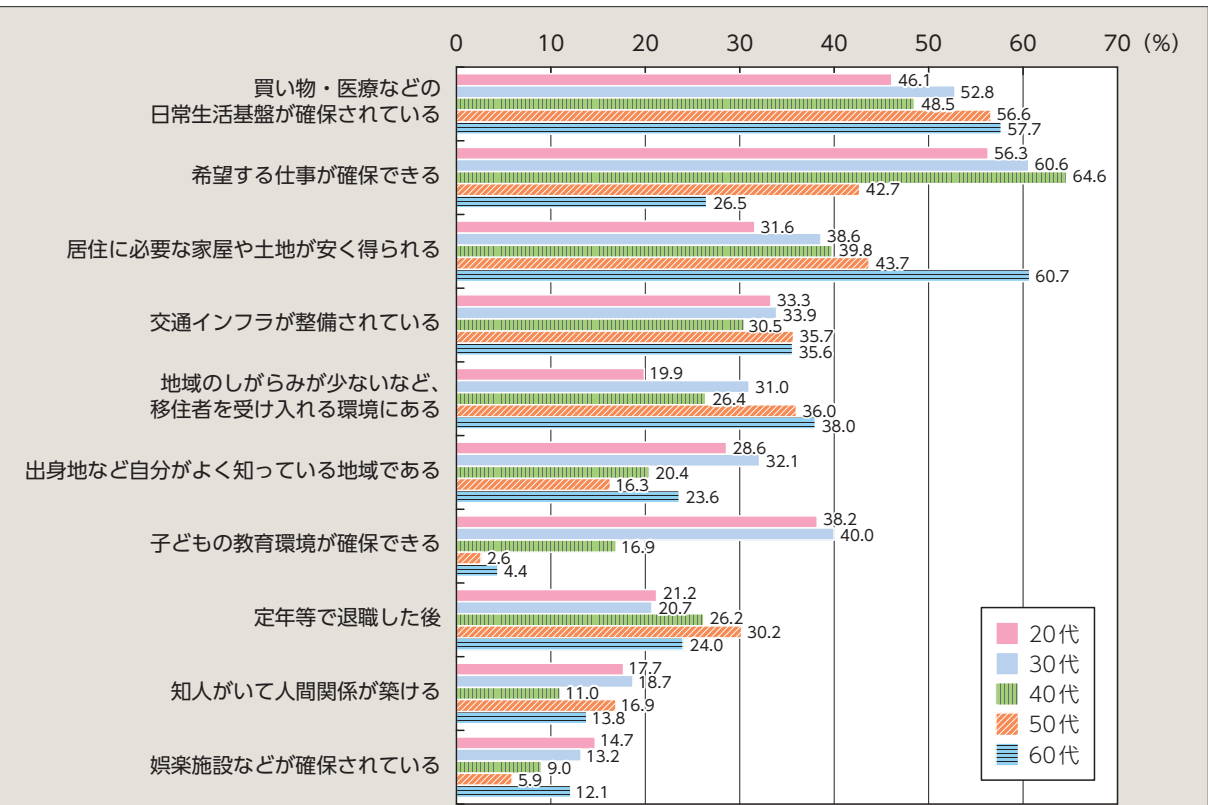
年齢階級別にみると、20・30代では、「子どもの教育環境が確保できる」を条件にする人が多く、30代では40.0%に上った。また、20代~40代では、「希望する仕事が確保できる」と答えた人の割合が最も多くなっており、特に40代では64.6%の人がこの選択肢を選んだ。60代では「居住に必要な家屋や土地が安く得られる」を条件にした人が60.7%と平均を大きく上回った(図表1-3-129)。世代を問わず「生活基盤」が重要であることは共通しているが、現役世代では「仕事」「子どもの教育」、シニア世代では「居住費用」が重要となるなど、ライフステージに応じて移住のために必要な条件も変わってくるのがわかる。

図表 1-3-128 移住しても良いと思う条件 (男女別)



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「人口減少社会に関する意識調査」(2015年)

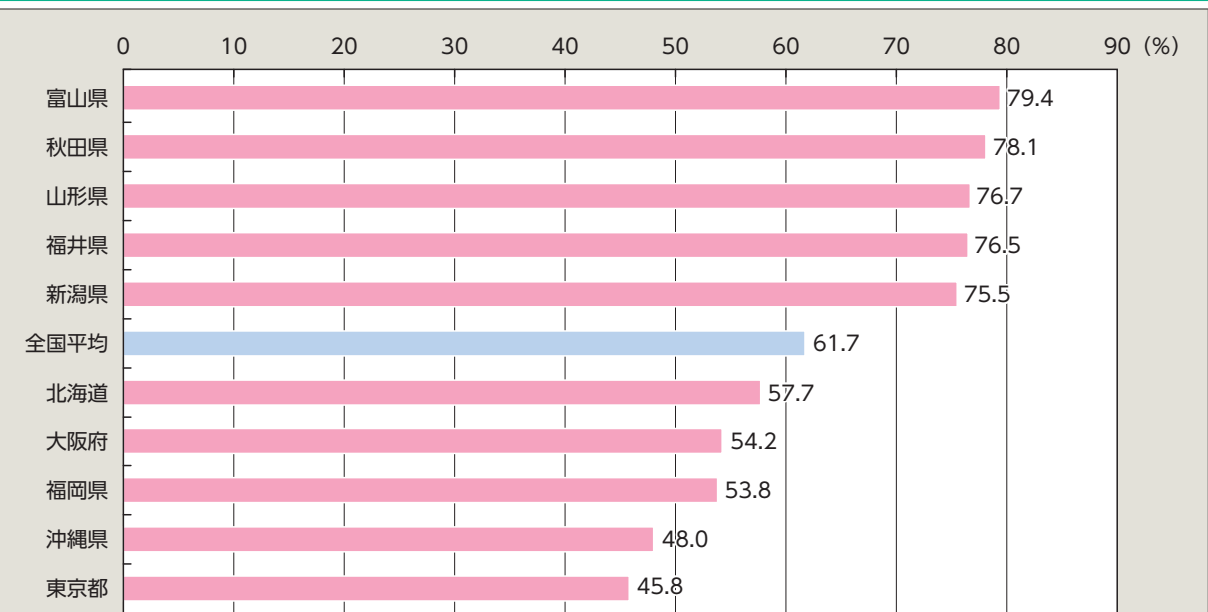
図表 1-3-129 移住しても良いと思う条件（年齢階級別）



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「人口減少社会に関する意識調査」（2015年）

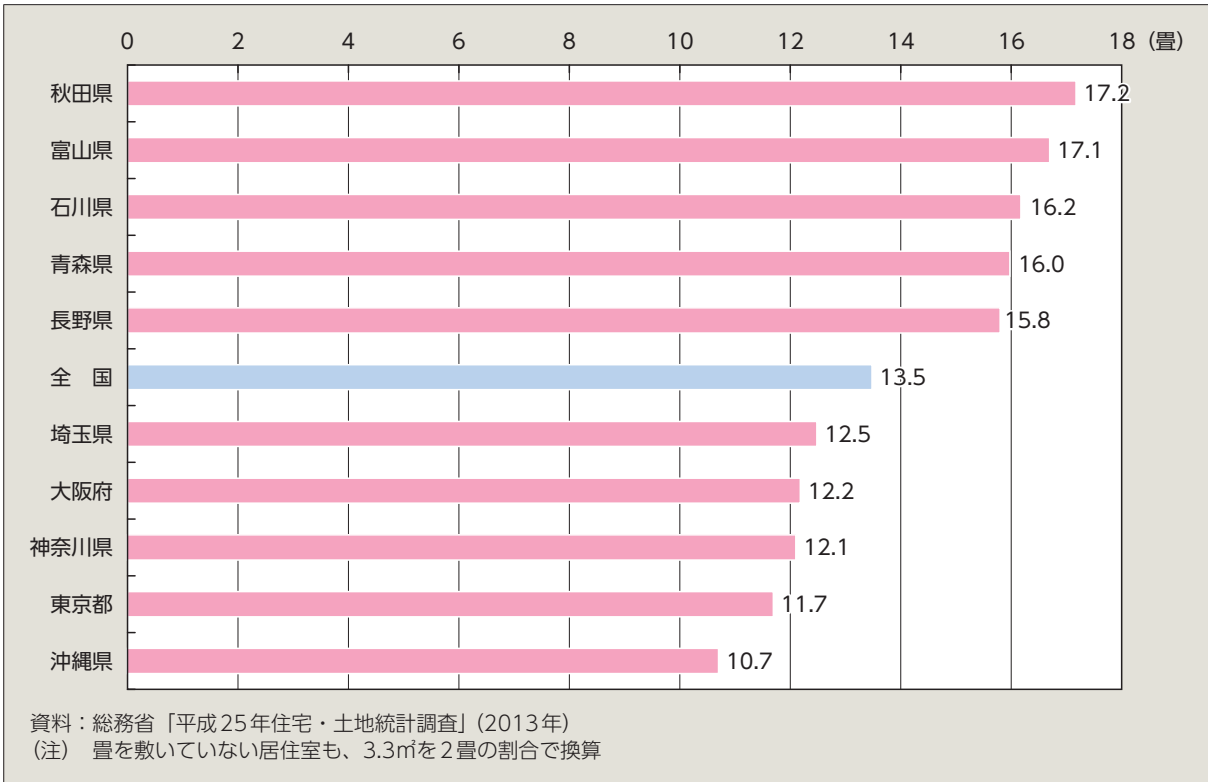
移住しても良いという条件として「居住に必要な家屋や土地が安く得られる」ことを挙げた人は、全体で3番目に多かった。実際に、都道府県別の持ち家住宅率や1人当たりの居住室の畳数をみると、東京都や大阪府といった大都市部の方が持ち家住宅率も低く、1人当たりの居住室の畳数も小さくなっており、地方の方が、都市部と比較してより良好な居住環境にあることがわかる（図表1-3-130、図表1-3-131）。

図表 1-3-130 都道府県別の持ち家住宅率（上位・下位5都道府県）



資料：総務省「平成25年住宅・土地統計調査」（2013年）

図表 1-3-131 都道府県別1人当たりの居住室の畳数（上位・下位5都道府県）

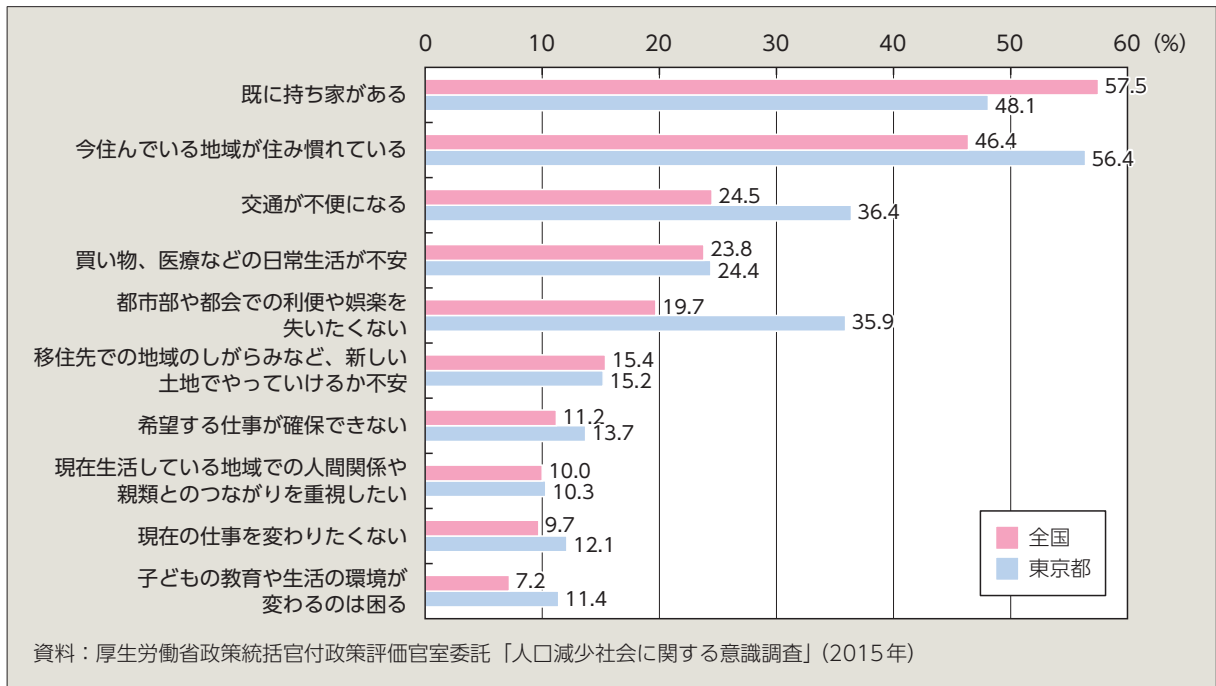


(地方への移住を希望しない人は、既に持ち家があることや今の地域に住み慣れていることを理由とする人が多い)

逆に、地方への移住を希望しない人にその理由を尋ねたところ、「既に持ち家がある」と答えた人(57.5%)と「今住んでいる地域に住み慣れている」(46.4%)と答えた人が多かった(図表1-3-132)。

地域ごとに見てみると、東京都では「交通が不便になる」を選んだ人が36.4%(全国24.5%)、「都市部や都会での利便や娯楽を失いたくない」を選んだ人が35.9%(全国19.7%)と、他の地方と比較して、日常生活の利便性を理由に挙げる人の割合が大きかった(図表1-3-132)。

図表 1-3-132 地方への移住を希望しない人の理由



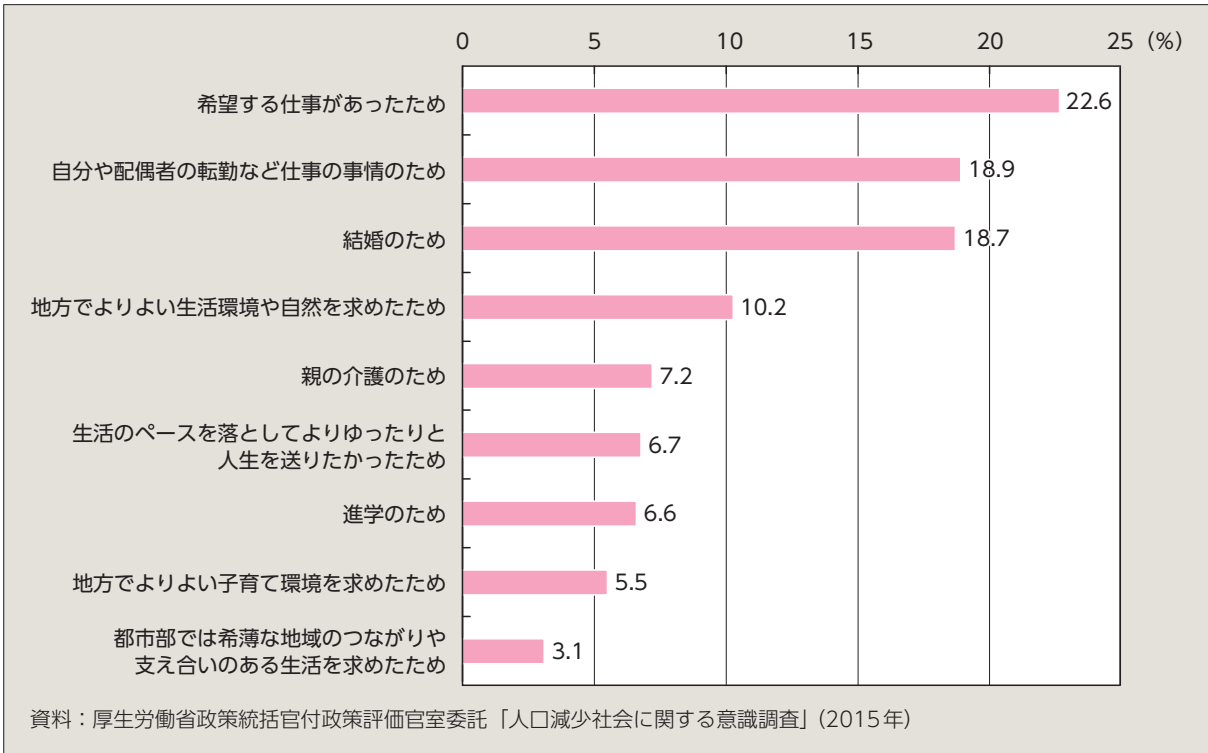
(実際に移住した人では、仕事に関する事情を移住の理由に挙げる人が多い)

では、実際に移住した人の移住理由はどのようなものだろうか。

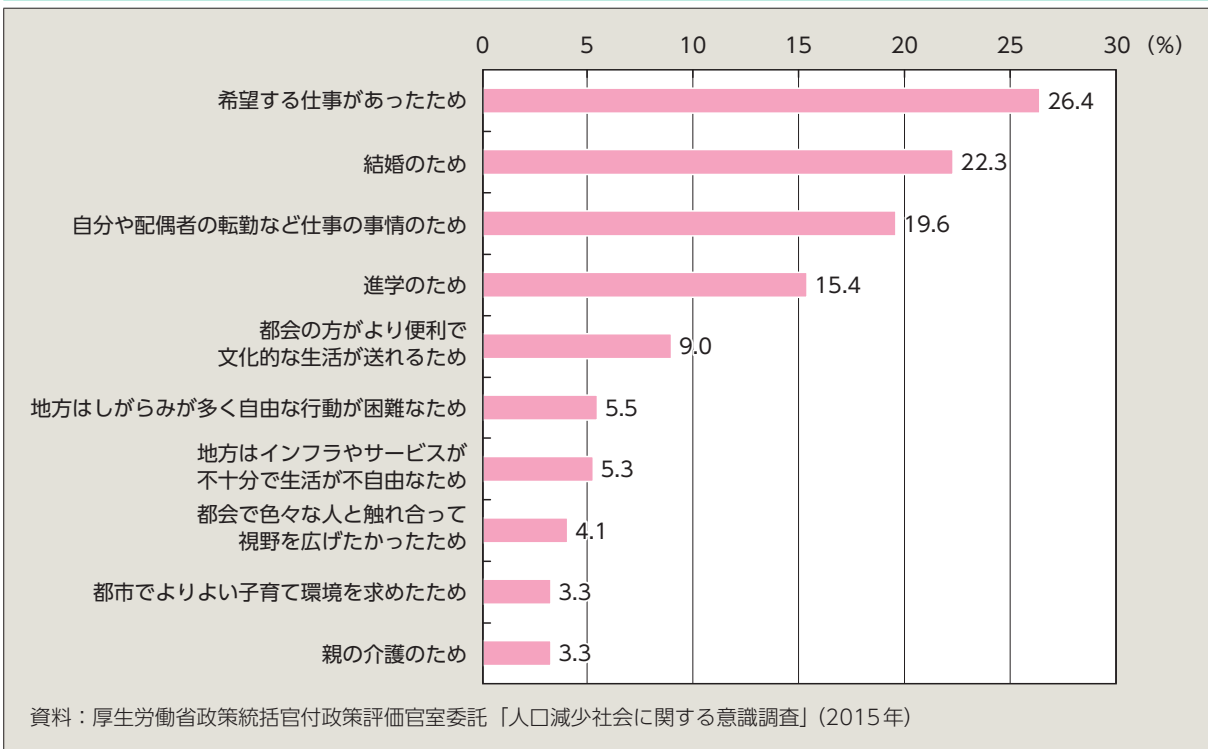
都市部から地方に移住した人にその理由を尋ねたところ、「希望する仕事があったため」と答えた人が22.6%と最も多く、次いで「自分や配偶者の転勤など仕事の事情のため」と答えた人が18.9%、「結婚のため」と答えた人が18.7%となっていた(図表1-3-133)。

これと反対に、地方から都市部に移り住んだ人の移住理由としては、「希望する仕事があったため」が26.4%と最も多く、次いで「結婚のため」と答えた人が22.3%、「自分や配偶者の転勤など仕事の事情のため」と答えた人が19.6%となっていた(図表1-3-134)。地方から都市部への移住でも、都市部から地方への移住でも、希望する仕事を得られるかどうかなど、職に関する事情が移住の決断や行動を左右する大きな要因となっていることがわかる。

図表 1-3-133 都市部から地方へ移住した人の理由



図表 1-3-134 地方から都市部へ移住した人の理由



コラム 「移住者誘致の先駆け」 ～北海道伊達市の取組み～

ここでは、「移住者誘致の先駆け」として、先進的な取組みをしている北海道伊達市の事例を紹介する。

(1) 伊達市の概要

伊達市は、北海道の南西部に位置する人口約3万6千人の市で、海洋性の温暖な気候から「北の湘南」ともよばれている。同市は、その温暖な気候から定年退職後の高齢者の転入が多く、北海道全体の人口が減少傾向にある中で、比較的穏やかな減少に留まっている。その反面、高齢化率は、全国平均・全道平均を上回っている。

そのため、市では、高齢化社会に対応するため、官民協働で中心市街地の整備と商業活性化が一体となったまちづくりを進めており、現在では、総合病院をはじめとした多くの医療機関や銀行、複数の大型スーパー、福祉・介護施設など、生活に必要な都市機能が市街地の半径2km以内にあり、買い物も用事も一度に済ませることができる「コンパクトシティ」となっている。



〈上空からみた伊達市〉

(2) 「伊達ウェルシーランド構想」

市では、超高齢化・人口減少社会時代の到来を予測し、平成13年に行政と民間の共働

による「伊達ウェルシーランド構想」を立ち上げ、少子高齢化が急速に進む中で、高齢者のニーズに応える新たな生活産業を創出することで、①全国の高齢者が住んでみたいと思う魅力あるまちづくり、②新たなサービスの導入により新たな雇用が創出され、女性や若者が働きがいのあるまちづくり、③働く人が住み続けたいと思う安心・安全のまちづくり、を目指している。

このため、伊達市では、以下のような取組みを行っている。

まず、第1に、主に市街地において、高齢者向けの生活支援サービスを組み合わせた建物を「安心ハウス」として認定し、市のホームページ等で広報して普及促進に努めており、2棟65戸（2015年4月1日現在）が供給されている。

また、市への移住を考えている方に対して、移住に対する不安を解消するために、移住体験も行っており、「安心ハウス」の一部は、移住体験施設としても活用している。

第2に、豊かな自然に囲まれた田園地域に建築条件付き宅地「伊達版優良田園住宅田園せきない」の造成を行い、全世代を対象として郊外における居住ニーズの取り込みを図っている。

第3に、公共交通が衰微する中で自動車の運転が困難な高齢者を中心とする住民の生活を確保すべく、負担が少なく安心して利用できる会員・予約制の乗り合いタクシー「愛のりタクシー」のサービスを提供している。

こうした取組みにより、道内各地や首都圏その他の地域から多くの方が伊達市に移住・居住している。「自然を育み未来に向かって挑戦する人にやさしいまち」をめざし、活力ある地域社会の実現に向けて、伊達市の挑戦は、さらに続く。

(4) 人口減少社会の中で地域が活力を維持するために

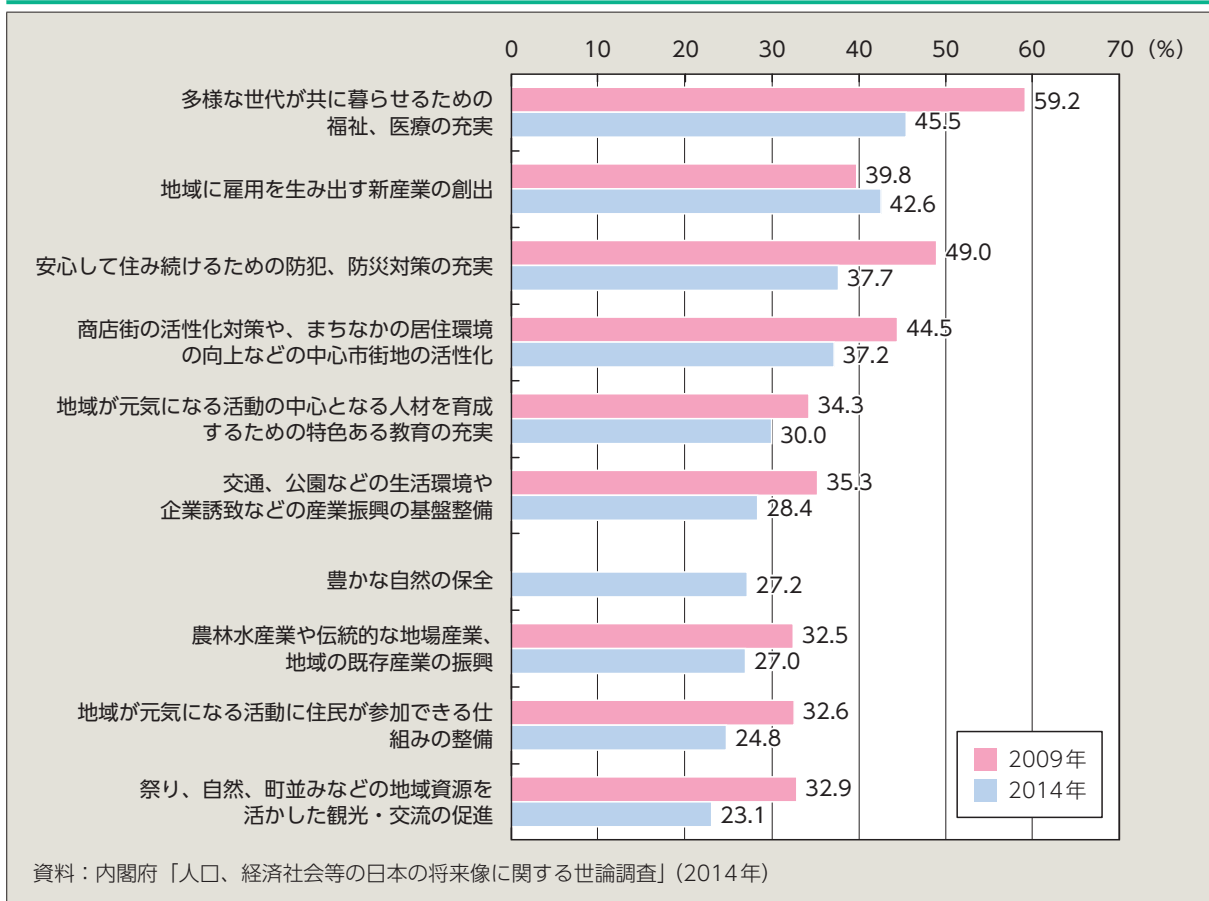
(地域が活力を維持するために、福祉・医療の充実や雇用の確保が必要)

人口減少は地方において特に深刻であり、それによって地域のつながりも希薄化しつつあるという現状にあった。そのような人口減少の流れの中で、地元に残りたい人がその希望を実現できるような取組みも重要ではあるが、一方で、それを実現できたとしても我が国全体の人口減少が避けがたいものであることも事実である。

では、人口減少社会の中で、地域が活力を維持していくためには、どのような取組みが必要だろうか。2014（平成26）年に内閣府が行った調査で、地域が活力を取り戻したり活性化するために期待する政策を尋ねたところ、「多様な世代が共に暮らせるための福祉、医療の充実」を挙げた人が45.5%と最も多く、次いで「地域に雇用を生み出す新産業の創出」が42.6%となっていた。5年前（2009年）の同一の調査でも「多様な世代が共に暮らせるための福祉、医療の充実」を挙げた人が59.2%で最も多く、次いで「安心して住み続けるための防犯、防災対策の充実」が49.0%となっていた（**図表1-3-135**）。

地域の活力を維持するために、生活基盤が整備されていることや、雇用が確保されていること、市街地の活性化などが重要であると考えている人が多いことがわかる。

図表1-3-135 地域が活性化するために特に期待する政策



(地方において日常生活基盤を維持するためには、コンパクトシティが重要と考える人が多い)

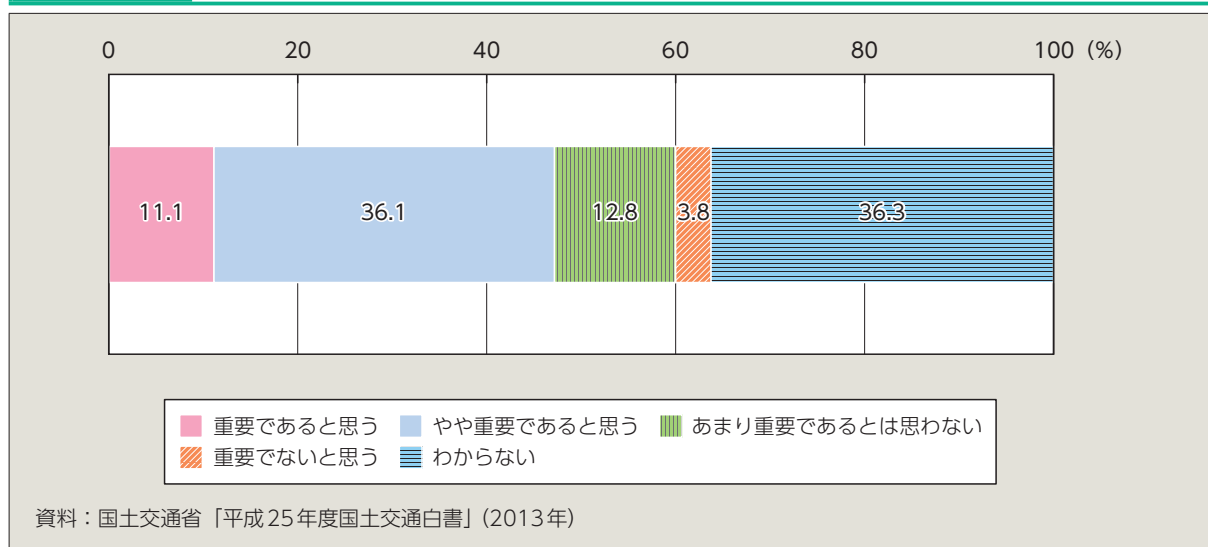
また、都市部から地方への移住者を呼び込むためにも、日常生活の基盤が整備されていることや雇用が確保されていること、交通インフラが整備されていることは重要であると

考えられていた（図表1-3-128参照）。

そのため、地方都市において、医療・福祉・買い物などの日常生活の基盤を都市の中心拠点や生活拠点に集積することで、全ての世代の人にサービスを利用しやすくするとともに、街中への人の回遊を増やし中心市街地の活性化を図ることも重要になってくる。最近では、中心拠点や生活拠点に商業施設や公共施設を集約するとともに、郊外地域と拠点を公共交通で結ぶ「コンパクトシティ」を志向したまちづくりも各地で行われている。

国土交通省が行った意識調査で、このような「コンパクトシティ」の取組みを進めていくことが重要か否かを尋ねたところ、「重要であると思う」「やや重要であると思う」と答えた人が47.2%であり（図表1-3-136）、この取組みが比較的多くのの人に支持されていることがわかる。

図表 1-3-136 「コンパクトシティ」の取組みを進めていくことが重要だと思うか



このほか、年齢を重ねても住み慣れた地域で住み続けたいという意思を尊重するために、医療や福祉に加えて日常生活の支援など様々なサービスが一体的に提供されるような包括的なケアシステムの整備も重要になってくる。

人口減少が避けられない我が国において、住み続けることのできる地域を維持していくためには、地域における雇用を充実させることや、都市機能を集約して地域の活力を保持するとともに生活の基盤となるサービスを維持することが重要である。

コラム 公共交通を軸とした「コンパクト」なまちづくりをめざす富山市

少子高齢化・人口減少社会を迎えた我が国において、大都市圏に比べ地方において人口減少がより顕著となっている。そうした中、快適で持続可能な都市の構築を目的としたコ

ンパクトなまちづくりが盛んとなっている。本コラムでは、その先進事例となる富山市の取組みを紹介する。

(広大な面積を有し、県内随一の人口規模の富山市)

富山市は、富山県中央部に位置し、日本海から岐阜県境・長野県境までの3000m級の山々にまたがる広大な面積を有する。同市は江戸時代から城下町として栄えるとともに医薬品の製造販売が盛んであり、「くすりのとやま」として全国に知られるようになった。明治以降、富山県の県庁所在地として発展し、平成17(2005)年には周囲の6町村と合併して面積が6倍に拡大し、富山湾から立山連峰までをその市域に含むようになった。現在の人口は約42万人(富山県の人口の約4割)、面積は1,241.77km²(富山県の面積の約3割)である。

(公共交通(串)と徒歩圏(団子)を中心としたコンパクトシティづくり)

富山市は、過去35年間で人口集中地区面積が2倍に増える一方で、当該地区の人口密度は2/3に減少し、全国の県庁所在地の中でも最も人口密度の低い市街地となっていた。

また、1世帯当たり保有自動車台数は全国2位と自動車交通への依存度が高く、それが公共交通機関の衰退を招き、減便などによって利便性が低下し、公共交通機関の利用者数の減少を招くという悪循環に陥っていた。このような公共交通機関の衰退は、自動車を運転できない高齢者などの交通弱者にとって、日常生活を困難にするものであった。

さらに、自動車交通への過度な依存は、店舗の郊外への集積を招き、その結果、中心市街地が空洞化してまちの活力が損なわれたり、市街地が郊外へ拡大したことによって都市管理コストが増大するような事態が生じていた。

これらの問題について検討するため、市は、2002(平成14)年からコンパクトなまちづくり研究会を立ち上げ、これ以上の市街地の拡散に歯止めをかけ、コンパクトなまちづくりに取り組むこととし、鉄軌道をはじめとする公共交通(「串」)を活性化させ、その沿線に居住・商業などの都市機能を集積させることで、徒歩圏(「団子」)で日常生活に必要な機能を楽しむことができ、環境にも高齢者にも

子育て世代にもやさしい、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトシティ(「お団子と串の都市構造」)を目指すこととした。

(公共交通の活性化や沿線地区への居住推進などにより都心が転入超過に)

コンパクトなまちの実現に向けて、富山市は、①公共交通の活性化、②公共交通沿線地区への居住推進、③中心市街地の活性化、の3つを柱として様々な施策に取り組んでいる。

①の公共交通の活性化の観点では、利用者の減少が続いていたJR富山港線を富山市が中心となって設立された第三セクター「富山ライトレール株式会社」に移管、路線をLRT(次世代型路面電車システム)化し、公設民営方式で運行することとした。LRT化と合わせて、運行本数を大幅に増加させ利便性を向上させるとともに、駅前広場や駐輪場の整備など沿線のまちづくりを一体的に推進したことで、利用者は2倍以上に増加した。

また、従来から存在した市内電車の環状線化やパークアンドライド駐車場(車を駐車させた後、公共交通機関を利用して目的地に向かうことができるシステム)の整備、LRTとフィーダーバス(地域自主運行バス)の乗換プラットフォームの同一化などを実施した。

②の公共交通沿線地区への居住推進策としては、全ての鉄道軌道と重要なバス路線を「公共交通軸」と位置づけた。それら「公共交通軸」について、ノンステップバスの導入支援などの利便性の向上を推進した上で、沿線に「公共交通沿線居住推進地区」を設定し、鉄軌道駅から500m、運行頻度の高いバス路線のバス停から300m以内に転居する者等に対する助成措置を行っている。

③の中心市街地の活性化のためには、①・②で挙げた公共交通の活性化と沿線への居住推進のほか、中心市街地の住宅を建設・購入した者に対する資金援助や、賃借人に対する家賃助成などを行う「まちなか居住推進事業」を実施している。また、積雪寒冷地の気候にも配慮した賑わいの核となる全天候型の多目的広場である「グランドプラザ」を整備、65歳以上の高齢者が市内各地から中心市街地に出かける際の公共交通利用料金を1



<富山ライトレール>



<富山グランドプラザ>

回100円とする「おでかけ定期券事業」を実施するなど、中心市街地に集える環境を整備している。

このような取組みの結果、都心地区の人口の社会動態は、平成20年には転入超過に転じ、公共交通沿線居住推進地区でも平成24年及び26年には転入超過となった。

（「コンパクトシティ」の医療・福祉や環境への波及効果）

LRTの整備や「おでかけ定期券事業」によって、高齢者が家にこもらずに出歩くようになることで、日常生活における歩数を増加させ、健康寿命の延伸につながることも期待される。また、公共交通の整備によって、自家用車の利用が抑制され、CO₂排出量を削

減させることにもつながる。

このように、公共交通を軸とした富山型の「コンパクトシティ」は、単に都市政策であるということにとどまらず、医療・福祉や環境など様々な分野に波及効果を及ぼし始めている。

2015（平成27）年3月には北陸新幹線が金沢まで延伸され、富山から東京へ新幹線でのアクセスが可能になった。これと合わせて、富山駅の高架化が進められており、今後、富山駅北口のLRTと南口の市内電車が直通運転できるようになるなど、利便性の向上と市街地の一体化が更に進むことが予測される。

新幹線開業という転換点を迎えた富山市の今後の更なる取組みに期待したい。

コラム

**地域で広域的に必要な生活機能を確認し、人口減少を食い止める
～飯田市を中心とした南信州定住自立圏と下條村～**

人口減少社会の中で、地域が活力を維持していくためには、地域の中心となる都市と周辺市町村が連携して役割分担をし、地域圏全体で必要な生活機能を確認することが必要となる。本コラムでは、その先駆けとなった事例である長野県飯田市を中心とした南信州定住自立圏と、早くから少子化対策を行い人口減少を食い止めている長野県下條村について取り上げる。

**（1）安心して暮らせる地域づくりのため
全国で初めて形成された南信州定住自立圏**

「中心市」の都市機能と「近隣市町村」のそれぞれの魅力を活用して、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進する仕組みとして、全国で定住自立圏構想が進んでいる。2014（平成26）年4月現在

79圏域が設定されており、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、2020（平成32）年度には定住自立圏を140の圏域とすることを旨とされている。飯田市を中心とした南信州定住自立圏は日本で初めて2009（平成21）年7月に定住自立圏が形成された圏域である。

南信州定住自立圏は、飯田市及び下伊那郡13町村からなる。人口は飯田市が約10万人で南信州全体では約16万人、面積は飯田市が東京23区とほぼ同じ658.66平方キロで、南信州全体では大阪府とほぼ同じ1,929平方キロとなっている。

南信州では、定住自立圏構想以前の1999（平成11）年から広域連合¹を構成しており、首長が月1回会合を持ち、事務局レベルでも会合を持つなど、以前より自治体間のつながりがあった。しかしながら、広域連合では連合体としての意思決定のための機動性に欠け、協定による結びつきではないため、あいまいな面もあった。こうした課題を解消するため、日本最初の定住自立圏形成協定が締結された。

南信州定住自立圏では、医療、産業、公共交通などの分野で16の形成協定が結ばれている。

このうち、救急医療体制については、市立病院がその中核を担いながら、あわせて同病院への過度の集中を抑制し、住民にとって円滑で安心できる医療体制を実現するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの医療従

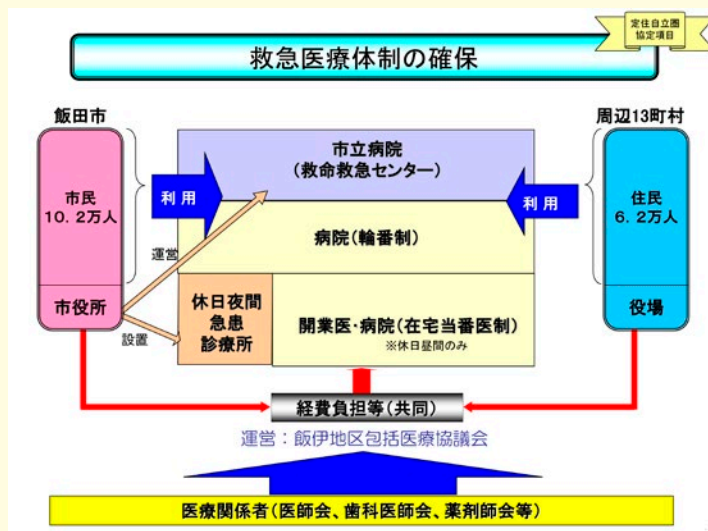
事者及び圏域全自治体からなる包括医療協議会を設置し、その経費負担で、休日夜間急患診療所の設置や、開業医などからなる在宅当番医制、病院の輪番制が行われている。また、産科医療体制でも、包括医療協議会の枠組みも用いて、妊婦健診について、32週以降は市立病院及び1つの診療所が担う代わりに、32週以前はそれ以外の診療所が担い、市立病院の妊婦健診も医師の他に助産師外来による健診を増やすなど適切な役割分担により、増加する健診に円滑に対応する体制確保を図っている。さらに、若者が帰ってこられる「産業づくり」を推進するため、南信州・飯田産業センターを「ものづくりの拠点」に位置付け、圏域内の企業に対し人材育成、新事業展開、新規創業等への支援を行っている。特に、将来性、自立性を一層高めるために、新たな産業分野の開拓に取り組んでおり、航空宇宙・健康医療等の産業クラスター²の形成を図り、雇用創出、販路開拓をねらっている。

このように定住自立圏の枠組みは、圏域市町村の役割分担を協定で明確にし、具体的な相互連携の取組みにつなげていくもので、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方の人口定着促進、人口減少の克服に向けた取組みとして期待される。今後、南信州地域としては、リニア時代を見据えた二地域居住³における定住促進や観光の分野についても、広域連合及び定住自立圏の枠組みを用いて南信州全体の取組みができないか考えている。

1 広域連合：地方自治法に基づく制度で、広域的な行政ニーズに対して、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進するもの。

2 産業クラスター：新事業が次々と生み出されるような事業環境を整備することにより、競争優位を持つ産業が核となって広域的な産業集積が進む状態。

3 二地域居住：都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。



(2) いち早く少子化対策に取り組み高い出生率となっている下條村

長野県下條村は、合計特殊出生率の高さで全国的にも注目されている。厚生労働省の公表している市町村別合計特殊出生率の数値は周辺市町村の数値も加味しているので低くなるが、村単独の出生・死亡数から独自試算したところでは、2013（平成25）年の出生率は1.88と全国の1.43に比べて非常に高い。

民間有識者による「日本創成会議」が2014（平成26）年5月にとりまとめた推計では、若年女性人口（20～39歳）が2040（平成52）年に2010（平成22）年比で5割以上減少する自治体は896自治体（全体の49.8%）に上るとし、これらを「将来消滅する可能性が高い」自治体、としている。こうした、地方の今後についての切実な問題提起がなされる中、この推計において下條村に関しては、長野県では南箕輪村と並んで唯一、減少率がひと桁代に止まるとされた。

下條村は、人口約4千人、面積は約38平方キロの村である。約7割が山村で、最寄りの大きな町である飯田市の中心部まで車で約20分の距離である。ほとんどの集落が村役場から半径5キロ以内と比較的近距离だが、まとまった平地が少なく、数十軒からなる集落が点在している。2014（平成26）年5月の時点で、村立の保育園に人口規模からすればかなり多い109人が通い賑わっている。

下條村が少子化対策に本格的に取り組んだ

きっかけは、今の村長が就任した1992（平成4）年にさかのぼる。村の人口減少に対する並々ならぬ危機感から、①役場の職員の意識改革及び職員数の削減、②農道などの整備に対して村が資材のみ支給して住民自ら整備する資材供給事業、③下水道について公共下水道ではなく合併浄化槽の選択などで経費削減を行った上で、1997（平成9）年から補助金を使わない若者定住促進住宅の建設へとつながっていった。

若者定住促進住宅は、家賃を相場より安くする代わりに、入居条件を「子どもがいる」か、これから「結婚をする若者」に限定し、また、入居者には村や地区の行事、消防団活動に参加してもらうこととした。これにより、若者同士が意思疎通をより密にできるコミュニティが生まれ、子育てなどで助け合う姿が見られるようになった。現在、10棟が稼働しているが、まとまった土地が少ないことが幸いし、これらの住宅は点在しており、村内全域に子育て世代が居住している。また、子どもの成長に伴い部屋が手狭になるが、子育て世代が地域との関係を構築できていることから、転居しても約4割が引き続き下條村に住んでいる。

下條村ではそのほか、保育料や給食費などの引き下げなども行っているが、財政状況を見据えて過度の自治体間子育て給付競争に巻き込まれることなく、地域とのつながりを重視した、子育て世代が子育てしやすいまちづくりに努めている。



<下條村の村立保育所>



<若者定住推進住宅>

7 まとめ

ここまで、我が国の少子化や人口減少を取り巻く背景、現状や国民の意識について分析するとともに、それらを通じて留意や重視をすべき視点や、求められる取組みの方向性について見てきた。改めてまとめてみると、次のようになる。

(1) 結婚について

我が国の未婚率は年々高まりつつあるが、一方で、未婚の若者の多くは結婚を望んでいる。結婚に至っていない主な理由としては、

- ・ 適当な相手にめぐり合わないこと
- ・ 結婚資金がないことや雇用が不安定なこと（経済的な問題）
- ・ 自由な時間が失われることや、結婚後の出産、子育てや仕事との両立などへの不安といったものである。

このため、結婚の希望を抱く若者の希望の実現に向けて、

- ・ 若者の雇用の安定による生活面での経済的基盤の確保
 - ・ 出会いの機会の確保や、関連する支援の取組みを進めていくこと
 - ・ 仕事と家庭の両立ができる環境整備
- といったことに一層取り組んでいくことが重要である。

(2) 出産・子育て・家族のあり方について

ほとんどの夫婦が子どもを持ちたい希望を抱いている一方、夫婦が抱く理想の子ども数と現実とが乖離している状況にある。

この要因としては、

- ・ 子育てに係る様々な負担や不安があること
 - ・ 仕事と子育て（家庭）との両立ができる環境が十分とはいえないこと
 - ・ 晩婚化・晩産化に伴い、子どもを持つとした時点で出産・育児の負担感が大きいことや、妊娠を望めない状況にあること
- などが挙げられる。

このため、若い世代が出産の希望を実現し、より前向きに安心して子育てできるように

するため、

- ・安定した雇用と収入が確保できること
- ・子育て支援サービスの更なる充実や利用により、子育てに係る様々な負担が軽減されること
- ・保育サービスの充実や企業の取組み促進により、女性が出産後も就業継続できる環境を整備するなど両立支援を進めること
- ・妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図ること

といった取組みが重要である。

また、女性の就業、社会での活躍が進む一方で、家事や育児のほとんどは妻が担っている現状にあり、性別役割分担の意識が依然として残っている状況にもある。そして、男性が育児に関わるのが難しい理由として長時間労働の実情が改善されていない状況もあることから、働き方の見直しを進めることも重要である。

さらに、子育て世代と、その親（祖父母）世代の双方が支え合いたい意識を抱いている。双方の同居や近居の希望の実現を後押しすることも重要であり、またあわせて、祖父母世代による子育ての手助けにあたり、過度の負担とならないよう、引き続き社会全体での子育て支援サービスの充実に取り組んでいくことが重要である。

(3) 地域について

地域における子育ての相談支援や、地域社会が子育てを支える一定の役割を担うことが重要視されており、必要な体制確保と、地域住民が、子育てを支える活動の担い手として参画しやすくなるよう取り組むことが重要である。

また、地方では、人口減少・高齢化の影響、都市部では人付き合いの希薄化などから、それぞれ、地域のつながりや支え合い機能は弱まりつつある。その一方で、人々の地域への愛着は未だ強い。地方における人口減少に歯止めをかけるためには、地域に住み続けたいと願う人や、地方に移住したいと考える人の希望を実現できるよう取り組むことが重要である。そしてこれは、厳しい住宅事情や子育て環境などから、地方に比べて低い出生率にある首都圏に若者が集中する流れに歯止めをかけ、そのことが、日本全体での人口減少に歯止めをかけていくことにもつながる。

第4節 諸外国の動き

本節では、人口に関する問題の中でも特に少子化問題に関する諸外国の指標や施策について、我が国と比較しつつ紹介していく。

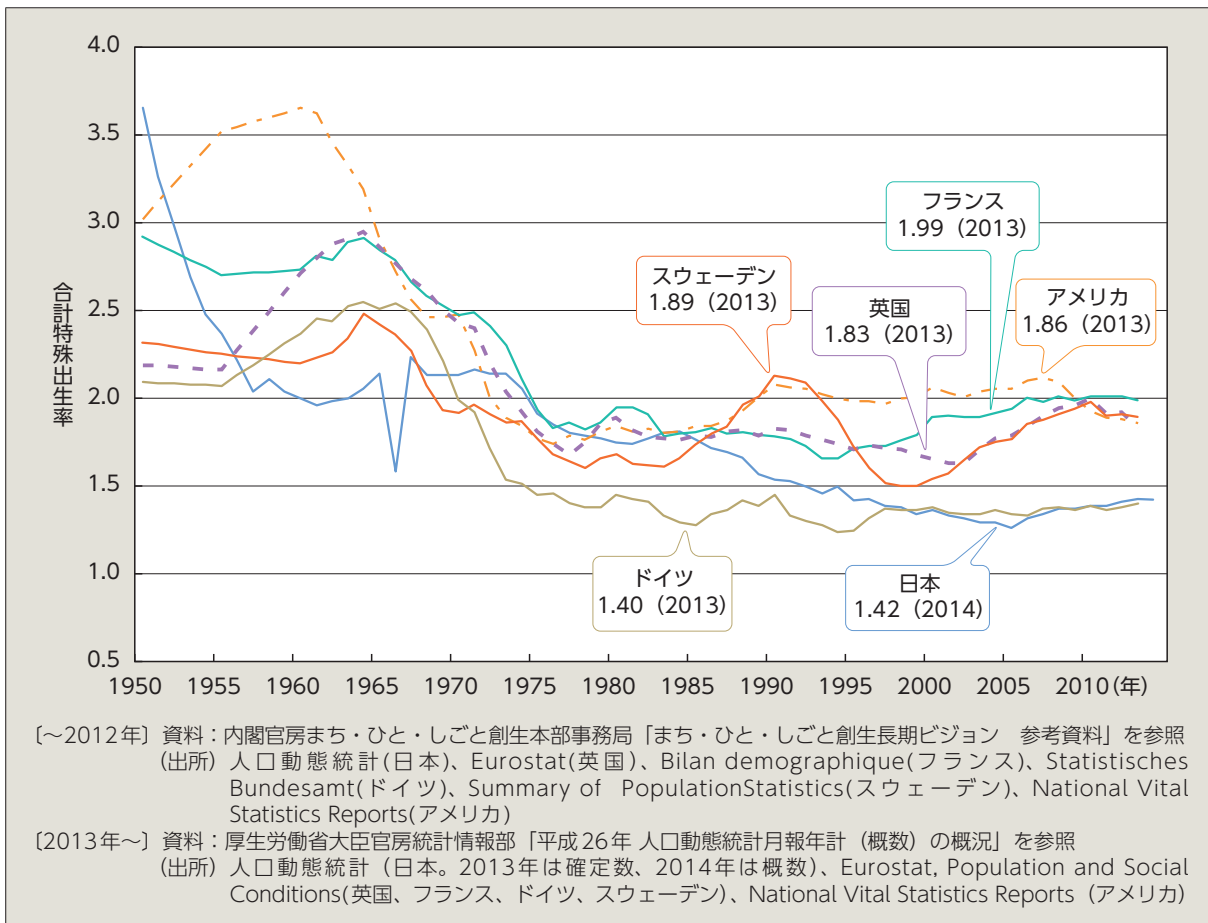
1 合計特殊出生率の水準

(日本やドイツの出生率は1.4前後で推移する一方、フランスやスウェーデンでは2前後まで回復)

図表1-4-1で日本と諸外国の合計特殊出生率の動きをみていくと、1970年から1980年代半ばにかけておおむね低下傾向にある。

その後、1980年代半ば以降、出生率の動きは国によって特有の動きをみせ、直近では、我が国やドイツの出生率が1.4前後で推移する一方で、アメリカや英国、フランス、スウェーデンの出生率は2前後で推移している。特にフランスやスウェーデンは、出生率が1.5～1.6台まで低下した後に回復傾向となっている点で特徴的である。フランスでは1993(平成5)年には1.66まで低下したが、その後は回復して2013(平成25)年には1.99となっており、またスウェーデンでは、近年二度にわたって出生率の低下と回復を経験しており、直近では1999(平成11)年に1.50まで低下した後に回復し、2013年には1.89となっている。

図表1-4-1 諸外国の合計特殊出生率の推移



2 出生率と関連する各種指標

このように、我が国の合計特殊出生率が1.4程度に留まる一方、諸外国の中には合計特殊出生率が2前後で推移しているところもある。このような状況を踏まえ、ここでは、我が国と諸外国の出生率と関連すると考えられる各種指標について、諸外国の状況を概観する。

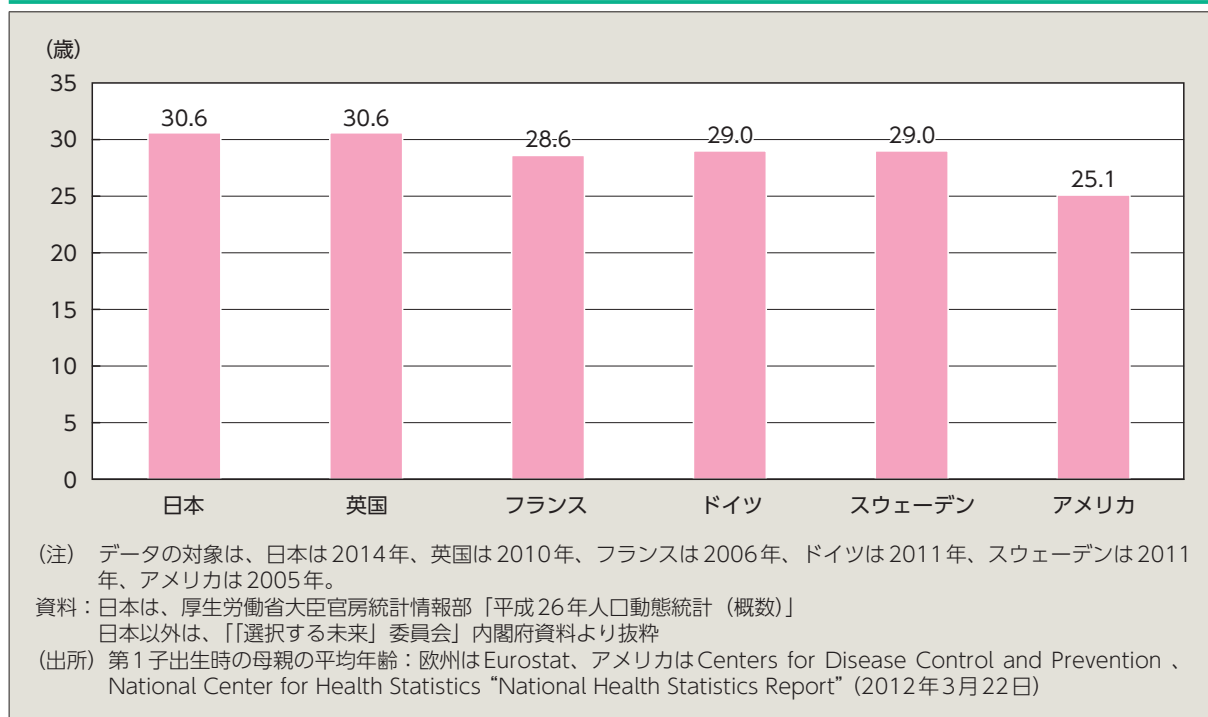
(1) 女性の出産年齢や結婚年齢について

(日本の第1子出生時の母の平均年齢は、アメリカを除く諸外国と比べ、大差はみられない)

はじめに、女性の出産行動や結婚行動に着目して比較をしていく。

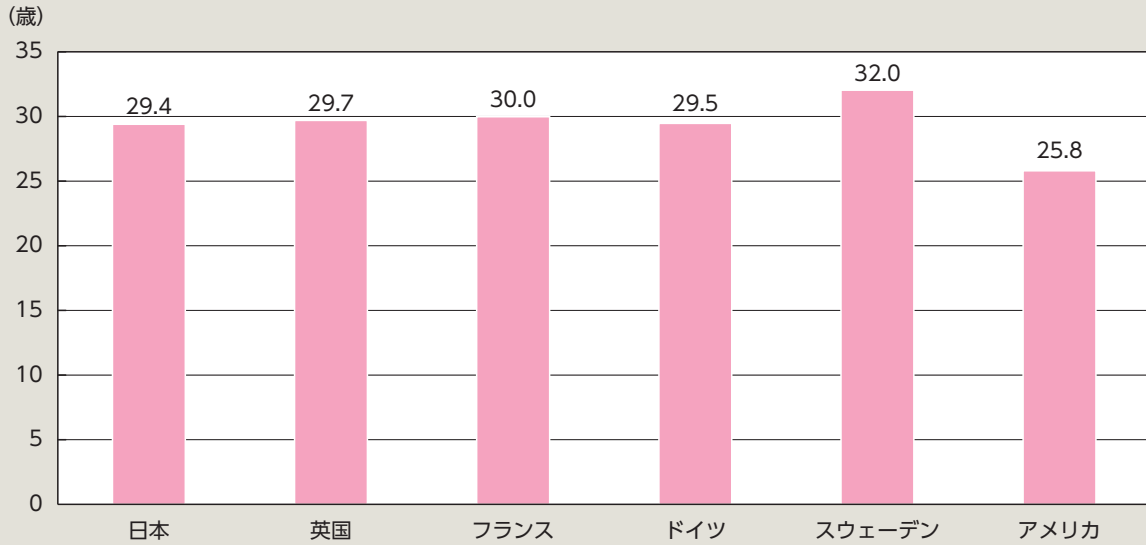
まず、**図表1-4-2**で第1子の出生時の母の平均年齢をみると、25.1歳と比較的低いアメリカを除くと、いずれの国も平均年齢が28歳～30歳の間にあり、我が国と他の諸外国との間に大差はみられない。

図表1-4-2 第1子出生時の母の平均年齢



また、**図表1-4-3**で女性の平均初婚年齢をみると、我が国は29.4歳であり、25.8歳のアメリカよりも高い一方で、他の国よりも低くなっている。ただし、出生率との関連で考えると、我が国の場合は婚外子の割合が低く、出生する子どもの約98%が結婚している母親からの出生であるのに対し、諸外国では婚外子の割合が高い場合もみられる。例えばスウェーデンでは、出生する子どもの半数以上が結婚していない母親からの出生である。このため、出生行動との関係で平均初婚年齢を諸外国と比較する際には、この点に留意が必要である (**図表1-4-4**)。

図表 1-4-3 女性の平均初婚年齢の比較



(注) 日本は2014年、英国は2006年、フランス・ドイツ・スウェーデンは2008年、アメリカは2006年から2010年までの平均値。

資料：日本は厚生労働省大臣官房統計情報部「平成26年人口動態統計（概数）」、英国・フランス・ドイツ・スウェーデンは「OECD Family Database」(Age at first marriage)、アメリカは「『選択する未来』委員会」内閣府資料より抜粋

図表 1-4-4 婚外子の割合の比較

	日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン	アメリカ
婚外子の割合	2.11%	43.66%	49.51%	29.96%	55.47%	38.50%

※ 2006年における、結婚していない母親からの出生数が全出生数に占める割合を比較したもの
資料：OECD「Society at a Glance 2009」

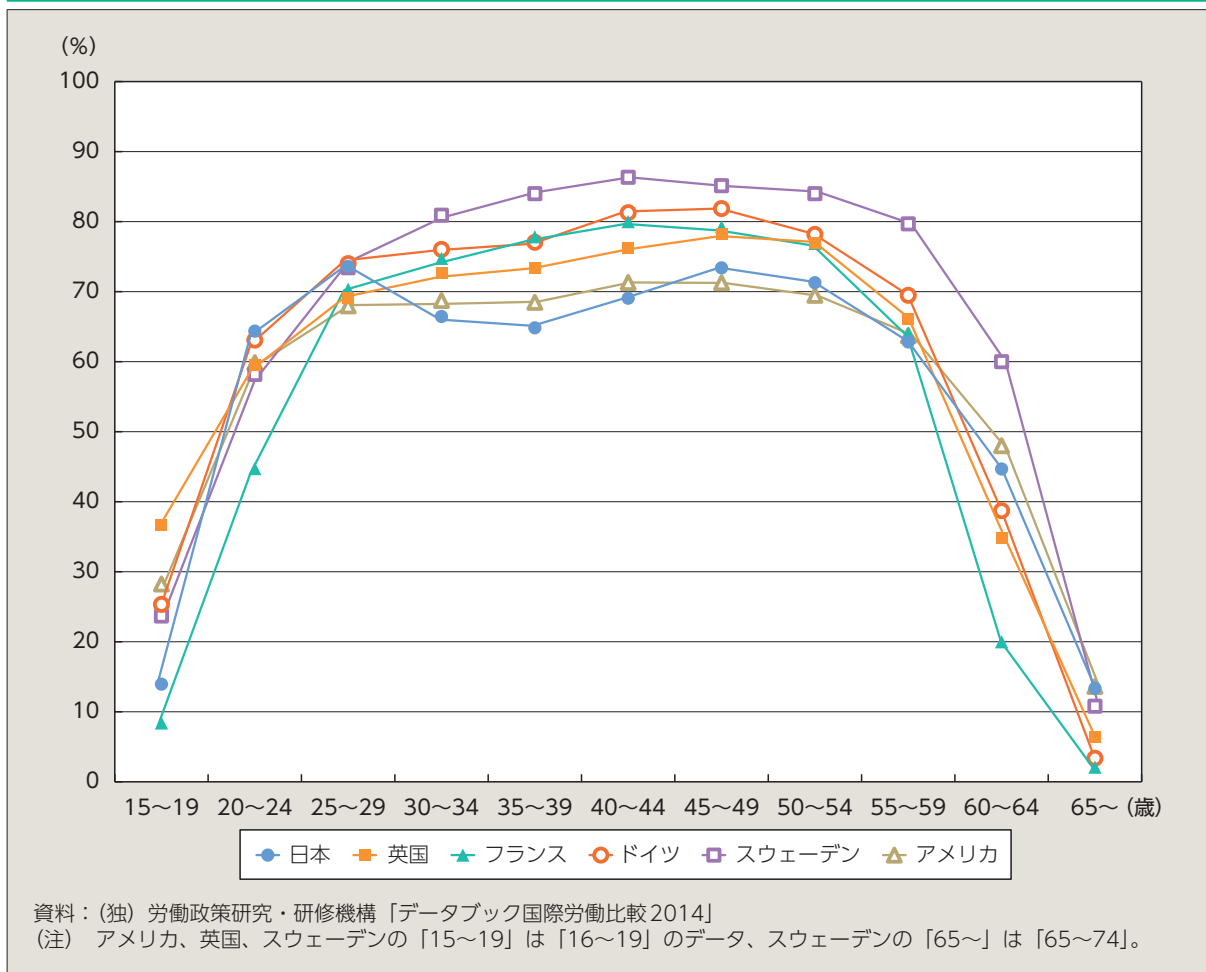
(2) 女性の年齢別の就業率

(日本の女性就業率は、諸外国と異なり30代～40代前半が低い)

次に、女性の年齢別の就業率をみると、我が国は、30代から40代前半の女性の就業率が低下する「M字カーブ」が見られる(図表1-4-5)。これは、子育て期に仕事から離れ、子育てが一段落したところで再び仕事に復帰している場合が多いためとみられている。

一方、諸外国では、30代から40代の女性の就業率の低下はほぼみられず、日本のような明確な「M字カーブ」とはなっていない。

図表 1-4-5 女性の年齢別の就業率の比較

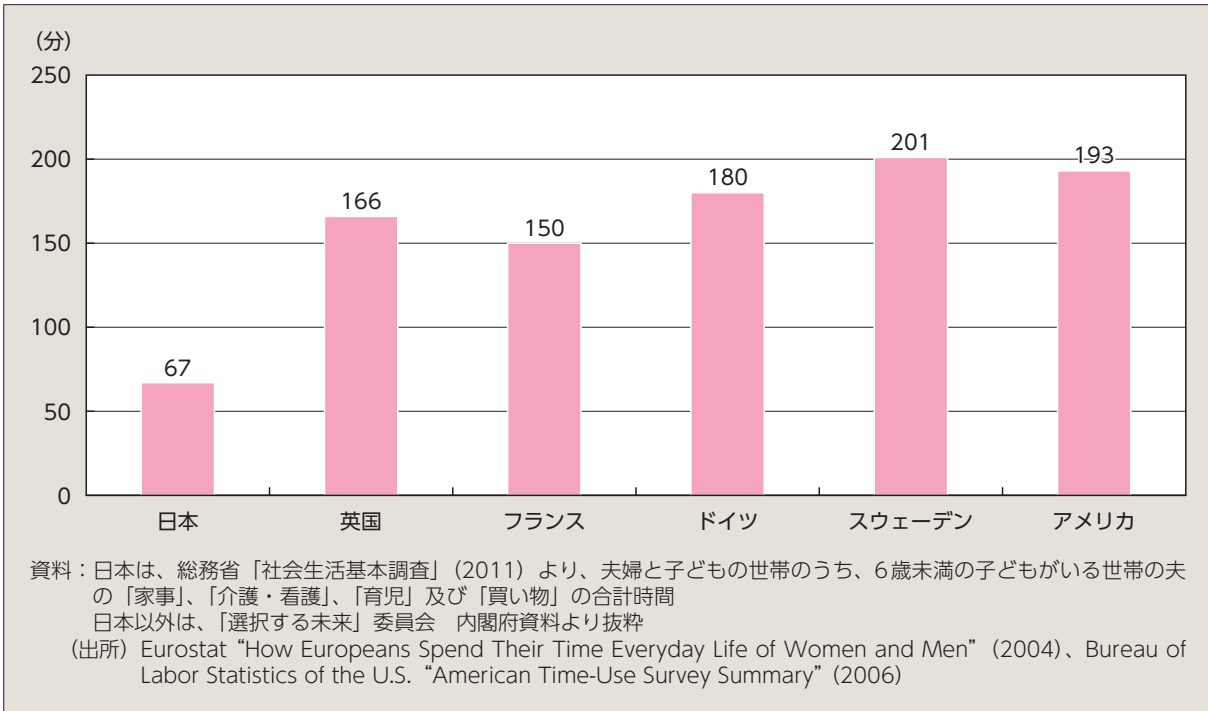


(3) 夫の家事・育児時間について

(夫の家事・育児時間は、日本は諸外国に比べて少ない)

続いて、夫の家事・育児時間の平均についてみると、我が国は、67分であるのに対し、諸外国ではいずれも150分を超えている。中でもスウェーデンは200分ほどで、これは日本のおよそ3倍であり、日本の夫の家事・育児時間が諸外国に比べて非常に少ないことがわかる (図表 1-4-6)。

図表 1-4-6 夫の一日の家事・育児時間の比較



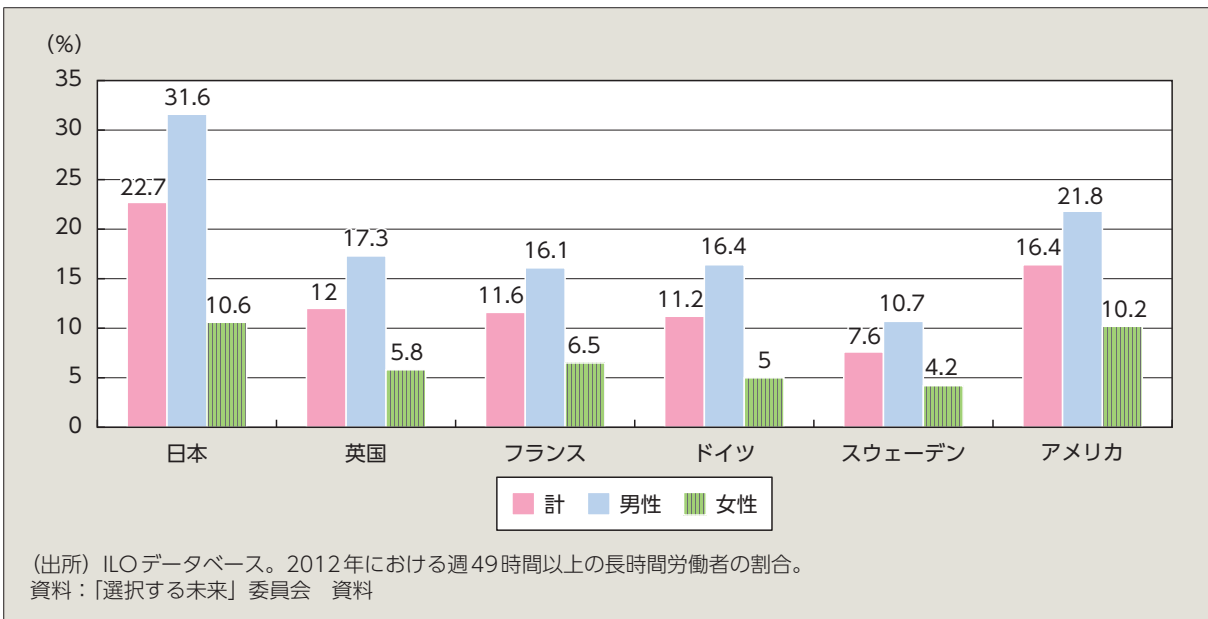
(4) 長時間労働者の割合について

(特に男性では長時間労働者の割合が、日本は諸外国に比べて非常に高い)

さらに、仕事と子育ての両立のしやすさと関連する、長時間労働者の割合についてみていく。男女合計では、日本は22.7%であり、スウェーデンの7.6%、ドイツの11.2%、フランスの11.6%、英国の12.0%、アメリカの16.4%よりも高いことがわかる。

男性のみについてみると、日本は31.6%であり、10.7%のスウェーデン、16.1%のフランス、16.4%のドイツ、17.3%の英国、21.8%のアメリカとの差はより大きくなっている。また、女性についても10.6%と、諸外国よりも高くなっている (図表 1-4-7)。

図表 1-4-7 長時間労働者 (週49時間以上) の割合



3 諸外国の施策

これまで出生率との関連が考えられる指標をみてきたが、諸外国では、どのような施策がとられているのか、以下で概観する。

(1) 主要国の政策の概要

(出生率が回復した国の施策の特徴は、保育サービスの充実や、仕事と家庭の両立支援の推進)

出生率が回復しているフランスでは、かつては家族手当等の経済的支援が中心であったが、1990年代以降、保育サービスの充実や、仕事と家庭の両立支援を図る方向へ政策転換した。その後、1990年代半ばより、出生率が大きく回復している。

また、同じく出生率が回復しているスウェーデンでは、1970年代より、保育サービスや、仕事と家庭の両立支援環境が整備されてきたが、近年は、雇用・経済情勢の影響等による出生率の上下がみられる。1990年代末からの上昇については、雇用経済情勢の改善に加え、育児休業給付や児童手当の給付の改善等が指摘されている。(これらフランスとスウェーデンの政策については、以下4を参照)

また、英国については、2000年代前半から、出生率が向上しているが、政策面では2002年雇用法による出産休暇や育児休業を含めた柔軟な働き方の実現、1997年に発表された全国児童ケア戦略をはじめとする保育サービスの拡充、就労支援などが指摘されている。

一方、日本よりも出生率が低い水準にあるドイツでは、従来から家族手当等の経済的支援が中心であった。最近では、両親手当及び両親休暇が改正され、2015(平成27)年7月に施行される予定であり、また保育所も更なる整備が進められることとなっている。

なお、アメリカは、比較的高い出生率を維持しているが、貧困家庭への扶助及び州・地域を通じた保育サービスへの支援を除き、基本的に欧米諸国にみられるような育児休業給付、児童手当制度などの国の家族政策はとられていない。

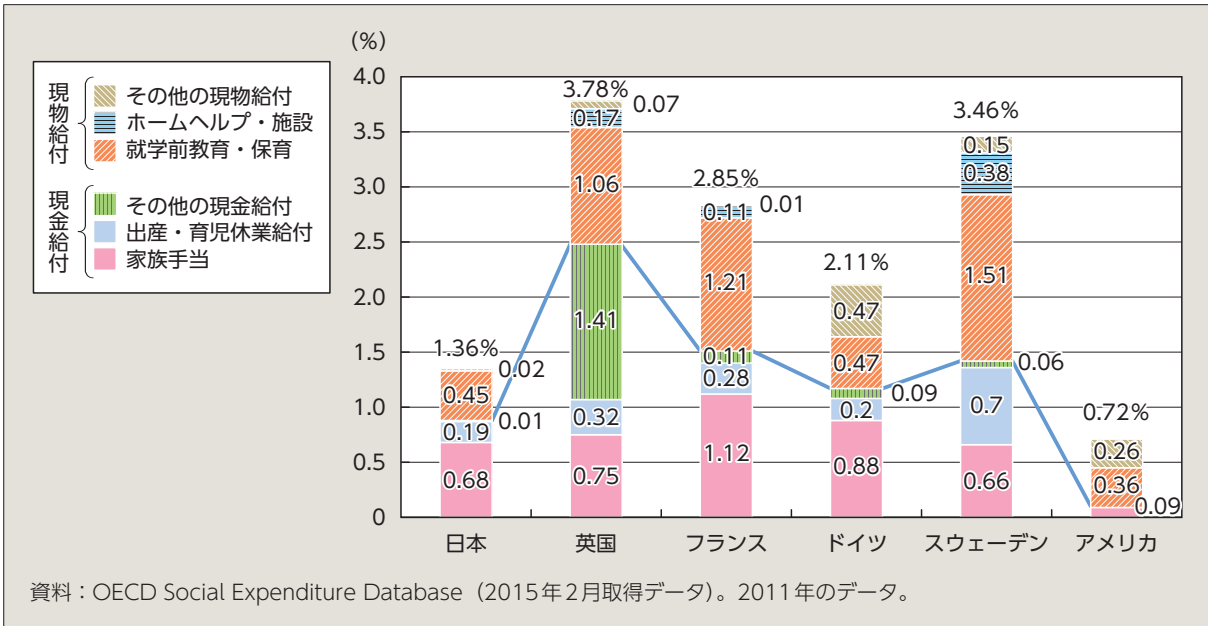
(2) 家族関係支出の比較

(政府の家族関係支出の対GDP比は、日本は諸外国に比べて低い水準)

政府による支出のうち、児童手当、保育、育児休業給付等といった家族を支援するための支出である「家族関係支出」が各国のGDPに占める割合を図表1-4-8でみていくと、日本は1.36%であり、英国の3.78%、スウェーデンの3.46%、フランスの2.85%、ドイツの2.11%に比べ低い水準であることがわかる。なお、アメリカは日本よりも低く0.72%である。

また、これら家族関係支出は、児童手当や出産・育児休業給付などの「現金給付」と、保育などの「現物給付」に分けることができるが、家族関係支出に占める現物給付の割合をみると、日本では約35%となっている。この割合について、英国は約34%で日本より低い一方で、フランスは約47%、ドイツは約45%、スウェーデンは約59%、アメリカは約86%と日本よりも高くなっている。

図表 1-4-8 家族関係社会支出の対 GDP 比の比較

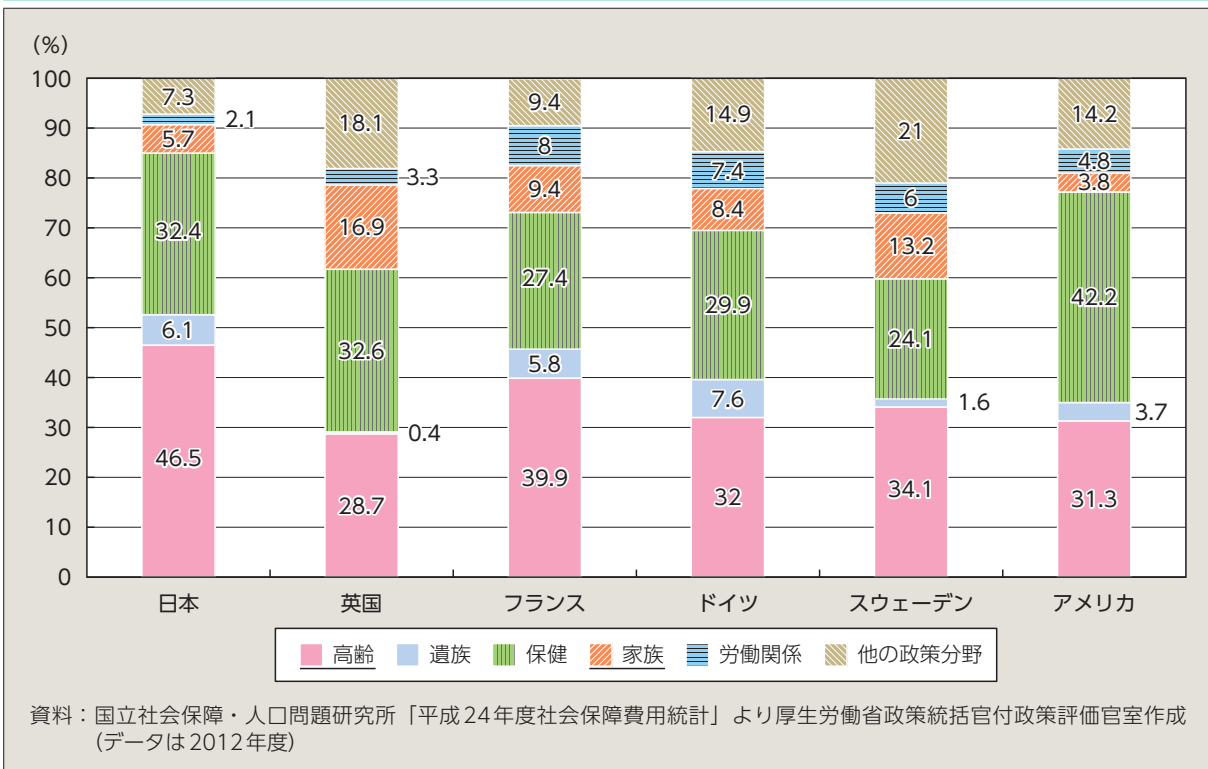


(日本の政府の社会支出は、諸外国に比べ、家族関係支出の割合が低く高齢支出の割合が高い)

また、政府の社会支出の内訳をみると、家族関係支出が占める割合は、日本は5.7%であり、16.9%の英国、13.2%のスウェーデン、9.4%のフランス、8.4%のドイツよりも相対的に低いことが分かる。

一方で、同じく政府の社会支出のなかで、高齢者に対する年金や介護サービスにかかる支出である「高齢支出」をみると、日本は46.5%であり、諸外国よりも相対的に高くなっている (図表 1-4-9)。

図表 1-4-9 政策分野別社会支出の内訳



4 フランス・スウェーデンの出生率向上の取組み

フランス及びスウェーデンは、いったん出生率が低下しながら、その後、回復している国として、日本のみならず世界的にも注目されている実例である。2014（平成26）年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」においても、先進国における出生率低下は避けられないのではないかとの意見に対する反論として、両国の事例を引用して、「国民負担率が6割程度であることなどから、我が国と単純に比較できないが」と留保しながらも、「示唆に富む実例と言えよう」と高く評価している。フランス、スウェーデンの主な取組みについての日本との比較は以下の表のとおりである。ここでは、フランス・スウェーデンの取組みのうち、特に厚生労働分野に関連する施策を中心に紹介する。

日本、フランス、スウェーデンの主な施策の比較

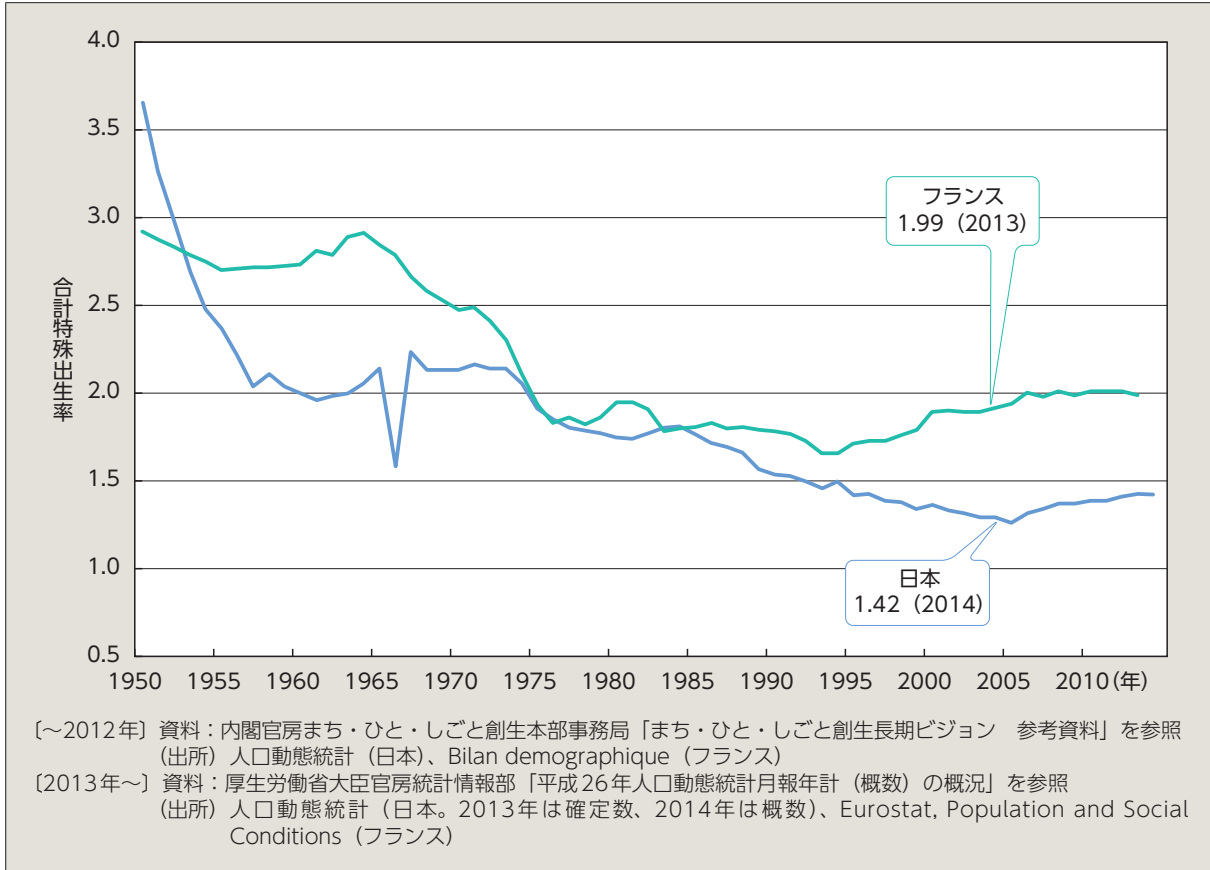
		日本	フランス	スウェーデン
経済的給付	児童手当	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳～中学校3年生まで ・3歳未満、第3子以降は加算有 ・所得制限有 ・所得制限以上一律5000円給付（当分の間の特例給付） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子（20歳未満）以降 ・第3子以降と14歳以上は加算有・所得制限有 ※子どもの多い世帯ほど税負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子から ・16歳未満（義務教育中は延長） ・多子世帯への加算有 ・所得制限なし
	育児休業給付	<ul style="list-style-type: none"> ・休業開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%相当額、それ以降は50%相当額 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1子が1歳になるまで両親が6か月ずつ、第2子以降は3歳まで一方の親が24か月、もう一方の親が12か月、休業給付を受給可 	<ul style="list-style-type: none"> ・子が12歳又は小学校5年修了までの間、両親合わせて最高480日の休業給付を受給可
保育サービス等		<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の27.3%が保育を利用（1・2歳児では35.1%（2014年4月）、待機児童解消加速化プランにより46.5%に上昇見込み） ・義務教育は6歳から ・保育所待機児童約2万人 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児の約半数が保育を利用 ・義務教育は6歳から ・3歳以上の子どもの幼稚園（保育学校）への就学を保障 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業制度の充実により、0歳児の保育利用は極めて稀 ・義務教育は7歳から（6歳児を対象とする就学前クラス有）
育児休業制度		<ul style="list-style-type: none"> ・子が1歳になるまで ・保育所に入所できない場合等は1歳6か月まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・子が3歳になるまで、3人以上の子を持つ親は子が6歳になるまで（休職又は労働時間の短縮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子が1歳6か月になるまで全日休暇、8歳になるまで部分休暇

(1) フランスの取組み

(仕事と子育てを親が望む形で両立できる仕組みを提供)

フランスの出生率は、1993（平成5）年には1.66まで低下したが、2010（平成22）年には2.0まで回復している（**図表1-4-10**）。フランスの出生率向上に関連する取組みとして、以下、①経済的給付、②保育サービス、③出産・育児と就労の両立支援施策について、取り上げる。

図表 1-4-10 フランスの合計特殊出生率の推移



1 経済的給付

フランスでは、子育て世帯への経済的支援として、家族手当と乳幼児受入手当の2つの制度があり、家族手当と乳幼児受入手当の基礎手当については、企業の拠出金、一般福祉税などの租税、国及び県の負担金を財源としている。

まず、家族手当については、子ども（20歳未満で、月の収入が893.25ユーロを超えない者（2014年））が2人以上いる家庭に支給される。子どもが2人の場合は、月額で129.35ユーロ、3人の場合は295.050ユーロ、（以降1人につき165.727ユーロ加算）が20歳になるまで支給される。また、14歳～20歳までの子どもには、月額64.67ユーロが加算される（ただし、子どもが2人以下の場合には、その年長子には加算措置は適用されない。）。（2014年）

この家族手当については、これまで、すべての子どもの育児を社会全体で支援するという哲学のもと、所得要件はなく、全ての家庭に対して同額が支給されてきた。しかし、経済成長率が低い中で、国家予算の財政赤字削減及び社会保障制度の持続可能性への信頼性を高めるため、2015年の社会保障予算法において、所得要件を設けることとなり、7月1日から施行される予定である。

次に、乳幼児受入手当は、3歳未満の乳幼児の養育者となる者に支給される手当であり、出産手当、基礎手当、補助手当からなっている。出産手当と基礎手当には、所得上限が設けられているが、補助手当には所得上限はない。出産手当は、出産に係る費用の補てんとして子ども一人当たり定額が支給されるものであり、基礎手当は、乳幼児一人当たり毎月定額が支給されるものである。補助手当は、保育費用補助か賃金補助を保育方法により決定するようになっている。認定保育ママなどに子供を預けて働く親への助成として

は、保育費用補助が支給され、育児のために労働時間を削減する親には、賃金補助が支給される。

この、育児休業期間中の所得保障を行う基礎手当、補助手当については、男性の育児休業取得促進という趣旨のもと、2015年1月1日より制度改正で期間が変更となった。第1子は1歳になるまで6か月ずつ両親が受給でき、第2子以降は3歳になるまで一方の親が24か月、もう一方の親が12か月受給できるようになり、母親だけで36か月の休業給付を受給することはできなくなった。

フランスの出生率向上に関連する取組み

経済的給付	保育サービス	両立支援策	
		労働時間制度	出産・育児休業制度
○家族手当 (子が2人以上の家庭に支給) ○乳幼児受入手当 (乳幼児の養育者に支給) ・出産手当 ・基礎手当 ・補助手当	○託児所 (3歳未満の子を預かる施設) ○認定保育ママ (6歳未満の子が対象の事業) ○幼稚園 (3~5歳の子の就学を保障)	○時間外労働の制限 →1日10時間超、週48時間かつ12週平均44時間超の労働は認められない ○休息时间 →2労働日間11時間 ○年次有給休暇 →年間30日、12日以上 連続休暇を1年1度以上	○出産休業制度 →母親：産前6週間・産後10週間 →父親：出産時3日+父親休暇11日 ○育児休業制度 →子が3歳になるまで、休業かパートタイム労働への移行を選択可 →3人以上の子の親は、子が6歳になるまで取得可能

2 保育サービス

保育サービスについては、託児所によるものと、認定保育ママによるものがある。

託児所は、主に3歳未満の子どもを預かる施設で、集団託児所、ファミリー託児所、親が組織するペアレント保育所などの形態が認められている。利用者負担は、所得や扶養家族数によって異なる。

認定保育ママは、6歳未満の子どもを対象とした事業であり、家族・社会扶助法典に基づき、県議会議長が許可する。事業開始に当たっては、60時間の研修を受ける必要があり、事業開始後2年以内にも、再び60時間の研修を受ける必要がある。認定保育ママによるサービスについては、料金や時間帯について利用者と認定保育ママとの間で自由に決めを行うことができるが、子ども一人当たり、最低賃金×0.281に相当する額以上の報酬を支払うなどのルールがある。認定保育ママの従事者数は約31万人である。認定保育ママ等を雇用して6歳未満の子どもを預けながら働いている親には、保育費用補助として手当が支給されるほか、税額控除がある。

また、3歳~5歳の子どもについては、幼稚園への就学が保障されており、ほぼ100%が幼稚園に就学している。

3 出産・育児と就労の両立支援施策

両立支援施策に関連するものとしては、労働時間制度、出産・育児休業制度がある。

まず、労働時間制度については、フランスの法定労働時間は、原則として1週35時間となっている。週35時間の法定労働時間を超える労働については、割増賃金又は代替休業を付与する必要がある。1日について10時間を超える労働、又は、週48時間かつ12

週間平均で週44時間を超える労働は、割増賃金を付与しても認められない。また、年間時間外労働時間として220時間が規定されており、220時間を超える時間外労働に対しては、企業規模に応じて代償休息を付与する義務が課されている。休息については、雇用主は、2労働日の間に、少なくとも連続11時間の休息時間を保障しなければならない、とされているとともに、1週につき6日を超えて労働させることは認められておらず、週休は、少なくとも連続24時間（休息時間と合わせて35時間）としなければならない、とされている。年次有給休暇については、労働者は年間30労働日を取得することができる。年次有給休暇の取得方法については、最低12労働日～最大24労働日の連続した休暇を、1年に1度以上取得させなければならない、とされている。

次に、出産・育児休業制度のうち、出産休業制度については、出産予定の女性労働者に対して、産前2週間・産後6週間の休暇を取得させることが義務づけられており、また、最大で、産前6週間、産後10週間の休暇を取得することが認められている。休暇期間中は、医療保険制度から、休暇前賃金の日額基本給と同額が支給される。また、父親は、母親の出産時に、3日の休暇を取得する権利が保障されている。また、父親休暇の取得も認められており、子どもの誕生から4か月以内に11日間（多胎の場合は18日間）の休暇を連続して取得することができる。休暇期間中は医療保険制度から賃金の日額基本給と同額が支給される。

また、育児休業については、子どもが3歳になるまで取得できるが、2014年の法改正により、3人以上の子どもを持つ親は、子どもが6歳になるまで育児休業を取得できることとなった。この間、全日の休業、又は、パートタイム労働への移行のいずれかを選択することができる。父親と母親がともに取得でき、両方が同時に、あるいは交代で取得できる。

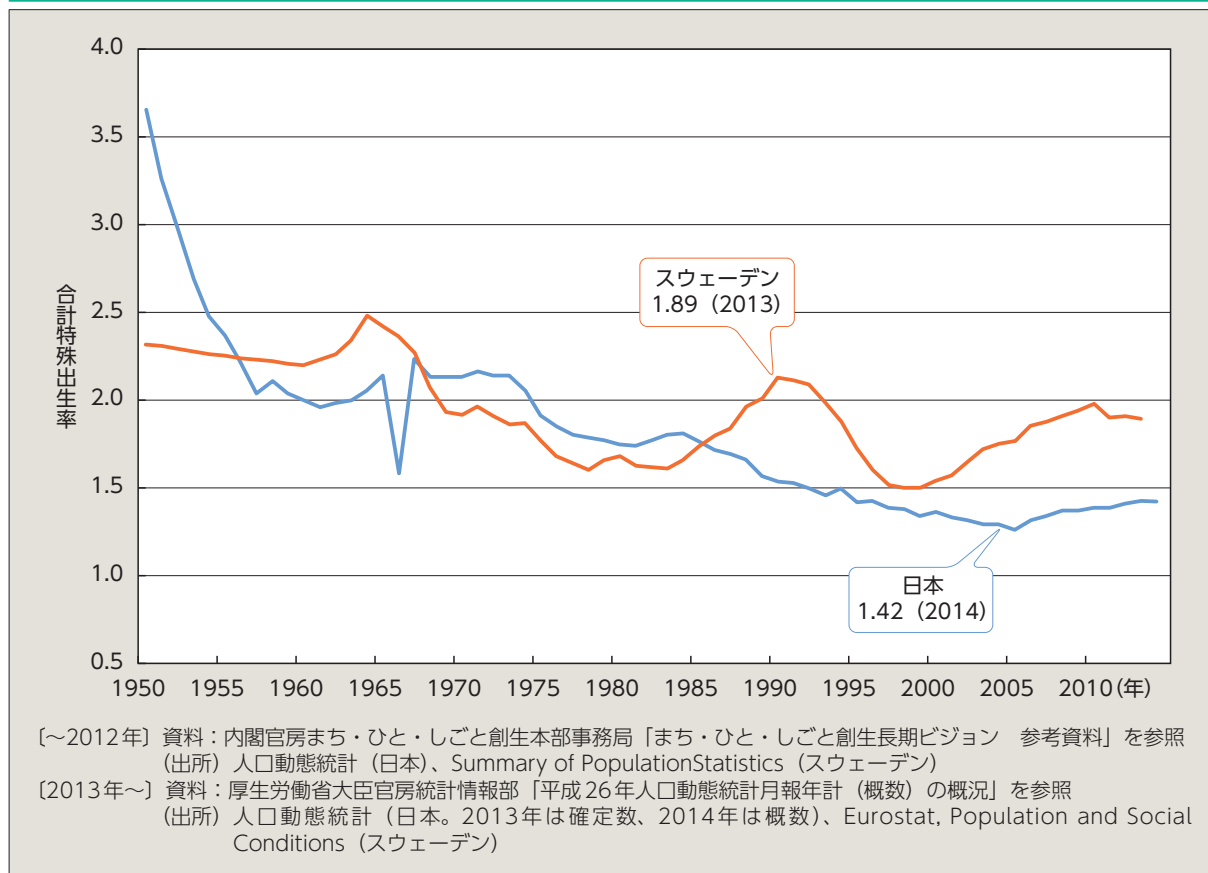
育児休業中は、働いていない期間は賃金は支払われないが、乳幼児受入手当の基礎手当や、就労や保育の状況に応じて補助手当が支給される。

(2) スウェーデンの取組み

(きめ細やかな給付と質の向上が図られた保育サービス)

スウェーデンは、近年、二度にわたって出生率の低下と回復を経験しているが、最近では、1999年に出生率が1.50にまで低下し、11年後の2010年に、1.98まで回復している（[図表1-4-11](#)）。スウェーデンの出生率向上に関連する取組みとして、以下、①経済的給付、②保育サービス、③出産・育児と就労の両立支援施策について、取り上げる。

図表 1-4-11 スウェーデンの合計特殊出生率の推移



1 経済的給付

スウェーデンでは、子育て世帯への経済的支援として、両親保険、児童手当、住宅手当の3つの制度がある。

まず、両親保険は、育児休業期間中の所得保障を行うものであり、その財源は、使用者の保険料（両親保険料）である。1974年から導入された。両親保険の給付は、妊娠手当、両親手当、一時的両親手当からなっている。

両親保険のうち妊娠手当は、女性が妊娠により身体的に負担がかかる仕事に就くことができない場合で配置転換もできない場合に、出産直前の2か月のうち最高50日間支給される。

スウェーデンの出生率向上に関連する取組み

経済的給付	保育サービス	両立支援策	
		労働時間制度	出産・育児休業制度
<ul style="list-style-type: none"> ○両親保険 (育児休業期間中の所得保障) ・妊娠手当 (妊娠により身体に負担がかかる仕事に就けない場合に最高50日支給) ・両親手当 (育児休業期間に計480日間支給。受給期は12歳又は小学校5年修了まで) ・一時的両親手当 (12歳未満の子の看護等のため、子一人につき年60日支給) ○児童手当 (16歳未満の子の親に支給) ・基礎児童手当 (全ての16歳未満の子の親に支給) ・延長児童手当 (子どもが16歳を過ぎても義務教育相当の学校に通っている間支給) ・付加的児童手当 (多子加算) ○住宅手当 (子の数、住居の大きさ、所得に応じた額を支給) 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所 (1～6歳児が対象) ○放課後保育所 (就学児が対象) ○家庭保育 (1～12歳児が対象) ○就学前学級 (5・6歳児が対象) ※3歳～就学前の子どもに、年525時間の保育所サービスの提供を保障 ※保育サービスは教育政策の一環として位置付けられている 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間外労働の制限 →4週48時間以内、年200時間以内(特別な事情がある場合は350時間以内) ○休息时间 →毎日、連続11時間以上 ○年次有給休暇 →年間25日、6～8月に少なくとも4週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○出産休業制度 →出産予定の女性は、産前産後少なくとも7週間ずつ、フルタイムの妊娠休暇を取得可能 ○育児休業制度 →両親は、子どもが1歳6か月になるまで全日休暇、8歳になるまで部分休暇の取得の権利有

両親保険のうち両親手当は、子どもの出生・養子縁組に際し育児休業をした期間について合計480日間支給される。父親・母親はそれぞれ240日間の受給権を有するが、そのうち各60日間(いわゆる「パパ月・ママ月」)を除けば、父親・母親間で受給権を移転できる。出産10日前(父親は出産後)から子どもが8歳になるまで、又は、小学校の第1学年を修了するまで受給することが可能であり、その支給額は480日間のうちの390日までは従前所得の80%相当額である。なお、従前年収が低くても、最低保障額として日額225クローナが支給される。残り90日間については年収に関わりなく一律日額180クローナが支給される。

また、学校行事への参加等、子どもが成長した後の両親の休暇取得ニーズに対応するとともに、両親によるケアの必要性の高い幼児期に、両親手当の大部分を受給するようにするため、2014年1月1日以降に生まれた子どもについては、受給期は12歳になるまで、又は、小学校の第5学年を修了するまでに延長され、4歳以降に受給可能な日は最大96日とされた。両親手当は、勤務時間を短縮した場合に、通常の勤務時間との差分を受給することも可能である。2008年には、男性の育児休業取得促進を目的として、2008年7月以降に生まれた子どもを対象に、390日のうち「パパ月・ママ月」分を超えて両親のそれぞれが取得した育児休業日数をもとに、事後的に税還付を行う均等ボーナスが導入された。また、2012年からは、子どもが0歳の間、30日間は両親が同時に両親手当を受給することが可能となった。

両親保険のうち一時的両親手当は、原則として12歳未満の子どもの看護や、通常子どもをみている者が病気である場合の休業期間について子一人当たり年60日間まで支給さ

れる。子どもが病気の場合には、120日間まで支給される。また、父親については、出産前後の付き添いのための休業について、10日間の一時的両親手当の受給が認められている。

次に、児童手当は、1948年より導入されたものであり、(基礎)児童手当、延長児童手当、付加的児童手当(多子加算)からなっている。財源は、全額国庫負担である。基本的に、国内に居住する16歳未満の子どもを持つ親は、子ども一人当たり月額1,050クローナの児童手当を受け取ることができる。延長児童手当は、子どもが16歳を過ぎても義務教育相当の学校に通っている間支給されるものである。さらに、複数の子どもを持つ親に対しては、子の人数分の基礎手当に加えて、人数が増えるごとに多子加算が行われる(第2子150クローナ、第3子454クローナ等)。この多子加算は、2010年7月から増額された。

最後に、住宅手当は、1960年代より導入されたものであり、子どものいる家庭と18歳以上28歳以下の子どもをいない若年者を対象に、子の数、住居の大きさ、所得に応じた額を支給するものである。財源は、全額国庫負担である。所得制限があり、支給額ベースでみた場合、約60%が女性の単親又は独身世帯向けとなっている。

2 保育サービス

スウェーデンでは、1990年代後半の改革により、保育サービスは、社会福祉ではなく、教育政策の一環として位置付けられている。制度の所管も社会省から教育省に移管されており、公費(税財源)と低額の利用者負担により費用をまかなっている。

スウェーデンの保育サービスには、1歳~6歳児(就学前)を対象とする保育所、就学している子どもを対象とする放課後保育所、1歳~12歳児を対象とする家庭保育(教育的保育)がある。なお、5~6歳児については、義務教育の準備段階として、就学前学級制度が設けられている。

2013年には、1~5歳児の84.2%が保育所、2.6%が家庭保育を、6~9歳児の82.3%が放課後保育所、0.2%が家庭保育を、10~12歳児の19.7%が放課後保育所を利用している。また、6歳児の多くは、就学前学級を利用している。

保育サービスの利用者負担については、3歳~就学前の全ての子どもには、少なくとも年525時間の無料の保育所サービスの提供が保障されている。また、保育サービスの自己負担額については、2002年1月から上限額を設定する制度が導入されている。

2011年6月には、改正教育法及び新カリキュラムが施行され、保育所は明確に学校の一分類とされ、教育目標の明確化、評価・改善の実施、保育士教育の充実等、教育政策の観点から質の向上を図る改革が実施された。

3 出産・育児と就労の両立支援施策

両立支援施策に関連するものとしては、労働時間制度、出産・育児休業制度がある。

まず、労働時間制度については、スウェーデンの法定労働時間は、原則として1週40時間以内となっている。労働時間を増やす特段の必要性がある場合には、4週間で48時間以内、年200時間以内で時間外労働を行わせることができる。また、特別の事情があり、別の方法で対応できない場合には、これに加えて、年最大150時間以内の追加的時間外労働を行わせることができるが、4週間で48時間を超えてはならないとされている。

また、時間外労働を含む労働時間の合計については、7日間の期間ごとに平均48時間を超えてはならないとされている。

休息については、全ての労働者に、毎日、原則として24時間ごとに、深夜0時から5時までの時間帯が含まれる11時間以上の連続した休息時間が確保されなければならないとされている。また、毎週の休息期間として、原則として7日間ごとに、可能な限り週末を含む36時間以上の連続した休息時間が確保されなければならないとされている。

年次有給休暇については、労働者には、1年間で25日の年次有給休暇を取得する権利が保障されている。別段の合意がない限り、労働者は6月～8月に少なくとも4週間の休暇期間となるよう年次有給休暇を取得する権利を有している。20日を超える年次有給休暇については、翌年以降、最大5年後まで、繰り越しをすることができる。また、25日を超える年次有給休暇の繰り越し分については、相当の休暇手当が支給される。

次に、出産・育児休業制度については、両親休暇法により、労働者には、出産・育児のための休暇と所得が保障されている。出産・育児休業期間中の所得は、社会保険制度である両親保険制度により、従前所得の概ね8割が支給される。

出産予定の女性は、産前産後少なくとも7週間ずつについて、フルタイムの妊娠休暇を取得することができる。このうち、産前産後2週間の休暇取得は義務となっている。また、両親は、子どもが18か月に達するまでの間、フルタイムの休暇を取得する権利を有する。これらの休暇は、両親手当の支給に関わらず、取得することができる。両親は、両親手当が満額支給されている間は、全日休暇を取得する権利を有し、手当が一部支給されている間は、それに応じた部分休暇を取得する権利を有する。また、両親手当支給なしで、子どもが8歳になる前、又は、小学校1年生を終わるまでの間、最大4分の1の労働時間短縮による時短勤務の権利が認められている。子どもの看護等に関しての一時的両親手当受給の間についても、休暇を取得する権利が認められている。

第5節 まとめ ～人口減少克服に向けた取組みのあり方～

前節までにおいて、我が国の人口の長期的な推移とこれまでの人口にかかわる施策を振り返り、また人口減少を取り巻く現状・背景や意識の状況、さらには諸外国の関連の取組みなどの動向について見てきた。これらを踏まえ本節では、今後の人口減少の克服に向けた取組みのあり方を考えていく。

1 これまでの人口減少と関連する取組みや状況を振り返って

前節までにおいて紹介した、我が国のこれまでの人口推移や人口に関わる政策、人口減少の背景の分析について、要点は次のようにまとめられる。

- ①第2次ベビーブーム直後の1974（昭和49）年から、合計特殊出生率が人口置換水準を下回るようになった。
- ②1990（平成2）年の「1.57ショック」により、出生率の低下について社会的に問題認識が高まることとなり、国として少子化対策を重要な政策課題として位置づけるようになった。（その後、1994（平成6）年の「エンゼルプラン」の策定をはじめ各種の少子化対策が政府全体で実施されてきた）

- ③合計特殊出生率は、2005（平成17）年に過去最低の1.26を記録。その後は上昇しているものの、人口置換水準を下回る状況が続いている。（2015（平成27）年の「少子化社会対策大綱」の閣議決定など、政府をあげた取組みが継続している）
- ④結婚を望む若者は依然として多く、また、結婚した夫婦の希望子ども数と現実の出生数が乖離している。（若い世代の経済的安定、出会いの機会の創出、子育ての様々な負担の軽減、仕事と家庭の両立支援の推進等が重要な課題である）
- ⑤子育てにとって地域の支えも重要である。また地域のつながりを維持し、安心した生活を維持するためには、都市機能の集約等が必要となる。

2 人口減少の克服に向けて必要な基本的姿勢

このように、これまでの関連の取組みや状況を振り返ると、今後の人口減少克服に向けての取組みに当たって、次のような基本的姿勢が必要となるものと考えられる。

(1) 人口減少に対する危機認識の共有の重要性

今後、人口減少の克服のためには、これまで以上の取組みが必要となるが、その前提として人口減少に対する危機認識の共有がより重要になってくるものと考えられる。

これまで、「1.57ショック」を経験した1990（平成2）年以降、現在に至るまで、国としても人口減少社会の到来への危機感を強めながら総合的に取組みを進めてきているが、人口減少が現実となって進行し始めている今こそ、改めて、国や地方自治体だけでなく、企業や地域も含め、国民全体での危機認識を高め、それぞれの主体における取組強化の原動力としていくことが重要である。

(2) 人々の意識や地域の実情を切実に受け止め、人口減少の背景の的確な把握・分析等をもとに、有効な対応策を見出していくことの重要性

我が国では1974（昭和49）年以降、合計特殊出生率が人口置換水準を下回ってきた。この時期以降の出生率の低下の主な要因は、若い世代の未婚率の上昇であり、これが、晩婚化のみならず非婚化（生涯未婚率の上昇）にもつながっていった。その大きな背景のひとつに、女性の就業と社会での活躍が進む中でも、家庭で妻が育児・家事負担の大半を担う性別役割分担の構図や、仕事と家庭の両立が難しい状況が依然として続き、結婚や出産を希望しつつも、仕事か子育てかの二者択一に直面せざるを得なかった女性の切実な要請に、社会全体が十分に応えてこられなかった状況がある。

また、待機児童が多いなど子育て環境の厳しい状況にある東京や首都圏において、とりわけ出生率が低く、首都圏に日本の人口が集中することにより、日本全体の出生率の低下につながっている状況がある。

これらのことは、今後の人口減少の克服のための取組みを考えるにあたり、あらためて、人々の行動・意識やその変容、地域の実情などを切実に受け止め、その背景の的確な把握・分析等をもとに、有効な対応策を的確に見出して、実行していくことが重要であることを示唆している。

(3) 若者の結婚、出産、子育ての希望の実現に総力をあげて取り組む。取り組みの着実な継続・強化と、希望がかなう実感の積み重ねにより、希望・理想の更なる高まりにつながっていくことが重要

若者の結婚、出産、子育てに関わる希望と現実が乖離している状況のなか、若者が実際に希望する子どもの数を持てるようにするなど、理想や希望を実現できる環境を整備すべく、様々な対策に取り組んでいくことが重要である。とりわけ重要となるのが、安定した雇用の確保、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、男女ともに仕事と家庭を両立できる環境整備と支援等、子育ての様々な負担の軽減の取り組みである。

このような、希望の実現のための施策の充実や環境整備に総力をあげて取り組むとともに、充実した新たな制度や取り組みの進捗や改善点を国民に向けて分かりやすく示し、安心して子どもを産み育てられるための各種制度、サービスが備わっていることを、国民が広く認識でき、十二分に活用していけるようにすることも、あわせて重要である。国民が出産や子育ての不安を抱えたままだったり、様々な施策や制度の情報を十分に知らずに、活用できない中では、希望の実現をあきらめてしまうことにもつながる。このためにも、妊娠・出産・子育て期を通じて一貫して利用できる包括的な相談・支援を、子育て家庭が身近に利用できる体制を確保し、ここであわせて、必要な制度、サービスや支援の情報も気軽に入手できる体制が求められる。

このような様々な支援の取り組みや、子育て世代がサービスを利用することにより、子育ての不安や負担が軽減され、男性の積極的な育児参画なども通じて夫婦で子育てをする喜びと楽しさを実感でき、出産後も就業を継続して仕事と家庭が両立できるようになる中で、結婚や子育ての希望がかない、喜びを感じる実感が積み重なっていき、希望や理想の更なる高まりにもつながっていくようにすることが重要である*20。

(4) 非婚化・晩婚化への一層のアプローチの重要性

これまでの人口減少に関わる施策としては、保育等の子育てに関する支援がまず先行して実施され、充実されてきた。しかし、人口減少の背景に関する分析を通してわかるとおり、そもそも安定した雇用環境にないことや、結婚や出会いの機会に恵まれないことから、非婚化・晩婚化が進んでいる実態もうかがえる。

このような状況の中で、今後の人口減少対策・少子化対策の取り組みとしては、従来の保育の受け皿などの子育てに関する支援の充実に加え、若年者の雇用の安定など非婚化・晩婚化へのアプローチの視点が一層重要となる。

(5) 地方創生の取り組みをはじめ様々な施策が少子化対策と連動し、人口減少の流れを変えていくことの重要性

これまでの人口減少の対策のための取り組みを振り返ると、例えば保育の受け皿整備といった、個々の施策で見れば、その充実が図られ、一定の成果が得られてきた。

その一方で、保育の受け皿整備が、これを上回る保育ニーズの増加に追いつかず、主に首都圏や都市部において、現在に至るまで待機児童の解消に至っていない状況もある。

* 20 序章第2節でも触れた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（平成26年12月27日閣議決定）において、若い世代の結婚、出産に関わる希望が実現すれば、合計特出生率が1.8程度に向上するとしている。さらに、出生率が2030～2040年ごろまでに人口置換水準である2.07まで改善すれば、2060年に総人口1億人程度を確保し、その後2090年頃に人口が定常状態になっていくとしている。そして、そのためには、国民の希望や理想が、更に高まっていくことが重要となる。

このような中、今後は、更なる保育の受け皿の整備に努め、保育ニーズにしっかりと対応していく一方で、地方での雇用の創出等の、地方創生の取組みを更に推進し、首都圏に人口が集中する流れを変えていくことが、結果として保育ニーズの充足につながることも、少子化対策と地方創生の連動が一層重要になる。

このように、人口減少の克服に向けての取組みの実効性をより高めていくために、さまざまな施策が横断的・総合的に講じられ、それが連動し相まって人口減少の全体の流れを変えていけるようにすることが重要となる。

このほか、人口減少と高齢化が同時に進行することによる労働供給の制約は、我が国の経済の成長を押し下げる方向に働くことになる。我が国が持続可能な成長を続けるためには、少子化対策を進めるとともに、女性や高齢者の雇用拡大により、生産年齢人口及び高齢人口における労働力率を引き上げることで労働供給を確保することが必要である。また、若者の雇用の安定や障害者の雇用促進を図ることも重要である。

(6) 人口減少・高齢化が進む中でも安心して生活できる基盤を維持する施策の検討

人口の減少に歯止めをかけるため、人口減少の要因や背景に着目した取組みを進める必要がある一方、人口推移の分析も踏まえると、今後ある程度の人口減少が引き起こされることは避けられない状況にある。

この点、人口減少がもたらす影響の中でも特に、地域社会に対する影響は、国民の日々の生活に直結する大きな問題であるが、国民の意識の分析からも、地方で人口減少が進む中であってもその地方に愛着をもって住み続けたい者は多いことがみえてくる。こうしたそれぞれの地域での住民の居住を支え、安心した生活を維持していくためには、人口減少やそれに伴う高齢化が進む中でも必要な生活基盤を維持するための取組みや工夫が必要となり、このことが、人口減少の克服の一つの側面として重要となってくる。

3 人口減少克服のために必要となる具体的施策の方向性

今後の人口減少克服のためには、上で述べた基本的姿勢に則った取組みの推進が必要と考えられる。中でも厚生労働行政分野における今後の具体的な施策の方向性については、人口減少の克服の2つの観点、すなわち、人口減少に歯止めをかける観点と、人口減少が進む中でも必要な生活基盤を維持する観点とに分けて、特に次のような方向性が重要となってくる。

(1) 人口減少に歯止めをかける観点

まず、人口減少に歯止めをかける観点からは、若い世代が結婚の希望を実現し、新しい世代を希望どおり生み育てられるようにしていくことが重要となり、とりわけ、以下の取組みが求められる。

- ①若者の雇用の安定を確保すること。また、地方で雇いを拡大し、地元に住み続けたい人や地方に住みたい人が地方で就業して、結婚・子育てなど生活を営めるようにし、地方からの人材の流出を食い止めて、東京への一極集中に歯止めをかけること
- ②すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境の実現のために、保育の受け皿整備による待機児童の解消のみならず、妊娠、出産、子育て期にわたる総合的な相談・支

援を地域で身近に利用できる体制を整備するなど、地域で子育てを支える取組みや体制を充実させること

- ③ワークライフバランスを実現し、仕事と子育てを両立できる環境が整備されるよう、長時間労働の是正をはじめとした働き方の見直しを進めるとともに、両立支援に関わる企業等の取組みを一層促進すること

(2) 人口減少やそれに伴う高齢化が進む中でも必要な生活基盤を維持する観点

人口減少に歯止めをかける取組みを進めつつも、ある程度の人口減少は避けられない中で、それに応じて、地域の実情に合わせた安心して暮らせる地域を作ることも重要となっており、そのためには次のような取組みが求められる。

- ①住み慣れた地域や自宅で生活を続けることができるよう、日常生活を支えるサービス基盤を確保するとともに、多様な主体による地域の支えあいの取組みを促進すること
- ②人材確保やサービス提供が困難な地域の増加を想定し、限られた施設で様々な福祉サービスの一体的な提供を可能とすること
- ③さらに、福祉サービスの担い手が不足する中で生活基盤を維持する観点から、福祉ニーズの変動等に即応できる福祉サービスの提供の仕組みや総合的な福祉人材の育成等についても検討すること